

I 準備研究

平和条約締結の方式および時期に関する考察

平和条約締結ノ方式及締結時期ニ關スル考察

二〇、一〇、二二 條三

目 次

第一 平和条約締結ノ必要

第二 平和条約締結ノ方式

第三 平和条約ノ内容タルカ又ハ平和条約締結ニ際シ解決スヘキ諸問題

第四 平和条約締結ノ時期

一、平和条約締結ノ必要ノ程度

二、日露講和條約ノ性格ト大東亞戰爭終結ノ平和條約ノ性格ノ對比

三、「ヴェルサイユ」講和條約ト大東亞戰爭平和條約トノ對比

四、降伏文書（及「ポツダム」宣言）ト平和條約トノ關係

第一 平和条約締結ノ必要

大東亞戰爭ハ「ポツダム」宣言ノ受諾及降伏文書ノ署名ニ依リ終了セルガ帝國ガ交戰國タリシ國トノ間ニ通常ノ平和關係ヲ樹立スル爲ニハ平和條約ノ締結ヲ必要トスト思考セラルル處平和條約ノ締結ニ付テハ「ポツダム」宣言及降伏文書ニハ何等觸ルル所ナシ然レドモ左ノ理由ニ依リ今後帝國ト聯合諸國トノ間ニ平和條約ガ締結サルベキモノト認メラル。

（一）帝國ガ今次敗戦ニ依リ併合又ハ分割セラルルモノニ非ザル以上平和條約ノ締結ニ依リ交戰國間ニ平和關係ノ設定ガ行ハルルハ國際ノ慣例ナリ。

（二）對獨「ポツダム」宣言ハ樞軸諸國トノ平和條約案ヲ「ロンドン」ノ外相會議ニテ起草スルコトヲ明カニシ居リ帝國ニ付テノミ平和條約ノ締結ナシト考フベキ理由ナシ。

- (三) 聯合國ハ對日戰爭ノ果實ヲ分配スル必要アル處右分配ハ帝國ト聯合國トノ國際約束ニ依ラザレバ行フコトヲ得ザルベシ。

第二 平和條約締結ノ方式

平和條約ノ締結ニ付テハ場合ヲ分チテ考察シ得ベシ。

- (一) 聯合諸國全体ト帝國トノ間ニ單一ノ平和條約ヲ締結スル場合
現在ニ於テハ右場合ノ可能性最モ大ナリ。
- (二) 聯合諸國ノ一又ハ二以上ノ國家ト別個ノ平和條約ヲ締結スル場合
現在ニ於テハ右ノ如キ可能性寡シト雖モ國際政局ノ變轉如何ニ依リテハ蘇聯邦又ハ中華民國等ト別個ノ講和條約ヲ締結スルニ至ル場合ナシトハ斷言シ得ザルベシ。
- (三) 平和條約案ノ作成ニ帝國政府ガ干與スル場合
平和會議ニ於テ帝國政府代表ガ權利トシテ發言シ得ル可能性ハ極メテ少シト認メラル。
- (四) 平和條約案ノ作成ニ帝國政府ガ干與セシメラレザル場合
此ノ場合ニ於テハ帝國政府代表ハ先方ノ提案ニ署名調印スルノ外ナキ處先方提出案ニ我方ガ満足シ能ハザルトキハ我方ハ對案ヲ提出スルカ又ハ意見書ヲ提出スルノ要アルベク其ノ際ハ極メテ迅速ニ右對案又ハ意見書ヲ作成スルノ要アルベシ。
因ニ「パリ」講和會議ニ於テハ千九百十九年五月七日平和條約案ヲ「ドイツ」全權ニ交付セルガ同月二十九日ニハ「ドイツ」政府ハ浩澣ナル對案ヲ提出セリ而シテ右平和條約案ハ極メテ些少ナル變更ヲ加ヘラレタル後六月二十八日「ヴェルサイユ」ニ於テ調印ヲ見タリ。

第三 平和條約ノ内容タルカ又ハ平和條約ノ締結ニ際シ解決スベキ諸問題

- 一、「ポツダム」宣言又ハ降伏文書ガ履行セラレタリトカ又ハ履行スベキ旨ヲ平和條約ニ記載スルカ又ハ規定スル問題
右ハ平和條約ガ「ポツダム」宣言ノ實施完了後ニ締結サルルヤ或ハ又右完了前ニ締結セラルルヤニモ懸リ居ル處「ポツダム」宣言ノ實施完了ハ聯合國ノ認定スル所ナルベキモ右完了ニ付平和條約ニ記載スルノ

必要又ハ便宜ヲ生ズルコトアルベシ。

二、聯合國憲章ヘノ參加問題

帝國ガ今後國際社會ノ通常ナル一員タル爲ニハ米英(蘇)ヲ中心トシテ少クトモ今後數年ニ亙リ世界秩序ヲ構成スルモノト豫見セラルル聯合國憲章ニ參加スルノ要アルヘク而シテ右參加ハ平和條約ノ一規定トシテ行ハルル場合アルベシ。

尙右憲章ノ外帝國ハ國際經濟及金融機構ニ平和條約ノ署名ト共ニ參加スル場合アルベシ。

聯合國憲章竝ニ國際經濟及金融機構ヘノ參加ハ平和條約ノ締結ニ先チ行ハルルコトハ困難ナルヤモ知レザルモ少クトモ平和條約ノ規定ニ依リ又ハ平和條約ノ締結ト□□ニ之ニ參加スルコト極メテ望マシト思考ス。

三、領土問題

本問題ニ付テハ後述第四ノ四參照

四、賠償問題

本問題ハ占領軍軍費問題、大東亞諸國ニ對スル帝國ノ債務額ノ決定及其ノ支拂問題竝ニ割讓地域内ニ在ル帝國ノ積極財産ノ歸屬ト共ニ平和條約ノ規定スベキ重要問題ノ一ト認メラル。

五、軍備制限問題

平和條約ニ於テ帝國ノ軍備カ全然禁止セラルルヤ否ヤハ未タ不明ナリ尙本問題ニ關聯シ警察力ノ制限モ亦問題トナルベシ。

六、工業制限問題

本問題ハ「ポツダム」宣言第十一項ト關聯ス。尙商船、航空機、航路及航空路モ問題トナル可能性ナキニ非ス。

七、保障問題

平和條約實施ノ保障トシテ帝國ノ一部ヲ占領スルコトアルベキ旨規定スル可能性ナキニ非ズ。

八、多數國間條約ノ復活問題

郵便、電信、衛生、阿片、工業所有權著作権等ニ關スル多數國間條約ノ運命ニ付テモ平和條約ニ規定セラルル可能性アリ。

第四 平和條約締結ノ時期

一、平和條約締結ノ必要ノ程度

帝國ノ締結スヘキ平和條約カ何時締結セラルルヤノ問題ハ帝國カ如何ニ平和條約ノ締結ヲ要スルモ戰勝國タル聯合國ノ合意ナクシハ平和條約ハ成立シ得サルモノナルヲ以テ結局聯合國カ帝國トノ平和條約ヲ如何ナル程度迄必要トシ居ルヤニ懸リ居ルモノト謂フヘシ。換言セハ聯合國カ帝國トノ平和條約ヲ以テセサレハ解決シ能ハサル問題ヲ有シ帝國トノ平和條約ナキ狀態カ如何ナル程度迄聯合國ニ取り不便ナルカニ懸リ居ルモノト考ヘラル。

二、日露講和條約ノ性格ト大東亞平和條約ノ性格トノ對比

前記一、ニ關シ今後締結セラルヘキ平和條約ノ性格ト日露講和條約ノ性格トヲ比較スルニ根本的差異アルコトハ注目ニ値ス。

日露講和談判ハ帝國カ陸軍ニ關スル限り決定的勝利ノ望ミヲ失ヒ他方露國カ海軍ニ關スル限り勝利ノ望ミヲ失ヒ兩國共ニ戰勝ノ極メ手ヲ失フト共ニ異同等ニ戰爭ノ繼續ヲ希望セサルニ至リタル爲帝國ノ要請ニ依ル「ローズベルト」大統領ノ仲介ニ依リ開催セラレ講和條約案ハ休戰條約ニ先チ成立ヲ見タリ、兩國ノ軍事的鬭爭ハ樽俎折衝ノ間ニ於ケル外交的鬭爭ニ舞台ヲ轉セルナリ既ニシテ兩國ハ共ニ進ンテ軍事的鬭爭ヲ外交的鬭爭ニ變シタルヲ以テ戰爭ノ結果ハ最モ速ニ講和條約ニ表現セラレタリ、即チ帝國政府「ローズベルト」大統領^(頭カ)ニ對スル講和斡旋ノ提議ハ明治三十八年五月三十一日ニ爲サレ講和會議ハ同年八月八日ヨリ開催セラレ九月五日講和條約ノ調印ヲ見タリ。

然ルニ今次終戰ニ當リテハ帝國ハ抗戰ヲ止メ其ノ陸海軍ハ聯合國ニ降伏セリ而シテ帝國ノ抗戰カ聯合國ノ處置ニ依リ徹底的ニ破壊セラルルヲ以テ軍事的鬭爭ハ一方の勝利ニ歸シ最早帝國ト聯合國トノ間ニハ外交的鬭爭ヲ行フ餘地ハ少トサレリ從ツテ聯合國全體ヲ一體トシテ見

レハ平和條約ノ締結ヲ遲延セシムルモ帝國カ戰力ヲ恢復スルノ惧ナキヲ以テ此ノ點ヨリシテハ平和條約ノ締結ヲ急クノ必要ハ毫モナシ然レトモ聯合國相互間ノ鬭爭ハ對日戰爭ノ終了ト共ニ次第ニ表面ニ現ハレ來リ右鬭爭ノ一タル對日戰勝ノ果實ノ分配ハ平和條約ニ依ラサレハ最終的ニハ決定スル能ハス「ポツダム」宣言實施ノ過程ハ東亞ニ於ケル聯合國間鬭爭ヲ表現スルモノナルモ此ノ點ニ於テ聯合國ハ講和條約ヲ締結シテ戰果ヲ分ツニ非サレハ東亞ノ安定ヲ確保シ得ス東亞カ安定セラレサレハ此處ニ經濟的平和的進出ヲ計ル爲ニ種種ノ障害ヲ感スヘシ。

三、「ヴェルサイユ」講和條約ト大東亞戰爭平和條約トノ比較

次ニ「ヴェルサイユ」講和條約ノ内容ト帝國カ今後締結スヘキ平和條約ノ内容ト爲ルヘキモノトヲ比較スルニ聯合國ハ「ヴェルサイユ」平和會議當時ニ於ケル程緊急ニ平和條約ヲ成立セシムル必要ハナシト認メラル右理由左ノ通

- (一)「ヴェルサイユ」平和條約規定ハ劈頭ニ於テ大戰後ノ平和機構トシテ國際聯盟ヲ成立セシメタリ然ルニ今次戰爭中ニ於テハ世界平和機構トシテ既ニ聯合國憲章ノ成立ヲ見居リ最早對日平和條約ヲ俟ツノ要ナシ又今後ノ平和維持ニ重大ナル關係ヲ有スル原子爆彈ノ管理ハ對日平和條約ト關係ナク處置セラルルモノト考ヘ誤リナカルヘシ
- (二) 戰爭犯罪人ノ處罰ニ付テハ第一次世界大戰ノ休戰條約ニハ觸ルル所ナク

「ヴェルサイユ」平和條約ニ於テ規定セラレタリ然ルニ今次戰爭ニ於テ聯合國國民ノ戰意昂揚ニ少ナカラサル效果ヲ舉ケ從ツテ其ノ措置ニシテ緩ニ失センカ聯合國政府カ民意ニ反スルノ惧アリト認メラルル所謂慘虐行爲モ亦帝國ノ受諾セル「ポツダム」宣言ノ戰爭犯罪人ノ處罰ノ規定ニ依リ處理セラレ平和條約ノ規定ヲ俟ツノ要ナシ

- (三) 領土ノ變更ニ付テハ「ウイルソン」ノ十四箇條ハ「カイロ」宣言ニ比シ具體性ヲ缺クト共ニ歐洲ノ地理的民族的様相ハ東亞ノ夫レニ比

シテ極メテ復雜^(複々)ニシテ歐洲ノ安定ノ爲ニハ至急平和條約ヲ以テ之ヲ規定スルノ要アリタリ然ルニ大東亞戰爭終結ニ當リテ帝國ノ喪失スヘキ地域竝ニ其ノ歸屬ハ略々「カイロ」宣言及「ポツダム」宣言第八項ニ於テ明カニセラレ居リ之亦「ヴェルサイユ」條約當時ノ如ク事急ヲ要スルモノニハ非ルヘシ

(四) 賠償ニ付テハ世界大戰當時佛國ハ賠償金ヲ以テ戰災地復興ヲ企圖セサルヲ得サルノ經濟狀況ニ在リ早急ニ條約規定ニ依ル賠償ノ取立ヲ必要トセリ然ルニ終戰ニ當リ帝國ノ經濟力ハ窮迫シ居リ之ヨリ取立ツヘキ賠償ハ事實上多クヲ期待シ得ス而シテ第一次世界大戰終結當時ノ佛國ノ如ク實力大ナル國家ニシテ賠償ヲ取ラント汲々トシ居ル國家ハ今次戰爭ノ終結ニ當リテハ存セサルナリ

(五) 前記諸問題ノ外第一次世界大戰ノ終結ニ當リテハ國際労働機關及歐洲^(複々)ノ復雜ナル交通關係ノ處理モ平和條約ノ規定ニ俟タサルヘカラサリシモ今次大東亞戰爭終結ニ當リテハ労働機關ノ問題ハ既ニ別ニ國際協定ノ成立セルアリ又東亞ノ交通關係ハ地理的ニ簡單ニシテ平和條約ノ規定ヲ俟ツノ必要殆ントナカルヘシ

四、降伏文書（及「ポツダム」宣言）ト平和條約トノ關係

(一) 推論其ノ一

降伏文書ハ現在帝國ト聯合國トノ關係ヲ規律スル正式ナル文書ト認めラルル處右文書第八項ニ依レハ天皇及日本國政府ノ國家統治ノ權限ハ右降伏條項ヲ實施スル爲適當ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カレ居リ又右文書第六項ニ依レハ聯合國最高司令官ハ「ポツダム」宣言ヲ實施スル爲天皇及日本政府ニ對シ命令ヲ發スルコトヲ要求スル權限ヲ有シ從テ帝國ノ主權ハ重大ナル制限ヲ蒙リ居ル次第ナリ。

然レトモ「ポツダム」宣言第十二項ニ依レハ「前記諸目的（第六項乃至第十一項）ガ達成セラレ且日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ聯合

國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラルヘシ」ト規定セラレ居リ右規定ニ依リ聯合國ノ占領軍ノ撤收ヲ見ルニ至ラハ降伏文書第六項ニ規定セル聯合國最高司令官ノ權限ハ「ポツダム」宣言ノ實施ノ終了ニ依リ當然ニ其ノ目的ヲ失ヒテ消滅スルニ至ルヘシ、即チ前記ノ日本國ノ主權ガ制限ヲ受ケ居ル狀態ハ過渡的ノ狀態ト認メラル。

然ルニ平和條約ノ規定ハ夫レ自身國家間ノ交戰關係ヲ終極的ニ消滅セシメ平和關係ヲ設定スルモノニシテ右ノ如キ終極的ニ平和關係ヲ定ムル條約ガ帝國ヲ國際社會ノ完全ナル能力アル一員トシテ認ムルモノトセハ右條約ハ第一ニ法理的ニハ降伏文書ノ主權制限ノ規定ト兩立スルヲ得サルヘク換言セハ降伏文書カ其ノ儘有效ニシテ同時ニ平和條約ガ無條件ニ有效トナル狀態ハ生ゼサルモノト豫測セラル第二ニ平和條約ヲ右ノ如キ主權制限ヲ受ケ居ル國家トノ間ニ成立セシムルハ契約カニケ以上ノ自由意思ノ相互的制限ニ依リ成立ストノ見解即チ「デモクラシー」ノ根本ニ存スル個人主義思想ニ矛盾スルモノト言フヘシ。

然レトモ「ポツダム」宣言ノ實施ヲ終了セル帝國ト聯合國トノ關係ハ最早降伏文書ヲ以テ規律シ得サルニ至ルハ前述ノ通ニシテ右ノ場合ニ於テハ帝國ト聯合國トノ法律的關係ハ消滅スルニ至ルヘシ、仍テ新ニ此ノ關係ヲ規律スル爲降伏文書ニ代フルニ平和條約ヲ以テスルコト最モ便宜且妥當ナルヘシト思考セラル右ノ如クニシテ平和條約締結及實施ニ至ル經緯ヲ圖示スレバ左ノ通ナルヘシ。

帝國ニ於テ	聯合國側ニ於テ
(一)「ポツダム」宣言第六項乃至第十一項ノ實施完了及同宣言第十二項規定ノ政府ノ樹立	(一)平和會議又ハ平和條約案起草ノ爲ノ會議開催 (二)平和條約案ノ日本政府ニ對スル提示

- (二) 聯合國占領軍ノ撤收
 - (三) 聯合國最高司令官ノ權限ノ消滅
 - (四) 同司令官ノ發シタル指令其ノ他一切ノ命令ノ效力ノ終止
 - (五) 日本國ノ主權ノ制限ノ解除
 - (六) 平和條約ノ署名
 - (七) 平和條約ノ實施
- 備考 (二)乃至(五)又ハ(六)乃至(七)ハ同時ニ起ル現象タルコトアルベシ

- (三) 平和條約ノ署名
- (四) 平和條約ノ實施

(二) 推論其ノ二

前記推論其ノ一ニ於テ問題トナル點ハ「ポツダム」宣言第八項ノ實施ナリ、本項ヲ實施スル爲ニハ宣言國及宣言參加國ノ首班カ日本國ノ主權ノ行ハルル諸小島ヲ決定スルノ要アリ右決定ノ後帝國政府ハ現在日本國ノ領土ニシテ右條項ニ依リ日本國ノ主權ノ行ハレサルヘキ地域ノ領土主權ヲ拋棄スルノ行爲ヲ必要トスヘシ

抑々「ポツダム」宣言第八項ヲ受諾セルコトハ單ニ帝國カ債務の義務ヲ受諾セルニ止ルモノニ非スシテ物權的ニ領土ヲ讓渡シ又ハ少クトモ一方の領土主權ヲ拋棄スル行爲ヲ必要トスヘシ、而シテ右ノ如キ物權的行爲カ平和條約ノ領土條項ニ依リテノミ行ハレ得ルモノトセハ「ポツダム」宣言ノ實施トシテ平和條約ノ締結ヲ必要トスルニ至リ¹¹⁷前記推論其ノ一ハ根本ヨリ崩壞シ平和條約締結後ニ非レハ「ポツダム」宣言ハ實施セラレズ又聯合國兵力モ日本國ヨリ撤收セラレザルニ至ルヘシ。

右ノ如キ結果ヲ回避スル方法トシテ左ノ二案思考セラル。

- (イ) 領土條項ヲ平和條約ヨリ切り離シ別個ノ條約トシテ平和條約

ニ先チ調印ス

- (ロ) 領土ノ拋棄ヲ帝國ガ宣言スルコトニ依リ「ポツダム」宣言第八項ガ實施セラレタリトス

(イ)ノ方法ハ帝國ト聯合國トノ合意ニ依ルヲ以テ「ポツダム」宣言第八項ノ實施トシテハ完全ナルヘキモ從來ノ戰爭ヨリ平和ノ恢復ニ至ル國際慣例ニ反シ特別ノ先例ヲ開クコトナルヘク(ロ)ノ方法ハ前記推論ノ一ヲ可能ナラシムル方法トシテハ最モ適當ノモノト思考セラルルモ右方法ノ實施ニ依リ聯合國ガ本項ノ實施ヲ完了セリト認定スルノ必要アリト認メラル。

(三) 結論

帝國ハ「ポツダム」宣言ヲ受諾シ(降伏文書第一項)且之ヲ誠實ニ履行スルノ義務ヲ負ヒ居ル(降伏文書第六項冒頭)處右履行カ誠實ナリヤ否ヤハ究極ニ於テ聯合國ノ判斷ニ俟タサルヘカラス從ツテ「ポツダム」宣言第八項ノ實施ニ付前記(イ)ノ方法ヲ採用スルコトナルカ又ハ(ロ)ノ方法ヲ採用スルコトナルカハ聯合國ノ意思ニ懸リ居ルモノト言フヘク之ヲ要スルニ領土割讓條約ノ締結若ハ平和條約ノ締結ノ後ニ「ポツダム」宣言ガ實施セラレタリトスルヤ又ハ「ポツダム」宣言ノ實施後ニ平和條約カ締結セラルルヤノ問題モ聯合國ノ決定ニ俟タサルヲ得ザル所ナリ。而シテ今日右ニ關シ聯合國側ノ意嚮ヲ臆測スルニ足ル如キ情報ナシ。

2 昭和 20 年 11 月 21 日

平和条約問題研究幹事会の設置について

秘

昭和二〇、一一、二一

平和条約問題研究幹事会ノ件

一、幹事会ノ設置

平和条約締結問題ニ關シテハ情況ニ應シ將來權威アル委員會ノ設置等豫想セラルルモ差當リ主トシテ本問題ニ關スル豫備的研究ニ當ラシムル爲省内事務擔當官ヲ以テ「平和条約問題研究幹事会」ヲ構成ス

二、幹事会ノ組織

幹事長 條約局長

幹事 政務局第一、第三課長

〃 經濟局第一課長

〃 條約局第一、第二、第三課長

〃 調査局第一、第二、第三課長

〃 管理局第一部第一課長

〃 終戦連絡事務局總務部第一課長

幹事輔佐 幹事ノ指名スル事務官

三、幹事会ノ業務及運営

(イ) 平和条約問題ニ關スル豫備的研究ヲ主トス

(ロ) 業務分擔ノ爲所要ノ班ヲ設ケ主務者ヲ特定ス

(ハ) 業務進行ニ當リテハ隨時研究報告書ヲ作成シ幹部会、次官及大臣ニ報告シ所要ノ指示ヲ受ク

3 昭和 21 年 1 月 19 日

平和条約問題研究の分担に関する件

平和条約問題ノ分擔ニ關スル件

昭和二一、一、一九

平和条約問題研究幹事会ニ於テ平和条約問題ノ研究ヲ集大成スルコトト相成タルニ付政務局ノ關與スベキ諸問題ヲ左ノ通り分擔スルコトトセリ
尚各問題毎ニ斷片のニテモ結構ナルニ付一應一般問題ニ付テハ一月二十六日迄ニ又政治條項及經濟條項ニ付テハ一月三十一日迄ニ夫々原稿ヲ御提出相成度

政 務 一 課 長

〃 二 課 長

〃 三 課 長

〃 四 課 長

記

○一般問題

- 1、平和条約締結問題ニ關スル基本方針（政一課長）
- 2、平和条約締結問題ノ今後ノ成行ニ關スル觀測ト之ニ對處スル基本的準備施策方針（政二課長）
- 3、平和条約ノ内容ニ關スル原則の方針（政一課長）
- 4、聯合國側ノ提案スベキ平和条約案ノ内容ノ想定ト我方ノ希望スベキ平和条約ノ内容トノ比較検討（ト部事務官、廣瀬事務官）

○政治條項ニ關スル諸問題

- 1、政治條項ノ内容トシテ採上ゲラルベキ具體的問題ノ想定ト之ニ對スル具體の方針（稻垣事務官、竹内連絡官）
- 2、憲法問題（國体及民主主義問題ヲ含ム）ト平和条約（政三課長、小林連絡官）
- 3、領土條項（新關事務官、東郷事務官）

- 4、軍事條項（高橋事務官、小室通譯官）
- 5、聯合國憲章ヘノ參加問題（政二課長）
- 6、國籍問題ト平和條約（小島事務官、高田連絡官）

○經濟條項ニ關スル諸問題

- 1、經濟條項ノ内容トシテ採上ゲラルベキ具体的問題ノ想定ト之ニ對スル
具体的方針（政三課長）
- 2、賠償問題ト平和條約（政三課長）
- 3、産業制限問題ト平和條約（都留書記官）
- 4、世界通商參加問題ト平和條約（都留書記官、田中事務官）
- 5、國際通貨金融機構參加問題ト平和條約（都留書記官）
- 6、移民問題ト平和條約（田中事務官、高田書記官）
- 7、交通制限問題ト平和條約（西村書記官、廣岡書記官）

武器ヲ剝奪セラルルハ決シテ有利ノコトニ非ズ、然レドモ一旦同基金ニ加盟
スルニオイテハ一定ノ金出資ヲ見返リトシテ夫レニ數倍スル國際收支決濟能
力ヲ獲得シ、又復興開發銀行ヨリハ出資額ニ關係ナク長期ノ外國資本ヲ導入
スル事可能トナルモノナルヲ以テ、參加ニヨル利益ハ必ズシモ不利ニ劣ルト
云フニハ非ズ、何レニセヨ慎重ナル研究ヲ要スル問題ナリ

基金ニ參加ヲ企圖スルニオイテハ我ガ國トシテモ種々ノ準備工作ヲ必要トス、
第一ニ加盟ノ際決定セラルル平價ハ容易ニ變更シ得ザルモノナルヲ以テソレ
迄ニ物價水準ノ安定ヲ計ルコト肝要ナリ、第二ニ通貨基金ニセヨ復興開發銀
行ニセヨ其ノ出資割當額ハ當該加盟國ノ金又ハ米貨保有額ヲ基礎トシテ決定
セラレ而モ國際收支決濟能力ハ基金ノ出資割當額ニ大體比例シテ増大スルガ
故ニ（從ツテソノ割當額ガ過少ニ決定セラルルナラバ將來ノ國際收支決濟能
力ニ寄與スル所甚ダ少ナク參加ノ實質的效果モ殆ド期待シ得ザル事トナルガ
故ニ）參加ニ至ル準備期間ニ於テハ極力産金事業ヲ獎勵スルコトガ必要デア
リ、之ガ爲ニハ金ノ買上價格ヲ一般物價トノ關係ニ於テ調整スルコト必要ナ
リ、其他財政ノ徹底的緊縮、輸出産業ノ振興、國民消費ノ節減、更ニハ日本
銀行ノ改組等モ參加ノ爲ノ準備工作トシテノ觀點ヲ取入シテ之ヲ行フコト肝
要ナリ

4 昭和21年1月21日

國際通貨金融機構參加問題と平和条約

秘

（平和條約問題研究資料）

昭和二一、一、二一

課 題

經濟條項ニ關スル諸問題

- 5、國際通貨金融機構參加問題ト平和條約（研究試案）

政 務 局

- 5、國際通貨金融機構參加問題ト平和條約

國際通貨基金（International Monetary Fund）參加ノ可否ハ一應我ガ國トシ
テモ慎重ニ検討スベキ問題ナリ、畢竟スルニ本基金ハ平價變更ノ自由ナキ金
本位制度ノ實現ヲ企圖スルモノニシテ、金準備乃至ハ金生産能力少ナクシカ
モ國際收支カ國民經濟ニ及ボス影響ノ著ルシク大ナル日本トシテ平價切下ノ

想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、二六

課 題

一般問題

4、連合国側ノ提案スベキ平和条約案ノ内容ノ想定ト我方ノ希望スヘキ 平和条約ノ内容トノ比較検討 (研究試案)

政 務 局

目 次

一、前 言

二、根本方針

三、準據文書

四、体裁ノ想見

五、内容ノ想定ト之ニ對スル意見

(一)領土の條件

(1) 指導原則

(2) 問題ノ所在

(二)軍事的條件

(三)經濟的條件

(1) 再軍備ヲ可能ナラシムル如キ産業ノ制限

(2) 賠償ノ取立

(3) 原料ノ入手ト世界貿易ヘノ参加

(4) 交通ノ制限

一、前言

(一)前大戰後ノ「ヴェルサイユ」媾和條約ノ特質ハ左ノ二點ニ在リ

(1) 「命令セラレタル平和」ニシテ、條約案ニ對シ獨逸側ノ文書ニ依ル

「コメント」ガ一度ニ限り許サレ、聯合國ノ改訂案ハ五日間ノ最後通牒ヲ以テ調印ヲ要求セラレ、拒絶ハ戰爭再開ヲ意味スルコトカ宣告セラレタルコト

(2) 條約案ハ「ウイルソン」ノ努力ニ依リ獨逸降伏ノ際受諾セル十四「ポ

イント」ヲ基礎トシ作成セラレタルモ右ハ種々ノ點ニ於テ歪曲セラレタルコト

(二)第一點ニ關シテハ後ニ獨逸ハ勿論聯合國ノ輿論モ斯克ノ如ク強要セラレ

タル調印ハ道義的ニ獨逸ヲ拘束スルカナシトセラレ、第二點ニ關シテハ聯合國ノ公約違反ノ條約ハ「テインテッド・ドキュメント」ナリトセラルルニ至レリ

(三)本答案作成ニ當リ、E・H・カー著「平和條約以後ノ國際關係」ニ於ケ

ル「ヴェルサイユ」條約ニ就イテノ右ノ批評ヲ「前言」トシテ再録ス

二、根本方針

平和條約ハ客觀的世界情勢並ニ國內體制ノ熟サバル裡ニ之ヲ締結スルハ得策ニ非ラズ即チ「命令セラレタル平和」及「原則ヲ歪曲セル條件」ヲ避クル爲ニ於イテ十分ニ鎮靜スルヲ待ツヲ要スルヲ以テナリ從ツテ妥當ナル平和條約ヲ早期ニ締結セントスル努力ハソノ主力ヲ國內民主主義體制ノ確立等聯合國側ノ要望ニ合致スル如キ狀態ヲ齎ラシ其ノ敵愾心、憎惡、復讐心ノ自然的消失ヲ馴致スルニ向クルヲ要ス

三、準據文書

我國ノ調印スベキ平和條約ハ「ポツダム」宣言ニ準據シ、且ツソノ制限ヲ受クルモノナルベキハ、少クトモ道義的ニ規定セラルル處ナリ。乍併「ポツダム」宣言ノ規定シ居ラザル點ニ付キテハ、「カイロ」宣言、大西洋憲章、遠クハ「ウイルソン」ノ十四「ポイント」ヲモ援用シ得ベク、結局ハ「國際正義」ト「平和確保ニ最善ナル方法」トニ依リ規定セラレ、又セラルルコトヲ要ス、國際聯合規定モ此ノ意味ニ於テ研究セラルルヲ要ス

四、体裁ノ想定

平和條約ノ体裁ニ付キ豫見ヲ試ミルナラバ、右ハ交戦各國、特ニ米、華、英、佛、蘇、蘭、濠等直接戦闘ニ參加セル諸國トノ個別的及ビ包括的關係ヲ規定スルモノト、國際聯合ソノ他聯合國ノ設置セル國際機構トノ關係ヲ規定スルモノトヲ含ムベシ、乍併、斯カル細目ニ就キ具体的内容ヲ考慮スルハ未ダ可能ニモ非ズ又勞力ノ浪費ナルベシ、因ツテ以下日本ヲ中心トシテ日本側ヨリ見タル内容ニ付キ概観ヲ試ルコトトス

五、内容ノ想定ト之ニ對スル意見

(一)領土の條件

(1) 指導原則

「聯合國ハ平和條約ノ準據タルベキ大西洋憲章「ポツダム」宣言及「カイロ」宣言ニ於テ領土ノ増大ヲ求メズ」「關係國民ノ自由ニ表明セラレタル希望ト一致セサル領土の變更ヲ見ルヲ欲セス」(以上大西洋憲章)「同盟國ハ領土擴張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス」(「カイロ宣言」)トナシー應帝國主義的領土獲得ヲ否認シ合理的道義的領土問題ノ解決ヲ標榜シ居レリ

我方トシテモ之ニ異議ナカルベク寧ロ個々ノ場合ニ之ヲ援用シ有リナル解決ニ努ムベキナリ

(2) 問題ノ所在

「ポツダム」宣言及「カイロ」宣言ニ明示セラレアル條件ハ次ノ如シ

(イ)我方主權ノ限界(本州、北海道、四國及九州竝ニ其他ノ諸小島ニ局限セラル)

(ロ)太平洋諸島嶼ノ剝奪

(ハ)滿洲、臺灣、澎湖島等ノ中國ヘノ返還

(ニ)占領地ノ返還

(ホ)朝鮮ノ獨立

以上明示セラレアル所ヨリスレバ我方ノ本州、北海道、九州及四國

ニ對スル主權ハ確定的ナルモ、其他ノ諸島嶼ニ付テハ米國ノ初期ノ對日方針中「日本ノ主權ハ・・・「カイロ」宣言及米國ガ既ニ參加シ又ハ將來參加スルコトアルヘキ他ノ協定ニ依リ決定セラルベキ重要ナラサル附近島嶼ニ限ラルベシ」ト述ベアル點ヨリスルモ米國ノ海軍基地ノ要求等ヲ廻リ聯合國內ニ未ダ合意ハ存セサルベク問題ノ所在ハ此點ニ在リト云フヘシ

千島及南樺太ノ「ソ」聯ヘノ割讓ノ如キハ單ニ「ソ」聯政府ノ聲明スル所ニ止マリ我方トシテ必ズシモ無條件ニ應ズベキ所ノモノニ非ルベク我方ノ「暴力或ハ貧欲ニ依リ略取」シタル所ナリトハ一方的ニ之ヲ決定シ得サルハ勿論其ノ歴史的經緯及ビ住民ノ構成ヨリスルモ異議ノ存スル所ナリ

^(ママ)流球諸島ニ付テモ我方ノ領土トナリタル經緯ニツキ種々議論アランモ之亦無條件ニ支那ノ主權ヲ認ムルノ要ナク一步之ヲ讓ルトスルモ「關係國民ノ自由ニ表明セラレタル希望」ト一致スル如キ人民投票等ノ手段ニ依リ決定セラルベク主張スルノ要アリ、沖縄本島ノ米軍事基地化ニ就キテハ我領土トシテ米ニ之ヲ認ムルコト然ルヘシ

(二)軍事的條件

彼等ノ窮局ノ目的ハ平和的日本ノ建設ニシテ其ノ反面ハ日本ノ非軍國主義化、軍事能力ノ徹底的破壊トナルヘク此ノ意味ニ於テ我方ニ對シ軍事的ニ課セラレルヘキ條件ハ過酷ト云ハンヨリハ寧ロ問題外ト云フヘキモノナルヘシ

然シテ軍事的ニハ終戰以來聯合國側ノ最モ意ヲ注キアル所ニシテ平和條約締結ニ際シテハ唯其ノ既成事實ヲ改メテ條文化スル如キモノナルヘシ尙將來ニ亘リテ日本ヲ完全ニ非武裝化セントスル規定ヲ設クヘキ意向存スルナランモ我方ヲ國際法上ノ永世中立國ノ如キ地位ニ立タシムルカ如キ場合ハ暫ク措キ少クトモ獨立國トシテ存續スル以上自己防衛ノ最少限ノ軍備ノ必要ハ論ヲ俟タス當然之ヲ要求シ得ヘク新ナル基盤ニ立ツ防禦的平和的軍備ヲ許容セラルヘク力説スルノ要アリ

軍事的條件ニ關聯シ軍需産業、航空機、海運等交通關係ノ問題存スルモ別項ニ譲ル

(三) 經濟的條件

(1) 再軍備ヲ可能ナラシムル如キ産業ノ制限。

何ガ再軍備ヲ可能ナラシムル産業ナルカニ付問題存ス、航空機工業、自動車工業、造船業、工作機械工業、鐵鋼業、「アルミ」工業、化學工業、海運業等ハ問題トナル産業ナリ。

右ノ中航空機工業ハソノ維持ヲ許サザルベシ他ハ数量又ハ金額ヲ制限シ之ヲ維持セシムルニ非ルヤ。

我方ノ希望ハ「國際聯合」代表者ノ嚴重ナル監督ヲ容認シソノ代リニ此レ等産業ノ維持發展ヲ自由ナラシムルコトヲ要求スベシ、(聯合國ノ目的ハ再軍備ノ防止ニアリ、且ツ産業ニシテ軍備ニ無關係ナルモノナシ、聯合國ハ監督權ヲ得ルコトニ依リコノ複雑ナル問題ヲ解決スベキナリ、我方ヨリ言ヘバ監督ヲ主權ノ毀損ナリトスル考ヘハ世界ノ大勢ニ合致セズ) 産業施設徹廢ノ寛大化ヲ求ムルヨリハ假ニ一時ハ全面的ニ除去セラルルモノノ再建ト發展トノ自由ヲ求ムベキナリ。但シ日本民族ノ奴隸化乃至日本國民ノ滅亡ヲ來シ或ヒハ平和的且生産的生活ヲ不可能ナラシムル如キ民生産業ノ剝奪ハ「ポツダム」宣言ニ於テ否定セラル。

(2) 賠償ノ取立

再軍備ヲ可能ナラシムル産業設備、及ビ最少限ノ民生經濟維持ト「公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業」設備ハ賠償トシ除去セラルベク更ニ数年乃至数十年ニ亘ル實物賠償ヲ取立テラルベシ。

我方トシテハ「最少限ノ民生」ノ程度ヲ高カラシムル如ク努力スルヲ要ス「日本ノ侵略セル國家ノ民生ヨリモ高キ民生ヲ許サズ」ト言フハ、我方ノ受諾セル「ポツダム」宣言ニモソノ他ノ準據スベキ文書ニモ規定スル處無シ之ヲ正義ナリトスルハ機械的の正義觀ナルベク、

有機的の且ツ歴史的の正義觀ニ非ズ平和條約ノ目的トスル平和ノ恒久的維持ヲ達成スル所以ニモ非サルヘシ。

長期ニ亘ル繼續的の實物賠償ノ取立テハ之ヲ短期ナラシムル如ク努力スルハ勿論ナルモソノ世界ノ經濟ノ均衡的發展ニ資スル所以ナリヤ否ヤハ十分ニ検討スルヲ要ス、科學的ナル否定的の論文ヲ準備スルヲ要スベシ。

(3) 原料ノ入手ト世界貿易ヘノ參加

「ポツダム」宣言ノ規定スル處ニシテ問題無キ筈ナルモ第一ニ繼續的の實物賠償ノ爲ノ原料入手ニ制限アリテ我國ノ貧窮化ヲ齎ラシメサルコト、第二ニ原料ノ入手ハ勿論世界貿易ヘノ參加モ平和條約締結ト共ニ許サルルガ如ク努力スルヲ要ス、原料ノ入手ト通商トハ大西洋憲章ニ明記スルガ如ク國家ノ經濟的の繁榮ヲ齎スベキモノニシテ、我方トシテハ之ニ加ヘ實物賠償用ノ原料ヲ入手スベキモノナリ。繼續的の實物賠償ノ早期打切りハ此ノ二條件ノ満足セラルル限り必シモ之レニ執着スベキニ非ズ、蓋シ市場確保ノ實物宣傳トシテ繼續的の實物賠償程安全ナルモノハ存セサルヲ以テナリ (但シ右ハ良心の商品製作ヲ前提トス)

(4) 交通ノ制限

航空業ノ運營ハ之ヲ認メズ、海運業ノ運營ハ之ヲ制限スベシ航空業ハ嚴重ナル監督ノ下ニ自主的ニ運營スルモノヲモ認メサスベク努力スベキナリ。「ポツダム」宣言ニモ又他ノ文書ニモ之ヲ一國ニ對シ否定スル文言ナク恐ラクハ國際正義ノ原則ニモ反スベシ、海運業ニ就イテハ寧ろ積極的の各文書ノ高唱スル處ニシテ、「ポツダム」宣言ニ規定ナシ。一時船舶ノ全面的の徹廢^(撤去)ヲ行ハルルトモ海運ノ再建發達ノ自由ニ主點ヲ置キ之ヲ主張スベキナリ。

平和条約締結問題の今後の成り行きに関する観測

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、二九

課 題

一般問題

2、平和条約締結問題ノ今後ノ成行ニ關スル觀測（研究試案）

政 務 局

對日平和条約締結問題ノ今後ノ成行ノ觀測

(1) 平和条約締結ノ手續順序

日本ト聯合國トノ平和条約ハ先ツ「ポツダム」宣言ノ加入國タル米英蘇支四國ノ外相會議ニ依リ起草サレ、次テ日本ニ對シ積極的ニ戰爭ヲ遂行セル其ノ他ノ聯合諸國（佛、加、濠、和蘭、新西蘭、印度、比島）ヲモ加ヘテ召集サレル太平洋平和會議ニ於テ決定サルヘシ、斯クシテ締結サレタル平和条約ハ國際聯合ノ總會ニ提出サレ其ノ承認ヲ求メルコトトナルヘシ

右太平洋平和會議ノ構成員ハ極東委員會ノソレト同シト見ルヘキカ極東委員會ハ平和条約問題ニハ直接關與セサルモノト觀測セラル

(2) 平和条約締結ノ時期

日本トノ平和条約締結ノ時期ニ付テハ次ノ諸點考慮サレサル可ラス

(イ) 聯合國カ平和条約ヲ結フ場合右ハ日本ニ於テ一應聯合國側ニ於テ責任アル政府トシテ認ムルモノカ樹立サルルコトヲ前提トシ居レリ、現政府ハ斯ル段階ニ至ル迄ノ中間的存在トシテ考ヘラレ居ルカ故ニ之ヲ相手トシテ平和条約ノ締結ヲ問題トスルコトハアリ得サル所ナリ、從テ締結ノ時期ノ問題ハ日本ニ於ケル民主的責任政府ノ樹立ノ問題ト密接ナル關聯ヲ持ツ次第ナリ

更ニ「ポツダム」宣言ノ規定スル日本ノ非軍事化ノ實施ノ速度モ之

ト重要ナ關係ヲ有スルモノト思ハル

(ロ) 次ニ歐洲ニ於ケル平和条約締結ノ時期ニ依リ重要ナ影響ヲ受クヘシ、米英蘇三國ハ過般ノ莫斯科會議ニ依リ芬蘭、伊太利、羅馬尼、洪牙利、勃牙利等トノ平和条約締結ノ手續ヲ決定シタルカ之ニ依ルト右諸國トノ平和条約ヲ決定スヘキ歐洲平和會議ハ本年五月一日以前ニ召集サルヘキコトカ規定サレ居ルヲ以テ此等諸國トノ平和条約ノ締結ハ恐ラク本年半ハ頃ト一應豫定サル、獨逸トノ平和条約問題ハ獨逸ニ於ケル中央政府ノ成立ノ時期如何ノ問題ナルカ此ノ點聯合國ノ準備ハ未タ具體化ノ徵候ナク相當遅レルモノト思考セラル、然シ聯合國ニ於テ戰爭ノ終結シタル時期ニ從ツテ、獨逸トノ平和条約ヲ日本トノソレヨリ先ニスルト云フ如キ原則的決定ヲナシ居ルモノトハ思ハレサルヲ以テ此ノ點ハ問題ニスル必要ナキヤモ知レヌ

(ハ) 一九四八年ハ米國ニ於テ大統領選舉ノ年度ナリ、此ノ事實ハ「トルーマン」政權ヲシテ選舉戰開始以前ニ於テ平和条約ノ締結ヲ終リ之カ國內ノ政爭ニ依ツテ障礙ヲ受クルコトヲ避ケントスル態度ニ出ツルニ非ラズヤト想像サル

(ニ) 最後ニ米英蘇三國關係ノ成行カ本問題ニ多大ノ影響ヲ及スコトモ當然豫期サレサル可ラス

以上ノ諸點ヲ綜合シテ聯合國ノ對日平和条約問題ハ一九四七年後半期ニ於テ取上ケラルルニ非ラスヤト豫想サル（右ハ在京米人記者ニ付テ調査シタ結果トモ大體合致スルモノナリ）

経済条項の内容として採り上げられるべき具体的問題の 想定とこれに対する具体的方針

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、二九

課 題

経済条項ニ關スル諸問題

- 1、経済条項ノ内容トシテ採上ケラルヘキ具體的問題ノ想定ト之ニ對スル具體的方針（研究試案）

政 務 局

経済条項ノ内容トシテ採上ケラルヘキ具體的問題ノ想定ト之ニ對スル具體的方針

一、平和条約ニ於テ採上ケラルヘキ問題ノ想定

- (1) 日本處理ノ根本方針ニ基キ平和条約ニ於テモ日本ノ非軍事化力最大ノ目標トナルヘシ

経済条項ニ付テ考フルニ

- A、平和条約締結時迄ニ聯合國側ノ採リタル經濟上ノ非軍事化措置ニ對スル日本ノ確認乃至誓約
- B、將來ニ於ケル經濟上ノ非軍事化乃至保證措置ニ對スル日本ノ同意

ヲ主タル内容トスヘシ

- (2) 過去ノ措置ニ對スル確認乃至誓約

寧ロ誓約乃至證言のニ所要ノ措置ヲ完了セルコトニツキ日本政府ノ誓約ヲ取付クルト共ニ之ニ對スル日本政府ノ同意ヲ取付クルモノタルヘシ（例ヘハ補償ノ要求等ヲ爲ササル爲）

- (3) 將來ノ保證ニ對スル日本ノ同意

主トシテ「初期對日方針」第四部經濟一經濟上ノ非軍事化ナル項目

ニ掲ケラレアル量的質的經濟制限ニ關スル條項トナルヘシ其ノ具體的限界（例ヘハ鐵鋼生産量、「アルミニウム」特定化學製品ノ製造部門ノ禁止）ハ賠償ニ關聯シ事實上平和条約締結時迄ニハ明トセラレ居ルヘク研究ヲ要スル點ハ少カルヘシ寧ロ事實ノ編纂、集録ヲ主トスヘシ

例示セハ左ノ如シ

(一) 禁止及除去

- A、軍事力軍事施設目的物質ノ生産ノ禁止
- B、戰爭手段（艦船、航空機其ノ他）生産、修理専門施設ノ禁止
- C、日本ニトリ其價值カ主トシテ戰爭準備ニアル如キ生産部門ノ除去

^(ママ)
B、戰爭遂行能力用研究及教育

(二) 制限

- A、重工業ノ規模及性格ノ制限
- B、商船隊ノ制限

(三) 監視監督

- A、右禁止及制限ノ實施
- B、偽裝軍需産業
- C、外國貿易及金融
- D、國內産業、金融組織（財閥關係）

(4) 國際經濟關係ヘノ參加ニ關スル準備規定

(一) 輸出入及國際金融

- A、原料取得ニ關スル制限（量質、市場）
- B、輸出ニ關スル制限（品種、市場、價格）
- C、國際經濟協定ヘノ參加ノ制限
- D、國際金融機構ヘノ參加ノ條件
- E、輸出入監視機構

F、繼續的賠償

(二)國際交通通信ヘノ參加

(三)移民及海外渡航制限

二、右ニ對スル具體的方針

- (1)國內ノ平和的責任政府ノ樹立(平和主義基盤ノ確立)
- (2)監視機構ノ考案研究(我方案ノ樹立)
- (3)今日迄ニ聯合國側ノ採リタル諸措置ノ研究(特ニ賠償問題及産業研究制限問題ニ關スル實績ノ研究集録)
- (4)賠償問題ニ關スル折衝啓發(之即經濟條項ノ實質上ノ交渉ナルヘシ)
- (5)占領軍費、在外財産處分等ノ證據書類ノ保存
- (6)朝鮮、中國、比島等ニ於ケル技術保存措置

賠償問題ニ關シテハ精算狀の規定ヲ見ルニ止マルヘク唯繼續賠償存スルニ於テハ右ニ關スル規定含マルヘシ

8 昭和 21 年 1 月 30 日

^(編注1)松嶋・^(編注2)サンソム會見用資料

付 記 上記英文

秘

昭和二十一年一月三十日

松島次官極東委員會委員側トノ會見資料

政務局第一課

民主的平和日本ノ建設ノ爲ニ我國カ直面シテ居ル諸困難ニ付テハ聯合軍司令部ニ於テ充分御調査ニナツテ居リ貴官ニ報告サレルコトト存シマスカラ今日ハ貴官ノ職務遂行ノ御參考迄ニ現下ノ我國ニトリ最モ重要ナル諸問題ニ付我方ノ實狀及希望ヲ率直ニ申上ケ貴官ノ御盡力ヲ懇請シタイト思ヒマス。

一、天皇制問題

日本國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ就テハ政府モ國民モ嘗ツテ之ガ實現ニ邁進シツツアル次第デアリマス。唯民主主義政治ノ形態ハ申ス迄モ無ク、各國民ノ歴史、傳統、國民性、文化殊ニ政治意識發達ノ程度如何ニ依ツテ之ヲ異ニスルコトハ自然デアリマス。

我國ニ於キマシテハ建國以來今日ニ至ル迄天皇ガ國ノ元首トシテ君臨乃至統治セラレタノデアリマスガ、天皇ハ民ノ心ヲ以テ、大御心トセラレ、只管、人民ノ幸福ト世界ノ平和トヲ希念シ^(給カ)フト云フノガ國民的信念デアリマシテ國民一般ハ日本ノ國柄ヲ體現シタ民主的政治ハ現代ニ於テハ立憲君主制ニ依ツテ最モヨク實現セラレ得ルモノト考ヘテ居ルノデアリマス。即チ天皇制ノ理想的ナ形態ハ、實質的ニハ所謂「人民ニ依ル政治」ト一致スルト云フノガ國民大多數ノ抱イテ居ル考ヘデアリマス。加之天皇ハ我民族ノ宗家、即チ家族の主長デアラレ我國民ノ社會的、文化的、道德的ノ中心トナツテ居ラルルノデアリマス。即チ天皇ハ我國ノ政治的安定カタルノミナラズ我國民ノ精神の據リ所トナツテ居ラレルコトハ嚴然タル歴史的事實デアリマス。我國ノ安寧秩序ガ天皇制ノ下ニ於テ最モ

ヨク維持セラレ得ルト考ヘラレルノハ之レガ爲デアリマシテ、從ツテ「ボツダム」宣言ノ條件受諾ニ基ク諸々ノ義務ノ履行モ、將又、將來永遠ニ亘ル世界平和ヘノ寄與モ我國ニ於テハ立憲君主制ノ下ニ於テ最モ秩序正シク、平和裡ニ、圓滑ニ、且ツ確實ニ行ハレ得ルト見ルノガ今日、我國民ノ間ニ於テ健全ナル判斷力ヲモツモノノ通念トナツテ居ル次第デアリマス。率直ニ云ツテ我國民ハ適當ナ「ブレーキ」ガ無イト極端カラ極端ヘ走り易イ國民デアリマシテ、天皇制ハ良キ意味ニ於ケル「ブレーキ」ノ働キヲ爲シ遂ケテ居ルノデアリマシテ之レ無クシテハ我國ハ政治的ニモ社會的ニモ混亂ニ陥ル危險ガ甚タ大ナリト觀測セラレルノデアリマス。此點ハ聯合國側ニ於テ日本管理政策ヲ遂行スル上ニ極メテ重要ナ事項ト考ヘマスノデ特ニ御留意ヲ願ヒタイモノデアリマス。

一、經濟問題

現在日本ノ經濟ハ未ダニ虛脱狀態ヲ脱シテ居リマセン、勿論我が政府トシマシテハ、一日モ早く日本ノ經濟ヲ正シイ軌道ノ上ニ上ゲテ、再建ノ實ヲ舉ゲマス様日夜努力シテ居リマスガ如何ニセン荒廢シ切りタル我が産業ト將來ノ見込付カザル爲ノ人心不安トハ此ノ努力ガ徒勞ニ終ラザルヲ得ナイ危險ヲ招イテ居リマス。

人心安定ノ爲ノ精神の御援助ト産業回復ノ爲ノ物質の御援助トヲ切ニ希望セラルル次第デアリマス。就テハ以下ニ述ベマス諸項ニ就キ特別ノ御配慮ヲ賜リタイト存ジマス。

(1) 食糧輸入許可ノ促進

日本ノ生産萎縮ト人心不安トノ根本原因ガ食糧ノ不足ニ在リマスコトハ、萬人ガ認メテ居ル處デアリマス、目下聯合國總司令部ニ穀物三百萬屯餘ノ輸入ヲ懇請シテ居リマスガ之ニ關シテハ輸入ノ時期カ最モ重要デアリマシテ國民ノ行先不安ノ解消竝ニ之ニ伴ヒ惹起スベキ經濟的不安ノ一掃ガ日本經濟再建ノ基礎デアリマスノニ鑑ミ一日モ早く輸入ノ實現ニ至ルコトヲ希望スル次第デアリマス。

猶日本ハ國內ノ食糧増産ニ努力シテ居リマスガ本年度麥作^(デカ)ハ三月

迄ニ^(ルカ)磷酸肥料ヲ施スコトガ此ノ努力ニ大ナ^(ルカ)成果ヲ齎シマス次第デ
燐礦石輸入懇請ニ對シマシテ二月以前ニ輸入許可ヲ與ヘラレマス様
御盡力ヲ願ヒタイト存シマス。

(2) 賠償問題

賠償問題ニ就イテ聯合國側カ我方ヨリノ申出ヲ熱心ニ御研究下サレテ居リマスコトハ我方トシテ感謝ニ堪ヘマセン。我方ノ希望ニ就イテハ係官ヨリ詳細説明致サセマスカ、此處テ二三ノ意見ヲ申述ヘマスナラハ

第一ニ「ボーレー」大使ノ發表セラレタル賠償方針ニツキ、肥料工場、「ボールベアリング」製造工場、「アルミニウム」製造工場等ノ存置ニツキマシテハ既ニ希望ヲ申出テテアリマス。更ニ日本カ今後食糧ソノ他原料ヲ多量外國ヨリ輸入セサルヲ得ヌ狀況ニ在リ、ソノ爲ノ輸出産業ヲ相當大規模ニ保有スル絶對的必要カアリマスノテ既ニ發表セラレタモノ以外ニ就イテハ聯合國側ニ於テ絶對ニ必要ナルモノニ局限セラレマス様御盡力ヲ煩ハシタク希望ニ堪ヘマセン

第二ニ「ボーレー」大使ノ報告ニハ日本ノ海運ニツイテ未タ發表カアリマセス目下研究中ノ様ニ見受ケラレマスカ假ニ日本ニ遠洋航海カ認メラレマセヌコトニナリマス食糧及ヒ原料輸入ノ爲ノ船賃ハ今後ノ日本トシテハ極メテ大ナル負擔デアリマス日本ノ國民ニ取り海運ハ極メテ適當ナル産業テモアリマスカラコノ點モ考慮セラレテ少クモ日本ニ輸入セラルル物資ハ日本船ニテ運ビ得ル程度ノ海運力ヲ保持出來マス様御盡力ヲ願ヒマス

猶日本ハ今後漁業ニ活路ヲ見出ス必要カアリマスカ遠洋漁業ヲモ行ヒ得ル大型漁船ノ保有ヲ認メラレル様ニ保有船腹量ヲ御決定願ヒタイト存シマス

(3) 貿易封鎖ノ解除

日本ハ外國貿易ナクシテハ存立シ得サルコトハ御承知ノ通りデアリマシテ、現在ノ貿易封鎖ヲ出來ル限り速カニ解除セラレル様御盡力

ヲ得タク、又封鎖ノ期間モ明カニナリマスレハ、自然企業意欲モ回復増大致シ經濟再建モ促進サレルト思ヒマス、右ニ關シ成ルヘク速カニ米國始メ各國ノ經濟使節團ノ來朝方御盡力仰キタク存シマス。

(4) 外資ノ輸入促進

戰爭ニヨリ日本ノ經濟機構ハ全面的ニ損害ヲ蒙リ、ソノ復興ノ爲ノ資本資材ハ莫大ナ量ヲ要スル譯テアリマスカ虛脱狀態ニアル僅少ナ日本產業界ノ資本資材ヲ以テシテハ不十分テアリマスコトハ當然テアリマス、從ツテ出來ル限り早く外資ノ輸入ヲ圖リタイ希望テアリマス。聯合國側ニモ種々事情モアリマセウカ日本側ノ此ノ希望ニ就イテハ十分御了解ノ上實現方御盡力ヲ願ヒ度イト思ヒマス。

(5) 經濟の民主化運動ノ眞ノ意義徹底

目下新聞「ラヂオ」等テ經濟の民主化運動カ盛ニ提唱サレテキマスカ、卒直ニ申シマスナラハ、一般日本人ハ新シイ民主主義乃至自由主義ノ眞ノ意味ヲ充分悟ツテ居リマセヌ從テ過激ナ利己主義ヤ、階級鬭爭ノミヲ民主主義乃至自由主義ト心得テ、賃銀問題、買溜、怠業等ニ依リ徒ラニ經濟復興ヲ遲延セシメテアル傾向カアリマス。政府ニ於テハ右ニ對シ萬全ノ努力ハシテワリマスカ、司令部側ニ於テモ言論指導ノ際民主主義ノ社會連帶責任ノ觀念トカ民主主義ノ「サービス」ノ觀念トカニ付テモ十分強調シテ載キタクコノ點特ニ御配慮ヲ願ヒマス。

以上種々申上ケマシタ註文ハ或ヒハ勝手カマシク、或ハ無理ト思ハレルカモ知レマセヌカ、日本經濟ヲ再建シ、以テ日本カ何時迄モ聯合國ノ負擔トナラサル様進ンテハ何等カノ形テ世界平和樹立ニ貢獻出來ル基礎ヲツクル爲絶對必要ト存シマスコトヲ申上ケマシタ次第テアリマス。

一、在外邦人關係

在外邦人ノ引揚ハ聯合國軍ノ好意ニ依リ順調ニ進捗シテ居リ感謝ニ堪ヘヌ處テアリマスカ獨リ「ソ」聯占領下ノ地域カラノ^(邦人カ)□□引揚ハ未タ行ハ

レス且同地トノ通信ハ杜絶シテ居リ邦人ノ情況ハ全ク不明ノ實情テアリマス情報ニ依レハ大陸ニアル邦人ハ窮狀ニアル模様テアリマシテ、關係者一同ハ心痛シテ居ル次第テアリマス就テハ特ニ左ノ件ニ付テ貴方ノ好意的斡旋ヲ懇願致ス次第テアリマス

一、滿、北鮮、樺太、千島ニアル邦人ノ急速引揚及現地トノ通信ヲ許可セラレタキコト

二、引揚迄生活資金ノ手當ヲナスコト之ガ爲ニハ現地預金引出禁止ノ解除及資金ノ貸付ヲ行フコト

一、國際狀勢ニ對スル國民ノ認識向上及國際民主主義運動ヘノ參加準備ノ必要

日本ハ今次敗戰ノ結果トシテ其ノ國際的地位ニ根本的ノ變革ヲ蒙ルコトナリ又國內ニ於テハ政治、經濟、社會及文化等凡ユル部面ニ於テ民主主義的運動ガ展開サレテ居リマス、(日本ハカカ^(ルカ)□運動ヲ通ジテ封建的ナ軍國主義的國家ヲ脱却シテ眞ニ責任アル平和的國家ニ迄發展スルコトト信ジラレルノデアリマスガコノ國內ニ於ケル民主主義的體制ノ確立ト共ニ、新ナ國際的地位ニ立ツ日本ガ同時ニ國際的ナ民主主義運動ニ積極的ニ參加スルコトノ重要性ヲ見逃ガスコトハ出來ナイノデアリマス) 現在日本ハ國際的關係ヲ否定サレテ居リ日本ガ國內ニ於テ眞ニ責任アル民主主義的體制ヲ樹立シタト認メラレタトキニ初メテソノ國際關係ノ設定ヲ許サレルモノト了解セラレテ居リマス、然シナガラカカル國際社會ヘノ正式ナ參加ヘノ道程ニ於テ我々トシテハ日本國民ニ對シテ、現在異常ナ熱意ト速度トヲ以テ展開サレツツアル國際的民主主義運動ニ付テ正シイ認識ト理解トヲ與ヘルト共ニカカル運動ヘノ參加ヲ準備サセルコトノ重要性ヲ特ニ感ジテキルモノデアリマス、日本國民ガ多年ニ亙リ性狹^(ママ)ナ^(ママ)シテ否曲^(ママ)サレタ國際的認識ヲ與^(ヘカ)□ラレテ來タコトヲ考ヘレバ、ソノ必要ハ特ニ強調サレネバナラナイト思ヒマス、即チ日本國民ガ平和ニシテ安定セル生活「デイーセント」ナ生活ヲ持ツタメニハ世界ノ他ノ國民ト共ニ共同ノ生活ヲ營ムコトニヨツテノミ可能デアルトノ信念ヲ注入セネバ

ナラヌト云フコトデアツテ外務省ノ最モ大キナ使命モ亦茲ニ求メラレネ
バナラヌト云フコトハ我々ノ確ク信ジテキルコトデアリマス、コノ重要
ニシテ困難ナ目的ヲ達成スル爲ニハ日本ノ國民自體ヲシテ自ラ積極的ナ
興味ト熱意ヲ持タセルコトデアリ日本ノ國民自體ヲ先ニ述ベタ様ナ國際
の民主主義ノ運動ニ參加サセルコトデアリマス、即チ國際聯合、勞働會
議、教育會議其他ノ國際會議ニ日本國民ノ非公式ノ「オブザーバー」ヲ送
リ、其ノ實況ヲ日本國民自身ノ目ヲ以テ現實ニ見サセルコトデアリ又各
國ノ文化的、教育的、宗教的團體トノ人間のナ聯絡ヲツケテヤルコトデ
アリマス、同様ノ見地カラ日本ノ教育者、學生ヲ最近ノ機會ニ於テ大量
ニ海外例ヘバ「アメリカ」ニ送り正シイ國際的教育ヲ與ヘルコトヲ提案
シタイノデアリマス

一、其ノ他

此際占領軍ニ對スル一般日本人ノ率直ナル見解ヲ申シアゲテ御參考ニ供
シタイト思ヒマス。占領開始ノ始メハ諸種ノ風評ガ□ビ一般日本人ガ多
少米占領軍ニ對シテ□^(恐カ)怖心ヲ持ツテ居タノハ事實デアリマスガ占
領ノ進行ト共ニ多少ノ例外的事例ヲ除イテハ一般ニ占領軍ノ軍紀ノ嚴正
ナルト公正明朗ニシテ人道的ナル行動ニ依リ一般日本人ガ尊敬ノ念ヲ持
チ占領ノ執行ニ心カラ協力シツツアルノガ實狀デアリマス。

尙率直ニ申シアグレバ北鮮、滿洲、樺太、千島等「ソ」聯軍占領地區カ
ラノ情報ガ得ラレナイ爲一般日本人ハ「ソ」聯軍ノ進駐ヲ極度ニ恐怖シ
タル狀態デ、特ニ朝鮮ニ於ケル米「ソ」軍進駐地區間ノ交通遮斷ノ例ガ
アルノデ現下ノ暗イ經濟狀勢特ニ食糧事情ニ鑑ミカカル交通遮斷等ガ行
ハルル場合ハ極メテ困難ナル事態ニ立至ルコトヲ最モ憂慮シテアル次第
デアリマス。

聯合軍司令部ニ於テモコノコトハ充分御諒解ニナリ米軍以外ノ軍隊ノ進
駐ノ場合ニモ占領地區間ノ交通遮斷等ノ措置ハ執ラレザル様御配慮ノコ
トトハ存ジマス□□ノ點ニ於テモ閣下ノ御理解アル御盡カヲオ願ヒスル
次第デアリマス。

編注 1 松嶋鹿夫外務次官。

編注 2 ジョージ・サンソム極東委員会委員。

(付 記)

VERBAL REMARKS BY VICE MINISTER MATSUSHIMA TO SIR GEORGE SANSOM OF THE FAR EASTERN COMMISSION

I presume the General Headquarters of the Allied Forces has informed
you fully of the results of its studies and investigations regarding the present
general conditions in Japan, including the various difficulties confronting us
in building a democratic and peaceful Japan.

Today I should like to bring to your attention some of our most important
problems — the situation as it exists and our hopes relating thereto —
and discuss them frankly and candidly in the hope that they may be of some
value to you in the execution of your work and in the hope that we may
solicit your earnest efforts and cooperation in seeking the solutions.

1. THE EMPEROR SYSTEM

In reviving and strengthening the democratic tendencies among the
Japanese people, earnest efforts are being made both by the Government
and the people. However, it goes without saying that the democratic
structure of a country naturally varies according to its history, tradition,
national traits, culture and especially the degree of development of its
political consciousness.

In our country, from its founding to the present day, the Emperor has
reigned or ruled as the Head of State. It is the national belief that the heart
and mind of the people be the heart and mind of the Emperor and that the
Sovereign devotedly pray for the well-being of the people and the peace of
the world. It is my understanding that our people in general believe that a
democratic government which embodies and manifests the national

character of Japan would, at present, be best realized under a constitutional monarchy. That is to say, the vast majority of the people believe that the ideal structure for the Emperor system is, in fact, that which is in complete accord with the principle of "government by the people."

The Emperor represents the main family of the Japanese people, that is, he is the head of the national family. Socially, culturally and morally, he is the center of the Japanese people. It is a solemn historical fact that he is not only the political stabilizing force, but also the spiritual pivot of our people. It may be said that it is for this reason that public peace and order are most effectively ^(maintained by) maintained in our country under the Emperor system.

It is the common belief among those of our people who possess a healthy and impartial judgement that the fulfilment of the various obligations placed upon us by our acceptance of the Potsdam Declaration and, further, our contributions in the future toward eternal world peace would be best realized in an orderly, peaceful and smooth manner with effective results under a constitutional monarchy.

Frankly speaking, our people are easily prone to go to the extreme unless they are provided with a brake, so to speak. In the very best sense of the term, the Emperor system is performing the functions of a brake. Without it, it is generally felt that our country would face the danger of falling into serious confusion politically as well as socially. In our estimation this point may be regarded as highly important to the Allied Powers in executing their control policy over Japan and, therefore, it is our wish that your special consideration be accorded on this matter.

2. ECONOMIC PROBLEM

Japanese economy today has not yet emerged from a state of prostration. Our Government on its part is sparing no efforts to restore stability to our economy as quickly as possible and to produce substantial results in our

economic reconstruction. Yet there is every danger that these efforts would be of no avail owing to the general public unrest resulting from the utter collapse of our industries and strong apprehensions over future prospects. In the task of restoring public feeling to a state of "normalcy" we earnestly hope for your moral support as well as material assistance in the revival of our industries. Your special consideration will be highly appreciated in connection with the following points:

(1) Permission for Food Imports

It is widely recognized that the fundamental cause of the great shrinkage in production and popular unrest is the shortage of food. Although at present earnest appeals have been addressed to the Allied General Headquarters to permit the importation of more than three million tons of cereals, the timing of the imports is most important. In view of the fact that Japan's economic reconstruction depends primarily upon the elimination of public unrest, as well as the accompanying economic uncertainty, it is earnestly desired that food imports materialize at the ^(earliest by) earliest possible moment.

Japan is making every effort at production at home. With respect to the production of wheat this year, good results would be achieved if phosphate could be had by March and therefore we should like to have your earnest cooperation in obtaining permission before February regarding our application for the importation of rock phosphate.

(2) The Reparations Problem

We are very grateful indeed that the Allies are giving sincere study to the applications made by us with respect to the reparations problem. Since I shall have the competent official explain to you the details concerning our desires, I shall only express some of my views on the matter.

First of all, with respect to the reparations aims announced by Ambassador Pauley, we have already submitted our wishes regarding the

retention of chemical fertilizers, ball-bearing, aluminum and other factories. Japan being in a position in which she must in future import large quantities of foodstuffs and other raw materials from foreign countries, there is an absolute need to retain expo industries to some degree. Therefore it is our earnest desire that you will endeavour to limit items for reparations payment to an absolute minimum such as is consistent with you basic policy.

Secondly, in Ambassador Pauley's report there is as yet no announcement concerning shipping and we presume that the matter is at present under study. Should, let us suppose, Japan be denied oceanic, navigation the freight charge for the importation of foodstuffs and raw materials we need would become an exceedingly heavy burden on our balance of payments. Since ocean shipping is a very suitable industry for the people of Japan, we should like to have this matter fully considered and earnest efforts be made to enable our country to maintain maritime shipping of a size at least sufficient to enable Japan to carry her own imports on her own ships. Furthermore, Japan henceforth must find one means of sustenance in the aquatic industry and therefore it is desired that in deciding the size of our shipping our possession of large fishing vessels for distant navigation be approved.

(3) Lifting of Embargo on Foreign Trade

As you well know, Japan cannot subsist without foreign trade. We therefore beg your efforts toward removing as early as possible the present embargo on external trade. If the period of the embargo is clearly made known, we feel that the initiative for enterprise would naturally be revived and increased and economic reconstruction promoted. In this connection, we earnestly desire that efforts would be made to have economic missions come from the United States and other countries as soon as possible.

(4) Facilitation of the Importation of Foreign Capital

As a result of the war, Japan's economic organization has suffered extensive damage and for the purpose of rehabilitation both capital and materials are required in huge quantities. The meagre capital and materials of our industries, now in a state of stagnancy, naturally being far from sufficient, it is our desire to effect the earliest possible importation of foreign capital. The Allies on their own part have certain problems, to be sure, but we hope that upon a full understanding of our situation efforts would be made to effectuate our wish.

(5) Clarification of the Significance of the Economic Democratization Movement

At present the economic ^(democratization 7) democratization movemet is strongly being advocated by the press, radio and other organs of public discussion. Frankly speaking, however, the Japanese people now in general do not seem to understand sufficiently the true meaning of their new democracy and liberalism. Consequently some people have been inclined to regard democracy and liberalism as being equivalent to extreme individualism and the class struggle, resulting in a tendency, as seen in wage disputes, hoarding and loafing on their work, which is retarding economic rehabilitation. The Government on its part is making every effort to correct the situation, but we would appreciate whatever efforts you may be able to make to have the Allied General Headquarters also, in the work of guiding public opinion, to emphasize strongly the concept of social responsibility and the concept of service to society in democarcy.

You may regard the various wishes I have just made as excessive or uncalled for. But in all honesty what I have outlined are what we regard as absolutely essential to reconstruct our economy so that Japan will not continue indefinitely to be a burden on the Allies and, beyond that, to create the foundation and the conditions which would enable our country to

contribute in some way to the establishment of world peace.

3. PROBLEM OF OVERSEA JAPANESE

We are very grateful indeed that owing to the kind considerations of the Allied forces the repatriation of our nationals is proceeding smoothly. Only from Soviet occupied areas, however, no evacuation of our nationals has yet taken place. Communications with those areas are completely cut off and nothing is known of the condition of our nationals.

According to various information received, our nationals on the continent seem to be in a destitute condition and our people at home who are interested through blood or business ties are extremely worried. In this connection we should like to have your kind assistance on the following points:

(1) The rapid evacuation of our nationals in Manchuria, Northern Korea, Saghalien and the Kuriles and permission to establish communications with those areas.

(2) To provide these oversea nationals with adequate funds for living purposes until such time as they are evacuated and for this purpose to remove the ban on withdrawal of funds as well as to permit loans on the spot.

4. THE NEED TO ENHANCE THE PEOPLE'S KNOWLEDGE OF INTERNATIONAL AFFAIRS AND TO PREPARE THEM FOR PARTICIPATION IN INTERNATIONAL DEMOCRATIC MOVEMENTS AND ACTIVITIES

As a result of her defeat, Japan's international status has undergone a fundamental change. Internally, in all fields of human activities — political, economic, social and cultural — there is an upsurge of democratic movements. Through these movements it is believed that Japan would completely rid herself of the feudalistic military state and develop into a

responsible peaceful state. But the importance should not be overlooked that in addition to establishing a democratic structure in the country, Japan in assuming a new international status, should, at the same time, be given opportunities for positive participation in international democratic movements. Japan today is denied international relations. It is our understanding that when it is recognized that Japan has established a truly responsible democratic structure, then for the first time will she be able to renew her international relations. However, we are especially mindful of the important fact that in the course of our formal participation in the society of nations we must develop among our people a true consciousness and understanding of the international democratic movements which are now proceeding with great vigour and speed in the world and at the same time prepare them for participation in such movements. When it is considered that the Japanese people over a period of many years have been given a narrow and twisted international outlook, this need should be emphasized all the more. That is to say, in order that the Japanese people may have a peaceful, stable and decent life, the understanding and belief must be developed among them that such a life is possible only when they live in common with the other peoples of the world. It is our strong conviction that this must be one of the foremost tasks of our Foreign Office. In order to achieve this important and difficult goal, the people of Japan themselves must have a positive interest and enthusiasm in the matter and must be given the chance of active participation in the international democratic movements which I have just mentioned. For instance, it is to permit the Japanese people to see actually with their own eyes various international conferences such as those of labor unions and educators by sending their own unofficial observers to them and also to enable them to establish helpful human intercourse with cultural, educational and religious

organizations in other countries. From the same standpoint, we should also like to propose that our educators and students be given an opportunity in the near future to go abroad in large numbers to acquire a truly international education.

5. OTHER ITEMS

I should like to avail myself of this opportunity to tell you for your information some of the frank view of our people regarding the occupation forces. It is a fact that at the outset of the occupation the Japanese people entertained some fears towards the American occupation forces as a result of various irresponsible rumors. However, with the progress of the occupation, the generally strict and exemplary discipline of the occupation troops, outside of a few exceptional cases, and their bright and humanitarian conduct have aroused in our people a sense of high respect and moved them to cooperate wholeheartedly in carrying out the occupation. Speaking more frankly, the Japanese people entertain particular anxiety as regards Soviet occupation troops because no information is obtainable from Manchuria, Northern Korea, Saghalien, the Kuriles and other areas occupied by Soviet forces. Especially because communication between the American and Soviet zones of occupation in Korea is closed, we are most apprehensive that an extremely difficult situation would arise should a similar situation be brought about in Japan in view of the gloomy economic situation now prevailing, especially with respect to food.

We believe that the General Headquarters fully understanding this matter, and although we presume that due consideration is being given so as not to block communications between zones of occupation should Allied occupation troops other than those of the United States move into Japan, we trust that understanding efforts on the part of you gentlemen would also be made.

9 昭和21年1月31日

平和条約締結問題基本方針

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課題

一般問題

1、平和条約締結問題基本方針（研究試案）

政務局

平和条約締結問題基本方針

一、出来得ル限り早期ニ公正ナル平和条約ノ締結ヲ實現セシムルニ努ムルコト

但シ之ガ爲降伏ニ際シ日本ノ負ヘル諸義務ヲ果敢ニ履行シ日本人ノ組織力ト自立能力ト平和愛好心トヲ世界ニ實證シ世界ノ日本ニ對シ抱ク猜疑、誤解、偏見、憎惡等ヲ一日モ速カニ拂拭スル爲官民一致一大猛力ヲ注グコトヲ要ス

二、平和条約締結ノ時期ヲ一應一九四七年央頃ト想定シ右時期ニ至ル迄ニ凡ユル準備ヲ完整シ置クコト

前項但シ書ノ趣旨ヲ大ニ推進スルト並行シ平和条約ノ主要内容トシテ我方ノ立場ヨリ採用サルルコトヲ希望スベキ事項ヲ決定シ其ノ科學的根據ヲ供スル資料ノ整備ヲ急ギ之ヲ直接間接ニ凡ユル機會ヲ促ヘ聯合國側ヘ浸透セシムルノ努力ヲ爲スベキモノトシテ準備ハ左ノ三段階ニ區分シテ行フヲ適當トス

第一期 〔概ネ一九四六年上
半期ヲ目途トス〕 = 外務省内ニ於テ研究案ヲ作成ス

第二期 〔概ネ一九四六年下
半期ヲ目途トス〕 = 外務省中心トナリテ關係各廳當局間ニ内面的ニ連絡ヲ保持スル
機關ヲ設ケ案ヲ檢討改善ス（適當

ノ時期以後民間人ヲ加フ)

第三期 (一九四七年初頭)

＝聯合國側ノ出方如何ニ依リ政府ニ
於テ正式ニ問題ヲ取上ゲ所要ノ措
置ヲ講ズ

10 昭和 21 年 1 月 31 日

平和条約の内容に関する原則的方針

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

一般問題

3、平和条約ノ内容ニ關スル原則的方針 (研究試案)

政 務 局

平和条約内容ニ關スル原則的方針

一、主權恢復時期ノ具體的明示

二、民族共同體ノ宗家トシテノ皇室制度ノ問題ヘノ無干涉

三、民主主義的平和國家トシテノ生存ヲ確保スルニ足ル經濟的條件ノ保障

四、國際正義ノ相互的遵守ニ基ク領土的安全保障

五、人種の平等ノ確認

11 昭和 21 年 1 月 31 日

国体および民主主義問題と平和条約

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

政治條項

2、國体及民主主義問題ト平和条約 (研究試案)

政 務 局

◎憲法問題 (國体及民主主義問題) ト平和条約

(二一、一、三一)

(一)「ウイルキー」ガ多分其ノ著「One World」ニ於イテ述ベテ、「戰爭ハ究
極ノ形ニ於イテハ「アイディア」ノ戰ニシテ、此ノ意味ニ於テ「アイデ
ィア」ノ世界ニ於テ完全ナル勝利非ザレバツノ戰ニ勝敗アリタルトハ
云ヘズ。斯カル意味ニ於テ眞ノ勝敗アリタル戰ハ史上極メテ稀ニシテ、
斯クテ第一次大戰モ決シテ眞ニ勝敗アリタルモノト斷定スルヲ得ズ、今
次戰爭ニシテ意義アランカ、ソレハ此ノ未解決ニ殘サレ居ル聯合國側ノ
勝利ニ眞ノ結着ヲ與ヘントスルモノナラザル可カラズ。吾人ノ戰爭遂行
ノ方策竝ニ終戰ノ形式、新平和秩序形成ニ當リ、此ノ見地ヨリ吾人ハ常
ニ新世界秩序ノ建設の構想ヲ準備シ、一ツノ世界秩序ノ經綸ヲ行フニ非
ザレバ、物的手段ニ依リ戰爭ニ勝チ得テモ眞ノ勝利ヲ獲タル事ト云フヲ
得ズ、其レハ必然第三次大戰ヲ招來スヘシ」ナル趣旨ノ見解ヲ披瀝シ居
ルハ今次戰爭ニ對スル米國ノ態度ノ積極性、眞劍性、徹底性ヲ語り居ル
モノトシテ注目ニ値スヘシ

(二)以上ノ見解ニモ明ナル如ク、米國ノ今次大戰處理ニ對スル態度トシテ、
第一次大戰ト今次大戰トヲ一聯ノ戰爭トシテ把ヘ、今次大戰ノ處理ヲ以
テ第一次大戰以來ノ諸矛盾ノ一貫的解決ヲ企圖シ居ル點ハ極メテ顯著ナ
リ。此ノ意味ニ於テ聯合國側、就中米英國側トシテ物的手段ヲ以テスル

交戦終結後ノ段階コソハ實質的ニハ寧ロ今次大戰ノ後半段階タルノ意味ヲ有シ、平和的、政治的手段ヲ以テスル政治的、社會的、經濟的新現實形成ノ諸活動ニ依ル、先ノ所謂「アイディア」ノ世界ニ於ケル勝利ヲ確保シ以テ彼等ノ所謂『完全ナル勝利』ヲ獲得セントスル努力ハ前半段階ニ於ケル物的勝利ヘノ努力ニモ増シテ精力のニ徹底的ニ行ハルルモノト考ヘサルヘカラス

(三)以上ノ見地ニ立ツテ、吾人ノ課題タル平和條約ヲ考フレバ、其ノ實質的意義ハ從來ニ於ケル其レト極メテ異ナレルモノトナルヘキコト明ナリ。即チ前述セル如ク物的手段ニ依ル交戦終結後ノ對敗戰國活動ニ賦與セラレタル重要性ハ必然平和條約ノ意義ヲ著シク形式化乃至空虛化セルモノト云ハザルヲ得ズ。從來平和條約ハ戰後秩序ノ寧ロ發足の點タル意味ヲ有シ居リ比較的ニ相務の契約ノ性格ヲ有シ居リタルニ對シ、今次ハ寧ロ戰後秩序ノ終着點タル意味ヲ有シ片務の命令の性格ガ濃化シ其ノ事後記録の意義ト其ノ維持確保ヲ主眼トスル寧ロ保證的機構タルノ任務ニ其ノ重要使命ガ見出サルヘシ。

(四)斯クテ斯カル性格ヲ有スヘキ今次平和條約ト我ガ憲法問題トノ關係ヲ考察スレバ、問題ハ

(一)聯合國ノ我ガ政治基本機構—社會機構ノ民主化ヲ實現セントスル對日管理政策ノ原則ノ貫徹

(二)日本ニ形成セラレタル新現實維持—確保ノ保證手段ノ具体化
ガ差シ當リ考ヘラルル處、以上説キ來レル聯合國、就中米國今次大戰ニ對スル態度ニ鑑ミ、又、第一次大戰後ノ獨逸處理ノ苦キ失敗ノ成跡ニ鑑ミ、第一項ノ課題ニ關シテハ、少クトモ平和條約締結時ニ至ル迄ノ間ニ於イテ其ノ管理政策ヲ強力ニ推進シ—應彼等ノ求ムルガ如キ政治的社會的秩序ヲ現實ニ實力ヲ以テ形成シ完結セントスルノ意圖ヲ考ヘザルヲ得ズ。斯クテ平和條約トシテハ、前文又ハ首章ニ聯合國ノ民主主義の指導原理ヲ寧ロ抽象的ニ記シ、既成ノ「國際聯合」ノ加入資格ノ獲得ニ關聯シ、其ノ條件規定ニ關係シ、日本ノ反民主化逆行ヲ國際的規模ノ下ニ阻

止スル何等カノ工夫ヲ構ズルニ非ザルヤ、此ノ問題ハ結局第二項ノ新秩序維持ノ保證手段ノ具体化ノ問題ト關聯セサルヲ得ズ

(五)平和條約ハ右ノ保證手段トシテ、先ツ象徵的駐兵ヲ以テ裏付ケル何等カノ監視の機關ヲ規定スルモノニ非ズヤ、其ノ形式ハ例ヘバ現在ノ對日管理理事會の國際的性格ヲ擔ヘルモノ或ハ其ノ延長的存在タルヘク結局ハ實質的ニ米國ニ依ル政治顧問の性格ヲ帶ビル公算アルヘシ、其ノ任務トシテ或ハ「ボツダム」宣言ニ所謂『最終的ノ日本國ノ政府ノ形態』決定ヲ行フヘキ國民ノ自由ナル意志表示ノ爲ノ國民投票ノ監視ヲ其ノ使命トシテ持ツ事モ考慮セラルヘシ、其ノ大體ノ任務ハ終戰後發セラレタ重要指令ノ實施結果ノ報告ヲ基礎トスル日本ニ於ケル新秩序固定化努力ニ向ケラルヘシ。

(六)斯クテ我方トシテハ「ボツダム」宣言ノ原則ニ沿フ國內諸重要懸案ノ徹底的自主的ナル民主化合理化ヲ進捗セシメ、可及的急速ニ現實ニ於テ實績ヲ形成シ、聯合國側ノ干涉機會ヲ可及的ニ封殺スル事ガ、我ガ國體民主主義化問題ニ關スル限り、平和條約ニ依ル主權上ノ制約ヲ形式化シ脱胎スルノ最善方策タルヘシ此ノ見地ヨリシテ、早キニ及ブ憲法問題ヲ始メトシテ、基本的政治機構制度ノ最モ合理的ニシテ聰明ナル改革ノ具體化コソ、吾人ニトリ本課題解決ノ槓杆タリ。然ル時ハ平和條約ニ於テハ本件ハタダーノ形式的構成要素ト化セシムル事モ可能ナルヘシ。

領土条項

秘

(平和條約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

政治條項

3、領土條項（研究試案）

政 務 局

領土條項

一、聯合國側ノ提案スヘキ平和條約案中領土條項ノ内容ニ關スル想定

(一)帝國ノ領土ニ關シテハ「カイロ」宣言及「ポツダム」宣言ニ依リ本州、北海道、九州及四國竝ニ聯合國ニ於テ決定スル諸小島ニ局限セラルヘキ旨明ニセラレ尙客年十二月十九日聯合國最高司令官ノ占領政策再聲明ハ對島カ我領土タルヘキコトヲ述ヘ居レリ

(イ)「カイロ」宣言中領土ニ關係アル條項

右同盟國ノ目的ハ日本國ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戰爭ノ開始後ニ於テ日本國カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剝奪スルコト竝ニ滿洲、臺灣及澎湖島ノ如キ日本國カ清國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ日本國ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本國カ掠取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルヘシ

前記三大國ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸狀態ニ留意シ應テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

(ロ)「ポツダム」宣言第八項

「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セラルヘク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

(ハ)十二月十九日聯合國最高司令官占領政策再聲明中領土ニ關スル聲明

日本ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國竝ニ對馬ヲ含ム約一千ノ近接諸小島ニ局限セラルヘシ

(二)從テ帝國ノ領土決定ニ際シ問題トナルハ第一次世界大戰以前ヨリ帝國ニ屬シタル諸小島ノ歸屬ニ在ル處

(イ)琉球、小笠原、火山列島

米國ニ於テハ極東ニ於ケル戰略的基地ヲ確保スヘク又米國兵ノ血ヲ以テ購ヒタル島嶼ハ之ヲ米國カ保有スヘキナリトノ強キ主張アルニ鑑ミ米國ハ本土駐兵權ト共ニ沖繩本島及小笠原ニ相當長期ニ亙リ空軍基地ヲ設定セントスルモノト認メラレ硫黃島ノ領有ヲ要求スルコトアリ得ヘシ、尙琉球列島ノ歸屬ニ付住民投票ヲ行フコトアリ得ヘシ

(ロ)南樺太及千島

南樺太及千島ノ歸屬ニ關シテハ「カイロ」、「ポツダム」兩宣言ニ規定ナキ爲メ疑義存シ殊ニ兩宣言カ蘇聯ノ對日戰爭參加前ニ發表セラレタルヲ以テ蘇聯ノ日本領土併合ヲ豫想スルモノニ非サルヘシトノ推定一應成立シタルモ客年九月二日「スターリン」首相ノ演說竝ニ其後ニ於ケル蘇聯紙ノ論調ニ依リテモ蘇聯カ此等地域ノ併合ヲ企圖シタルコト明カナリ、尤モ千島ノ歸屬ニ關シテハ一時米蘇兩國間ニ必スシモ完全ナル諒解成立シヲラサルモノノ如ク傳ヘラレタルカ本年一月二十九日米國々務長官「パーンズ」ハ南樺太及千島ノ歸屬ニ關スル「クリミア」會談秘密協定ノ内容ヲ發表シ右會談ニ於テ米英蘇三國巨頭カ南樺太及千島ヲ蘇聯ノ領有トナスコトニ付意見ノ一致ヲ見タルコト竝ニ右協定カ日本トノ平和條約ニ於テ確認セラルヘキ旨言明セリ

(三)帝國ヨリ剝奪セラルベキ領土ノ處分ハ左ノ如クナルニ非ラズヤト豫想セラル

(イ)朝鮮

朝鮮ヲ獨立セシムベキコトニ付テハ「カイロ」宣言ヲ以テ明ニセラレタルガ客年十二月莫斯科三國外相會談ニ於テ其獨立ニ先立ち米英蘇支四國ニ依リ五年以内ノ信託統治ヲ施行セラルベキ旨決定セラレタル模様ナリ

濟州島ハ朝鮮ト共ニ處置セラルベシ

(ロ)臺灣、澎湖島、滿洲國

支那ニ返還セラルベシ

(ハ)南樺太及千島

前項ノ通り

(ニ)委任統治諸島

差當リ聯合國側ノ信託統治ニ附セラルルモノト認メララルモ米國ハ「マリアナ」群島ヲ其信託統治下ニ置キ乃至ハ「テニアン」島ノ如キ戰略的重要島嶼ノ使用權ヲ確保スベシ

(ホ)占領地域

概シテ舊歸屬關係ニ復歸スベシ

二、平和條約中領土條項ニ關スル我方ノ希望條件

(一) ^(大西洋)太平洋憲章並ニ「カイロ」宣言ノ趣旨ニ基キ住民ノ意思ト一致セサル領土の變更ヲナササルコト

(イ)大西洋憲章中關係條項

第一條 兩國（米英）ハ領土の或ハ其他ノ増大ヲ求メス

第二條 兩國ハ關係國民ノ自由ニ表明セラレタル希望ト一致セサル領土の變更ヲ見ルヲ欲セス

(ロ)「カイロ」宣言中關係條項

第一條 三同盟國（米、英、支）ハ自國ノ爲ニ何等ノ利得ヲ欲求セス又何等領土擴張ノ意圖ヲ有セス

(二)國際條約ニ依リ日本カ合法的ニ取得セル地域ナルモ歴史的乃至地域のニ見テ其歸屬ニ關シ疑義生シタル場合ニ於テハ人民投票ニ依リ之

ヲ決スルコト但シ斯カル場合投票ハ國際聯合特別委員會ノ嚴正ナル監視ノ下ニ行ハルルコトヲ要ス

(三)平和條約締結ニ依リ領土ノ變更最終的ニ決定セル場合ニ於テ關係國政府ハ割讓地域在住日本人ニシテ本國歸還ノ希望ヲ表明セル者ニ對シテハ歸國ヲ認ムルコト而シテ歸國ヲ希望スル者ニ對シテハ其不動産ヲ相當ノ價格ヲ以テ賣却シ且自由ニ動産ヲ搬出スルノ權利ヲ認ムルト共ニ歸國方法ニ關シ出來得ル限り便宜ヲ供與スルコト

13 昭和 21 年 1 月 31 日

軍事条項

秘

(平和條約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

政治條項ニ關スル諸問題

4、軍事條項（研究試案）

政 務 局

軍事條項

一、軍備ノ禁止

「ポツダム」宣言中ニ於テ日本軍隊ノ完全ナル武裝解除竝ニ日本國ノ戰爭遂行能力ノ完全ナル破砕カ謳ハレ居リ更ニ日本降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ對日方針中ニ於テ米國ノ究極ノ目的ハ日本カ再ヒ米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和ト安全ノ脅威トナルコト無キ様保證スルニアリ右目的ノ爲日本ノ武裝解除及非軍國主義化ヲ行フトアリ武裝解除ノ説明中ニハ日本ハ陸海空軍、祕密警察組織又ハ何等ノ民間航空ヲ保有スルコトナシト述ヘ居ルニ見ルモ日本カ陸海空軍竝ニ直チニ空軍ニ轉化シ得ヘキ民間航空ヲモ保有スルコトヲ禁止セラルヘキハ明カナリ

二、經濟上ノ非軍事化

右軍備ノ禁止ト並行シ將來ノ再軍備防止ノ爲ニ徹底的ナル經濟上ノ束縛ヲ受クヘキハ之亦想像スルニ難カラス右ハ降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ對日方針中ニ經濟上ノ非軍事化トシテ軍需生産ノ停止及將來ニ於ケル禁止、軍艦及一切ノ航空機ヲ含ム戰爭手段ノ生産施設ノ禁止、祕密軍備防止ノ爲特定經濟部門ニ於ケル監察管理制度ノ設置、重工業ノ平和的需要ノ限度ヘノ制限、商船ノ制限其ノ他ノ項目ヲ掲ケ居リ既ニ占領軍ニ於テ之ヲ實施中ナルカ右ハ何レモ平和條約中ニ於テ再確認セラルヘシ

三、非軍事化ノ監督

前大戰後ノ「ヴェルサイユ」條約ニ於テ獨ハ陸軍ノ常備兵力十萬ノ保有ヲ國內ノ治安維持及國境警備ノ爲ニ認メラレタルカ之後ニ再軍備ノ中核トナリタルコトアリ又同條約ニ於テ航空機ノ保有禁止、武器彈藥ノ製造、輸入等ノ制限ニ付規定アリタルニモ不拘結局聯合國ハ獨ノ尨大ナル再軍備ヲ妨ケ得サリシニ鑑ミ前記一、二、ノ實施ノ爲ニハ長期ニ亘ル監察制度設置セラルヘシ

四、日本ヘノ駐兵

「ボツダム」宣言ニ於テハ聯合國占領軍ハ同宣言中ノ諸目的ヲ達成シ且日本ニ民主々義的政府ヲ樹立セラルレハ直チニ撤收スヘキ旨述ヘ居ルモ前記三、ノ監察ノ見地ヨリスルモ占領カ相當長期ニ亘ルコトハ豫想セラルル所ニシテ講和條約カ比較的近キ將來ニ於テ締結セラルル時ハ同條約中ニ日本ヘノ駐兵ノ問題取上ケラルル可能性極メテ多カルヘシ
右駐兵ハ日本國內ノ治安維持、外敵ノ日本ヘノ侵略防止等極東ニ於ケル安全保障ノ問題トモ關聯シテ考慮セラルヘシ

14 昭和 21 年 1 月 31 日

国連憲章ヘノ參加問題

秘

(平和條約問題研究資料)

昭和 二一、一、三一

課 題

政治條項

5、聯合國憲章ヘノ參加問題 (研究試案)

政 務 局

國際聯合參加ノ問題

- (1) 「ボツダム」宣言ニ依レハ日本ノ國際社會ヘノ參加ハ日本カ「ボツダム」宣言ニ於ケル諸條件ヲ履行シ而シテ平和的傾向ノ責任政府ヲ樹立セラルルコトヲ條件トシ居レリ
平和條約ノ締結ヲ機トシテ日本ノ國際社會ヘノ正式ノ參加カ許容サルルコトトナルヘキ處右ハ一應國際聯合ノ參加トハ別個ノ問題ナルコト勿論ナリ
- (2) 國際聯合憲章ハ第二章第四條ニ加盟規定ヲ有シ居ル處右ニ依レハ本憲章ニ含マルル諸責務ヲ容認シ機構ノ判斷ニ於テ之等ノ諸責務ヲ遂行スル能力ト用意アリト認メララルル凡テノ平和愛好國ハ安全理事會ノ推薦ニ基キ總會ノ三分ノ二ノ決定ヲ以テ加盟カ許サレルコトトナリ居レリ。即チ日本ハ平和條約ニ依リ一應國際社會ニ參加ヲ許サルルモ日本カ憲章ノ責務ヲ果ス能力ヲ有シ居ルヤ否ヤカノ判定ハ平和條約トハ別箇ニ國際聯合ニ依リテ行ハルル次第ナリ
- (3) 平和條約ニ日本ヲ國際聯合ニ加盟セシムルコトノ條項カ假リニ規定サルルトシテモ右ハ締結國間ノ取極ニシテ其ノ希望ノ表示ニ過キス、我方トシテハ斯ル規定ヲ持ツコトカ安全保障理事會ニ依ル推薦ヲ得ル爲ニモ有利ナルコトハ間違ヒナキトコロナルカ聯合側カ果シテカカル規定ヲ含ムコトヲ承認スルヤ否ヤハ未タ判定シ得ザル所ニシテ「バルカン」諸國ト

ノ平和條約ニ於テ本問題カ如何ニ取扱ハルルカハ今後此意味ニ於テ注目
サルルヲ要ス

15 昭和 21 年 1 月 31 日

国籍問題と平和条約

秘

(平和條約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

政治條項ニ關スル諸問題

6、国籍問題ト平和條約 (研究試案)

政 務 局

昭和二十一年一月三十一日

国籍問題ト平和條約

第一、領土ノ變更ニ伴フ国籍ノ移動

第二、我國民ノ對外發展促進上必要ナル国籍關係條項

国籍問題ト平和條約

前言

- 一、平和條約ニ關聯スル国籍問題ハ、聯合國側ノ提示シ來ルベキ條項ノ豫想ト、我方ニ決定權アル事項ニ對スル方針ノ二點ヨリ考究シ得ベシ
 - 二、聯合國側ノ提示シ來ルベキ国籍關係條項ハ領土ノ變更ニ伴フモノニシテ、海外ニ於ケル所謂侵略地域ヨリ日本人ヲ一掃スル傾向強キモノト豫想セラル
 - 三、我方ニ決定權アル事項ニ對シテハ敗戦後ノ政治經濟外交等ノ見地ヨリ左記ノ考慮必要ナルベシ
- (一)人口問題

(二)少数民族問題ノ素因除去

(三)二重国籍ノ回避

第一、領土ノ變更ニ伴フ国籍ノ移動

(一)領土ノ變更ニ伴フ国籍ノ決定ハ日清、日露兩戰役後ノ講和條約及「ヴェルサイユ」條約等ノ先例ニ依レバ屬地主義ニ依リ其ノ地域ニ定住スル住民ハ新領有國ノ国籍ヲ取得シ之ニ血統主義ニ依ル国籍選擇權ヲ認ムルコトトナリ居ル處猶「ヴェルサイユ」條約中ニハ少数民族問題ニモ關聯シ當該領土及住民ニ關スル特殊事情ヲ考量シテ必要ナル條項ヲ設ケ居レリ

今次終戦ノ態様ハ前大戰ノ夫レト異リ保障占領ト平和條約締結トノ間ニ長期間ヲ存シ其ノ間聯合國側ハ所在戰域ヨリ我兵員ト住民トヲ我國ニ歸還セシメツツアルノミナラズ本來我民族ト朝鮮人、臺灣人トノ區別比較的ニ明瞭ナル等ノ事情存スルコトトテ「ヴェルサイユ」條約ノ先例ヲ其ノ儘蹈襲シ難キ事項アリ他面本來我國ニ屬セル一部島嶼並ニ臺灣、朝鮮、樺太及委任統治地域ヲ始メ今次戰爭中戰域タリシ各國領地域ノ政治的地位ニ關シ未タ聯合國間ニテ最終的決定ニ達セサルコトトテ此際具體的ニ平和條約^(補ッ)ニ搜入スベキ国籍問題ニ關スル案文ヲ作成スルコト困難ナルガ「ポツダム」宣言ニ依リテ判明セル我國領土ノ變更ヲ前提トシ(イ)新タニ獨立國ヲ形成スルモノト(ロ)舊領有國ヘ返還スルモノト(ハ)聯合國ヘ割讓シ又ハ信託統治國ヘ移管スルモノト(ニ)今次大戰中戰域タリシ我領土外ノ地域ノ四種ニ大別ノ上此等地域ニ於ケル日本人及原住民ノ国籍ノ移動ヲ對獨平和條約其ノ他ノ先例ヲ基礎トシテ關係條項案ヲ立案スレバ左ノ通り尤モ前記諸地域中沖繩、朝鮮、臺灣ハ政治經濟其ノ他諸般ノ點ニ於テ我國ト特殊ノ關係ニ在ルコトトテ之ニ適應スベキ條規又ハ取扱振ヲ新タニ定ムルコト望マシキヲ以テ此種希望條項乃至補修ハ括弧内ニ入レ關係條項案ニ附記セリ

(イ)朝鮮關係

對獨平和條約中波蘭及「チエツコスロヴァキア」ニ關スル政治條

項ニ表ハレタル先例ヲ基礎トシ之ニ希望條項乃至補修ヲ加ヘタル
條項案左ノ通り

1、朝鮮國ノ一部ヲ爲スト認メラレタル地域ニ定住スル日本臣民
ハ朝鮮國籍ヲ取得シ且ツ其ノ日本國籍ヲ喪失スベシ（註、在鮮
ノ日本人及朝鮮人共）

「但シ滿洲事變勃發ノ日（朝鮮側ノ提示スル可能性アル時期日
韓併合ノ日）以後前記地域ニ定住スルニ至レル日本人ニ就テハ
朝鮮國ノ許可ヲ得ルニ非レハ朝鮮國籍ヲ取得セサルモノトス」

2、朝鮮國ノ一部ヲ爲スト認メラレタル地域ニ定住スル十八歳以
上ノ日本臣民ハ本條約實施後二年以内ニ於テ日本國籍ヲ選擇ス
ル權利ヲ有スベシ

（註、在鮮ノ朝鮮人ニ對シテモ希望ノ者ニ對シ日本國籍ヲ取得
セシムル趣旨ノ條文ヲ設タルコトモ考慮ノ要アリ）

3、日本國內ニ定住スル日本國民タル朝鮮人ハ前記2同様朝鮮國
籍ヲ選擇スル權利ヲ有スベシ

「但シ滿洲事變勃發ノ日（朝鮮側ノ提示スル可能性アル時期日
韓併合ノ日）以後日本國內ニ定住スルニ至レル朝鮮人ハ日本國
政府ノ許可ヲ得ルニ非レハ日本國籍ヲ取得セサルモノトス前項
ニ依リ日本國籍ヲ取得シ得サルモノハ朝鮮國籍ヲ取得スルモノ
トス」

4、日本國民タル朝鮮人ニシテ「滿洲事變勃發ノ日以前ヨリ」外
國ニ定住スル者ハ當該外國ノ法令ニ何等反對ノ規定ナク且未ダ
該外國ノ國籍ヲ取得セサル場合ニ於テ本條約實施後朝鮮國ノ定
ムル要件ニ從ヒ朝鮮國籍ヲ取得シ且日本國籍ヲ離脱スル權利ヲ
有スベシ（但下記6ヲ適用セス）

「滿洲事變勃發ノ日以後ニ於テ外國ニ定住スルニ至レル者ハ日
本國政府ノ許可アリタル場合ニ非レバ日本國籍ヲ取得シ朝鮮國
籍ヲ喪失セサルモノトス」（註、在滿及在支鮮人ヲ考慮ス）

5、夫ノ國籍選擇ハ妻ニ父母ノ夫レハ十八歳未満ノ子ニ及ブモノ
トス

6、國籍ノ選擇權ヲ行使シタル者ハ爾後十二月以内ニ其ノ選擇シ
タル國ニ住所ヲ移スコトヲ要ス

右ノ者ハ其ノ選擇權ノ行使前ニ住所ヲ有シタル他ノ國ノ領土内
ニ其ノ不動産ヲ保有スルノ權利ヲ有ス

各種ノ動産ハ之ヲ携帶スルコトヲ得ベク該財産ノ移動ニ關シテ
ハ一切ノ輸出税、輸入税又ハ課金ヲ課スルコトナキモノトス

7、「本條項ニ朝鮮人ト稱スルハ韓國併合條約發效日前ニ韓國々籍
ヲ有セル者及其ノ子孫ヲ謂フ」

（ロ）台灣及樺太關係

台灣及樺太ノ如キ領土返還ノ場合ニ就テハ對獨講和條約中ノ「ア
ルザスロレーヌ」又ハ「シユレスウィヒ」等ニ關スル條項ヲ最近
ノ先例トス又日清講和條約中台灣ノ讓渡ニ關スル條文及日露講和
條約中樺太ノ讓渡ニ關スル條文ヲ參照ノ要アリ

（台灣ノ部）

1、中國ニ割讓スヘキ台灣ノ一部ヲ爲ス地域内ニ定住スル日本國
民ハ中國ノ國籍ヲ取得シ且ツ其ノ日本國籍ヲ喪失スヘシ（註、
本來ノ日本人及台灣人共）「但シ支那事變勃發ノ日以後前記地域
内ニ定住スルニ至レル日本人ハ中國政府ノ許可ヲ得ルニ非レハ
中國ノ國籍ヲ取得スルヲ得ス」

2、前記地域内ニ定住スル十八歳以上ノ日本人ハ本條約實施後二
年以内ニ於テ日本國籍ヲ選擇スル權利ヲ有スヘシ（朝鮮^{（場カ）}ノ均合
ト同様ノ考慮ヲ要ス）

3、日本國內ニ定住スル台灣人ハ前同様中國國籍ヲ選擇スル權利
ヲ有スルモノトス

「支那事變勃發ノ日以後日本國內ニ定住スル台灣人ハ日本國政
府ノ許可ヲ得ルニ非レハ日本國籍ヲ取得シ中國々籍ヲ喪失セサ

ルモノトス」

4、選擇權行使ニ伴フ條文ハ朝鮮ノ部ノ5及6ト同文トス

5、日本國民タル台湾人ニシテ「支那事變勃發ノ日以前ヨリ」外國ニ定住スル者ハ當該外國ノ法令ニ何等反對ノ規定ナク且ツ未タ該外國ノ國籍ヲ取得セサル場合ニ於テ中國ノ國籍ヲ選擇スルヲ得ルモノトス（但シ下記6ヲ適用セス）

「支那事變勃發ノ日以後ニ於テ外國ニ定住スルニ至レル者ハ日本國政府ノ許可アリタル場合ニ非サレハ日本國籍ヲ取得シ中國々籍ヲ喪失セサルモノトス」

6、「本條約ニ於テ台湾人ト稱スルハ日清講和條約效力發生ノ日以前ニ清國々籍ヲ有シタル者竝ニ台灣固有ノ民族ニ屬スル者及其ノ子孫竝ニ父母ノ不明ナル者ヲ謂フ」

（樺太ノ部）

1、「ソヴィエツト」聯邦ニ割讓スヘキ樺太ノ地域ニ定住スル日本國民ハ「ソ」聯ノ國籍ヲ取得シ且ツ其ノ日本國籍ヲ喪失スヘシ

2、前記地域内ニ定住スル日本人ニシテ滿十八歳以上ノ者ハ本條約實施後二年以内ニ於テ日本國籍ヲ選擇スル權利ヲ有スルモノトス

3、日本國內ニ定住スル日本國民タル樺太人ハ前同様「ソ」聯國々籍ヲ選擇スルヲ得ルモノトス

4、（以下台灣ノ例ニ倣フ）

5、「本條約ニ於テ樺太人ト稱スルハ日露講和條約發効日前樺太ニ定住シ露國々籍ヲ有シタル者及其ノ子孫竝ニ父母ノ不明ナル者ヲ謂フ」

（ハ）其ノ他ノ喪失地域關係

（a）沖繩

沖繩其ノ他ノ島嶼ニ就テハ對獨講和條約第三十六條「オイペン」「マルメディー」等ノ先例アリ其ノ歸屬ノ確定スルヲ俟チ

原則的ニハ其ノ他住民ヲシテ其ノ統治行政權ヲ行使スル國ノ國籍ヲ取得セシムルヲ認メ之ニ我國籍ニ對スル選擇權ヲ有セシムルコトヲスベシ、尤モ對獨講和條約中ニ表ハレタル「アルサスロレーヌ」ノ例ニ見ル如ク聯合國側ニ於テ統治權行使國ノ國籍賦與ニ何等カ拒否權又ハ條件賦課ヲ主張スルコト無キヲ保ゼズ右ハ我方ニ於テ容認シ差支ヘナキモノト認メラル。尚沖繩縣人及千島々民ニシテ我本土ニ寄留スルモノニ就テハ其ノ本籍地ニ於テ選擇權ヲ行使スルコトニヨリ我國籍ヲ保有セシメ得ベシ

（b）委任統治地域

委任統治地域ニ就テモ原住民及定住日本人ノ國籍喪失ト日本人ニ對スル日本國籍選擇權トヲ基準トシテ規定スルコト沖繩ノ場合ト同様ナルベキガ原住民ノ國籍ニ關シテハ對獨平和條約第二百二十七條^{（倣カ）}ニ倣ヒ

「日本國ノ委任統治ニ屬シタル地域ノ住民ハ日本國籍ヲ喪失シ同地域ニ對シ權限ヲ行使スル政府ノ外交上ノ保護ヲ受クル權利ヲ有ス」

「同地域ニ定住スル日本人ハ日本國籍ヲ保有スルモノトス」

トノ趣旨ヲ規定スルヲ適當ト認ム

（二）今次大戰中戰域タリシ我領土外ノ地域

滿洲國、中國、暹羅、比律賓竝ニ佛印蘭印及太平洋諸島ニ居住スル本來ノ日本國民ニ就テハ其ノ日本國籍ヲ保有スベキコトヲ殊更ラ明記ノ要ナカルヘキモ中國及滿洲國ニ付テハ該地域ノ特殊事情ニモ鑑ミ特ニ日本國籍ヲ保有スベキ旨ノ規定ヲ設クル要アルコトモ考慮セラルベシ

（三）法人ノ國籍ニ就テハ適當ナル先例ナキモ特ニ經濟條項内ニ一條項ヲ設ケ左ノ趣旨ヲ規定スルヲ可トス

「新領有國ノ領域内ニ營業ノ本據ヲ有スル日本法人ハ新領有國ノ法令ニ反對ノ規定ナキ限り之ヲ新領有國ノ法律ニ準據シテ新領有國ノ法

人ニ改組スベキモノトス」

「但シ本條約實施後十二ヶ月ノ期間内ニ日本國法ニ從ヒ其ノ本據ヲ日本國內ニ移シ日本國籍ヲ有スル法人タラシムルコトヲ得」

(四) 以上ハ各地域別ニ國籍ノ移動ヲ規定セントスルモノナルガ別ニ全般的規定トシテ對獨平和條約第八十六條、第九十三條及波蘭國ニ關スル條約第一條乃至第三條ヲ參考トシ領土ノ割讓ヲ受ケタル國特ニ朝鮮國及中國ト我國トノ間ニ「割讓地域ニ於ケル住民ノ利益殊ニ其ノ私權、營業及業務執行ニ關シテ國別ニ別箇ノ取極ヲ締結スヘキ」趣旨ノ一條項ヲ有スルコトノ要否モ研究ノ要アリ(「ヴェルサイユ」條約「アルサス、ロレーヌ」關係第五十三條、波蘭關係第九十三條第一項等ノ例アリ) 又國籍ノ取得ヲ許否スル條件ニ關シ我國ト朝鮮國トノ間及我國ト中國トノ間ニ夫々規定ヲ設クル爲協定スベキ一條項ヲ設クルコト實際的ニ必要ナルベシ

(五) 今次戰時中米國ニ於テ抑留サレ同國ニ忠誠ヲ誓フコトヲ肯ゼザル爲米國籍ヲ剝奪サレ日本ニ送還セラレタル日系米人ニ付テハ其ノ國籍復歸ヲ求ムルハ米國ノ國內法規ニ對スル干涉トナリ到底受諾ヲ得能ハザルベキヲ以テ之ヲ提案スルコトナク我國籍法第二十六條ニヨリ日本ノ國籍ヲ回復セシメ解決スル方實際的ナルベシ

第二、我國民ノ對外發展促進上必要ナル國籍關係條項

(一) 我ガ現行國籍法規ハ(イ)出生地主義ヲ採用スル諸國トノ二重國籍問題ヲ解決スルニ充分ナラズ(註、出生ノ際留保シタル日本國籍ヲ確定スル爲ノ意思表示ニ一定期間ヲ設クル要アリ)(ロ)外國ヘノ歸化ニ兵役關係ノ條件ヲ附シテ之ガ實行ヲ困難ナラシメ(ハ)外國人ノ我國ヘノ歸化ニ對シテモ比較的ニ嚴格ナル條件ヲ設ケテ之ヲ阻害スル觀ヲ與フル(註、北支及滿洲等特殊地域ノ外國人ニ對シテハ便法ヲ認ムルコト)等ノ缺點アリ又(ニ)在外邦人其ノ國ニ歸化シ又ハ其ノ國籍ヲ取得スルモ實際ニ於テ充分ニ內國人待遇ヲ享有シ得ザル憾アリ之等ハ寫眞結婚、家族呼寄等ノ問題ト相俟テ邦人今後ノ對外經濟的、文化的發展特ニ移

民ノ進出ニ尠ナカラザル支障ヲ及ボスモノナルニ付我國ニ於テ之ガ改善上適當ナル措置ヲ講ズルト共ニ國際協力ニヨリ公正ナル解決ヲ見ルニ至ル様努力ノ要アリ

仍テ平和條約締結ヲ機トシ左記要領ノ三條項ヲ何等カノ形ニ於テ規定シ置クコト必要且適切ト認メラル

1. 各國國籍法相互ノ抵觸ヲ除去スル目的ヲ以テノ國際協定ヲ成立セシメントスル希望ヲ双務的ニ表明セル條項
(例ヘバ一九三〇年海牙ニ於ケル國際法典編纂會議ノ如キ會合ヲ開催スルガ如キ)
2. 人種、宗教、言語、風俗等ノ相違ニヨリ私權ノ享有及社會生活上何等差別的待遇ヲ爲スコトナカルベキ原則ヲ規定スルコト
(現ニ墨國議會ハスル希望ヲ各國議會及國際聯合ヘ表明セントテ審議中ナリ)
3. 喪失スル日本領土内ニ於ケル日本人ノ待遇ニ付我國ト新領有國トノ間ニ箇別的協定ヲ締結スベキ規定ヲ設クルコト

(二) 要之可及的ニ健全ナル多數國民ヲ保有スルコト我國再建上不可缺ノ要素ナルニ鑑ミ人口過剰ニ依ル國內問題ハ別途ニ考慮スルコトトシ法理的原則ト政策的利害トヲ併セ勘案シ(1)先ヅ領土喪失ニ伴フ本來ノ日本人ノ減少ヲ防ギ(2)我國ニ信賴シテ之ニ忠誠ヲ誓ハントスル新附日本人ノ日本國籍保有ヲ許シ且ツ(3)邦人ノ在外活動ヲ容易ナラシメンガ爲其地國籍ノ取得ヲ容易ナラシムルト共ニ(4)其ノ外國ニ依ル公正且合法的ナル待遇ヲ確保スルニ足ル規定ヲ定ムベキナリ

産業制限問題と平和条約

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

經濟條項ニ關スル諸問題

3、産業制限問題ト平和條約 (研究試案)

政 務 局

三、産業制限問題ト平和條約

産業制限問題ニ關シ「ポツダム」宣言ハソノ第十一項ニオイテ「日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガゴトキ産業ハコノ限リニ非ズ」

ト云ヒ、更ニ米國ノ初期對日方針 (九月六日大統領承認) ハ究極目的達成ノ主要手段ノ一トシテ「日本國民ハ平時ノ要求ヲ充シ得ルガ如キ經濟ヲ自力ニヨリ發達セシムベキ機會ヲ與ヘラルベシ」ト云ヒタル後、第四部經濟ノ項ニ於テ「經濟上ノ非軍事化」ヲ定義シテ左ノ如ク云ヒ居レリ「日本軍事力ノ現存經濟基礎ハ破壊セラレ且ツ再興ヲ許容セラレザルヲ要ス、從テ先ツ下記諸項ヲ含ム計畫ガ實施セラルベシ

- 一、各種ノ軍事力又ハ軍事施設ノ裝備、維持又ハ使用ヲ目的トスル一切ノ物資ノ生産ノ即時停止及將來ニ於ケル禁止
- 一、海軍艦船及一切ノ形態ノ航空機ヲ含ム諸般ノ戰爭手段ノ生産又ハ修理ノ爲ノ一切ノ專門的施設ノ禁止
- 一、隱蔽又ハ偽裝軍備ヲ防止スルタメ日本ノ經濟活動ニ於ケル特定部門ニ對スル監察管理制度ノ設置
- 一、日本ニトリ其價值ガ主トシテ戰爭準備ニアルガゴトキ特定諸産業乃至生産部門ノ除去

一、戰爭遂行力増進ニ指向セラレタル專門的研究及教育ノ禁止

一、將來ノ平和的需要ノ限度ニ日本重工業ノ規模及性格ヲ制限スルコト

一、非軍事化目的達成ニ必要ナル範圍ニ日本商船ヲ制限スルコト

「ポツダム」宣言ハ「日本國ハ・・・實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ」ト云ヒ居ルヲ以テ、製品ノ形ノ反復賠償ヲ考慮シ居ル如クナレドモ、「初期方針」ニ於テハ殘存産業規模ノ中ニ賠償ノ爲ノ産業ヲ含メ居ラズ又ソノ後ノ「ポーレイ」大使ノ聲明ニヨルモ反復賠償ハ期待シ居ラザル模様ナレバ、結局日本ニ對スル産業制限問題ハ「ポツダム」宣言ニ所謂「其ノ經濟ヲ支持スル」ニ必要ナル限度ニ落着クモノト解セラル是ガ輸出産業ヲドノ程度ニ許容スルモノナリヤ未ダ具體的ニハ明瞭ナラザルモ一般の方針トシテハ將來ノ日本トシテ相當程度ノ輸出産業ノ許容ハ日本經濟維持ノ爲不可缺ノコトト解セラレ居ルモノノ如シ、日本側トシテモコノ點ハ強く主張スルヲ要スル次第ナリ

ナホ産業制限ニ關シテハ期間ノ問題アリ、是ヲ出來得ル限リ短期トスルコトノ有利ナルハ云フヲマタズ、コノ際純軍需産業ニ對スル制限ハ相當長期ニ亘ルトモ之ヲ讓歩シ、鐵鋼業、化學工業、工作機械工業、商船等ノ間接的軍需工業ニ關シテハ其ノ制限ヲ出來得ル限リ早期ニ解除セラル様ツトメ度シ

17 昭和 21 年 1 月 31 日

世界通商参加問題と平和条約

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

経済条項ニ關スル諸問題

4、世界通商参加問題ト平和条約（研究試案）

政 務 局

世界通商参加問題ト平和条約

「ボツダム」宣言ハソノ第十一項ニオイテ

「日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニアラズ右目的ノ爲原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許可サルベシ日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ」

ト云ヒ、又「初期方針」ハ第四部第六項ニオイテ

「日本ハヤガテハ諸外國トノ正常ナル通商關係ノ再開ヲ許容サルベキモ占領期間中ハ適當ナル統制ノ下ニ外國ヨリ平和的ナル目的ノ爲ニ必要トスル原料竝ニ他ノ商品ヲ購入スルコト竝ニ許容セラレタル輸入ノ支拂ヲナス爲ノ商品輸出ヲ許可セラルベシ」云々

ト云ヒ何レニ於テモ國際通商ヘノ参加ハ eventually ニ許可セラルベキモノナルコトヲ規定シ居レリ、コノ「ヤガテハ」ト云ヘルガ何時頃ナルカハ豫測シ難キモ、ソレガ後述「ブレトン、ウッズ」協定参加ノ問題ト關聯シ居ルコトハ明白ニシテ、日本トシテハ出來得ル限り速カニ通商参加ヲ希望スルコト當然ナルモ、他方國內經濟安定セズ從ツテ爲替率モ安定セザル形ニテハ全的ナ参加ヲナシ得ザルコトモ亦明瞭ナリ、從ツテ「ブレトン、ウッズ」協定参加ノ爲ノ準備工作ハソノママ國際通商参加ノ爲ノ準備工作ナリト云フヲ得ヘシ

(第五項参照)

第一次大戰後ト異ナリ今次大戰後ノ傾向ハ、支配的ナル經濟國タル米國ガ卒^(半カ)先シテ國際通商ノ自由化、關稅ノ引下等ヲ主張實踐セントシ居ルコトニシテ、コノ點ニ關聯シ本年開催豫定ノ國際貿易雇傭會議ハ大イニ注目ニ値ヒスルモノナリ

同會議ニ提案セラルベキ要綱ハ既ニ米英經濟協定成立ノ際（一九四五年十二月六日）「バーンズ」國務長官ニヨリ公表セラレタル所ニシテ貿易障礙ノ除去、量の規制ノ排除、物々交換協約ノ廢止等ヲ謳ヒ居リ、日本トシテモ將來通商参加ヲ許サルル場合ハ同會議ニ於ケル決議事項ヲ受諾スルコトガーツノ條件トナルヘキコトハ充分豫想セラルル處ナリ

18 昭和 21 年 1 月 31 日

移民問題と平和条約

秘

(平和条約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

経済条項ニ關スル諸問題

6、移民問題ト平和条約（研究試案）

政 務 局

移民問題ト平和条約

一、平和条約中ニ規定スベキ移民關係條項

邦人ノ海外ニ於ケル經濟的發展ト文化的的活動即チ廣義ノ意味ニ於ケル移民ノ促進ハ戰後ノ我國再建上最モ重要ニシテ而カモ有望ナル一部門タルヲ失ハサル處移民問題ノ解決ガ從來極メテ困難ニシテ兎角ニ國交ヲ阻害セル實狀ニ鑑ミ平和条約ノ商議ニ當リテハ移民ナル問題ヲ提起セズ寧ロ單ニ邦人ノ渡航、入出國、營業、居住ニ必要ナル基礎的條文ヲ規定スル

ニ止ムルヲ可トスベシ而カモ對獨講和條約ノ先例ニ依レバ斯ル基礎的條項ヲ規定スルコトスラ容易ナラサルベク結局早キニ及ンテ我方ニ於テ今後ノ移民政策ヲ檢討確立シ從來ノ弊害ヲ革ムル手筈ヲ盡シ然後適當ノ機會ニ關係相手國ト個別ニ通商居住條約ノ交渉ニ入ルヲ得策トスベシ然レ共平和條約交渉ニ當リテハ少ク共左記趣旨ノ條項ヲ何等カノ形ニ於テ條約中ニ規定スルコト必要ト認メラル尤モ本趣旨ノ協定ニ關スル國別交渉ヲ容認スル規定ヲ存スルコトトスルモ可ナリ

- 1、我國ノ喪失セル領土内ニ定住セル日本人ニシテ選擇權ノ行使ニ依リ日本國籍ヲ取得シタル者ハ其ノ領有國ノ許可ヲ得テ其ノ地ニ引續キ居住シ得ベキコト
支那事變勃發前ヨリ今次ノ戰爭中戰域タリシ各國領土内ニ在住セル日本國民ニ就テモ右同様トスルコト
- 2、今次ノ戰爭勃發前ヨリ今次戰爭中戰域タラサリシ聯合各國ノ領土内ニ在留セル日本國民ニ對シ引續キ其ノ在留ヲ認ムルコト
今次戰爭中其ノ國政府ニヨリ國外退去ヲ命セラレタル日本國民ニシテ今次戰爭遂行ニ何等關係ナカリシ者ニ就テハ其ノ國ヘノ歸還ヲ認ムルコト
今次戰爭勃發前一時のニ其ノ國ヲ離レタルコトヲ立證セル日本國民ニ就テモ前項同様トスルコト
- 3、日本國及聯合國ハ双務のニ其ノ國ニ在住スル相手國民ニ對シ生業、職業、商業及産業ニ従事スルコトニ關シ一切ノ外國人ニ例外ナク均シク適用セラレサル何等ノ制限、禁止又ハ課税ヲ加ヘザルベキヲ約スコト
- 4、相互ニ領事官駐在ヲ約スコト
- 5、相互ニ成ル可ク早キ時期ニ通商條約締結ノ交渉ニ入ルコトヲ約スコト

而テ右ノ外出生、國籍、言語、種族又ハ宗教ニヨリ何等差別的待遇ヲナサザル原則ヲ何等カノ形式ニヨリ聯合國及日本國ノ合意トシテ表明ス

ベキ方法ヲ講スルコトノ必要ナルハ言ヲ俟タズ

二、我國今後ノ移民政策

我國今後ノ移民政策トシテハ(1)終戰ニ伴フ應急の善後策ト(2)平和克復後ノ恒久の方針ニ分チ得ル處其ノ要領左ノ通り

- (1)終戰ニ伴フ應急の善後策トシテ實行ヲ要スル事項左ノ通り
 - (イ)可及的ニ海外在留邦人ヲ現在地ニ引續キ在留セシムルコト
 - (ロ)之等在留邦人ヲ成ル可ク在留國ニ歸化セシメ其ノ利益ノ完全ナル保護ヲ受ケ易カラシムルコト
 - (ハ)邦人子弟ニ對スル日本人小學校特設ニ依ル教育ヲ廢止スルコト
 - (ニ)日本人會等ノ半公的機關ヲ解散シテ在留國官民ノ疑惑ト警戒心ヲ釋クコト
 - (ホ)共濟會ノ如キ機關ヲ設ケテ邦人ノ相互援助ニ當ラシムルコト
 - (ヘ)商工協會等ノ經濟的機關ニヨリ在留國ノ關係方面ト協調シテ邦人共同ノ利益ノ擁護及伸長ニ努ムルコト
 - (ト)戰時中在留國政府ノ命令ニ依リ收用又ハ強制讓渡サレタル在外邦人ノ資産ノ整理ヲ可及的速ニ行ヒ出來得ル限りノカ回收ヲ計ルコト
即チ殘留邦人各自ヲシテ在留國ニ同化シ其ノ國民及在留外人トノ共同ノ利益ノ増進ヲ指標トシ其ノ國ノ社會習慣ヲ尊重シテ其ノ國官民ノ理解アル保護協力ヲ得セシムルコト肝要ナリ
尙在留國官民トノ親交ヲ計ルノミナラス廣ク世界的見地ヨリ主要聯合國官民ヨリ同情ヲ得ル様措置スルノ要アルコト勿論ナリ
- (2)今後ノ我移民政策トシテ實行ヲ要スル主ナル事項左ノ通り
 - (イ)地域のニ或ルー國ヲ集團移民ノ對照^(參考)トシ又ハ多數移民ヲ一括或ル地域ニ送ルコトヲ避ケ分散の移民ヲ送出スルコト
 - (ロ)筋肉勞働移民ヲ避ケ智能的技術者ノ移住ニ重點ヲ置クコト
 - (ハ)出稼移民ヲ排シテ永住の移民ヲ送ルコト
 - (ニ)寫眞結婚、二重國籍、家族呼寄等從來問題トナレル諸點ニ自制的

改善ヲ加フルコト

(ホ)政府又ハ公共団体ニヨル渡航費助成金ノ交付ヲ廢スルコト

(ヘ)企業資本ヲ我國ヨリ投資スルコトナク現地収益ノ蓄積ニ依リ漸進的ニ企業ノ擴大ヲ計リ永續的ノ經營タラシムルコト

(ト)在外事業ノ創始又ハ移民ノ送出ニ付テハ成ル可ク事前ニ相手國及利害關係國ノ意向ヲ打診シ其ノ誤解ヲ避クルコト

要之ニ今後我移民ノ海外送出ニハ相當ノ困難ヲ伴フ可キモ幾分ニテモ今後ノ我國内情勢緩和ノ爲之カ送出ハ是非共必要ナルヘキヲ以テ相手國及關係諸國トノ摩擦ヲ極力避クルカ如ク各般ノ施策ヲ行フ要アリ

19 昭和 21 年 1 月 31 日

交通制限問題と平和条約

秘

(平和條約問題研究資料)

昭和二一、一、三一

課 題

經濟條項ニ關スル諸問題

7、交通制限問題ト平和條約（研究試案）

政 務 局

交通制限問題ト平和條約

一、海運業

完全敗戰ヲ喫シ狹隘ナル領域ニ於テ七千萬ヲ超ユル尠大ナル人口ヲ維持セサルヲ得サル深淵ニ陥落セル日本ハ國民主要食糧ノ國內生産ヲ最高度ニ引上クルトスルモ尙且全人口ノ扶養ニ不足ヲ來スヘキコト明ラカナルヲ以テ之カ不足部分ハ海外ヨリノ輸入ニ俟タサルヘカラス、而シテ此等主要食糧ノ不足分輸入ノ見返物資ニ乏シキ日本トシテハ勢ヒ輸入原料ノ

加工、乃至水産資源ノ捕獲加工等ニ依リテ之カ決濟ヲ計ラサルヘカラス、斯卡ル要請ニ基キ且周圍環海ノ地理的條件ニ鑑ミ相當量ノ商船並工船ノ保有ハ絶對的ニ必要ナリト云フ可シ

然ルニ新造船禁止ニ關スル本年一月十四日附占領軍指令「ポーレ」對日賠償委員ノ「日本ハ差當リ沿岸貿易並支那大陸位迄ノ貿易ヲ許容セラルヘク之カ爲五千屯未滿ノ商船保有ヲ認メラルヘシ」トノ意見表明乃至米國經濟界方面ニ於ケル日本ノ海外通商ヲ極力制限セントスルカ如キ兆候等ニ鑑ミ右我方ノ要望ニ付テハ相當ノ悲觀的材料存スル次第ナルモ大西洋憲章ノ精神乃至「ポツダム」宣言等ニ照シ更生日本ノ生存權確保並國際通商乃至協力參加ノ見地ヨリ之カ保有方工作スルヲ要ス

二、航空事業

昨年九月二十二日附占領軍指令ニ依リ航空機ノ生産カ禁止セラレ次テ昨年十一月十八日附同指令ニヨリ同十二月三十一日限り商業並民間航空モ禁止セラルルニ至レルカ右占領軍ノ措置ハ日本ノ航空事業不承認ノ原則ヲ示唆スルモノト解セラレサルニ非ス、右ニ對シ我方トシテハ航空事業ノ交通乃至商業上ニ於ケル軌近ノ趨勢ニ鑑ミ少クモ國內航空及朝鮮支那間位ノ國際航空ヲ許容セラレ度キモ、一方航空事業ノ軍事上ノ地位ニ顧ミ前記聯合國側ノ政策ヲ考慮シ強イテ主張スルコトナク將來ニ於ケル忍耐強キ鮮度ヲ期スルヲ得策トスルニ非サト思考ス

尙「ヴェルサイユ」條約ニ於テハ聯合國航空機ノ獨逸領空飛翔及着陸ノ自由ヲ規定セル條項アルトコロ對日平和條約ニ於テモ聯合國ハ右ト同様ノ要求ヲ爲シ來ルモノト豫想セラル

平和条約の内容、締結時期に関する観測と基本的な準備 施策方針について



平和条約締結問題ノ今後ノ成行ニ關スル観測ト之ニ對處スル基本的準備施策
方針（案）

昭和二一、一、三一 條一

第一 平和条約締結問題ノ今後ノ成行ニ關スル観測

一、本件ニ關スル聯合國側ノ根本的態度ノ豫測

- (一) 聯合國側ハ對日平和条約ヲ交渉ノ基礎ニ依リ締結セズ其ノ一方的
ニ作成セル條約案ニ我方ノ署名ヲ強要スルノ態度ニ出ツベシ
- (二) 聯合國側ハ平和条約締結前即チ日本占領期中ニ於テ實力ヲ背景ト
シ其ノ欲スル事態ヲ出來得ル限り既成事實化スルニ努ムベシ
從テ聯合國側ハ平和条約ヲ以テ新ナル事態ヲ設定スル條約タラシ
メズ寧ロ右既成事實ヲ法的ニ確認シ之ヲ恒久化セシムル手段タラ
シムルコトヲ意圖スベシ

二、平和条約締結ノ時期ニ關スル見透

- (一) 平和条約ノ締結ハ聯合國側内部ニ於テ對日平和克復ノ氣運發生ス
ルヲ前提トス
右氣運ハ次ノ段階ヲ經テ發生スベシ
イ、對日憎惡乃至敵愾心ノ依然強ク殘存スル期間^(概カ)
ロ、日本ノ民主主義化ノ進捗ニ伴ヒ右敵愾心ノ漸次稀薄化スル期^(概カ)
間
ハ、聯合國側ニ於テ日本ヲ永ク國際社會ヨリ隔絶シ置クコトノ政
治的、經濟的不利ヲ一般ニ認識シ始ムル期間
現在ハ猶右イ、ノ段階ニ在リト認メラル
- (二) 諸般ノ情況ニ照ラシ現在ニ於ケル豫測トシテハ平和条約締結ノ時

期ヲ概ネ五年後ト推定スル根據アリ（註）

右期間ハ今後ニ於ケル國際情勢ノ推移ニ依リ伸縮スベキモ延長ヨ
リ寧ロ短縮ノ可能性アリ

（註）「ポーレー」大使賠償取立期間五年以内ト聲明、朝鮮信託統
治期間五年ト決定、英軍ノ日本駐屯期間五年ヲ豫想スル旨
發表

第二、平和条約締結問題ニ對處スル基本的準備施策方針

前記ノ観測ヲ基礎トシ本件ニ對處スル我方ノ基本的準備施策方針左ノ通
（別稿「平和条約締結問題ニ關スル^(見当ラス)基本方針」参照）

一、内政上ノ施策

平和条約ノ締結ヲ促進スル爲ノ我方準備施策ノ一切ハ「ポツダム」宣
言ノ迅速且誠實ナル履行ニ其ノ基底ヲ置カザルベカラズ（同宣言第十
二項参照）右履行ノ促進ハ畢竟内政問題ニシテ左ノ施策ニ重點ヲ置ク
モノトス

(一) 聯合國側ノ指令ヲ俟タズ自發的、積極的ニ同宣言ノ履行ヲ爲シ得
ル如キ國內體勢ヲ整備スルコト

(二) 同宣言ノ履行ニ關連シ特ニ左ノ事項ノ實現ヲ促進スルコト

イ、民主主義化ノ線ニ沿フ政治、社會、經濟等各部面ノ肅正、改
革

ロ、經濟的「デミリタリゼーション」及産業轉換（國內資源、企
業施設、資金、勞務等ノ平和産業ヘノ集注切替ヘ）

ハ、賠償及食料輸入見返リ用物資増産體制ノ確立

ニ、國民經濟ノ安定就中必需物資ノ生産増大、分配ノ公正化、價
格ノ統制

二、準備的調査研究

(一) 聯合國側動向ノ調査研究

我方ノ準備施策ハ聯合國側ノ意圖ノ適確ナル判斷ニ基キ行フヲ要
シ之カ爲

イ、主要聯合國特ニ米政府及輿論ノ動向

ロ、主要聯合國相互間特ニ米蘇間關係ノ推移

ハ、一般國際情勢特ニ國際聯合ヲ中心トスル國際政治及輿論ノ歸趨等ニ付常時最深ノ注意ヲ以テ調査、研究ヲ行フモノトス

(二) 我方希望事項ニ關スル調査、研究

平和條約ノ内容ノ公正化ヲ計リ我民族生存ノ絶對的要請ヲ確保スル爲聯合國側ニ對シ我方希望條項ヲ提出スルモノトシ(別紙「基本方針」参照)右希望條項策定ノ爲次ノ要領ニ依リ調査、研究ヲ行フ

イ、希望條項提出ノ時期如何ニ拘ラズ本件調査、研究ハ其ノ範圍ノ廣範ナルニモ鑑ミ早期ニ之ヲ開始スルコト

ロ、本件調査、研究ハ主觀的、抽象的ニ墜セズ専ラ科學的數字的資料ニ基キ客觀的結論ヲ誘致スル如キ方法ヲ以テ之ヲ行フコト

ハ、調査、研究事項中重キヲ置クベキモノ左ノ通

(イ) 領土關係事項——帝國ヨリ奪取セラルベキ領土ノ限界ニ關スル法律的、歴史的、民族學的及經濟的角度ヨリノ研究

(ロ) 軍事關係事項——平和的獨立主權國家トシテ最少限保持ヲ必要トスル國防軍ノ編成、裝備、施設ノ研究

(ハ) 賠償——國民生活ニ對スル打撃ヲ最少限ニ留マラシメ得ベキ賠償ノ種類及額竝ニ其ノ支拂方法ノ研究(本項ニ付テハ事宜ニ依リ必シモ平和條約ノ締結ヲ俟タズ早期ニ希望條項提出ノ要アルベシ)

(ニ) 産業制限關係事項——我國産業ノ種類、規模、原料ノ入手、生産額、輸出ニ付加ヘラルルコトアルベキ制限ニ對シ我國民經濟保持ノ見地ヨリ設定スルヲ要スベキ絶對的限界線ノ研究

三、其ノ他ノ施策

(一) 國內聯絡機關ノ設置

イ、前記二、ノ(一)ノ調査、研究ニ基ク對外情勢判斷ト前記一、ノ内政施策トヲ有機的ニ直結セシムル爲政府部内ニ於ケル聯絡ヲ緊密化ス

ロ、前記希望條項ニ關スル調査、研究ハ多岐広記ニ亘ルヲ以テ各方面ノ協力ヲ確保シ研究ノ綜合調整ヲ計ル爲廣ク民間有識者ヲ含ム聯絡機關ヲ設置ス

(二) 輿論ノ啓發

平和條約ニ對スル國民ノ關心ヲ喚起シ民意ヲ反映セシムルノ機關トシテ民間團體ノ結成ヲ促シ右團體ヲシテ講演、出版其ノ他ノ啓發事業ヲ自發的ニ行ハシム

(三) 人材ノ養成

平和會義ニ對處シ且其ノ後ノ外交再開ニ備フル爲國際的知識、修養及語學ニ長ズル人物ノ育成ニ努ム

平和条約の内容に関する原則的方針の研究および連合 案と我が方希望案との比較検討について

(平和条約問題研究幹事會)

二一、二、一

條約局法規課 田 付

第一、平和条約ノ内容ニ關スル原則的方針ノ研究

一、概要

平和条約ノ内容ニ關スル原則的方針ノ研究ニ當リ最モ注意ヲ要スヘキ
ハ特ニ左ノ三點ニ在リト認ム

イ、平和条約締結ノ時期

ロ、聯合國ノ對日處理方針

ハ、平和条約ニ對スル聯合國ノ態度

右三點ハ何レモ平和条約ノ基本方針ニ關聯スルガ故ニ此處ニ詳論ヲ避
クルモ本研究ニ當リ執リタル態度ヲ以下若干説明セントス

イ、平和条約締結ノ時期

結論ニヨレバ一年以上五年以下ノ期間ニ於テ締結セラルベシ、蓋シ
本年五月ヨリ伊、洪、羅、勃、芬等ノ諸國ノ平和条約締結問題討議
セラレ其ノ後ニ於テ初メテ對日平和条約ノ問題ニ移ルモノト推測セ
ラルルコト及「ポーレー」ガ賠償問題ヲ大體五年以内ニ片付ケタキ
意嚮ヲ示唆セルコト等ニ依リ判斷ス

ロ、聯合國ノ對日處理方針

聯合國ハ第一次歐洲戰爭ノ失敗ニ鑑ミ今次對日處理方針ハ頗ル苛酷
ニ行ハント決意シ居リ特ニ

(1) 日本ノ完全ナル武裝解除ニ依リ再ビ侵略的政策ヲ行ハシメザル
コト

(2) 日本國國民ハ平和的、民主的及合理的思想並ニ制度ノ確立

ノ二點ヲ最モ重視シ居リ政治、經濟、文化ノ各般ニ亘リ日本ノ根本
の改革ヲ行ハント企圖ス、尤モ日本ノ平和的生存ニ關スル要求ハ之
ヲ認ムルモノトスル態度ヲ持ス

ハ、平和条約ニ對スル聯合國ノ態度

聯合國ハ第一次對獨平和条約ノ効果ナカリシニ鑑ミ今次戰爭ニ於テ
ハ日本ノ降伏後平和条約ノ締結ニ至ル迄ノ期間ニ於テ大體前項ロ、
ニ記述セル目的ヲ達成セント企圖シ居ルモノト思ハル從テ對日平和
条約ニ於テ聯合國カ主タル目的トシテ有スル事項ハ

(1) 降伏期間中日本ニ課シ既ニ既成事實トナリタル事項ヲ將來ニ向
テ保障セシメントスルコト

(2) 領土、國籍、國際條約等一般ニ國際法上平和条約ニ依リテ確定
セラルル事項ノ處理

(3) 國際社會ニ於ケル日本ノ地位ニ對スル考慮

ノ三點ヲ其ノ主要問題トナシ居ルモノト推察セラル

二、措置

前記一ニ述ベシ如キ聯合國側ノ態度ヨリ我方トシテ平和条約締結ニ關
スル本問題ヲ研究スルニ當リ不取敢左ノ方針ヲ確立シ事態ノ推移ニ伴
ヒ細心ノ注意ヲ怠ラサルヲ要ス

イ、平和条約締結前ニ於ケル聯合國側措置ニ對シ我國將來ノ地位ヲ考
慮シ聯合國ノ慎重ナル注意ヲ喚起スルコト及我方要望ノ貫徹ニ努ム
ルコト

1、軍備問題

2、領土問題（平和条約締結ノ際ノ參考トナリ得ベシ）

3、賠償問題

4、産業制限問題

等ノ如キハ何レモ平和条約締結前ニ大綱ノ確定ヲ見又ハ實際措置ノ
完了スル虞少カラス殊ニ 1、3、4ノ如キハ條約締結前ニ終了スル
コトモ豫想セラレスル問題ヲ平和条約締結ノ際ニ論議スルハ既ニ手

遅レトナルモノト考ヘラル

ロ、日本ノ東亞ニ於ケル地位ノ確保（回復）

敗戦國トシテ政治的ニモ經濟的ニモ日本ノ地位ガ過去ノ如ク隆盛トナルニハ相當ノ年數ヲ苦難ノ中ニ過ゴサルヘカラス然レドモ東亞ノ一國トシテ責任アル國家ヲ維持スルノ必要ハ贅言ヲ要セス、從テ政治的經濟的ニ日本ノ少クトモ東亞ニ於ケル地位ヲ確保シ此ノ方針ニ基キ前記イ、ノ場合ニ於テモ亦平和^(約カ)條件締結ノ際ニモ極力盡カスベキハ言フ迄モナシ

ハ、國際社會ノ一員トシテノ速急ノ復歸

國際聯合ヘノ加入、「ブレトン、ウツヅ」協定ヘノ參加其ノ他國際機關ヘノ參加問題カ平和條約ノ内容ノ一部ヲナスベキハ推察ニ難カラサルモ日本ノ即時參加ハ期待薄ナリ、何等カノ條件ノ下ニ一定ノ期間後ニ之ヲ認メラルルモノト思考セラルル處我國トシテハ斯ル國際機構ヘノ急速ナル復歸ヲ計ルベキナリ又國際通商ヘノ參加モ亦、領土狹小トナリ資源乏シキ我國トシテハ出來得ル限り速ニ回復セラルル様努ムルヲ要ス

第二、平和條約ノ聯合國案ト我方希望案トノ比較検討

一、聯合國側ノ平和條約案ガ如何ナルモノナリヤ不明ナルモ一應從來ノ講和條約ヲ參考トシ主要問題ノミヲ採リ上げ我方希望ト比較検討スルコトトス

二、以下便宜上表ニ依リ比較ス

問題	聯合國案	我方希望
1、軍備問題	イ、陸海軍ハ完全ニ廢止ス ロ、防備施設、兵器彈藥製造ノ禁止	國內治安維持ノ爲ノ機關存置 右ニ必要ナル兵器製造ノ許可
2、領土問題	イ、カイロ、ポツダム宣言ノ實行	重要諸小島ノ確保（特ニ地理的歴史的民族的經濟

住民ノ國籍

ロ、其ノ他ノ島嶼ノ割讓乃至信託制度ヘノ委任

の意味ニ於テ)

選擇權ノ行使

ハ、一定期間或ル島嶼ノ信託制度ヘノ委託ヲ規定スル場合ヲ豫測セラル

3、政治問題

イ、言論、集會、結社ノ自由ノ保障

ロ、人自保護ニ關スル保障^(身カ)

ハ、外交權ニ關スル制限
特ニUNOトノ關係制限

條約締結後出來限リ速ニ完全ナル自由回復

ニ、外國ニ於ケル日本ノ權利利益ノ制限

4、經濟問題

イ、國際「トラスト」「カルテル」參加ノ制限

國家トシテ參加スル方法ノ考慮

ロ、平時ニ於ケル産業ノ種類及量ノ制限

成ルベク廣キ限度タルコト

ハ、賠償問題

日本ノ生存ニ必要ナル限

ニ、通商ニ於ケル制度種類量ノ制限

度生活標準ノ確立
成ルベク廣キ限度タルコト

ホ、金融及産業組織ニ對スル制限

5、勞働社會問題

イ、勞働條件ノ改善

ロ、社會保險制度

6、國際聯合問題	ハ、教育ニ關スル條件	
	イ、國際聯合參加條件	
	ロ、「ブレトン、ウッツ」參加條件	我方トシテハ出來得ル限り速ニ參加シ得ル様努ム
7、對日監督問題	ハ、其ノ他ノ國際機關ヘノ參加問題	
	イ、監督委員會ノ設置	獨立國タルノ面目ヲ維持スル様監督程度ノ緩和ヲ計ルト共ニ條約ノ誠實ナル履行ニ付聯合國ヲシテ信用シ得ル如ク行動ス
	ロ、日本ノ軍事、政治、經濟、文化ニ關スル報告ノ提出及情報監督	
	ハ、降伏後日本ニ課シタル各種指令ノ實行監督	
8、國際條約問題	ニ、違反ニ對スル處罰	
	國際條約ノ全面的改訂後ニ參加セシムルニ非スヤト思ハル	改訂ノ際ニ我方意向ノ聽取セラルルコトヲ希望ス

此ノ他、我國ハ東亞ノ一國トシテ又今後ノ國際關係ガ太平洋ニ於テ特ニ活潑ナル活動ヲ見ントシツツアル狀況ニ鑑ミ且ツハ印度、佛印、蘭印ニ滂湃ト起リツツアル民族自覺ノ動向ニ鑑ミ少クトモ東亞ノ安定勢力タルノ地位ヲ確保シ世界全局ノ平和ヲ齎スベク努ムル爲適當ナル條項ノ片鱗ヲ條約中ニ挿入シ得ル様研讀スベキナリ

- 人種平等
- 東亞民族ノ向上及平和的聯携
- 軍備ノ縮少
- 通商航海ノ自由（各國障壁ノ撤廢）

勞働社會條件ノ改善
文化ノ交流

22 昭和 21 年 2 月 12 日

國際行政事項と平和条約

國際行政事項ト平和條約

（昭和二一、二、一二 條約局法規課）

一、序説

今次太平洋戦争ハ一九四五年八月十四日ヲ以テ事實上終熄シ、我國ハ現在戰敗國トシテ米國ソノ他聯合諸國ノ占領及管理下ニアリ、而シテ我國ニ對スル平和條約ノ締結ハ近キ將來ニ屬スルモノト云ヒ得ベク、又既ニ一九四六年一月以來發足セル國際聯合ハ戰後國際平和機構ノ主體ヲ形成シツツアル處ニシテ、我國ノ之ニ對スル加入モ、平和條約締結後ニ於テ當然豫想シ得ベキ處ナリ、而シテ平和條約及戰後國際平和機構ノ最大眼目ハ平和及安全ノ維持ト竝ビテ國際協力ノ擴大強化ニ存スベク就中後者ガ最モ顯著ニ現ハルルハ「國際行政」ノ分野ナリ、本稿ニ於テハ先ヅ「國際行政諸條約ト戦争」次イデ「國際行政諸條約ト平和條約」更ニ「國際行政諸條約ト戰後秩序」ノ各項目ニ基キ檢討シ而シテ來ルベキ講和會議ニ於ケル平和條約ノ締結竝ニ戰後國際平和機構ヲ中心トスル戰後秩序ヘノ加入ニ備ヘテ其ノ法律的檢討ヲ行ハントスルモノナリ

因ニ「國際行政」ノ概念ニ付テハ、未ダ確定的統一的ナルモノ存セザルモ、國際社會ヲ規整スベキ法の現象トシテ國家間ノ條約ヲ把握シ、而シテコノ條約ヲ通ジテ「國際行政」及「國際行政法」ノ成立ヲ認メントスルモノニシテ、「郵便、電信、交通、工業所有權、著作權、ソノ他勞働、衛生、警察等ノ行政事項ニ關シ、諸國ガ協力シテ國際的結合ヲナシ、共

同ノ常設機關ヲ設ケテ共同的ニ一定ノ事務ヲ處理スル現象」ヲ國際行政トシ「ソノ法的規整」ヲ國際行政法ト云ヒ得ベシ

二、國際行政諸條約ト戰爭

前記ノ如ク國際行政、國際行政法ハ國家間ノ條約ヲ中心トシテ理解セララルル處ナリ、然ルニ條約ガ戰爭ニ依リ如何ナル影響ヲ受クルヤニ關シテハ、古來學說、慣例必ズシモ一定セズ、更ニ世界秩序の意義ヲ有スル今次大戰ニ依リ從來ノ諸條約ガ如何ナル創造的變革ヲ有クルヤハ問題多キ點ナリ、

而シテ交戰國間ノ條約カ戰爭ニ依リ消滅ストナセルハ比較的古代ニ屬シ、近來ハソノ點緩和セラレ、條約ノ效力ノ單ナル停止或ハ存續トスル事例少カラザル處ニシテ之近來多數國間條約カ多ク存在スルニ至リタルコト技術的私權の内容ノ條約（行政的條約ハ多クコレヲノ範疇ニ屬ス）ノ増加セルコト國際協力思想、個人主義、民主主義等ノ擡頭セルコトニ關聯ヲ有スベシ、而シテ之ヲ分析的ニ考察スルニ

- (1) 二國間條約ニ付交戰國間ノモノハ消滅スルヲ原則トシ（學說、慣例略々一致ス）行政的條約ノ如ク内容カ非政治的ニシテ、技術的私權的ナルモノモ同様ナリ
- (2) 二國間條約ニ付相手國カ中立國タルモノハ原則トシテ影響ナク事實上履行不可能ナルトキ效力停止スルノミ
- (3) 多數國間條約ニ付テハ、原則トシテ影響ナク、加入交戰國間ニ於テノミ效力停止スルヲ普通トス

從ツテ我國ノ締結セル行政諸條約ニ付上記各項目ニ基キテ検討スルニ

- (1) 消滅ト解セラルルモノ四二
- (2) 存續ト解セラルルモノ二
- (3) 存續ト解セラルルモノ五二ナリ、但シ此等ノ場合トハ別個ニ獨伊ソノ他樞軸衛星諸國トノ文化協定ノ如キハ、ソノ基幹タル三國同盟ノ失效ニ伴ヒ、失效即チ消滅シ（獨伊洪關係ノ條約ハ失效セリ（昭二〇、五、一五、外務省談））又滿洲國關係ノ條約ハ同國ノ崩壞ニ鑑ミ消滅セルモノト見ルベク、尙佛蘭西關係ノ條約ハ現佛政府ノ前身タル「ドゴール」政權カ既ニ我國

ニ對シテ宣戰ヲ布告シ居ル事實ニ鑑ミ前記(1)項目ニ準ジテ消滅ト解スベシ

三、國際行政諸條約ト平和條約

條約ニ對スル戰爭ノ影響ニ關シ最終的決定ヲ爲スハ講和會議ニ於ケル平和條約ナリ、而シテ之ニ關シテハ交戰國間ノ二國間條約ハ原則トシテ平和條約ニ於テ別段ノ規定ヲ爲サザル限り消滅シ、戰後ソノ效力ノ復活ニハ平和條約等ニ於ケル新ナ合意ヲ要シ、他方多數國間條約ハ原則トシテ平和條約ニ於テ別段ノ規定ヲ爲サザル限り戰前ノ效力ヲ完全ニ恢復スル處ナリ、即チ前者ニ關シテハ、^(一八一五年カ)一八五五年「ウィーン」會議、一八五六年「パリ」會議、一八九五年日清講和條約（第六條）、一九〇五年日露講和條約（第一二條）、一九一二年伊土「ローザンヌ」平和條約（第五條）、一九一三年勃土平和條約（第四條）、一九一四年塞土平和條約（第一條）ハ何レモ消滅主義ヲトリ、戰前ノ條約ノ消滅ヲ單ニ明ニシ、或ハソノ消滅ノ前提ノ下ニ復活ヲ規定シ居ル處ニシテ效力存續主義ヲ採リタルハ一八七八年ノ露土間ノ「サン、ステファノ」平和條約（第二三條）アルノミナリ

而シテ戰爭ノ規模及性格竝ニ豫想セラルベキ平和條約及講和會議ノ相似性ヨリ先例トシテ最モ重視スベキハ前大戰ノ平和條約及講和會議ノ決定ナリ

而シテ本「ヴェルサイユ」條約ノ規定ヲ通觀スルニ、問題トスベキ諸點左ノ如シ

- (1) 多數國間條約（第二八二 — 二八七條）ト二國間條約ヲ明瞭ニ區別セルコト
- (2) 多數國間條約ニ付テハ再ビ適用セラルベキモノヲ明示シ（第二八二條）、尙若干ノ條約ニ關シテハソノ適用ニ條件ヲ附セルコト（第二八三 — 二八六條）
- (3) 二國間條約ニ付テハ戰勝國ニ於テソノ效力ヲ復活セシムベキモノヲ一方的ニ通告ストノ原則ヲ採レルコト（第二八九條）

而シテ右多數國間條約ハ「經濟上又ハ專門事項上ノ性質」(第二八二條)ヲ有シ、主トシテ國際行政事項ニ關スルモノナリ、然ルニ右多數國間條約ニ付テハ、「本條約實施ノ時ヨリ之ヲ適用ス」ト規定セラレ居ルニ鑑ミ、「ヴェルサイユ」條約ハ、右多數國間條約ガ戰爭ニ依リテ消滅セズ、單ニソノ適用ガ停止セラレ居リタルコトヲ認メタルモノト解シ得ベク、從ツテ前述セル原則ニ遵ヒタルモノト言ヒ得ベシ、又「本條以下ニ列記シタルモノニ限り・・・適用ス」(第二八二條)ト規定セラレ居ルニ鑑ミ、列記セラレザル「經濟上又ハ專門事項上ノ性質」ヲ有スル條約ハ失效ス、コノ點ニ於テノミ本規定ハ前記原則ニ對シ特別ノ意義ヲ有ス、前記性質ヲ有セザル一般ノ多數國間條約ニ付テハ尙平和條約ニ於テ別段ノ規定ナキ限り戰前ノ效力ヲ恢復ストノ原則ニ副ヒタルモノト見做シ得ベシ、而シテ他方二國間條約ニ付テハ戰爭ニ依リテ消滅シ、平和條約ノ明文ニ依リ復活ストノ原則ニ從ヒ、唯ソノ復活ヲ以テ戰勝國ノ一方的指定ニ俟ツモノトセルトコロニ特徴ヲ示シ居レリ

上述セル第一次大戰ノ平和條約ノ規定ハ、來ルベキ講和會議ニ戰敗國トシテ臨ムベキ我國ノ以テ參考トスベキ處ナリ、特ニ二國間條約ノ效力復活ニ關スル戰勝國側ノ一方的處理ハソノ一ナリ、次ニ多數國間條約ノ消滅又ハ再適用ニ關シテハ多分ニ戰勝國側ノ意思ニ支配セラルベキモ、コノ點ニ關シ注意スベキハ同條約第二八四條第二項ノ規定ニシテ「本條約實施後五年以内ニ一九一二年七月五日ノ條約ニ代ルベキ國際電線電信ニ關スル新條約ノ締結アリタルトキ、其ノ新條約ハ獨逸國ガ其ノ新條約制定ニ參加スルコト又ハ其ノ新條約ニ同意スルコトヲ拒ミタル場合ニ於テモ尙獨逸國ヲ拘束ス」トアル如ク、戰敗國ハ平和條約以後ニ締結セラルベキ新條約ニ關シ、豫メ平和條約ニ依リ羈束セラルルコトアリ得ベシ、而シテコノ點ハ來ルベキ講和會議ノ世界秩序ノ意義ニ鑑ミテ多數國間條約ニ關シテ重視スベク國際行政事項ノ面ヨリ充分ナル用意ヲ必要トスベシ、尙今次

大戰後最初ノ平和條約タル本年一月一日調印ノ英「シヤム」平和條約中ニ「「シヤム」國ハ戰前ノ航海郵便電信協定ヲ復活ス・・・「シヤム」國ハ米穀國際配給統制機構ノ設置竝ニ國際「ゴム」、錫協定ニ同意ス」トアリ新協定及新機構ヘノ加入ヲ羈束シ居レリ

四、國際行政諸條約ト戰後秩序

前項ニ於テ述ベタル如ク國際行政諸條約ハ講和會議ニ於ケル平和條約ニ依リ最後の決定ヲ與ヘラル、然ルニ平和條約ハ單ニ戰爭ノ結末ヲ意味スルニ止マラス戰後國際秩序ノ發足點ヲ爲スモノナリ。戰後秩序創設ノ國際機構トシテ「ヴェルサイユ」平和條約ハ國際聯盟ヲ設置セリ、又今次大戰ニ於テハ平和條約トハ獨立ニ國際聯合力創設セラレタル處ナルモ、平和條約ト其ノ戰後國際秩序トノ實質の關聯ハ前大戰ノ場合ト同様ナル意義ヲ有スルモノト言フベシ、特ニ國際行政事項ノ如キ非政治の恒久的國際協力活動ニ屬スルモノニ付テハ戰後國際機構ニ俟ツトコロ大ナリ
先ヅ國際聯盟ガ國際行政活動ニ於テ占メタル地位ヲ考察スルニ一言ニシテ言ヘバ、ソノ中心の指導的地位ヲ有セルモノニシテ「聯盟國ハ現行又ハ將來協定ニ遵由」(聯盟規約第二十三條)シ勞働、衛生、交通、人道ソノ他國際行政事項ハ多ク聯盟ヲ中心トスル國際活動ニ委ネラレ、又國際聯盟ノ下ニ國際行政事項ニ關シ開催セラレタル國際會議及締結セラレタル一般條約ハ極メテ多數ナリ

而シテ今次國際聯合モ平和ノ維持、安全ノ保障ナル第一次の目的ノ下ニ或ハソレト竝ビ、國際協力ノ確保増進ナル目的ヲ有ス國際行政ガ右目的ニ奉仕スベキ最重要ナル分野ナリ^(シカ)コトハ前述ノ如シ、尙國際聯合ニ於テ安全保障理事會ノ外ニ經濟社會理事會ノ設置セラレタルハ、國際協力、國際行政ノ分野ニ獨自ノ意義ヲ賦與セルモノトシテ注目スベシ。

而シテ我國ノ國際聯合及ソノ他ノ國際機構ニ對スル現實の加入ニ先立チ、特ニ「經濟上又ハ專門事項上ノ性質」ヲ有スル國際行政事項ニ付テ平和條約ガ明示ノ規定ヲ以テ、國際聯合ソノ他ノ聯合國ガ作成セル既存ノ又ハ作成スベキ爾後ノ國際行政關係條約或ハ機構ニ對シ參加ヲ要求シ又明

示ノ規定ナクモ半バ強制的ニ参加ヲ求ムベキコト豫想セラルル處ナリ
(例ヘバ「ブレトンウッズ」協定)

尙平和條約締結後、我國ノ聯合加入豫想セラルルモ、ソノ理事國ニ選出
セラルル場合アリトセバ安全保障理事會ヨリモ經濟社會理事會ノ方が可
能性大ニシテ、且武備ナキ平和國家トシテ我國ノ目標トスベキ聯合内ノ
活動分野ハコノ面ニアリト云フベシ

23 昭和 21 年 5 月 1 日 朝海(浩一郎)終戦連絡中央事務局総務部長 会談
アチソン対日理事会米国代表

朝海・アチソン会談(第1回)

アチソン大使との會談覺

(昭和二十一年五月一日)

五月一日三井ビルに於てマ元帥政治顧問アチソン公使(同公使は自分が三
等書記官として南京に在勤當時同地大使館の二等書記官で常に接觸があつ
た)と色々談話を交換したが要旨左の通りである。

我「先般貴公使が滯日中御訪問致さうと思つてゐたが、或はプロパーならざ
るを惧れて遠慮した次第であるが先般のお話に依り參上した(と述べ十年
前南京に於て別れて以來の兩者の任地、友人の動靜等に付いて雑談をして
から)米國に於ける對日感情は現在どうであらうか、又數ヶ月振りで日本
に歸つて來られて何かお感じになつた事があらうか」

彼「自分は米國滯在中出來得る限り各方面とも接觸したが、米國に於ける對
日問題に對する關心の度合は非常なもので、自分も要請に應じてラヂオ放
送も行つた、一般の對日感情は勿論相當にビターであり日本の行つた或種
の行爲に付ては米國に忘れよと求めた處で忘れることは出來ないのである、
但し米國人としては斯る惡業に對し日本をチェスタイズしようといふ氣持

はないと言へやう、又二度目の渡日に當り氣の付いたことは最初の滯在に
於ては日本人は勤勉で、世界でも相當有名であつたにも拘らず一般に虚脱
状態に陥りブラ々々して居る人の多いのに氣が付いたが、今度來て見て日
本人がソロ々々落着きを取戻し仕事に手を着け始め出したのを見て結構な
ことだと思つて居る」

我「總司令部に今般外交課なるものが設置されるさうであるが眞實か、若し
さうであるとすれば現在の顧問部との關係はどうなるのであるか」

彼「特別に外交課を新設するといふやうな改まつたものではなく總司令部と
顧問部との連絡を密にするために顧問部をその儘外交課といふことにした
までのことである従つて自分は三個の資格を有つことになつた、即ちマ元
帥の政治顧問、對日理事會米國代表及總司令部外交局長之である」

我「米英蘇佛四國外相會議がいよいよ二十五日からパリーで開催されて居る、
その次は日本の番となると思ふ、バーンズ長官は二月八日日本及ドイツと
の條約は今後十八ヶ月にして成立する見込であると言はれたし、ニュージ
ーランドのフレーザー首相も本年末又は來年初頭には太平洋平和會議を開
催することが可能であると言つて居るが如何」

彼「自分は今般米國滯在中バーンズ長官とも屢々會談の機會を得たがこれ等
の事に付ては何等聞いてゐない、この結果が成立するためには各種の條件
が圓滑に進むことが必要であらうと思ふ」

我「講和條約の締結と外交關係復活の問題は如何に考へられるか、又講和條
約が或立^(或立)しても占領は繼續されるものと思ふ、又領事關係の復活が外交關
係の復活に先行するといふやうなこともあり得るのではなからうか」

彼「講和條約が締結せられた以上常識論として當然外交關係も回復すべきも
のであらう、講和條約が成立しても勿論占領は繼續されて行く譯だが米國
としては日本の占領はその必要な期間に止めたい方針であることは言ふ
迄もない。

又現在の日本の貿易關係は總司令部が一切とり仕切つて居り、斯る状態が
變則であることは言を俟たないので長きに亘り繼續されるとは思はれな

い、經濟關係が常態に復すれば自然領事關係の復活等も豫想されるのではあるまいかと思ふ、何れにするも日本はドイツの場合と違ひ政府が存在してゐるといふ點が非常な違ひで日本に取り好都合なことであらう」

我「自分は昨日對日理事會に於ける貴公使の司會振りを拜見したが、曩に日本に於ける總選舉期日を四月十日とせることに對し極東委員會に於て危惧の念を抱き今又食糧問題を問題として居り今後戰犯問題、賠償問題、憲法問題等に關聯し米國と他の聯合國との關係はいろいろ機微であらうと思はれるが、食糧輸入問題に關し如何なる見透しを有つて居られるか」

彼「食糧輸入問題に關聯し極東委員會に於ては占領軍の當座の安全に必要不可欠と認めるもの以外は日本に對し聯合諸國或は被解放諸國住民よりも優先的な待遇を與へるが如き一切の食糧輸入を許可してはならないとの見解を有して居らしい自分等はこの問題に付て未だワシントンから正式な情報には接して居らぬ昨日の對日理事會會議に於ては自分は食糧問題が果して全面的に對日理事會の討議事項に入つて來るかどうかに付て疑問の意思を表明したのである蓋し極東委員會に於てこれを論議することの適否に付ては自分は議論をする立場にはないが對日理事會の性質から云へば、世界の饑餓状態を無視し餘りに多くの食糧を日本に輸入したり若は日本の不安状態を顧みず殆んど輸入を行はないやうな場合に於ては食糧問題を問題として採上げることが出来るであらうが、アメリカの有つてゐる食糧を一體日本に送るべきや、例へばインドに送るべきや等の問題に至つてはこれは果して對日理事會に於て論議し得る事項であるかどうか疑問なきを得ないのである、自分の昨日對日理事會に於ける説明の趣旨はそこに存した又四月乃至六月各月二十五萬噸の食糧輸入が傳へられるがこれも割當が決まつた程度で之を實行するためにはアメリカも相當の食糧節約を行はなければならぬことを申添へ度い」

我「日本には他に代るべき適當大量な蛋白食糧資源がない、そこで滿洲大豆は自然日本の食糧問題の鍵を握るのであるが、この輸入及シャム米、佛印米、朝鮮米、臺灣米等の輸入の見透は如何に考へられるか」

彼「滿洲に付ては自分は必ずしも望みなしとは思はぬ、尤も中華民國は一般に飢饉に見舞はれて居り殊に湖南省方面には日本軍が作戰してその食糧を奪つた關係もあるので滿洲方面から長城以南に食糧を送らなければならぬ従て滿洲の食糧事情も窮屈となるであらうが日本に對する供給源として絶望することもないであらう」

我「自分はアメリカの將校團に隨行して北は北海道、南は九州に至る地域に互り占領状態を視察する機會を得、歸京後外務大臣に對し、日本の不幸は二つの點に於て緩和されてゐる、即ち(1)日本はドイツの如く四ヶ國がバラバラに管理することなく單一國家により管理の主導權が握られて居る點而も(2)その單一國家がアメリカであると云ふ點之れであつて、これは不幸中の幸ひであると報告し大臣も賛意を表して居られた様に見受けられたのである」

彼「アメリカ兵士の上陸以來の行動は立派なものであると自分等も誇りにして居る、彼等は日本の子供等にも懷かれ而も立派にその義務を果しつつある、貴官のアプリシエートせられたことを聞くのは喜ばしいことである今一つの日本の幸ひは先程にも觸れた様に日本には政府が存在して居ると云ふ事實であらうと思ふ」

我「北海道にはソ聯軍が進駐して來るといふ報道があつたため同方面に於ける人心が動搖したが、今でも斯ることが考慮されて居るであらうか」

彼「斯ることはない、但し恐らく中華民國は象徴的兵力を日本に派遣して占領に参加すると思はれる、併し中國は自國の領域内に兵力を必要とするので大部隊を占領に参加させることはあるまい」

我「斯のやうな場合には連絡事務局としても準備を必要とするので事前に通告があることを希望する、尙中國軍の進駐區域は例へば九州といふやうな一地域を限つて全部中國軍の支配に屬させようとするものであらうか」

彼「事前に通報する、但し如何なる地域に如何なる兵力が如何なる形で進駐して來るかは未だ承知しない」

我「この機會に何か日本政府に對する助言なり批評なりあらば承りたい」

彼「自分の考へを言ふに日本政府は餘りに總司令部に頼り過ぎて居るのではなからうかと思ふ何から何迄總司令部の指令に依存するといふ態度を執つて居るがマ元帥も屢々自分に對して言ふ所であるが日本の政府をして出来るだけ自發的に働かしめ、干渉は最小限度に止めたいといふのがアメリカの意向である、日本政府としてもいろいろやり難い事情はあらうがこの點は注意の要があると思ふ」

編 注 本文書は、昭和21年8月、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長作成「報告書集録（その一）」（第3回外交記録公開）より抜粋。

24 昭和21年5月

平和条約問題研究幹事会による第一次研究報告

取扱注意

昭和二十一年五月

平和条約問題研究幹事會

第一次研究報告

前 言

本報告は本年一月より五月末迄前後十六回に亘る本幹事會會合に於て審議を経た研究を集録したものである。

第一次研究の目的は、平和条約の締結に關聯して生すべき諸種の問題の所在を究明すると共に、各問題に對處すべき我方方針の大綱を策定するに在つた。本研究は、幹事會今後の業務たる各問題に付ての掘り下げた研究と基礎的資料の整備とを俟て、更に完全なものとなるであらう。

來るべき平和条約の内容は、前大戰後のベルサイユ條約の場合と異り、其の締結前即ち今日の段階に於て既に實質的には逐次決定せられつつあるものなるに鑑み、省内關係部局に於ける政策の立案、企畫竝に聯合國側との日常

の折衝に際し、隨時本報告の趣旨を參酌せられ、一定の見透しと統一せる方針の下に現在及今後の事態に對處して行くことが、平和條約の内容を有利ならしめる見地よりは勿論、日本の將來の利益を擁護せんとする一般的見地より極めて緊要なことであると考へられる。之未だ不完全乍ら第一次研究報告を取急ぎ關係部局に配布することとした所以である。

昭和二十一年五月

平和條約問題研究幹事會

平和條約問題研究幹事會第一次研究報告

目 次

○平和條約締結問題に關する基本方針及 準備施策方針(案)(平研一の一)	一 頁
○平和條約の内容に關する原則的方針(案) (平研一の二)	四 頁
○平和條約の聯合國案(想定)と我方希望案 との比較検討(平研一の三) ^(備注)	七 頁
○對日平和條約に於ける政治條項の想定 及對處方針(案)(平研政の一)	二一頁
○對日平和條約に於ける經濟條項の想定及 對處方針(案)(平研經の一)	四一頁

(平研一の一)

平和條約締結問題に關する基本方針及準備施策方針(案)

一、根本方針

出來得る限り早期に公正なる平和條約の締結を實現せしむること

- (1) 之か爲降伏に際し日本が義務として負へるポツダム宣言の諸條項及降伏文書の諸規定を忠實に履行し特に物心兩面に亘る武裝解除及民主主義化の目的達成の爲の凡ゆる努力を拂ひ民意に基く平和的にして且つ

責任ある政府による政治の確立を圖り日本人の誠意と平和愛好心とを世界に實證し世界の日本に對し抱く猜疑、誤解、憎惡を最短期間内に拂拭せしむるに最大の努力を拂ふものとす

- (2) 聯合國最高司令部の指令及其の精神に則りたる措置を法令化して之か實施を確保すると共に政府より最高司令部へ提出しある諸案の確實且嚴正なる履行を監査する組織を設置するものとす

二、時期の見透し及準備施案方針

平和條約締結の時期を昭和二十二年夏頃と想定し條約の内容を出來得る限り公正妥當なるものたらしむる爲の準備を完整すること

- (1) 聯合國側としては平和條約締結前の期間に於て既成事實と化せしめたる事態は之を法的に確認し其の恒久化を圖るものと豫想せらるるも我方としては平和條約の主要内容として國家の獨立と民族の生存との爲に必要不可欠なりと主張すべき事項を決定し且之が科學的根據を供する資料の整備を急ぎ既成事實と化し居る事項に付ても之が合理的改變乃至修正を圖ると共に新規事項に付ては最も公正なる解決を期するに資せしむるものとす
- (2) 對日平和條約は先つポツダム宣言加入國たる米英蘇支四ヶ國の外相會議に依り起草せられ次で對日戰爭を積極的に遂行せる其他の聯合諸國(佛、加、濠、蘭、新西蘭、印度、比島等)をも加へて招集さるべき太平洋平和會議とも謂ふべき會議に於て決定を見るべく豫想せらるる處我方としては豫想せらるる相手國を目標とし凡有る機會を捉へて前項我方主張乃至立場を浸透理解せしむる爲の努力を拂ふべきこと勿論なるのみならず聯合國側との日常の折衝に當りての我方個々の言動も右我方主張事項と吻合し些かも矛盾を來たすか如きことなきを期するものとす
- (3) 我方に於ける準備は概ね左の三段階に區分して之に着手するものとす

第一期(概ね一九四六年) ——外務省内に於て研究せる所を體系付

上半期を目途とす) ヶ要綱案を完成す之が爲所要に應じ
非分式に部外にも聯絡し協力を求む

第二期(概ね一九四六年 秋期を目途とす) ——外務省中心となりて關係各廳間に非公式協議會を組織し要綱案に綿密なる検討を加へ案の確定を圖り該要綱案中の我方主張事項は之を抽出して閣議決定と爲し權威ある附屬資料等を整備す(適當の時期以後官廳以外の者をも加ふ)

第三期(一九四六年末頃) ——聯合國側の出方とも睨み合せ政府に於て正式に問題を採上げ平和條約締結準備委員會を設置する等所要の措置を講じ準備の完整に努む

(平研一の二)

平和條約の内容に関する原則的方針(案)

對日平和條約締結に當り其の内容に關し我方に於て主張すべき原則的方針を概ね左の通り定む

追て右原則的方針か單に主張者側の主觀的立場に立つ願望に非ずして普遍妥當性を具へ且公正なる所以のものを聯合國側に充分認識せしむる爲其の根據を固むると共に所要の附屬資料を整備し以て先方を納得せしむるに努むるものとす

一、主權の回復及獨立の尊重

- (1) 「ポツダム」宣言受諾に依り日本國の統治權に加へられたる制限の撤去せらるる時期を具體的に明示せらるべきこと
- (2) 平和條約締結後に於て占領軍の駐留する場合嚴に保障占領の埒を越えざるの保障を與へらるべきこと
- (3) 日本の裁判所の裁判管轄權より除外せられ居る聯合國國民の治外法

權的特權の消滅せらるべき時期を具體的に明示せらるべきこと

- (4) 日本と諸外國との正常の外交關係の再開せらるべき時期を具體的に明示せらるべきこと
- (5) 國際法及大西洋憲章等の諸原則に反したる領土歸屬の決定を行はさるべきことの保障を與へらるべきこと
- (6) 日本の政體は日本國民の自由に表示せられたる意思に依り決定せらるるの原則に變更を加ふるか如きことなきを確保すること

二、生存權及安全保障の確保

- (1) 日本が平和的民主的國家として生存し得るに足る經濟的條件の保障を得へく
 - (イ) 賠償の取立
 - (ロ) 通常貿易の許可
 - (ハ) 産業の制限
 - (ニ) 原料の入手
 - (ホ) 船腹の保有
 - (ヘ) 移民の送出
 - (ト) 在外邦人の生存權の確保（國籍變更の問題を含む）
- 等の諸事項は凡て右原則に基き決定せらるべきこと
- (2) 日本の領土的安全保障を確保する爲極東委員會の構成員たる諸國政府に依る地域的集團的安全保障を設定せらるべきこと
 - (3) 完全武裝解除後に於て日本の治安を維持する爲に必要な武裝警察隊乃至國內治安隊の保有を承認せらるべきこと

三、國際社會への復歸

- (1) 國際聯合への加入ブレトンウツツ通貨協定其他の國際機構への参加を出來得る限り早期に實現せしめらるべきこと
- (2) 最も速やかなる機會に於て正常の國際通商への参加を認めらるべきこと

四、國際正義の確立

- (1) 國際聯合より更に一步を進め世界政府の樹立の原則の闡明せらるべきこと
- (2) 人種的平等の確認に關する原則の闡明せらるべきこと
- (3) 對日平和條約署名國全部が國策の手段としての戰爭を拋棄する趣旨が明定せらるべきこと
- (4) 世界的軍備の撤廢及原子力の國際管理に關する原則の規定せらるべきこと
- (5) 海洋の自由の原則及通商障壁の撤廢の明定せらるべきこと

(平研政の一)

對日平和條約に於ける政治條項の想定及對處方針(案)

一、日本の政體の自主的決定原則の維持

日本の政體が自由に表明せられたる日本國民の意志に依りて決せらるべき原則はポツダム宣言受諾の際の往復照會に依り確認せられ居る次第なる處聯合國側としては一方に於て日本管理政策の實施過程に於て既成事實と化しつつある諸問題中政治思想及政治機構、社會經濟組織及教育制度等の改革に關しては其の基本方針を更めて平和條約に明定しつつ他方に於て之が實施の成果を永續せしむる爲の保障措置をも規定するものと豫想せられ右保障措置の如何に依りては實際上國民の自由意思の形成を阻碍するの結果を來たすこともなきを保せず

右に對處する爲

政體の自主的決定 (1) 飽く迄日本の政體の自主的決定原則の確保に努むること

國民の自由意思形成の保障 (2) 日本國民の自由意思が如何なる他の勢力に依りても拘束乃至牽制せらるることなく眞の意味に於て自由に形成せられ得るやう充分戒慎を加ふべきの保障を取付くべきこと

二、永久平和の國是の確定

日本の國是は三月五日發表せられたる憲法改正草案要綱及右に關する勅語に於て明示せられ居る處就中同要綱中に日本が國の主權の發動として行ふ戰爭及武力に依る威嚇又は武力の行使を他國との間の紛争の解決の點とすることを永久に拋棄すべき旨及國の交戦權を否認すべき旨を規定せんとし居る點等にも鑑み對日平和條約中に更めて敍上の趣旨及日本が永久平和的國是を確立すべき趣旨に關する規定を置くこと豫想せらるる右に對處する爲

- 戰爭拋棄 (1) 日本のみならず少くとも對日平和條約調印國は人類永遠の平和の爲日本同様國家の政策の手段としての戰爭を拋棄する旨の規定を國內法中に置くことの望ましきことを強く主張すべきこと
- 永世中立國の提唱及安全保障機構 (2) 日本の國際法上の永世中立國化を提議すると共に同時に極東委員會構成員たる各國に依る集團的安全保障機構（世界の何れかの國に依る日本侵略は締約國全部に對する侵犯行爲として直に共同に日本を防護すべきことを約する規定の如し）の設定方を計ること
- 朝鮮の安全保障 (3) 別に朝鮮に關する安全保障に付ての國際的措置を講ずることを要求すること

三、主權に對する制限の存續

日本の統治權に加へられ居る制限に關しては聯合國側は必ずしも平和條約締結時を以て之を撤去するの態度を執るものと斷するを得ず平和條約履行監視の爲猶相當長期に亘り占領軍を駐留せしめ依然として平和條約締結以前と實質上異なる所なき軍管理の續行せらるることも豫想せらるる

右に對處する爲

- 統治權制限撤廢 (1) 統治權に類する制限撤去の最短期間内に於ける明確なる時期を示すべきことを主張すること

- 行政權 (2) 行政權に對し一般的に加へ居る諸制限の撤廢及び對外交權 外關係の正常化並に聯合國國民の享有し居る治外法權司法權 的特權の拋棄を明定することを求むること

四、國際社會への復歸

日本の國際聯合、ブレトンウツヅ國際通貨協定其の他國際機構への加入及正常の國際通商への參加は平和條約締結を以て直に許容せらるるものと速斷すべからず相當期間見送の態度が執らるること豫想せらるる

右に對處する爲

- 國際聯合への加入 (1) 最も速に國際的信用を恢復せんが爲の凡ゆる努力を拂ひ以て一日も速かに國際聯合の正規の構成員たらんことに力を盡すべきは勿論なるが他面右實現迄の過渡期に於ては差當りオブサーヴァーの派遣容認方を取付くべきこと
- 國際通貨協定等への加入 (2) ブレトンウツヅ國際通貨協定に類する參加の準備としての金準備の保有方に關し聯合國側の出來得る限りの協力を得るに努むること
- 正常なる通商貿易 (3) 正常なる國際通商への參加に付ては之が遲速は本國國民經濟の維持惹いては平和的民主的國家として存續する爲の根本條件たることを明かにし平和條約締結以後に於ては世界各國との通商條約の復活乃至締結方を許し正常の通商貿易再開の容認方を取付くこと

(註) 本項(1)の國際聯合への加入問題に關しては日本は正規のメンバーたらしめる場合に於ても加盟國に課せられたる義務中國際平和及安全維持の爲の武装兵力の提供等の義務は到底之を遂行する能力なかるべきに鑑み日本に對し此の點に關する特例を認めしむる様最善の

五、國際正義の確立

今次戦争に依り拂はれたる尊き犠牲に鑑み戦争再發の素因を徹底的に除去し人類永遠の平和と國際總親和とを確保する爲戰勝國たると否とを問はず自國利益中心主義を棄揚^(マア)すること要請せらるるに拘らず今後の國際社會に於て猶右と逆行するが如き態度を以て弱小國に臨む國なきを保し難く右が對日平和條約締結の際強き影響力を持つことも豫想せられざるに非らず

右に對處する爲

- | | |
|----------------------|--|
| 世界聯合政府 | (1) 世界の列強が國際正義の確立の爲國際聯合より更に一步を進め世界聯合政府樹立を指向すべき旨及右世界聯合政府に依り國際正義が保障せらるべき旨を世界に對し闡明すべきことを要請すべきこと |
| 軍縮撤廢、原子力管理 | (2) 戦争拋棄の誓約にも關聯し世界的軍備撤廢を提唱し且つ原子力の世界政府に依る管理の實現方に關し聯合國側の決意を促すこと |
| 人種差別撤廢 | (3) 平和條約に人種的差別待遇の完全撤廢を明確に規定し各國別に之か具体的實施の措置を講ずべき旨を明定すべきことを求むること |
| 東亞植民地的地域の獨立 | (4) 東亞に於て獨立能力を具ふる植民地的諸地域諸民族の獨立を承認すべき旨の原則の明記を求むること |
| 海洋自由、通商上の差別撤廢、未開發地開拓 | (5) 海洋自由の原則及通商差別の撤廢並に開發計畫無き未開發地域に對する人口過剩國よりの開發移民の自由送出を承認するの規定を置くべきことを求むること |

六、領土及在外權益の剝奪

對日平和條約に於て聯合國側は本州、北海道、四國、九州及其の他近接諸小島以外の日本領域に對する主權の拋棄の確認を求むべく具體的には千島及樺太南半の蘇聯への返還、朝鮮の獨立許容、滿洲及臺灣並に澎湖島の中華民國への返還、委任統治地域の移讓近接諸小島中戰略的意義重大なる諸群島の信託制度への移轉等を實行するものと見られ且つ賠償要求とも關聯し之等諸地域に於ける個人の財産權利等を含む日本の諸權益を取上ぐべきことを規定すること豫想せらる

右に對處する爲

- | | |
|------------|--|
| 公正なる領土歸屬決定 | (1) 聯合國側は累次領土的野心なきことを聲明し(大西洋憲章第一項、カイロ宣言、一九四五年海軍記念日に於ける米國大統領の演說等)居ると共にポツダム宣言は日本の破壊乃至奴隸化を目的とするものに非ざる次第を明言し居るに鑑み日本としては個々の場合に之等の公約を援用し極力公正なる解決方に努むること |
| 日本近接諸小島 | (2) 聯合國の決定に俟つべき日本近接諸小島に關しては民族的、地理的、歴史的、經濟的論據に立ちて極力我國に保有を許さるる範圍の擴大を圖るべきこと
右に關聯し日本領土に對する統治權乃至行政權の行使制限に關するメモランダム(一九四六年一月二十九日附)中特に奄美大島及伊豆大島に關し之等地域が歴史的、地理的、民族的に日本に屬せしめらるべきことの妥當なる所以を權威ある科學的資料に依り説得すべきこと |
| 琉球諸島 | (3) 琉球諸島に付ては聯合國共同信託統治地域又は米國單獨信託統治地域とする可能性最も多く中華民國の領土となす可能性は差當り乏しきものと認めらるる處前者の場合は反對し得ざるべく又後者の場合は其 |

- の理由なき所以を強く主張し最悪の場合と雖も人民投票に依る最終歸屬決定方を求むること
- 尚沖繩島は米國に依り國際聯合規約第八十二條所定の信託統治地域中の戰略地域に指定せらるること豫想せらるるも右には反對し得ざるべきこと
- 南樺太、千島 (4) 千島に付てはヤルタ協定に於て蘇聯邦へ引渡すべき旨の密約ある次第なるも我方としては之に拘束せらるる必要なく又南樺太に付てはポツダム宣言の受諾に依り一應主權拋棄の豫約をなしたるものなる處戰爭に依る領土の奪取の不承認の主義に據りて之が歸屬決定に當り人民投票等の一定條件を附する方式を攻究すること
- 硫黃島 (5) 硫黃島に付ては(3)の第二項の沖繩島と同様米國に依り信託統治地域下に置かれ戰略地域に指定せらるること豫想せらるる處右に對しては反對し得ざるべきこと
- 朝鮮及臺灣 (6) 朝鮮の獨立及臺灣の中國への返還は之を承認すべく右に伴ひ朝鮮の安全保障に關する規定を置かしむること
- 在外邦人の生存權確保 (7) 朝鮮、臺灣、千島、南樺太、滿洲、支那より引揚げ乃至之等地域に殘留する日本人の私有財産に付ては夫々其の狀況に應じ相當額を賠償の對象より外し生存權の確保に資せしむる様折衝を行ふこと
- 國 籍 (8) 一定期間中日本に殘留する朝鮮人、臺灣人をして自由に國籍を撰擇するの權利を與へ他方朝鮮、臺灣に殘留を希望する日本人をして同様在留國の國籍の取得を認めしめ沖繩其の他の島嶼（委任統治地を含む）にありては住民に其の統治權行使國の國籍取得を認むる

- と同時に我が國籍に對する撰擇權を有せしむること
- 割讓地域住民の利益 (9) 帝國と帝國領土の割讓を受くる國との間に於て割讓地域に於ける住民の利益殊に其の私權、營業及業務執行に關して取極を締結すべき旨の概括的規定を置かしむること
- 新國籍取得者の公平待遇 (10) 帝國の國籍を失ひ新に聯合國の國籍を取得したるものが人種、宗教、言語、風俗等の相違より當該國に於て私權の享有及社會生活上何等差別的待遇を與へらるることなかるべき旨の規定を置かしむること

七、軍事能力の徹底的破壊

聯合國の基本的對日要求たる平和的國家の建設は日本人の自發的措置に依る部面と聯合國側が日本に對し強制する部面とある處後者に付ては徹底的武裝解除及將來の軍事能力の破壊が一大眼目を成し居ること明かにして聯合國側は日本の降伏以來既成事實と化したる非軍國化措置を更に更めて條文化せんと試むること豫想せらるる即ち陸海空軍の完全なる解体と之が再建の禁止及武器彈藥の製造の禁止、防備施設の撤廢と制限、軍事生産及戰爭手段の生産施設並其の研究の禁止、徴兵制度の撤廢、軍事的教育及軍事的團體の禁止等を軍事條項として平和條約に明定せしむべく右は極めて嚴格なるものとなるべきこと豫想に難からず

右に對處する爲

- 國內治安維持 (1) 日本が獨立國としての國內治安を維持する爲最小限度必要なる武裝警察隊乃至國內保安隊の保有を承認せしむること
- 火藥類生産 (2) 火藥類にして平和産業に必要なものの製造許可其の他軍需と平和的需要とを區別し難きものにして平和産業遂行上不可缺なるものの制限緩和を求め以て日本國民經濟に支障を來さらしむるに努むること

八、國際條約の一部の效力回復

郵便、電信、阿片、衛生、労働、工業所有權、著作権等國際行政部門に於ける多數國間條約は存續せしめらるべく通商條約に關しては消滅主義を採り又聯合國側に有利なる條約の復活方を一方的に對處する爲

國際行政部門 (1) 國際行政部門に於ける多數國間條約の存續は帝國の一般的國際機構參加（前述四）の一部として之を歡迎すべきこと

條約復活問題 (2) 聯合國側が一方的意思を以て其の欲する條約の復活を日本に求むる場合に對しては右が我方に不利なる條約の復活なる時は我方の承諾を條件とすることを主張すべきこと

通商條約 (3) 通商條約締結の爲速に各國別に交渉を開始すべき旨を明定すること

九、戰前及戰時中に於ける懸案の件

今次の戰爭開始前及戰爭遂行中日本と諸外國との間に存したる未解決諸案件を處理する爲の「對日懸案處理國際委員會」とも稱すべき機構の設定せらるべきことに關し平和條約中に規定すること豫想せらる

右に對處する爲

懸案處理 (1) 戰前及戰時中の未解決諸案件の資料及解決案を整備し置き不公正なる處理案を押付けらるることを極力避くこと

我方の要求案件 (2) 日本側より聯合國に對し懸案解決を要求すべきものに付ては平和條約締結以前の適當なる時期に之を聯合國へ提示して公正妥當なる解決方を促進すること

一〇、不公正乃至苛酷なる條件

主要聯合國中對日態度必ずしも一樣ならさるも中には極めて苛酷なる條件を負はしむべきことを主張し乃至不公正なる取扱を固持する國あるべく右は全體の調子を豫想以上に硬化せしむるに至ることあるべし

右に對處する爲

署名拒否 (1) 我國の立場より見て餘りに苛酷にして條件の履行覺束なきか又は不公正にしてポツダム宣言受諾の趣旨に照し承服し難きものに付ては條約の署名を拒否すること

批准拒否と締結の仕直し (2) 若し一時平和條約に署名を餘儀なくせられたる場合に於ては之か批准を拒み將來適當なる時期に締結仕直しをなすべきこと

(注意) 本件政治條項の想定に照應せる我方對處方針は未だ素より大綱を検討したるに過ぎざるも右は平和條約締結開始が表面的に具體化し我方の方針を愈々樹立する際迄之を筐底に藏し置くの趣旨に非らず今後の研究の一指針たらしむると共に現在に於ても聯合國側に對し凡ゆる機會を捉へて對處方針に體現せられ居る正當なる立場と主張とを相手方に理解浸透せしむるに努むるの資料たらしむべき心組みを以て取纏めたる次第にして従つて聯合國側との日常の接觸の際に於ても右我方立場と主張とを常に念頭に置きて對處すべく仍つて以て最も公正妥當なる平和條約の締結に導くに資せしむべきものとす（平研一の一、平和條約締結問題に關する基本方針及準備施策方針の二参照）

(平研經の一)

對日平和條約に於ける經濟條項の想定及對處方針（案）

第一、占領費の決済に關する條項

第二、賠償條項

第三、産業制限條項

第四、通商に關する條項

第五、海外に於ける日本企業に關する規定

第六、日本國內に於ける外國企業の機會均等に關する規定

第七、海運に關する條項

第八、漁業に関する條項

第九、航空に関する條項

第十、經濟機構に関する條項

第一、占領費の決濟に関する條項

聯合軍の占領費（その範圍につきては更に法律的見地より詳細研究を要す）としては（イ）平和條約締結前に支拂はれたるものと（ロ）平和條約締結後支拂はるべきもの（平和條約締結後占領軍の駐屯を豫想す）とに分ち、更にこれを我方が圓貨にて聯合國に提供するものと聯合國側自體に於て一時的に負擔するもの（例へば本國より直接占領軍に送る食糧等の經費）に分ち考察し得る處

（イ）平和條約締結前に支拂はれたるものに関しては

（A）我方より圓貨にて支拂はれたるものに付ては全額我方負擔となるは已むを得ざるべく平和條約に於ては單に之が經理關係を明にするに止まるべし。而して本件は平和條約締結迄の經濟的困難の時期に於てインフレーション促進の重要な要因をなし居る現状に鑑み之が輕減方に関しては講和條約締結前に於ても聯合國側の協力を要請する必要あり

（B）平和條約締結前に聯合國側が一時負擔する支出は相當多額に上るべく而して之が決濟を我方に於て行ふこととならば右支拂は外貨又は現物によることとなるべきを以て其の我方經濟に及ぼすべき影響は（A）の場合に比し遙に大にしてこれか支拂は我國經濟に至大なる影響を與ふべき旨を力説して之か棒引を試むべきなり。（但しポーレー大使の談話に依れば米國側は本件經費を我方に負擔せしむる意向なき模様なり）

（ロ）平和條約締結後支拂はるべきもの

（A）我方が圓貨にて提供するものに付ては戦後緊縮政策を採用し我國經濟の建直しを計るを要する際本件軍費が多額に上るに於ては我

方財政經濟に過重なる負擔を課しインフレーションの要因となるべきを以て平和會議に於ては此の點を指摘し占領軍費の縮減を極力要請すべきにして又場合によりては軍費縮減のため本件經費の支出項目を定むることを主張するの要あるべし。

（B）聯合國側に於て一時負擔すべきものに付ても我方に負擔能力なきことを指摘し一應聯合國側負擔とすべきことを主張すべきも右不成功の場合には本件占領費の縮減及支拂方法としては一定期間後の年賦償還又は生産物に依るべきことを主張すべきなり尤も本件占領費の輕減を固執する餘り我方に於て聯合國側に對し現物給與の義務を負擔することとなるが如き結果を招來せざるやう充分注意するを要すべし。

第二、賠償條項

賠償に関しては前大戰後と異り、その大部の履行は平和條約締結前に事實上完了せらるべきを以て平和條約に於ては之を成文化することとなるべし。尤も右の他今回の平和條約に於ても日本の戦争責任を明かにする爲の基礎條項として日本は聯合國側に對し與へたる損害に對し賠償を支拂ふべき旨の總括的規定を設けることあるべきも右は我國より取立つべき賠償の内容及總額を決定する爲の意味合にあらざして前記の如く單に今次戦争の責任が我方にあることを明白にする爲の規定に過ぎざるべし

以下想定せらるべき内容及び之に對する我方對處方針次の如し

（一）余剰産業施設の撤去

本件は平和條約締結前に決定實施せらるべく平和條約に就ては右事實を記録的に記載することとなるべし。従つて平和條約に於ては本件は事實上問題なかるべく、寧ろ決定以前に我方より綿密なる資料を擧げて平和的民需産業の最小限度のものの確保を強く要請することを必要とす。

（二）生産物による賠償

ポツダム宣言に於ては生産物による賠償をも豫想し居る如く、又東亞諸國の經濟恢復のため石炭、木材、火藥等の如き資材の賠償としての取立を要求せらるることあるべき處、之等資材の供給は已むを得ずとするも、右を賠償とすることなく、必要物資の輸入資金として認むることを要請するか或は本件實施のための設備の確保を要請すること必要なり。

(三) 在外資産

日本の在外資産（日本の保有すべき地域以外に在る資産）が政府のものたると財閥その他個人のものたるとを問はず賠償の對象たるべきことはポーレーの聲明にも明かなるが本件も産業施設撤去と同様に平和條約締結前に決定實施せられ、平和條約に於てはその事實を記載するに止まるべし。従てその決定せらるる以前に於て我方の要求事項を聯合國側に滲透せしむる必要あり

イ、我が利權、企業、資金等を取立てらるるは已むを得ずとするも少くとも個人財産に付ては相當寛大なる措置を採られたきこと。ベルサイユ條約に於ては沒收せられたる財産に付獨逸政府に於て全額補償をなすべき旨規定せられたるも今回は日本政府に於て全額補償の能力なく、従つて賠償取立それ自体に於て私有財産尊重の原則に鑑み特に個人財産に付ては寛大なる措置を求むることを要すべし

ロ、國有財産の内、外國に在る公館は賠償の對象として沒收せられざること

(四) 軍票乃至は圓系通貨の整理

軍票乃至は圓系通貨整理の問題が賠償の範圍に含まるべきや或は別途補償の責任を我方に求めらるるやは其の額の尠大なるに鑑み我方の重大關心事なり。「ヴェルサイユ」條約に於ては賠償の種目に特に軍票の整理を掲げ居らず又別の項目に於ても之を補償すべき規定なく、又今次對獨「ポツダム」宣言は賠償の全貌を規定し居りと思

考せらるる處軍票の整理を特別に取上げ居らず。聯合國側の意圖も未だ決定し居らるるものと思考せらるる處或は一般賠償とは別個に補償すべきことを要求せらるることなきを保せず。その際には我方として之が履行は事實上不可能にして假令軍票乃至は圓系通貨の放出が日本占領地域の經濟を破壊したりとするも右はその他の損害と共に賠償を取立てるべき一般理由とは爲し得るも、賠償の内容を規定するものに非ず、従て一般賠償の取立によりて免責せらるべきことを要請すること必要なるへし。

(五) 賠償履行の爲の技術的經費

賠償履行の爲、外國に於て日本資産を調査保全するための經費、國內賠償物件の保全、撤去のための輸送費等の技術的經費は相當の額に上るものと豫想せらるる處、之を一切我方に於て負擔することは不當なるべく爲し得れば全額、止むを得ずとするも折半して聯合國の負擔とするを要請すること可なるべく其の論據左の如し

(イ) 之等技術的經費は戰爭行爲に依り聯合國に與へたる損害の性質を有せず聯合國側に於て廣義の戰費として支出すべきものなるべく従つて賠償の枠内に入ること條理上不適當なること

(ロ) 然りとすれば日本國內に於て之が爲我方の負擔せる經費は聯合國の爲にする經費として我方の金錢債權として別途要求し得べきものとなすこと（註）

(ハ) 右經費中特に撤去の爲の國內輸送は我方の産業の回復を遅延せしめ民生を壓迫すること大なるものあるべく其の壓迫の限度に於て我方必需物資の輸入の要は増大すべくその限度に於ける輸入代金の増加に對應するものとして該輸送^(費)を聯合國に於て負擔することとするを適當とすること。

(註) 我方より聯合國側に請求すべき債權としては本件の他占領中の聯合軍側の不法行爲、阿波丸事件、俘虜に對する本國よりの送金に對する立替等あり、之等に關しては別途研究を要

するものとす。

第三、産業制限條項

我國經濟の非軍事化竝に産業制限に關し聯合國側の意圖する所は我國軍事力の現存經濟的基礎を破壊又は撤去し且つその再興を許さざるに在り。而して賠償によりて前者が實施せられ、平和條約に於て後者が規定せらるることとなるべく、從つて賠償に於てその設備を撤去乃至破壊せられたる産業部門は平和條約に於てもその生産の禁止或は制限を規定せらるることあり得べし、而して賠償に於ては昭和五年乃至九年の生活水準を基準として設備撤去が決定せらるるものと豫想せらるる處平和條約に於ては賠償實施後の日本産業の將來の發展に對する制限として昭和五年乃至九年の生活水準を永久に超ゆることを不可能ならしむるが如きことはなかるべきも何等かの制限を課せらるることは豫想せざるべからず。而して想定せらるる内容は左記の如し

(一)生産禁止

(イ)武器、彈藥、航空機、海軍艦艇等、指令第三號第四に掲げられたる各品目

(ロ)「アルミニウム」「マグネシウム」等賠償によりて全設備を撤去せらるべき産業

(二)研究禁止

指令第三號により禁止せられたる原子爆彈關係の研究其他戰爭遂行力増進に指向せられたる専門的研究

(三)制限

(イ)産業部門

賠償に於て設備の一部を撤去せらるる産業、例へば「ボールベアリング」製鐵業、「ソーダ」工業、造船業、工作機械製造業等

(ロ)制限の程度

昭和五年乃至九年の生活水準を基準とし之に一定の向上率を認めたるものなるべし。或は後述監察制度の活用により一定期間

を區切りてその時々的情勢に應じて決定せらるるが如き措置をとるやも知れず

(ハ)制限の方法

生産高によるものと設備能力によるものと考慮せらるべきも部門によりて相違あるべし

(四)特定部門に對する監察管理制度

上記の如くして禁止又は制限せられたる産業に對し監察、管理制度の設置せらるる可能性あり。而して右は單に監視機關に止まるか、或は(ロ)に於て述べたる如く、本制度の運用によりて日本經濟の實質的管理に迄至るか猶今日より豫測すること困難なり

産業制限に關する規定として想定せらるる内容は左に述べたる如きものなるべきが之に對し我方としては

(一)永久に戰爭を拋棄せる我國として武器、彈藥等直接兵器の生産禁止は當然なるが、其他の産業に關しては原則として制限をなさざること

又火藥等に付ては産業上の必要量の生産を認むること

(二)聯合國側は産業制限は軍需に關係ある産業のみにして、之を制限することによりて日本人の將來の生活水準に影響なしとすべきも、我方としては全ての産業は相互に有機的關聯あるを以て軍需に關係ありとの理由を以て一部の産業に加へらるる制限も結局日本經濟全体の發展を制限し、それだけ我國の生活水準の向上を妨げるものなること、而して右は日本に於ける民主主義の發達にも、又世界經濟の發展にも影響を及ぼすべきことを論じて極力制限規定を免るる如く努め、止むを得ずば一定期間を限ること

(三)軍事目的のためにする研究禁止に關しても科學の性質上純軍事的目的のための研究と然らざる研究との區分も事實上不可能にして純學術的研究或は産業上の研究も解釋の如何によりては軍

事上の目的に關係ありとせらるることなしとせず。かくては純學術的研究も又産業上の□□も束縛せらるることとなり、今後平和的文化的國家としての□^(西カ)生に重大なる支障を來すべきこと竝に軍需工業の保持を禁止せられたる我方として軍事的研究は何等利益も興味もなきことを強調し、かかる規定を除去する如く努むるを要すべし。

(四) 監察乃至管理制度に付ては或る程度之を承認すること已むを得ざるべきもその期限及權限を最短、最少に止むることを求むる必要あるべし

第四、通商に關する條項

我國が究極に於て世界通商への參加を認めらるべきことはポツダム宣言に於て認められ居る處なるが、平和條約に於て直に聯合國並の參加を認めらるるものとは思はれず。當初一定期間は我國の經濟上の非軍事化の觀點より貿易に對する制限が規定せらるべく、同時に、かかる制限下に於て日本が遵守すべき貿易上の諸原則竝に將來全面的に通商參加の場合の諸問題が規定せらるべし。

(一) 貿易の内容に關する規定

聯合國の意圖する所は我國の經濟上の非軍事化及び東亞諸國の經濟を速に恢復せしむることにあるべく、一方聯合國は何れも自國の輸出振興を希ひ、特に東亞諸國は從來の日本の輸出市場をとつて代らんとする意圖を有すべく之等の諸要請よりして我國の貿易に關して諸種の規定をなすべく其の内容は概ね次の如きものと想定せらる。

(イ) 輸出に關しては東亞地域の不足物資（衣料、肥料等）補給の爲特定物資の輸出を要請せらるることあるべきも輸出總金額に付ては制限せられざるべし。

(ロ) 特定地域例へば中國、朝鮮、比島等に對し現在行はれ居る石炭、杭木等の建設資材の輸出

(ハ) 指令第三號に於て生産を禁止せられたる品目の輸入の原則的禁

止及び産業制限と對應して軍事上の目的或は軍需産業と關聯ある品目及び輸出品原材料の輸入の制限

(ニ) 輸出入の均衡を維持すべきこと

(ホ) 監察管理制度の設置

(ヘ) 制限期間。産業制限と關聯して決定せらるべく、又東亞諸國の恢復と關聯せしめらるべし

而して右の諸制限の内(ハ)及び(ホ)を除きては條約文中には規定せず、具体的内容は監察管理制度の運用によりて決定し事實上右によりて日本の貿易を管理するが如きこと豫想せらるる處、我方としては正常の貿易の恢復は我國經濟の維持、惹いては平和的民主國家として存續するための根本條件たること、特に賠償によりて設備を撤去せられたる以上、其後の恢復は各國民の努力、能力の如何によりて決定せらるべきものにして、之に對し制限を加ふるは不當なる旨を論じ、又若し制限を加ふる必要あらばその基準は我國經濟の軍事化防止の見地に依るべきものにして、生活水準の向上を束縛するが如きことなかるべき旨を強く希望し、制限解除の一日も速ならんことを期するを要すべし。

(二) 通商上の諸原則に關する規定

戦前の通商條約の効力は條約復活の問題として論せらるべきも、失效とせられたる場合に於て新に通商條約締結或はブレトンウツツ協定、國際貿易機構(案)等の國際機構參加に至るまでの通商實施上の諸原則として我國に遵守の義務を課せらるべきものとして想定せらるる所及び之に對する我方對策概ね次の如し

(イ) 差別的取扱の禁止

輸出入に對する關稅の賦課に關し對手國によりて差別を設くることの禁止、一國に與へたる恩典免除は他國にも與へること等を規定せらるべく右に對しては我方としては相互條件として認むること

(ロ)高率關稅の禁止

現行稅率の高度化の禁止或はその引下を規定せらるることあるべし。我國は數年世界經濟と遮斷せられ居りその間世界市場價格と我國内物價の乖離等各般の經濟事情の變化あるを以て我が現行稅率の高率化の禁止或は引下を無條件に承諾することは危險にして、公正なる立場よりその改訂の餘地を残し得るやう努むるを要す

猶特定地域例へば朝鮮、臺灣等の地域の特定生産物例へば食糧等に関し一定期間特別に關稅の輕減を規定せらるることもあり得べく、之に對しては我方としても交換條件を持出すことを考慮する必要があるへし

(ハ)聯合國民に對する待遇

生業、職業、商業及産業に従事することに關し不平等なる取扱をなし又はかかる規定を設けざること、又日本人に對して課するよりも高き稅金又は制限を課せざること等を規定せらるべく、これに對して我方としては相互條件として認むること可なるへし。

(ニ)ダンピング

輸出獎勵金を含めて何等かの形に於てダンピング禁止を規定せらるべく、我方としては之に對しても相互條件として認むる必要があるへし。

(ホ)爲替

ブレントンウツツ協定參加に至るまでの期間爲替を一定のレートに維持し之が切下等の措置を禁せらるることあるべし。我方としては世界並に我國の經濟事情を勘案して最初に爲替率の決定せらるる點を特に慎重に考慮するを要すへし。

又ブレントンウツツ參加と關聯し之が準備として毎年一定額の金又は外貨の積立排他的爲替協定の締結の禁止等を規定せらる

るやも知れず、右に對し我方としては特にブレントンウツツ協定參加の準備としての外貨の積立に關してはこれを輸出振興要請の一項目として寧ろ我方より要求する必要があるへし

(三)國際經濟機構參加の問題

平和條約締結後一定の期間は依然貿易に關する諸制限規定せらるへきも我國としてはかかる制限期間は能ふ限り短期に止めブレントンウツツ協定並に國際貿易機構への參加並に之に對する聯合國の援助を希望し、平和條約に於ける諸規定も右を豫定して決定せらるることを要望する必要あり

第五、海外に於ける日本企業に關する規定

聯合國が海外に於ける日本企業を制限或は禁止する意圖は右が日本の經濟的帝國主義として軍需物資の支配的獲得を禁ぜんとするに在るべし。之に對し我方としては海外企業を一律に經濟的帝國主義と見做すは不當にして、特に戰爭拋棄を國是とせる今後の日本に海外企業を許すも之が日本の軍事力の基礎となるものに非ざることを論じ、所謂原料の支配的獲得に非ざる企業は之を認むることを要請する必要があるべし

第六、日本國內に於ける外國企業の機會均等に關する規定

右は外國企業相互間のものと外國企業と日本企業との間の問題とあり。而して前者に關しては問題なかるべく後者に關しても將來日本企業の海外進出を考慮し又經濟復興の上に外資導入の觀點よりしてもこれを原則として承認すること然るへしと考へらるるもこれに依りて日本經濟の死命を制せらるるが如きことなきを期するを要すべく、又可能なる限り相互條件を持出すこと然るべし。

第七、海運に關する條項

海運に關しては先づ賠償に於て既にポーレー中間報告に於て發表せられたる如く造船所設備の内二十の撤去の他一定の大きさ以上の船舶（五千噸以上のもの）を持去らるることも豫想せらるる處我方としては海運の喪失は地理的理由よりしても存立上重大なる影響あるは勿論なるも今

後特に外貨負擔の増加する點よりして我國輸入力を縮少せしむる點を強調し制限は非軍事化的觀點を主とし其他については最少限に止むる様努むるを要すべし。平和條約に於ける制限規定の想定並に之に對する我方對案概ね次の如し

(一) 型の制限

一定トン數（例へば五千トン）以上、或は一定速力以上、其他容易に軍事的目的に轉用し得る如き船舶の所有禁止を豫想せらるる所我方としては少くとも一萬トン程度迄は許可せらるる如く努むること。（型に對する制限の内何れの點を譲り、何れの點を主張すべきか研究を要す）又漁業用母船、タンカー等特殊の用途のものにつきては別途の規定をなすこと

(二) 保有量の制限

賠償に依りて持去られたる後の残りの保有量を基礎としてこれに一定の増加率を加算したるものに限定することあるべき處、我方としては産業制限、貿易制限の規定と勘案し我國に輸入せらるる物資の内少くとも戦前の實績程度の割合は本邦船にて運び得る丈の船腹量の保有は主張するを可とすべし。又保有量の制限は一定トン數以上のもののみに限ること必要なるべし。

(三) 造船及修理能力

右(一)及び(二)に依りて許さるる量を保有し且つ維持するに必要な能力の保有を認めらるることを要すべし。

(四) 航路の制限

(1) 沿岸航路のみ (2) (1) 及び支那、朝鮮航路 (3) 以上の外南方航路 (4) 以上の他太平洋航路 (5) 無制限の五段階に分ちて考慮せらるべき所我國としては國際收支上の觀點よりするも航路の制限は極力免るる如く努むるを要す。

(五) 制限期間

産業制限とも勘案し概ね十年以内の期限付とする如く希望するを

可とすべし。

第八、漁業に關する條項

我國漁業に對する聯合國側の制限の意圖は我國の得意とする遠洋漁業が太平洋に於ける我國の軍事的目的に關聯あり又大型母船の保有が我國經濟の非軍事化目的に添はざる點にあるへきも、我國としては漁業の我國國民食糧上に占むる重要性並に外貨獲得の重要性を述へ又遠洋漁業と軍事との關聯につきては既に軍備なき我國に於てはその虞は全然杞憂なるへきを以て漁業に關する制限は極力規定せられさる如く努むるを要すべし。想定せらるへき規定並に之に對する我方對案次の如し

(一) 制限の對象となるへき漁業

(イ) 南氷洋の捕鯨漁業

(ロ) 「アラフラ」海の眞珠漁業

(ハ) 北洋漁業（「アラスカ」「アレウト」諸島を含む）

(ニ) 「オットセイ」「ラツコ」獵

(ホ) 北米及「メキシコ」沿岸「トロール」漁業

(二) 制限方法

(イ) 南氷洋捕鯨「オットセイ」「ラツコ」獵に關してはこれに關する國際條約への參加

(ロ) 「アラフラ」海の眞珠漁業、北洋漁業、北米及メキシコ沿岸のトロール漁業に關しては入漁海面の制限

(ハ) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は制限

(ニ) 漁業關係國際條約に定むる條項の遵守

(三) 我方對案

(イ) 前項(イ)に關しては從來我國は捕鯨に關する條約には參加し居らずラツコ、オットセイに關する條約は脱退したるものなるか今後は參加を必要とすへし又(ニ)に關しては將來の協調を承認することによりて我方の漁業に關する希望か何等他意なきことを明かにするを要すへし

(ロ)入漁海面の制限に關しては國際法上の略確立せる慣習たる海洋自由説を根據として各國の領海外に於ける漁業の自由を主張するを要す、此の點濠洲、米國、墨國、ソ聯等孰れも日本漁船の入漁禁止を距岸三哩以上に擴張せんとする希望を有するものと見らるるも海洋の自由は漁業を包含すとの主張を貫徹すること最も重要にして又軍備なき日本にそれを認むるも何等それらの諸國の國防上に危険なき點を力説する必要あるべし。

(ハ)母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は制限に關しては漁業は日本にとりて重要食料給源たるのみならず外貨獲得上にも必要なること又領土を喪失して基地を失ひたる状態に於ては特に大型母船の必要なる旨を述ふる必要あり

(ニ)更に我國としては喪失領土に對して補給のための漁船の寄港及び漁群調査のための航空機の使用等の希望を提出する要あるべし。

第九、航空に關する條項

聯合國が日本の軍事化の爲に航空の制限を課すべきことは「初期方針」にも明かにせられたる處にしてその性質上全面的禁止を免れざるべし。

此の外日本航空の禁止に依り生ずべき結果の調整の目的を以て平和條約にその補充的な規定を置かるることとなるべし。想定せらるる規定の内容概ね次の如し

(一)日本航空機の生産、使用及保有の全面的禁止

禁止せらるる航空機は一切の型式のものに及ぶべく一切の「ロケット」も亦禁止せらるべし。

(二)航空機工業の禁止

航空機工業の総合的な性質に鑑み航空機用として使用可能な一切の製品の生産禁止に及ぶことはなかるべく主として航空機に用ひらるる製品の生産及輸入等を禁止するに止まるべし

(三)航空研究の禁止

航空に關する事項を目的とする研究は理論及應用共に禁止し之に

關聯する圖書其他の發行も亦禁止すべし。此種研究のための諸施設は撤去し再建を禁ずべし。但研究の禁止は直設航空^(接か)に關係ある事項に限られ之に隣接する領域の研究の禁止に迄は及ばざるべし

(四)監視制度

(一)乃至(三)の各項に關する規定の嚴密なる遵守を確保するため聯合各國の委員より成る監視制度を規定すべし

(五)日本に於ける航空事業

日本に於ける航空の眞空状態を補充するため聯合各國は航空路を日本に延長するものと考へらるる處右に關聯し日本に於ける指定空港を列國に開放し之に必要な^(マメ)施設を行ふことを例外的に許可又は義務付くることとなるべし。

以上に對し日本側としての對案は次の如し

(一)産業及學術の爲の航空機保有及使用

漁業、測地、國內運輸等の目的を以てする航空機の使用は機種及機數を限つて之が使用及保有を希望するを可とす

(二)航空機生産の禁止に關してはその範圍を最小限に止むる如く希望するを要す。特に他の民需にも關聯ある製品の製造は全面的に制限を免除する如く希望するを要す。例へば航空機組立工業「プロペラ」製造等直接航空機製造を目的とする工業の禁止は止むを得ざるも有機機「ガラス」「ボールベアリング」「アルミニウム」等の製造禁止は極力規定せざる如く希望するを要す。

(三)研究の禁止に關してはその範圍を極力少なからしむること（産業制限の項、參照）

(四)監視制度の設置は止むを得ざるべきも期限付とすること

(五)日本國內の航空關係施設の公開に關しては此種施設を日本政府又は民間會社に於て經營するを要す

第十、經濟機構に關する條項

聯合軍の占領以來日本政府に命令せられたる指令の内財閥解體、農地

改革、労働組合法、國際「カルテル」の禁止等に付ては指令そのままの形に於てには非ざるも之等の指令の意圖する所に遵ふべき旨の規定をなさるるやも知れず。之に對しては我方としては趣旨としては勿論同意すべきなるが規定の方法如何によりて經濟機構が將來の經濟發展に應じ得ざるが如き破目に陥らざる如く注意するを要すべし。

編 注 「平和條約の聯合國案(想定)と我方希望案との比較検討(平研一の三)」は非公開部分を含むため採録せず。

25 昭和 21 年 5 月 22 日

平和条約問題研究幹事会の第二次業務計画について

平和條約問題研究幹事會 第二次業務計畫

(昭、二十一、五、二十二幹事會決定)

甲、第二次研究會遂行

第一次研究報告に依り規定された問題の枠と方向とに従ひ第二次研究として各問題に付更に深く且詳細なる研究をする。

研究課題及び其の分擔は別紙第一の通とする。

第二次研究は原則として本年六月末迄に完成することを目途とする。(報告書は平假名、口語文、概ね二十頁以内とし、右期日迄に常任幹事に提出されたい。)

乙、平和條約準備資料の調成

平和條約の内容に對する我方主張の根據たり得べき客觀的資料若は平和條約準備業務上必要なる參考資料として、又究極には平和會議に對する我方全權團に携行せしめる基礎的資料として、別紙第二に掲げる資料の蒐集、

調成を行ふ。

本件資料の構成は本年七月末迄に之を完成することを目睹とする。但し資料の性質上右期日迄に材料の入手不可能なるものは、右が可能となり次第調成する。

別紙第一

平和條約問題研究幹事會

第二次研究項目(◎印は既に一應の研究あるもの)

◎政治問題

○平和條約と日本の統治權及聯合軍の日本占領との關係(平研政の二)

— 條約局

○領土條項に關する研究(平研政の三) — 條約局

○國籍條項に關する研究(平研政の四) — 條約局

◎軍事條項に關する研究(平研政の五) — 總務局

◎平和條約と日本の當事國たる既存條約との關係(平研政の六) — 條約局

◎國際聯合への參加問題の研究(平研政の七) — 條約局

◎國際行政問題と平和條約(平研政の八) — 條約局

○移民問題と平和條約(平研政の九) — 總務局

◎經濟問題

○平和條約と賠償問題(平研經の二) — 總務局

○平和條約と占領費決濟問題(平研經の三) — 總務局

◎平和條約と産業制限問題(平研經の四) — 調査局

◎平和條約と通商再開問題(平研經の五) — 總務局

○平和條約と海運問題(平研經の六) — 調査局

○平和條約と漁業問題(平研經の七) — 調査局

○平和條約と航空(平研經の八) — 調査局

○平和條約と日本經濟機構(平研經の九) — 調査局

○國際通貨金融機構への參加問題（平研經の十）—— 總務局

別紙第二

平和條約準備資料目次（括弧内は調成分擔）

第一部 政治關係

交戰國、斷交國調（條約局）

第二次大戰重要事件年表（總務局）

日本の當事國たる既存條約調（條約局）

戰爭拋棄先例調（條約局）

永世中立先例調（條約局）

安全保障機構先例調（條約局）

戰後占領先例調（條約局）

國內治安維持に必要な警察官數、編成及武器調（總務局）

捕獲審檢所規程及其の施行振調（條約局）

敵產管理法及其の施行振調（條約局）

敵國工業所有權、著作権に對する措置振調（條約局）

第二部 經濟關係

日本人口統計（含出生率、死亡率、人口密度統計、職業別人口統計、失業統計）（調查局）

國民生活水準調（昭和五—九年平均）（調查局）

國富及國民所得調（調查局）

在外資產調（皇室財産、國有財産、法人財産、個人財産）（管理局）

外國投資調（管理局）

占領軍經費負擔額調（總務局）

賠償充當産業施設調（總務局）

破壊軍需産業、研究施設調（總務局）

戰災被害調（調查局）

主要物資需給實績調（調查局）

物資別及對手國別輸、移出入實績調（調查局）

必需物資要輸入額調（調查局）

輸出可能物資推定額調（調查局）

國際收支實績及見透調（調查局）

業種別民需産業統計（調查局）

物價指數統計（調查局）

海運、船舶統計（調查局）

第三部 文獻的資料（條約局）

第二次大戰關係聯合國重要條約宣言集

聯合國最高司令官重要指令集

第一次大戰講和條約

第二次大戰講和條約

國際聯合憲章

ブレトンウツツ協定

26 昭和 21 年 7 月 17 日 朝海終戰連絡中央事務局總務部長 会談
アチソン対日理事会米国代表

朝海・アチソン会談（第 2 回）

アチソン大使との會談覺（第二回）

（昭和二十一年七月七日^{（一七七日カ）}）

十七日アチソン大使と意見を交換した要旨左の通り。

第一、對日理事會關係 私から對日理事會に於て各般の困難且重要な問題に付き検討せられて居ることは敬服に堪へない、殊に貴大使は常に日本側の言はんと欲する所を有力に説明せられて居るのみならず米側所論は飽迄も公正且合理的であつて吉田大臣も貴使の卓越せる見解に謝意を表して居られると前提し

(イ) 日本人還送問題に關聯して日本側は本件を憂慮の念を以て看守つて居る終連にも關係個人から日々その安否を氣遣ふ申入れに接して居るし、議會に於ても決議が行はれてゐることは御存知の通りで貴大使も理事會に於て指摘せられたのであるが、一體ソ聯地區よりの最近の還送は見込みがあるのか、ないとすれば日本側は今後如何なる措置を執り得るであらうか、議會等に於てはUNOにアピールせよといふ議論もあるやうであるが、これは一種のスキヤップ不信任であり技術的に見るも問題にならぬと思ふが萬策盡きた憂慮の表示であると述べて十二萬人の日本兵捕虜が七月二十日から十月十五日の間にソ聯權力地域から還送せらるべしとのロンドン放送を指摘したところアチソン大使はこの問題に付ては随分東京に於てもソ聯側と折衝を重ね、理事會でも米國側から採り上げて問題にしたことは御承知の通りであるがソ聯代表からは常に本國から何等情報なしと述べ本件を理事會及び東京に於て論議することを拒否する態度を示して居る、依てこの問題は結局華府に於て採上げハイヤー・エシユロンに於てソ聯側と接觸を續ける外はない、UNOにアピールすることは勿論貴見の通り問題にはならぬ、中國方面から自分の接受して居る情報に依れば日本人捕虜はソ聯が滿洲から撤去した機械設備等のシベリアに於ける据付けに使用して居る由である、かゝる捕虜は概ね不熟練労働者であり技術家ではあるまいから据付けの目的のためにこれを抑留して居るのではないかも知れないが不還送の理由は知らない又御指摘のロンドン放送のことも初耳であると答へた。

(ロ) 次に私から對日理事會に於て議題から落された問題例へば六月十二日第六回對日理事會で採上げられた日本商船隊の運營の問題は英ソ等の反對に依り政策問題なりとして理事會は審議を拒否したが、日本側としては概ね總司令部の提案の通り實行されることを希望して居る次第である、そこで總司令部としてはかゝる理事會に於て拒否せられた問題を條約上は兎も角關係國の反對を押し切つてまで直ちに實施する

ことが政治的に出来るであらうかと尋ねたところ、ア大使は、單に條約上可能であるのみならず政治面にも理事會の見解に牽制せられず、實行すること適當なりと認むる案は實行に移したいと考えて居る、この問題の成行きに付ては即答致し兼ねるが關係方面に確めて研究の段階をお知らせして差支ないと答へた。

(ハ) 次に私から敗戦國民としては不謹慎な質問であらうから國際問題に興味を持つ一個人としてお伺ひしたいのであるが、自分が對日理事會を傍聽して得た印象ではマクマホン・ボール氏は必ずしも英國代表ではないやうな印象を受けて居るが如何であらうか、率直に言ふに歐洲に於けるバーンズ國務長官とベヴィン外相との緊密關係は極東に於ける貴大使とボール代表との關係とは必ずしも相同じくないやうに看取されると述べたところア大使はマ氏は主としてその個人的見解を述べて居るのかも知れない、何となればまだ理事會の席上に於てクリアカットに英本國の態度鮮明を求める様な事案がないからマ氏が英本國の態度を如何に代表するであらうかは未知の問題であると述べたので私から、理事會に於ては日本人歸還者の市民生活への復歸問題、調査會問題、勞働立法問題等の重要問題に於てマ氏は英國側見解を正式に表示する機會があつたと思はれると指摘したところア氏は、それはその通りである、英帝國內の自治領代表者は必ずしも英本國と同一歩調を採つて居るものではない、例へば極東委員會に於てもニュージーランド代表ベレンゼン氏の如き自分も同人をよく承知して居るが、その對日所論は極めて徹底して居り寧ろソ聯の主張に近いとさへ思はれることもある、マ氏は濠洲から來て居る關係上貴下の指摘の様な歐洲に於ける米英代表の關係と違ふ點があらうと述べた。

第二、憲法問題に關聯し自分から殊に第九條に於て日本は戰爭を永久に拋棄し又陸海軍兵力の保持を禁じた譯であるが自衛權の名の下にこれを維持することは困難であるとしても明白に他國から侵略があつた場合日本は如何なる國家防衛の保障を有するか、國際關係上一般保障のバックグラウンド

がなければ斯る大膽なる規定を採入れることは國の獨立を危くする所以であるが如何に考へられるかと尋ねたところア大使は、これは極めて興味ある問題であるが、またアカデミツクでもある、某日本人がこの問題をエドガー・スノーに指摘したと見えて茲にエドガー・スノーの回答があると述べて卓上の一米國雜誌を指摘し、結局米國として斯る安全保障は日本をしてUNOに求めしむることが適當であらうと考へて居るのではあるまいかと述べたので自分から更に、UNOの機構に安全保障を求めることは分るが、果してUNOが理想の如き完全なる形態を早急に整へ得るか現實に照し疑問であるのみならず御指摘のエドガー・スノーの論文自體を見てもUNOの機構がアメリカの思ふやうに作られようといふ前提條件が附いて居る、そこでUNOの機構が完全でないとしたならば日本は他國の明白なる侵略に對して第三國との聯繫關係を保持しその獨立を保全するの外はないのではあるまいかと尋ねたところア大使は、勿論これは私見であるが、太平洋に深甚なる利害關係を有する國例へば米國及び濠洲が日本の侵略に無關心であり得る譯がない、この事實は中華民國が武力的に強大でないに拘らず米國は永くその傳統として獨立を保全するの外交政策を掲げ而もこれを實行し來つたのを見れば多言の要はあるまい（と述べたので私から併し乍ら中華民國は他から侵略せられた場合尠く共米國の援助の來るまで相當期間自力を以てホールド・オンし得るだけの武力は保存してゐたではないかと指摘したところ）例へばシヤムの如き殆ど武力的に取るに足らない國に於てもその獨立は列國に依り重大關心をもつて尊重せられ居ると答へたので更に私から、只今貴大使は本件はアカデミツクの問題と言はれたが、日本側に取つては極めて現實の問題で議會に於ても論議せられて居り理論上明日にてもその危險が起り得る可能性がある、この點は問題としてテークノートして頂く價值があらうと述べた。

第三、平和條約問題　次で私から歐洲では四國外相會議が曲りなりにも一段落をつけ七月二十九日二十一國會議が開かれると思はれるが、日本に於ける情勢は歐洲ほど複雑でないから講和條約の成立も若しアメリカがそ

の決意を固めるならば明日にでも出來得るわけではあるまいか、對日講和條約成立の時期はイタリーより後であるが、複雑なドイツよりは先であるといふ風に考へて誤りなからうか、その後外交關係が復活すると思はれるが復活後直ちにUNOへの参加が考慮せらるべきか、それとも更に日本のビヘービアを確めることにな^(るべき)のであらうかと述べたところア大使は、御説の通りドイツでは政府が存在して居らないのみならず四國がエアタイトにドイツを分割占領して居る關係上各國の利害は錯綜して居る、故に若し米ソ關係が調整せられソ聯がその態度を變更し來るならば對獨講和條約も比較的早く成立し日本との前後關係に付き必ずしも豫斷し得ないが、大體貴下の指摘されたやうな觀測が大過ないのではなからうかと思ふ、但しこの點に付き自分は何等根據ある情報に基きお話して居るわけではない、又講和條約成立後UNOへの参加の問題は勿論アメリカ單獨で決定することを得ぬが米國の方針は日本を永く押へ附けその生活標準を劣惡化せしめんとするものでないことは言を俟たないのであつて恐らく平和條約成立後日本がUNOに参加する場合はアメリカはこれに好意的考慮を加へる最初の國であると言へやうと答へた。

第四、日本の占領期間の問題　私から、日本の軍事占領を一定の短期間で切り上げ次で日本管理の機構が設置されるといふことが報道されて居ると述べたところア大使は、かかる管理の機構は日本の内政に干涉することが目的でなく主として日本の軍事關係産業の監視を主任務とするものであらう、又占領期間は勿論將來の各般の條件に依ることであるが米國の方針は前回會見の際お話した通りであると述べたので私から占領期間は結局日本民主化の問題に關係があるのであるが別の觀方もあり得る、例へば北鮮にソ聯が大なる勢力を維持するとすればアメリカもサイザブルフォースを南鮮に維持しなければならない、その南鮮を支援すると云ふ軍事的意味で日本に兵力を置くといふ事があり得る、換言すれば日本の占領は日本の民主々義國家としてのビヘービア如何に拘らず繼續されるといふことが少くとも考へ方としてあり得るのではないかと述べたところ、ア大使

は、それは一つの観方であらうが若しその観方に御賛成なら貴下はペシミストであらうと答へた。

尙辭去に際し私からバーンズ長官の外相會議歸來後華府に於ける放送や貴大使の理事會に於ける言明を讀んだり聞いたりすると友好國に思ひ切つてツケツケ物を言ふものだと言う印象を受けるこの頃の外交の型といふものが變つて來たといふ氣がすると述べたところア大使も外交的と云ふ言葉の意味が確かに變つて來たらしいと答へて笑つた。

編 注 本文書は、昭和21年8月、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長作成「報告書集録（その一）」（第3回外交記録公開）より抜粋。

27 昭和21年7月20日

日本を当事国とする既存条約と平和条約との関係について

（平研政の六）

帝國の當事國たる既存條約と平和條約との關係

昭二一、七、二〇 條約局條約課

一、概説

國際法上開戦が交戦國を當事國とする條約の效力に及ぼす影響に就ては必ずしも學說慣例が確定してゐないが、大體通説は交戦國を當事國とする二國間條約は永久的狀態を設定する條約を除き原則として開戦により失効し交戦國以外の國の加はれる多數國間條約は交戦國間に於て原則として效力を停止するとされてゐる。

然し右は確定した原則でないので普通戦後の平和條約に於ては既存の條約の取扱振に關する規定を置いて誤解紛議を防止するのが普通であるが、右規定は前大戰及今次大戰後に於ける聯合國側の態度によつても見

られる如く必ずしも冒頭原則に遵由するものでない。

又平和條約中には右の外、交戦國が他國特に其の同盟國等と締結した條約の取扱に就て規定されることがある。

依つて今次平和條約中に於て、帝國が當事國たる既存條約の取扱振に關し、右の如き問題が如何に規定されるかを前大戰後の平和條約の先例、今次大戰に於ける聯合國の政策等より想定し且つ之に對する我方對策に觸れることにする。

二、舊敵國との條約

（一）二國間の條約

（イ）普通戦後の平和條約に於ては當事國間に於て效力を復活させることに同意した條約を明記するのが例であるが、前大戰後の平和條約に於ては右條約の效力の復活の有無を決定する權利は専ら戰勝國のみが享有する建前を採り其の一方的通告によつて決定することとし、右通告なき一切の條約は消滅したものとした。即ちヴェルサイユ條約第二八九條第一項は「各同盟國又は聯合國は本條約の一般原則又は特別規定の趣旨に従ひ當該同盟及聯合國が獨逸國との間に復活せしむることを欲する二國條約を獨逸國に通告すべし」とし、同第七項は「二國條約は前記の通告ありたるものに限り同盟及聯合國と獨逸國との間に其の效力を復活すべく其の他の一切の條約は消滅す」と規定した。

尙同條にはヴェルサイユ條約の條項と矛盾する條約を復活せしめないこと（第三項）、右通告を條約實施後六ヶ月以内に爲すべく（第六項）、右通告の日から效力を復活すること（第二條）をも規定してゐる。今次英泰國間國交恢復に關する條約も右ヴェルサイユ條約の規定と同様の建前を採つてゐるが更に進んで英國側に於て右通告の實際其の欲する修正を附加し得ることとなつてゐる。

今次の平和條約に於ても此の點に就き尠くともヴェルサイユ條約の例を踏襲すべく、場合によつては右英泰條約の例に倣ふ惧も無し

としない。

(ロ) 尚注意すべきはヴェルサイユ條約に於ては前記の條約復活方式が現實に獨逸と交戦状態にあつたか否かに關せずヴェルサイユ條約の署名國たる一切の同盟聯合國と獨逸國との間の總ての二國條約に適用せられると規定した點である。これは國際法上の戦争關係が必ずしも現實の交戦状態を必要としない點から見れば當然とも見得るべく、來るべき平和條約にも此の趣旨が採択されると思はれる。其の場合帝國と戦争關係にあつた國は四六國に上るのである。

(ハ) 因に平和條約締結以後の事に屬するが右方式によつて聯合國から復活を通告して來る條約には如何なるものがあるであらうか。

前大戰當時の例に依ると復活したのは概ね犯罪人引渡、戸籍事務共助等司法的協力に關する協定、郵便小包交換、郵便爲替交換、電氣通信等郵政協力に關する協定等技術的且つ重要性の尠いものが大部分であつて、特に通商條約等は全然含まれて居らず又全体として復活を見た條約類も極めて少數であつた。

今次の對日平和條約に於ても結局右と同様の結果になるであらうと思はれる。

(ニ) 尚ヴェルサイユ條約の例を見ると二國間條約の取扱振に就き以上のやうな原則的方法を定め右に依り大部分の條約を失效したものと認めたのであるが、獨逸に特權乃至特權的地位を與へた二國間條約に就ては特別に關係條約を列舉し其の消滅を規定した（第一三五條第一三九條等）。例へばヴェルサイユ條約第一三五條は「獨逸國は其の暹羅國との間に締結したる一切の條約及取極並之に基く一切の權利、權原及特權は治外法權に關する一切の權利と共に千九百十七年七月二十二日以後消滅したることを承認す」と規定してゐる。尙一九一七年七月二十二日とは泰國の對獨開戦の日である。今次の平和條約に於ても對支、對露關係等に就いては同様の規定を見る可能性がある。

(ホ) 最後に右の如き二國間條約の取扱振に關する想定に對する我方對案である。

前大戰の場合に於て獨逸は聯合國側の上述の如き措置に對し抗辯書を提出し、之等既存條約は平和條約の批准に依り原則として效力を恢復せしむべき旨主張したが容れられなかつた。

帝國としては聯合國側の一方的通告による復活方式に對しては一應我方の承諾を條件とすべきことを主張することが適當であらう。特に英泰間の例の如く先方が恣に修正を附して通告し得るやうになる場合は尠も右修正については我方の承諾を條件とすべきことを強く主張すべきである。

特に通商條約に就ては平和條約中に於て速に各國別に之が締結の交渉を開始すべき旨明定することが望ましい（可能なれば右規定中に新通商條約は互惠平等原則に則るべきことを挿入せしめたいが前大戰の例及び今次の伊太利平和條約に關する聯合國側の方針より判斷すれば之は不可能であらう）

(二) 舊敵國を含む多邊的條約

(イ) 概説中に述べたやうに普通交戦國以外の國の加はつてゐる多邊的條約は開戦により效力を一時停止するに止まり平和克復により從來通存續するとされてゐるのであるが、今次英泰國交恢復條約は此の原則に則り其の第十九條に於て「泰國政府は一九四一年十二月七日以前に締結された總ての多邊的條約、協定（トリーチー、コンベンション、アグリーメント）にして泰國と英國又は印度が當事國たりしものにして且つ現に當事國なるもの・・・が英泰及英印間に於て依然有效なりと看做すべきことを約す」旨規定して居る。前大戰後國際協力の増進と共に多邊的條約の類は非常に多數に上つてゐるので來るべき平和條約に於ても同條約の制約の下に原則として之等多邊的條約の存續が規定されることにならう。そして此のことは我國の國際社會復歸の一環として歓迎すべきことであるのは云ふ迄もない。

(ロ) (a) 尤も前大戦後の平和條約に於ては此の點に就き英國側の専門委員會より前述と同様の線に沿ふ意見具申があつたに拘らず甚だ不徹底、非統一的な規定を見た。即ち經濟上又は専門事項上の性質を有する條約に就ては特に規定を設け列擧したもののみを存續せしめるとした。即ちヴェルサイユ條約第二八二條は「本條約に別段の規定ある場合を除くの外經濟上又は専門事項上の性質を有する數國間の條約及取極は本條以下數條に列記したるものに限り獨逸國と同條約及取極の當事國たる同盟及聯合國との間に本條約實施の時より之を適用す」と規定し以下に數十の條約を掲げてゐる。

(b) 然して此の種經濟上技術上の條約以外のもののうち獨逸に特權的地位を與へたものに就ては特に規定して關係多邊的條約に基づく獨逸の權益の消滅を規定した。即ち之等獨逸の權益の基礎となつてゐる條約其のものは依然效力を存續する建前を採つたわけであるが右條約の内には一九〇一年の團匪事件に関する諸協定、一九〇六年のアルゼラス會議^(議カ)一般儀定書の如く前大戦當時の中立國を當事國とするもののみならず一八九九年のサモアに関する協定の如く其の當事國の總てが前大戦の交戰國であるものをも含んでゐるのは注目すべきである。ヴェルサイユ條約一三八條は「獨逸國はリベリア國に関する一九一一年及一九二二年の協定に基づく一切の權利及特權を・・・拋棄す」と規定し、同一二八條は「獨逸國は一九〇一年九月七日北京に於て署名したる議定書の規定並之を補足する一切の附屬書公文及文書より生ずる利益及特權を總て支那國の爲に拋棄す」と規定してゐる。

(c) 上述の二種に屬しない多邊的條約に就てヴェルサイユ條約は特に規定してゐないが其の效力の消滅を認めたものでないことは其の中に紛争平和的處理關係、戰時法規關係の條約があることによつても明であり各國も概ね依然有效なものとして取扱つた。

(ハ) 我國の場合も非政治的な多邊的條約に就ては前述(二)(イ)の如く原則として其の存續を認められるであらうが問題となるのは四國條約(一九二一年)、九國條約(一九二二年)、海峽制度に関する條約(一九三六年)の如き政治關係條約と不戰條約(一九二八年)及戰時法規關係諸條約である。

但し前三者に就ては何れも特に我國に特權的地位を認めたものではないのみならず條約自體がアウト・オブ・デートになつてゐる爲其の如何に取扱はれるか豫斷し難く、後二者に就ては日本の新憲法に於ける交戰權拋棄の含意が平和條約中に如何に規定せられるかによつて左右されるであらう。

三、舊同盟國との條約

(一) 特殊協力關係諸條約

ヴェルサイユ條約第二九〇條は「獨逸國は千九百十四年八月一日より本條約實施に至る迄の間に獨逸國と奧地利國、洪牙利國、勃爾利國又は土耳其との間に締結したる一切の條約又は取極は本條約に依り消滅したることを承認す」と規定してゐる、即ち大戦勃發後獨逸が其の與國と結んだ條約類の消滅を規定してゐるのである。若し此の方式が今次の平和條約に應用されるとしても(後述の如く恐らく應用されることとなるであらう)日本と歐洲諸樞軸國及泰國との特殊協力關係は今次大戦勃發以前より存在し之に基き政治經濟文化關係の諸協定が締結せられたのであるから、日本の場合は右消滅と看做されるべき條約類の締結時期は少なくとも昭和十一年(一九三六年)十一月二十五日防共協定成立の時期迄遡つて規定されることとならう。尤も法理論的に云へば之等特殊協力關係諸條約は既に其の基本的成立條件を缺くに至つた爲當然失效したものと看做されるであらうし事實歐洲諸樞軸國との間のこの種條約に就ては獨伊崩壞の際帝國政府も之を失效したものと認める旨聲明したのであるが、聯合國側としては事態を明確化する爲に右ヴェルサイユ條約類似の規定を平和條約中に挿入することと

ならう。此の點に關し注目を要するのは今次の英泰國交恢復條約であつて同條約は其の前文中に「泰國政府が一九四一年十二月二十一日日本と締結せる同盟條約を日泰間に締結せられたる他の總ての條約協定類と共に之を廢棄したるに依り・・・」兩國の國交を恢復することに^(概か)なつた趣を謳つてゐる。そして現實に泰國政府が一九四五年九月我國に對し廢棄の旨通告して來た條約協定類は日泰同盟條約、特別圓に依る日泰間支拂決濟に關する協定覺書を含む右同盟條約の總ての附屬協定類、文化協定、マライ及シヤン地方に於ける泰國の領土に關する條約(以上第一次通告)友好關係の存續及相互の領土尊重に關する條約、保障及政治的諒解に關する議定書及び政治的性質の總ての現存條約(以上第二次通告)であつて通商條約に觸れて居らない。之は前述ヴェルサイユ條約の規定と共に今次平和條約に於ける聯合國の態度を豫知せしめるものであらう。

(二)他の諸條約

特殊協力關係に基かない諸協定は其の消滅を規定されることはなからう。これは日泰友好通商航海條約が一九三七年即ち防共協定成立の年たる一九三六年の翌年に成立してゐるのに拘らず前述泰國の廢棄通告に含まれて居ないことによつても其の兆候を察し得るのである。

四、所謂偽政權との條約

南京政府、滿洲國、比律賓、ビルマ等所謂偽政權と我國の間に締結された諸條約が自然消滅すべきは勿論であつて特に平和條約に於て採上げられるにも至らないであらう。

又佛蘭西の對獨降伏後佛印に關しヴァイツシー政權と協定した條約類も大概右に準じて取扱はれることとならう。尤もヴァイツシー政權には米國も使節を派遣してゐた時代があり必ずしも他の右東亞偽政權と全然同一視得ない事情があり歐洲に於て日本に先立ち締結せられる平和條約中に於てヴァイツシー政府との間の條約が如何に取扱はれるか注目を要する所以である。此の點に關してはヴェルサイユ條約第二九三條が同盟國、聯

合國又は從前の露西亞國の版圖の一部より成る國若は政府が千九百十四年八月一日以後軍事占領の理由に因り又は其の他の方法若は事由に因り獨逸國又は獨逸國民に許與することを強要せられ又は官憲の行爲に依る許與を認容することを強要せられたる利權、特權及恩典は其の種類の如何を問はず本條約に依り當然失效したるものとす・・・」と規定してゐるのは參考にならう。

28 昭和 21 年 9 月

國際連合への加盟問題について

昭和二十一年九月

國際聯合參加問題

條約局條約課

本稿は、國際聯合への加盟に關して主として法律的見地より論じたものである。本稿では加盟に關する法律的問題を網羅しつつ我國の國際聯合參加が平和條約締結後適當の機會に許さるべきこと並びに國際聯合參加が消極的には我國に對する敵國としての差別待遇を撤廢し、積極的には我國の安全を保障し且つ我國の國際的地位の向上に資するものなることを併せて説明しやうと試みた。

交戰權を放棄した我國の地位は國際聯合憲章の義務(制裁參加)とは兩立せずと主張するものもないではないが今や我國においても國聯參加は大體常識となりつつある。本文に於て述ふる如く我國が永世中立化せざる限り國聯參加に對する法律的障礙はないのである。要するに本問題は殆んどあらゆる政治問題におけると同じく加盟と非加盟いづれか比較的確策なりやによつて態度を決すべきものであつてそれに對する回答は自ら明かであらう。

序 論

一、加盟に關する憲章の規定

一九四五年四月二十五日一六月二十四日サン・フランシスコにおいて開催せられた「一般的國際機構設立に關する聯合國會議」は、對樞軸宣戰國を召集した會議なる關係上、同會議において設立を決定した國際聯合機構は、その原加盟國をこれら交戰國に限定した（憲章三條、國際聯盟規約は前大戰の際の中立國の主なるものを第二種原聯盟國とした）。國際聯合の加盟國たる地位は、當初においてはかく制限されたが、國際聯合は、戰時中の聯合國の軍事同盟たる性質を有するに止らず、戰後の國際的平和及び安全の維持をも目的としたものであつて、將來における中立國の加盟のみならず敵國の加盟すらこれを豫想してゐるのである。

(一)加盟の要件

憲章第四條第一項は、「國際聯合に於ける加盟國たるの地位は他の一切の平和愛好國にして本憲章に掲げらるる義務を受諾し且本機構が右義務の履行の能力及意思ありと認めたるものに對し開放せらる」と規定してゐる。ここでは、加盟の要件として、二つを擧げてゐる。その第一は「平和愛好國」たることであり、その第二は、憲章に掲げらるる義務を受諾し且つ國際聯合機構により右義務履行の能力及意思ありと認めらるることである。

- (1) 第一の「平和愛好國」なる語は極めて漠然としてゐるが、この語が初めて用ひられたのはモスコの「全般的安全に關する四國宣言」（一九四三、一〇、三〇）中であつた。

Declaration of Four Nations on General Security, Moscow,
October 30, 1943.

4. That they recognize the necessity of establishing at the earliest practicable date a general international organization, based on the principle of the sovereign equality of all

peace-loving states, and open to membership by all such states, large and small, for the maintenance of international peace and security.

テヘラン三國宣言（一九四三、一二、一）は、第六項において左の如く述べてゐる。

.....We shall seek the cooperation and the active participation of all nations, large and small, whose peoples in heart and mind are dedicated, as are our own peoples, to the elimination of tyranny and slavery, oppression and intolerance. We will welcome them, as they may choose to come, into a world family of democratic nations.

右にいふ「我等は我等の國民が然るが如く専制政治及奴隸制度、壓制及偏狹の排除に人民が専心獻身する一切の國民の積極的參加を求むべし」も平和愛好國といふのと同一思想である。サン・フランシスコにおいて、もつと具体的に、それは樞軸國の一國又は數國に對し宣戰した國であると定義することが最もよいのではないかと示唆がなされたが、將來のことも考へその示唆は採用されなかつた。これは要するに政治的用語であつて、この要件は、實際においては、總會及び安全保障理事會、就中安全保障理事會により判斷されることとなる（第二項参照）。

平和愛好國なりや否やを判斷する標準に關して、サン・フランシスコ會議において、メキシコ代表部より次に掲ぐる解釋的註釋が提出され採擇された。

メキシコ代表部は、第三章第二項（憲章第四條第一項）は聯合國に對し戰爭を行へる國家に屬する軍隊の援助に依り設立せられたる政府を有する國家に對しては右政府が政權を掌握する限り適用し得ざるものと了解す。

一九四五年八月二日のポツダム協定において、英蘇米三國政

府は、イタリア、ブルガリア、フィンランド、ハンガリー及びルーマニアの民主的政府との平和條約締結後、これらの國の國際聯合への加盟要請を支持すべきことを宣言すると同時に、戰爭中中立國たりし國につき、次のやうに聲明した。

三國政府は戰爭中引續き中立國たりし國にして右（憲章第四條）に掲げられたる資格を具備するものよりの加盟國たるの地位を求むる申請を三國の關する限に於て支持すべし。

尤も三國政府は現在のスペイン國政府は樞軸國の支持に依り創立せられたるものなるを以て其の基源、其の性質、其の行跡及其の侵略國との密接なる關係に鑑み右加盟國たるの地位に對し正當の理由を與ふるに必要な資格を有せざるを以て右政府に依り提出せらるる加盟國たるの地位を求むる申請に賛成せざるべきことを明瞭にするの義務ありと感ずるものなり。

(2) フランコ、スペインについては、國際聯合第一回總會は、二月六日右と同趣旨の決議をした。

第二の憲章に掲げらるる義務の受諾について、憲章には義務の部分的受諾又は留保付受諾が可能なりや否やに關して觸れてない。サン・フランシスコにおいて、フランス代表部は、加盟國たるの地位は永世中立の地位と兩立せざる趣旨^(旨)を憲章に挿入すべきことを正式に提案したが、第二條第五項及び第四條第一項の一般に認められた解釋により同一の結果が得られることが明かとなつたので右修正案を撤回した。國際聯盟は、初めスイスの聯盟加入申込に對し中立と聯盟國の制裁參加義務とが兩立せざる前提の下に、スイス憲法の特殊性に鑑み特に同國の兵力制裁參加義務を免除して（經濟的制裁については義務を免除せず）その加入を認め、更に伊エ紛争に對する制裁失敗の後スイスの制裁參加義務を全面的に免除したが（詳細は別稿「交

戰權放棄と中立」^(補注)參照)、國際聯合においては以上の経緯より推して永世中立國の加盟は恐らく容認されないものと思はれる。

右に加ふるに、加盟國たらんと欲する國は、國際聯合に^(よ)り右義務履行の能力及び意思ありと認められなければなら^(な)いが、この點に關しても國際聯合側に廣汎な自由裁量の餘^(地)を残してゐる（聯盟規約一條二項も同様である）。

(二) 加盟の効果

加盟に關聯して、加盟國たる地位の得喪が、憲章に基づく權利義務の得喪以外に他の何らかの効果があるか否かの問題がある。ノールウェー代表部は、ダンバートン・オークス提案に對する修正案において、國際聯合に新國家又は新政府の集團的承認又は承認の撤回を勧告する權限を與ふることを提案したが、勿論これは採用されなかつた。又、普通、未承認の國家又は政府と條約を締結することはその國家又は政府の事實上の承認になると考へられてゐるが、國際聯合の加盟は右の効果の有するであらうか。シリア、レバノン、フィリッピン聯邦、インド、ウクライナ、白露の如き外交權を有しない政治團體が國際聯合の原加盟國となつてゐるが、シリア及びレバノンについては、フランスは未だ右兩地域が自國の委任統治地域であつてその獨立を承認したものではないといふことを明瞭に斷つてゐるし、フィリッピン聯邦についても、本年七月やうやく獨立が與へられた。その他のものについてもこれを獨立國として取扱つてゐるものはない。

要するに、同一條約に並んで署名することが事實上の承認となるといふのは、當事者の意思を付度したに過ぎないのであつて、當事者が特に承認とはならぬことを明示し又は四圍の狀況より當事者のそういう意思が推測せられる場合には同一條約の當事國となつても所謂事實上の承認とはならぬと言はねばならぬ。

(三) 加盟手續

第四條第二項は、「加盟國たるの地位の容認は安全保障理事會の勧告に基き總會の決議に依り行はるべし」と規定した。聯盟規約は總會の三分の二の同意を條件としたが、憲章は安全保障理事會の勧告に基づき總會の三分の二の多数による決議を必要とした（一八條二項）。

しかも、これは手續的事項ではないから、安全保障理事會の決議は常任理事國を含める七國の賛成投票によりなされなければならず（二七條三項）。

その結果常任理事國のどの一國でも支持しないときは、加盟は實現不可能に陥るわけである。

二、中立國の動向

前記ポツダム協定において、英蘇米三國政府は、スペインを除く中立國の加盟要請を支持することを聲明したところ、國際聯合に對する中立國の動向は左の通りである。

アルバニア——ロンドン第一回總會において、ユーゴ代表より提案の同國の即時加盟要請は却下されたが、三月二十五日ニュー・ヨークに再開の安全保障理事會には、同國の加盟問題が議題にのせられた。

外蒙人民共和國——六月二十四日附（二十五日着）加盟を要請した。

アフガン——七月五日加盟要請があつたことが發表された。

トランスヨルダン——トラン^{（ススガ）}ジョルダンは、英國の委任統治地域であつたところ、三月二十三日英國との間に同盟條約を結び五月二十五日獨立を與へられたが、六月二十六日（七月八日發表）加盟を要請した。

アイレ——八月三日加盟要請があつたことが發表された。

ポルトガル——八月一日附加盟を要請したことが三日發表された。

アイスランド——八月上旬加盟を要請した。

スウェーデン——八月九日加盟を要請した。

五月十日米國代表ステティニアスは、國際聯合事務總長に宛て、加盟

要請審査に關する安全保障理事會の手續につき提案しこの提案は五月二十三日採擇されたが、その骨子は左の如きものであつた。

- (1) 事務總長の受理せる要請は、八月に特にその目的のため開かるる安全保障理事會により審査さるべきこと。
- (2) 七月十五日までに受理せられたる要請は、安全保障理事會の各理事國の代表者よりなる専門委員會に付託され、右専門委員はこれを審査し八月一日までに安全保障理事會に報告すること。

(The Proposed Resolution.)

The Security Council, taking into account the fact that, under Article 4 of the Charter, membership in the United Nations is open to all peace-loving states which accept the obligations contained in the ^(Charterカ) Charter, and, in judgment of the Organization, are able and willing to carry out these obligations; and,

Taking into account the fact the General Assembly, which acts to admit applicant states to membership on the recommendation of the Security Council, will meet for the second part of its first session on September 3, 1946, resolves that:

1) Applications for membership which have been or may be received by the Secretary-General should be considered by the Security Council at the meeting or meetings to be held in August, 1946, for this specific purpose.

2) Applications for membership which have been or may be received by the Secretary-General not later than July 15, 1946, shall be referred to a committee composed of representatives of each of the members of the Security Council for examination and report to the Council not later than August 1, 1946.)

八月二十九日の安全保障理事會において、右八箇國の加盟要請（七月十五日以後に受理された申請も含まれる）が審議され、スウェーデン、

アイスランド、アフガンの三國を總會に推薦することとなつた。投票状況は左の如くである。

アルバニア——賛成五（蘇、佛、伯、墨、波）反対三（米、英、蘭）
棄権三（支、濠、埃）

外蒙——賛成六（蘇、支、佛、伯、墨、波）
反対三（米、英、蘭）、棄権二（濠、埃）

アフガン——賛成十、棄権一（濠）

トランスジョルダン——賛成八（米、英、支、佛、伯、埃、墨、蘭）
反対二（蘇、波）棄権一（濠）

アイル——賛成九（米、英、支、佛、伯、埃、墨、波、蘭）反対一
（蘇）棄権一（濠）

ポルトガル——賛成八（米、英、支、佛、伯、埃、墨、蘭）反対（蘇、
波）棄権一（濠）

アイスランド——賛成十、棄権一（濠）

スウェーデン——賛成十、棄権一（濠）

（○印を附したるは拒否権）

右によつて明かなる如く、アルバニア及び外蒙はソ聯が極力支持したが所要の七票を得ず（七票獲得しても英米の反対のため結局通過しなかつたであらう）。英米の支持するトランスジョルダン、ポルトガル及びアイルは七票以上を得たがソ聯の拒否権行使により推薦の中に加へられなかつた。

中立國中でその出方を注目されてゐるのは、スイスである。同國外相は三月下旬頃議會において永世中立の地位と兩立せざることを理由に同國政府が國際聯合加盟の意思なき旨聲明した。

しかし、同國としても國際聯合には重大關心を有しており、でき得れば一九二〇年二月の聯盟理事會決議の如く、集團的強制行動参加を免除されて加盟したいといふのがその眞意であらうが、現在の憲章の解釋からは右希望の達成は困難と思はれる。

三、樞軸國の加盟

樞軸國の中で特異の地位にあるものは、シアムである。同國は一九四一年十二月二十一日日タイ同盟條約を締結し翌年一月二十五日には對英米宣戰をしたが一九四五年十月三十一日附聯合國最高司令部指令では同國を敵國でも中立國でもない、戰爭の結果その地位の變化せる國の部類に入れた。本年一月一日の聯合王國及インド竝にシアム國間平和條約中においてシアムは前記「宣戰がシアム國人民の意思に反し且シアム國の憲法及法律に違反して爲されたるものなるを以て無効なることを」宣言し（前文）、「英國政府及インド政府は國際聯合の加盟國の候補者たるのシアム國の地位を支持することを約」（二十二條）した。同國は八月四日國際聯合に加盟を申請したが五月末發生の佛印との國境紛争が未解決であるとの理由で八月二十八日右要請を撤回した。（シアム政府は國境紛争に關し五月二十九日國際聯合に通報し、更に議會の同意を経て六月一日右を説明せる覺書を提出したが七月十六日安全保障理事會に正式に提訴した。これに對しフランス側は本件は安全保障理事會において採上ぐべき問題にあらず、又本件は國際司法裁判所に付託すべき問題なりと主張した。そこでシアムとしても紛争繼續中に加盟要請するもフランスの拒否権により目的を達成し得ざるを思ひ要請を撤回したのであらう。）

イタリア、ブルガリア、フィンランド、ハンガリー及びルーマニアの加盟に關しポツダム協定に明文あることは前述したがそれは左の通りである。

「承認せられたる民主主義的イタリア國政府との右平和條約の締結は三國（米英蘇）政府をして國際聯合の加盟國たるの地位を求むるイタリア國よりの申請を支持する三國政府の希望を達することを得しむべし。

・・・右諸國（ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、ルーマニア）に於ける承認せられたる民主主義的政府との平和條約の締結は又三國政府をして國際聯合の加盟國たるの地位を求むる右諸國よりの申請を支持することを得しむべし」。

今回のパリ平和條約は、その前文においてこれら五國の加盟につき次のやうに述べてゐる。

「・・・同盟及び聯合國をして國際聯合の加盟國となり且つ又國際聯合の主宰の下に締結されたる條約にも加入するためのイタリア（ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド）國の申請を支持することを得させることを各自に希望してゐるにより」

(..... thereby enabling the Allied and Associated Powers support Italy (Hungary, Roumania, Bulgaria, Finland)'s application to become a member of the United Nation and also to adhere to any convention concluded under the ^(auspices カ) auspices of the United Nations.)

即ちポツダム協定では米英蘇三國がこれら五國の加盟要請を支持することを約したが、パリ平和條約では同盟及び聯合國（對伊條約では二十箇國、對洪條約では十一箇國、對羅、對勃條約では十二箇國、對芬條約では十箇國、なほ當該國と交戦關係にあつた國はパリ平和會議後平和條約に署名することにより同盟及び聯合國となることができる）が支持を約してゐるから近き將來において恐らく十月の總會においてこれらの國より加盟要請があればそれが容認されることは殆んど確實である。

これに反しドイツ及び日本の加盟についてはこのやうな確實な保障はない。一九四四年五月二十四日チャーチル演説、一九四五年三月三日米國務省ヒス政務局長放送は敵國も終極的には参加せしむる旨を言明してゐる。ドイツ又は日本を特にメンションせるものはこの程度でもない。しかしこれを禁ずる規定もない。否寧ろ聯合國側の方針はサンフランシスコ以來フランコ、スペイン以外の國は何時かは國際聯合に抱擁することを目標としてゐることは略疑ない。よつて我々は對日平和條約においてもパリ條約前文と同趣旨が規定せられ同盟及び聯合國は我國の加盟要請支持を約するものと期待して差支えないであらう。しかも、對日平和條約の對手國中には安全保障理事會の常任理事國の他少くとも理事國二國（濠、蘭）を含むであらうから安全保障理事會の推薦を得ることは困

難ではなからう。

本 論

四、非加盟國たることの不利益

國際聯合加盟の利害得失を論ずるに先だち我國が非加盟國たることにより如何なる地位に立つか、又その地位より何らかの不利益を蒙ることなきやを考察しなければならない。

(一)紛争の提訴

憲章第三十五條は、加盟國は紛争又は國際的軋轢に導き若くは紛争を生ぜしむることあるべき事態につき安全保障理事會又は總會の注意を喚起することを得るも（一項）非加盟國は紛争當事國たる場合に限り注意を喚起することを得とした（二項）。

この條の原案たるダンバートン・オークス提案第八章第一節第二項は、加盟國たると否とを問はず紛争又は事態につき注意を喚起することを得としてゐたが、サン・フランシスコにおいて、非加盟國の提訴の認められる場合は國の己が當事者たる紛争に限定されることになった。本件討議に際して、ギリシア代表より敵國たる非加盟國は平和條約締結前には提訴權を有せずとの修正提案をなしたが、専門委員會は、右修正に反對し、敵國は安全保障理事會がその權利を與へるまでは提訴權を有せずとするステートメントをその報告中に挿入した。これは、安全保障理事會が採り上げれば平和條約締結前でも訴へることを認めたものであつた（詳細は別稿「樞軸國と國際聯合」^(見当ラズ)参照）現在の段階では我國の提訴を安全保障理事會が採上げるとは考へられないがいづれにせよ、平和條約後には敵國たる非加盟國が提訴し得ることは、右の解釋より疑問の余地がない。そして、我國の當事國たらざる紛争又は事態につき提訴權を認められなくとも、この點については別に痛痒を感じぬであらう。

尚非加盟國が提訴する場合には、右非加盟國は「憲章に規定せらるる平和條約解決に關する義務を該・・・・紛争に關し豫め受諾」

しなければならない。これは聯盟規約第十七條第一項と關聯して考ふべき規定である。（「聯盟國と非聯盟國との間又は非聯盟國相互の間に紛争を生じたる時は此の種紛争解決の爲聯盟國の負ふべき義務を該非聯盟國が聯盟理事會の正當と認むる條件を以て受諾することを之に勧誘すべし勧誘の受諾ありたる場合に於ては第十二條乃至第十六條の規定は聯盟理事會に於て必要と認むる修正を加へて之を適用す」）

（二）非加盟國に對する強制的行動

憲章第二條第六項は、「加盟國に非ざる國が國際的平和及安全の維持に必要な限に於て右原則に従ひ行動することを確保すべき」ことを規定した。この規定は聯盟規約第十七條第三項及び第四項に一脈相通ずるものがある。（「勧誘を受けたる國が此の種紛争解決の爲聯盟國の負ふべき義務の受諾を拒み聯盟國に對し戦争に訴ふる場合に於ては第十六條の規定は該行動を執る國に之を適用す」）「勧誘を受けたる紛争當事國の雙方が此の種紛争解決の爲聯盟國の負ふべき義務の受諾を拒む場合に於ては聯盟理事會は敵對行爲を防止し紛争を解決すべき措置及勸告を爲すことを得」。即ち規約も憲章も、何ら法律的義務を有しない非加盟國に對する強制行動を規定してゐるのであつて、憲章にこの規定が採用されたのは、非聯盟國たるドイツ及び日本の起せる戦争を念頭に置き、將來非加盟國たるドイツ及び日本の侵略の再新を懸念したためであつた。

スペインの樞軸國との緊密關係がサン・フランシスコ會議以來斷えず問題になつてゐることは既に述べた通りであるが、四月十日のスペイン問題に關するポーランドの提訴は、この項及び第三十五條を援用した。スペイン問題の歸趨は目下のところ逆睹し難いが同問題は「紛争」ではなく「事態」であるとされてゐる關係上（五月三十一日小委員會報告參照）スペインは安全保障理事會にも招請されず、従つて何ら自己の立場を擁護する機會を與へられてゐない（三

二條參照）我國も非加盟國たることにより同様の立場に置かれることあるべきは想像に難くない

（三）敵國に對する行動にして、これにつき責任を有する政府により執られたるもの

第一百七條は、「本憲章は第二次世界大戦争に於て本憲章の何れかの署名國の敵國たりし國に關する行動にして之に付責任を有する政府が戦争の結果として執り又は認許せられたるものを無効ならしめ又は之を妨ぐるることなかるべし」と規定した。これについてはいろいろな疑問が起る。

（イ）「責任を有する政府」とは何か。我國についていへば、それはポツダム宣言の當事國たる米英蘇支を指すのか、降伏文書調印に代表者を列席させ（米、支、英、蘇、濠、加、佛、蘭、ニュー・ジーランド）又はその後極東委員會を通じて日本の管理政策につき或種の責任を有する國（以上九國の他フィリッピン、インド）を指すのか、或は又、我國と交戦關係にあつた聯合國全部を指すのか。

（ロ）「敵國たりし國に關する行動にして・・・右戦争の結果として執り又は認許せられたるもの」とは何か。交戦權の行使としての行動か、占領政策か、平和條約又は二十五年非武装條約に基づく行動までも含むのか。

（ハ）又敵國に對する行動の自由は何時まで續くのか、舊敵國が國際聯合に加盟を許されればそれは終止するのか。

これらの疑問に對する回答は與へられてゐない。しかし、サン・フランシスコ會議の性格並びにこの條及び第五十三條但書の挿入せられた経緯より見れば、この條の精神は、一口に言へば切捨御免であるから、我國が國際聯合に加盟した後でもこの差別待遇はなくなると解する餘地が充分にある（加盟後は雰囲気も變るであらうが、形式的には終期はない）。

(四)敵國に對する措置にして、地域的取極によるもの

憲章は、地域的取極の存在を認めたが、右取極に基づく如何なる強制的行動も安全保障理事會の許可なくしては執り得ずとした（五三條）。これには二つの重大なる例外があるのであつて、第百七條に基づく場合と敵國に對する地域的取極による場合には全然許可を要しない（同條但書）。

(イ)第百七條については今説明したが、日本國の武裝解除及び非軍事化に關する四國條約案第四條に、左の如き規定のあることを見逃してはならない。

・・・第一條の武裝解除及び非軍事化の規定違反が生じ又は生じようとしてゐる・・・ときは、・・・締約國は、その違反又は違反の企圖の即時停止又は防止を確保するのに必要な空軍、海軍又は陸軍による行動を含む、すみやかな行動を合意によつて執るものとする。締約國は、その執つた行動又は執らうとしてゐる行動を國際聯合安全保障理事會に、直ちに報告しなければならない。

即ち、この場合には、締約國は安全保障理事會に對し單に報告をすればよいのであつて、事前の許可を必要としないのである。

(ロ)第二の例外について、この種の地域的取極で我國に對するものは、現在中蘇友好及び同盟條約（一九四五、八、一四）がある。

第三條・・・締約國が日本國に依る侵略及平和破壊の結果として日本國に對する軍事行動に捲込まれたるときは他方の締約國に對し自國の有する手段を以て軍事上及他の援助及支持を與ふべし本條は日本國に依る之以上の侵略の防止に付ての責任が兩締約國の要求に従ひ國際聯合機構に課せらるる時に至る迄引續き效力を有すべし

右條文中にある「兩締約國の要求に従ひ」(following the demand of the two high contracting parties) は、憲章の「關係

政府の要求に依り」(on request of the Governments concerned)

と同意義であるが、これに關し、我國の國際聯合に加盟後も、中蘇兩國は安全保障理事會の許可なくして我國に對し兵力を行使し得るかどうかは、第百七條の解釋と關聯した問題である。憲章及び條約の條文の形式的解釋としては、加盟後も續くやうにもとれる。

以上述べた様に、憲章の中には、敵國に對する憎惡の念を表した條項が所々にある。これらの條項に基づく不利益のあるものは國際聯合加盟により消滅し、あるものは形式論的には必ずしも加盟と同時に消滅しないが、後者の場合にも、加盟に伴ふ感情の融和により、實際的には消滅と同じ効果をもつと言へやう。尙憲章自体も、その普通の改正手續の他に、憲章全体の再審議のための加盟國の全体會議（通常の總會とは別なり）の開催を豫定してゐるから、自ら國際聯合に飛込んで速かなる憲章の全面的改正を促進すべきではなからうか。

五、加盟の利益と不利益

(一)加盟の不利益

憲章第七章は「侵略に對する防止的及強制的措置」を規定した。國際機構が侵略國に對し共同制裁を行ふ制度は國際聯盟にその先例を求むることを得るが、國際聯盟機關の決議はすべて勸告の性質を有し、聯盟が或國に對し制裁適用を決議してもそれによつて直ちに制裁が發動するものではなかつた。これに反し國際聯合においては安全保障理事會の決議は加盟國を拘束し（二五條）安全保障理事會が非軍事的措置（經濟的關係並びに鐵道、海上、航空、郵便、電信、ラジオ及び他の運通機關の全部又は一部の遮斷並びに外交關係の斷絶、四一條）又は軍事的措置（空軍、海軍又は陸軍に依る示威、封鎖及び他の行動を含む、四二條）を適用せんことを加盟國に要求するときは加盟國はその措置を執るべく義務づけられるのである。その意味において國際聯

合加盟はこの範囲における自主権の放棄となる。

以下國聯参加に對する主なる反對論を紹介しそれを法律的に検討してみよう。

- (1) 最も有力なる加盟反對論は國際聯合に加盟すれば制裁参加の結果他國間の紛争に捲込まれる危険を多分に有し却つて我國の安全に害ありといふことを論據とする。我國の周圍にある諸國は殆んど國際聯合の常任理事國であつて、これらの國に對する國際聯合の強制的行動が發動され従つて前記の危険が発生することは實際問題としては必然性が少いから（二七條三項參照）（但し常任理事國が任意に（國際聯盟では常任理事國でも除名できたが國際聯合では除名は拒否權の關係上不可能である）脱退した後で第二條第六項の適用により國際聯合の集團的強制行動が發動される可能性はある）さういふ事態を前提として議論することはあまり實益がない。假にさういふ事態が起つたとしても、我國としては重大なる中立義務違反を避ける方法がないわけではない。先づ第一に軍隊の保持を許されない我國として非軍事的措置は可能であるが軍事的措置の中兵力の制裁には加はれないことは勿論加はる義務もない。問題となるのは軍事的措置の中の「援助及通過權を含める便益」であつて制裁に参加する外國の軍隊の通過、飛行場その他基地の提供は軍隊を有しなくても可能である。尤もこれは予め特別協定を締結しなければ具体的義務が発生しない。非軍事的措置の中には、中立義務に反しないもの（外交關係の斷絶）もあるが、反するもの（ヘーグ條約によれば通信の禁止は兩交戰國に平等に適用するを要する）もある。しかしこれは被制裁國に我國に對する敵對行為を許すに足る程重大なる中立義務違反を構成するとはいへないであらう。殊に右被制裁國が加盟國なる場合には憲章の規定を予め受諾せることによりヘーグ條約の適用は排除されるのである。（この論者の危惧する米蘇戰爭勃發のやうな場合には、U

NOに入らなくても結果は同じである。）

- (2) 右の問題と關聯して我が國の安全は地域的安全保障（ロカルノ協定の如き）によつて圖るべきだと唱へるものがある。地域的安全保障も結構であつて憲章は「地域的取極」（レジオナル、アレンドメント）の存在を認めたるのみなるかその積極的利用を規定してゐるから（五二條）これは國聯参加の反對理由とはなり得ない。
- (3) 軍隊を有せざる事實は加盟の要件の一たる憲章義務の受諾（四條一項）を不可能ならしめるといふ論が常識外れなることは言ふをまたないであらう。
- (4) これは法律論ではないが國際の將來に對する見透について現在の米蘇對立は早晚ソ聯ブロックの脱退を招來するであらうと言ふものがあるがソ聯ブロックが脱退しても後に述べる我國の國聯参加の利益は失はれないであらう。

よつて眞に加盟の障礙となる場合は我國が永世中立國となる場合のみである。

(二) 加盟の利益

國際聯合の加盟國は現在五一箇國で近々中立國三國、舊樞軸國五國の加盟が豫想されてゐる。國際聯合は設立後日猶淺くその基礎もまだ確乎としてはゐないが、現下の混沌たる世界情勢にも拘はらず又その包藏する種々の缺陷にも拘はらず次第にその地歩を固めつつあることは何人にもこれを否定することはできないであらう。我國が國際社會復歸の曉に孤立政策をとることの得策でないことは多言を要しない。又國際聯合への加盟はそれと聯繫關係を有する他の各種の國際機關（スペシアライズド、エージェンシー）への参加を容易ならしめるといふ利益をも伴ふものである（例へば戰後の復興のため復興開發銀行より融資を受くることは緊急事であるが國際聯合加盟前のブレトンウツツ加入は理論上は必ずしも不可能ではないけれども日獨等舊樞軸國については國際上豫想し得ない）その他にも今後相當長期に亘り世界

各國における統制經濟が續行されるものと思はれるところUNOの加盟國とならなければ資源への接近、信託統治地域における通商均等待遇等も許されないであらう。

尙國際聯合の加盟國となれば、當然國際司法裁判所規程の當事國となるから（九三條一項）、日瑞間司法的解決及び國際聯盟主催の下に締結せられたる諸條約につき國際司法裁判所の管轄權を認むる（規程三七條）やうになることを附記して置く。

編 注 「講和資料」綴（第1巻）（第7回外交記録公開）には、本文書と同一標題の文書「交戦権拋棄と中立（條、條約課）（昭和二一、七）」が所収されている。

29 昭和21年10月7日 朝海終戦連絡中央事務局総務部長 会談
アチソン対日理事会米国代表

朝海・アチソン会談（第3回）

アチソン大使との會談覺（第三回）

（昭和二一・一〇・七）

十月七日アチソン大使と會談した覺左の通り

一、ソ連地區よりの歸還問題

私から、一部議員中に於てソ連地區からの歸還輸送の速度を早める見地から國民大會を開催したいといふ意見を有して居るが日本政府としてはかかる會合を行ふ結果總司令部をエンバラスすることは本意でないのでこの點に關し豫め貴方の見解を承りたいと思ふのであると述べたところ同大使は、斯る集會に於てソ連を明かに名指すことは却つて日本側の目的をデフィートすることゝなろうが（私からシベリア滿洲方面の歸還促進を目的とするものである以上結局間接的にはソ連を名指すに等しいことゝなろうと指摘したところ

アチソン大使は、それは勿論已むを得まいと答へた。）總司令部としては日本側で斯る集會を行ふことに依り特にエンバラスされることはない。總司令部としても早く日本人の歸還輸送を行ひたい方針で、ソ連地區のみならず南方英國地區に付てもこの考へは同様であると附言したので私から、貴大使の見解は對日理事会等に於て十分承知して居り、自分等は日本の言分のチャンピオンを貴大使に見出すことを得大いに感謝して居る次第である、と述べ本件ソ連地區からの歸還が實施の運びになつたことは結構であるが、輸送の人数が餘りに小に失して速度を欠くと思ふと述べた。右に對しア大使は、月二萬五千名程度ではリバティの二、三杯もあれば十分賄ひ得るのでこの程度では満足でないが、これとても自分等の措置、殊に各般の機會を捉へてその態度に付きパブリシティを與え、考慮を求めたことが結局よい効果を及ぼしたものであると自分は觀て居る。最初はソ連は非軍人のみの歸還といふことを主張して居たが、米國としては非軍人は人道的見地から歸還せしむべきものであるが、軍人を歸還せしめることはポツダム宣言の實施の問題に係るから重要である旨申出で、結局この點に付き區別を置かざることゝなつたのであるが、米國としては今後ともソ連地區よりの輸送の速度を増大する様努力する方針である。今次ソ連地區よりの歸還は北鮮の一港とシベリアの一港から行はるべく、後者に付ては碎氷船を使用することゝなろうが、米側の準備はソ連の如く簡單でない、各種の組織を整へ、お膳立をしなければならない譯であるが、準備は既に出來て居るので、月二萬五千の人数が倍になり三倍になるとしても何等間誤附くことはないと述べた。

二、勞働問題

私から、勞働爭議が最近頻發して居るが、日本政府としては勿論爭議自體に介入する意圖はないが、私見を以てするに、日本の勞働運動を健全なる基礎において發達せしめるためには適當なる指導が必要であらうと思ふ。戰爭中日本は勞働運動を彈壓したが、戦後は反動的に之を放任して居るため行き過ぎの事態が発生して居ると思ふ。依て自分としては政府が、（イ）勞働爭議に随伴する暴力行爲を取締り（ロ）勞働爭議にして經濟目的よりは寧ろ政治目

的を達成せんとして居るが如きものを抑止し又(ハ)生産管理の如き企業權を侵害し社會組織の變革を意圖するが如き行爲を取締ることを考へたとしても驚かない。但し日本政府としてはかゝる正當なる取締を行はんとする試みが總司令部の一部から「反動」といふ簡便な批評を受けることを心配して居るのであると述べた。

ア大使は(イ)暴力行爲は取締らねばならぬ。成る程貴官指摘の北海道美唄炭礦の例の如き何千人の労働者に對して數十名の警察官では取締もつき兼ねようが何れにせよかゝることは許されまい。(ロ)生産管理に付ては自分もマ元帥と話をしたことがあり、これが適法なりや否やは日本政府の決すべき所であるが總司令部がこれを支持して居らぬことは日本側にも既に明瞭であると思ふ。又貴官は唯今總司令部よりの批判を心配したが、批判は必ずしも氣にする必要はあるまい。現にマ元帥さへも先般のデモ取締發表に關し米國一部の新聞等に依り相當激しく批判されて居る。(と述べたので、批判はよいが提案が拒否されては困ると述べたところ)例へば生産管理の違法性の問題にしてもこれを日本側の決定に任せた以上日本政府の執つた措置を總司令部においてヴィトするといふことはあり得まいと述べた。

依て更に私から、米國の共產主義に對する態度は貴大使の對日理事會に於ける數次の言明に依て明瞭にされた。貴大使は理事會に於て米國は共產主義をフェーヴァーするものでない。レジメンテーションは労働者の友に非ずしてこれをデストロイするものであると述べ、又日本の労働運動の現在の最大の危険はそれが一部極端分子に依て指導される惧れのある點であると述べて居る。これ等は米國の見解なりと了解せられるが現實には我々としては率直に云つて時に必ずしもこの線に沿つて施策が進められて居るのか疑ひなきを得ない場合がある。このため米國通の知識人さへ我々に對し、米國はアチソン氏の言明に拘らず共產主義をフェーヴァーして居るのではないかと質問する者がある位である。又總司令部が労働爭議に對して承認もしなければ否認もしないといふ態度を執ることは中立的で公平なやうであるが、必ずしも事態を明確にする所以でない。労働運動の健全なる發達を期するためには時に

今少しく明瞭なる態度を示して貰ひたいと述べた。

アチソン大使は自分が對日理事會で述べた見解はマ元帥の同意を得て居り、米國の意思表示である。但し一方に於て日本に於て言論の自由と労働者の解放が行はれた以上反面に於て共產黨の活動を否定するといふことは論理の一貫を欠く、現に米國に於ても或る程度同様の事態が発生して居るのであつてAFLは反共產黨的であるがCIOに於ては共產分子を繞つて一部分裂さへも行はれんとして居るのである。尙労働爭議に付てはいろいろお話もあつたが結局自分としてはマ元帥の中立政策が一番賢明な政策であると思つて居る、と答へた。

三、賠償問題

私から、賠償問題が最終的に決定しないので經濟的に觀て日本の状況が安定しないのみならず、政治的に觀てもこの問題の解決は對日講和條約締結への一要件となつて居ると思はれる、外國新聞記者の報道に依れば、東京に居る連合國主腦者は華府の極東委員會が至急本件に付き案を確定するやう夫々の本國政府に要請して居るとのことであるが、この問題の成り行きは如何に考へられるかと尋ねたところアチソン大使は、米國としては全賠償及びこれが割當額を決定するに付て賠償會議開催方努力して居るのであるが、結局ソ連の「戦利品」に關する主張のため未だに會議の開催が行き悩みとなつて居る、併し乍ら本件を何時迄も遷延することは許されぬので決定を急いで居る、と答へたので私から、決定を急いだとしてもソ連が本件に關する話し合に應じなければ本問題は政治問題に絡まり久しきに亘つて解決し得ざることゝなるべく、延てはそのため講和條約の締結にも影響を及ぼすといふ觀方があらうが如何と述べたところ、講和會議に付ては自分は本年二月かにバーンズ長官が、一年半以内に對日講和條約が成立の運びにならうと言明した以外のことは承知して居らないが、賠償問題に引つ懸つて講和條約の締結が後れるといふ様なことはなからうと思ふが、何れにせよこの問題の急速解決は歸還輸送の場合と同様米國の方針でもあり、この點に付ても米日の意見は一致して居ると言へよう、と答へた。

四、炭礦ナショナリゼーションの問題

私から、炭礦國有問題に付ては對日理事會に於て數次論議せられたやうであるが、結局石炭の増産が刻下日本の經濟的危機を克服する最大の要請であつて、今直ちにホールセールにしてドラスティックな方法を執り國有問題を解決することは却つて事態を混亂せしめる恐れがあると思ふが、米國は對日理事會から何等か結論を抜き出さんとする方針であるか、又米國自身問題に付て何等腹案を有して居る次第であるかと尋ねたところア大使は石炭の増産が目下の急務であることは自分も了承して居りドラスティックな措置を執ることは考慮して居らない。但し増産實現のためには打つべき手があるやうである。對日理事會の論議から別に一定の結論を抜き出すことを考へて居るわけではないし又米國の意見がナショナリゼーションを行ふことに確定して居るわけでも勿論ないと答へた。

編 注 本文書は、昭和22年1月、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長作成「報告書集録（その二）」（第3回外交記録公開）より抜粋。

30 昭和 21 年 12 月 17 日 朝海終戦連絡中央事務局総務部長
アチソン対日理事会米国代表 会談

朝海・アチソン会談（第4回）

アチソン大使との會談覺(第四回)

(昭和二一・一二・一七)

十二月十七日アチソン大使と會談したが要旨左の通り

一、議員追放令問題

私から第十九回對日理事會でソ連代表が議員十九名を指名し、これが追放を要求したが、引續き次回會合に於て貴大使はこの問題を取上げ調査すべき

旨を回答せられたのでその成り行は注視されてゐるが本件に付き總司令部として何等結論に到達した次第であるか、と尋ねたところ同大使は、これは貴官限りの含みに止めて置かれたいが總司令部として調査の結果追放に該當すべき證據がないと決定した。これ等の人は何れも日本政府に依て既にスクリーンせられたものであり、總司令部の調査に依るもソ連側の主張は根據が十分でないと思はれる。又第十九回對日理事會の席上ソ連代表は西尾氏の演説を引用したが自分等の調査に依れば西尾氏は「現下日本に必要なは強力なる指導者である、例へばヒトラー、ムッソリーニ、スターリンの如き人物である」といふことを述べて居るに過ぎない（ア氏は自分はこの事實をデレヴィアンコ中將にも通報して置いた、と笑ひながら附言した）依て更に大きな證據のない限り彼等は追放されることはないと思ふ私の質問に對し右の結果は本件が對日理事會で採り上げられれば自分から披露するが然らざる限り自分の方から積極的に對日理事會にかけて行く心算はないと、と答へた。

二、臺灣人の法權問題

本問題に關連し^(連か)私から、本件に付ては八月九日參事官のビショップ氏に對し、(1)領土及び國籍取得の問題は最終的には講和條約に依て決定せらるべきものであること、(2)國籍の決定といふことは或る場合に於ては國內事項であり得ない點を指摘し、常設國際司法裁判所の見解等をも附して外務省の研究の結果を開陳して置いた、日本政府としては臺灣人に對し、法權が及ぶとの見解を有して居るのである。事實問題としてその法律的地位が曖昧なるため日本の警察官は彼等に不法行爲ありたる場合之を取締り得べき自信なく、ためにそのモラルに影響を及ぼしてゐると述べた處ア大使は、それはその通りであらう、日本警察官の困難なる立場は了承し得るところであると述べた後この問題に付ては當地中國代表部に於て臺灣人は中國國籍を取得した旨の宣言をしてゐる次第であるが總司令部に於ては必ずしも右に同意してゐるものではなく問題は兩國外交當局間に論議されて居り、まだ解決を見て居らず依然自分等の悩みの種となつて居る。米國政府としては例へば歸國し得るに拘らず中國に歸國せず依然日本に殘留する臺灣人は朝鮮人に對すると同様に

日本政府に於て取扱い得るものと云ふ様な考へも持つて居るが前述の様に本件は未だ最終的には解決を見て居らないと述べた。

三、賠償問題

私から、賠償問題は日本政府として正式には承知せざる建前であるが、事實問題としてはこれが成行きに至大の關心を拂はざるを得ないことは貴大使も了解せられると思ふが、率直に言ふに自分達は今般發表されたポーレー報告書の内容は中間報告に比し極めて峻嚴であるといふ印象を受けて居る。賠償問題に關シアメリカは關係連合國間の歩調の一致を圖つて居るやうであるが、果してこの困難な問題に付き國際協定に到達し、賠償問題の急速解決を見るであらうか。賠償問題が解決しないことは徒らに日本産業を不安定状態に置くこと貴大使了察の通りであると述べたところア氏は、日本の最低民需充足の線が何處にあるべきかは國務省に於ては検討済みで十分に承知して居ると確言し得る。ポーレー報告は必ずしも最終的のものでなく、右最低民需充足の線と睨み合はせて變更を見る點があるかも知れない。中間報告に比し果して嚴格なる條件となつたと云へるか必ずしも貴官に同意せぬが、假りに嚴格となれりとしてもその理由に付ては承知して居らない。賠償問題に關する各國間の協定はソ連の戦利品主張に關連して複雑化したが、アメリカは他の關係諸國に對し照會を發し既にその回答も四、五の國から集まつて來て居ると述べたので私から、諸國家が同意しても肝腎のソ連の同意がなければ問題は解決せず殊にポーレーの滿洲に關する報告書の發表等に依り問題が更に紛糾したことも考へられるのではないかと尋ねたところア氏は、ソ連に付ても自分は貴官の如くは悲觀し居らない。最近の形勢を見るに、トリエストの問題にしてもダニューブの問題にしても將又軍縮問題にしてもソ連は若干の妥協を行ひ形勢は好轉して來て居るのであるから、賠償問題に付ても本年末迄には如何か思はれるが、來春早々何等かソ連の同意を取付けることに付き必ずしも自分は悲觀するに及ばぬ理由を持つてゐる。貴官の指摘する通り日本に對して懲罰的見地と賠償的見地を強調するに急なる國は、日本に依て與へられた自國の荒廢を補修せんとして相當の賠償を要求して來ると思はれる

が、米國の對日賠償に關する根本方針は、日本から戦争能力を完全に剝脱すると同時に日本に一定のディーセントな經濟生活を維持し得るが如き經濟水準を存置せしむることであつて、この原則は歐洲に於ても適用せられ現にイタリアに於ては米國は極力イタリアの賠償額を減少するに努力した次第である、と述べた。

四、平和條約問題

次で右の賠償問題に關連し私から昨日の星條旗紙に依ればポーレー委員會が滿洲に關する報告書を發表した結果は對日講和條約の起草が促進せられるかも知れないといふ報道が見えて居つたが、この記事は何を意味するか明確でないが、パリ會議及びUNO會議に於て樞軸衛星國家に對する條約案の決定を見、次で來年三月には對獨逸條約に關する會議も行はれる由であるが、對日講和條約に關する論議が、一向に湧いて來ないのはいふ譯か、對日講和條約は時期的に對獨逸講和條約に後れ成立せしめるといふ含みでもある次第であらうか、と尋ねたところア氏は、對獨逸條約と對日條約とは何等相關關係はないと思ふ、對獨逸條約が對日條約に先ち審議される所以のものは時期的に獨逸條約を先にするといふのではなく、獨逸殊にドイツにおける事態が一日の放置を許さぬため至急この困難な問題を解決しなければならないといふ見地から四國外相が來春早々モスコウに於て討議を開始するものと思はれる。蓋しドイツの場合は到底現在の日本の比でなく、四國がドイツをエアタイトに四分しその夫々の占領地域間に政治經濟殊に民生に必要な經濟に關するコーディネーションが全然取れて居らないために食糧状況等は現在の日本と全く比較にならない状態にある次第であつて、これがために至急關係國間に何等かの打開策を講じなければならない。この要請があるが故に明春會議を開催する次第であると見て居る。依て自分は現在の状況から判斷して講和條約成立の時期に付て獨逸が先で日本に至るといふ風には考へて居らない。日本に付ては占領が單純であるため比較的簡單に準備を進め得るのではないか。即ち獨逸の場合は話を始めても何時話が成立するか判らないが、日本の場合は話を遅く始めても早く解決に到達する條件が具はつてゐると

思はれる。獨逸の場合相當妥結に時日を要するであらうことは自分が最近米華條約を手掛けた経験から言つても豫想せられる。自分は中國との通商條約に付き昨年三月宋子文との間に話を開始したのに拘らず、この比較的簡単な問題が漸く本年十一月に至り妥結を見た譯であつて、對獨逸條約の如き複雑な問題の處理は相當手間取るものと思はれる、と述べた。

編 注 本文書は、昭和22年1月、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長作成「報告書集録（その二）」（第3回外交記録公開）より抜粋。

31 昭和22年1月20日 朝海終戦連絡中央事務局総務部長 会談
マクマホン=ボール対日理事会英連邦代表

朝海・マクマホン=ボール会談（第1回）

取扱注意

對日理事会英帝國代表マクマホン・ボール氏と會談覚

（昭和二三・一・二〇 終連 朝海記）

一月二十日對日理事会英帝國代表マクマホン・ボール氏と會見し、忌憚なき意見の交換を行った。同代表は極めて飄々乎たる風丰の学者で頭腦明哲にして、その所説は極めてアウトスポークンであると同時に整然とし且つユーモアに富んで居り、着想亦多くの興味と示唆を含むものありその肌合は外交官的ではなくして学者的である。約二時間に亘った同氏との會談は私にとり極めて有益であり且つ愉快なものであった、以下會談内容中差支ないと思はれる部分を参考に記録して置く次第である。

一、マクマホン・ボール氏と日本

我「對日理事会毎に遠方から貴代表の様子なり言説なりを承って居るが、貴代表は從來日本とは如何なる關係を有し、日本につき如何なる興味を有して居られたか」

彼「(1)自分は従前日本關係の仕事に交渉を持ったことはない、唯一つの關係と云へば戦争前に日本よりの對外放送を傍受し、これを分析する事務の長として仕事をしたことがあるばかりで（右日本からの放送に付ての感想を言へば、日本の對外宣伝は上手とか下手とかといふやうな一般的にして且簡單なる表現では言ひ表はせないが、エンターテインメントの部門に於ては極めて巧妙であつたが、宣伝の部面に足を踏み込んで来るとクルードであり余り宣伝臭が強くなり宣伝としての價値を失ふことが尠くなかつたやうである）メルボルン大学に於て教鞭を執ることが仕事であつた、或日突如政府から招請あり、日本へ行かぬかといふ話であつたので日本に來り英帝國を代表して對日理事会に出席して居るわけである、従て日本に關しては何等經驗と知識を有して居らない、人に依ると日本、中國の如き東洋の國には二十年、三十年在住しなければその國情の機微には通じ得ぬといふやうな人もあるが、かゝる所謂日本通、中國通は必ずしも事態を綜合的に判断して常識的且つ合理的な結論を下すには適當でない場合が尠くない、成程専門家は必要でありその價値は勿論否定するものではないが一方に於て専門家はその知識に拘泥して大局の把握を逸する憾みがある、自分の経験からするも、ラジオ放送を行ふ場合、マレー半島に二十五年在住せりといふ或る専門家は、その専門知識を根拠として一の事案を立案し、同半島に三十年在住せりといふ他の一専門家は全くこれと正反對の意見を出すと云ふ様な場合もある、専門家はその専門の箇所のみを強調してこれに囚はれる惧れがある、自分も折角日本に滞在中は日本に關する正鵠なる認識と判断を持ち偏らない意見を樹てゝ行きたいと考へて居る次第である。

（マ）自分は現在對日理事会に於て英帝國を代表してゐるが、別に將來外交サーヴィスに入らんとする意図を有するものではなく、寧ろ外交官の仕事は自分の性に合はぬと感じて居る、学者ならば自己の責任で自己の思ふ所を他に顧慮するところなく率直に述べ得るに對し、外交官には各種の機微な制約があつて思ふやうに自己の考へを言ふことが出来ない、

現在の日本に於ける任務を終ったならば元の職業に帰りたい心算である、戦前濠洲の如き國に於ては外交は主として英本國に任せてゐたから専門の外交官を置く必要は乏しく、又その人数も少かったのであるが、戦後濠洲の國際社会に於ける地位が著しく変化して來た、即ちUNOの會議にも積極的に發言するし、講和會議に於ても小國のリーダーとなるUNESCOにも出席するといふ風に、数多の國際會議に同時に多数の有能の士を派遣しなければならぬといふ必要が出て來た、然るに濠洲は若い國であるから結局行政官以外に判事とか学者とか各方面から人材を求めてこれ等國際場裡に於ける活動に應じなければならぬといふわけである。

二、對日理事會關係

我「對日理事會には毎回缺かさず出席して興味を以て貴代表等の討議の模様を承つて居るが、自分の思ふことを卒直に伺ひたい、それは貴代表の意見が概ねソ聯代表のそれとは一致するが、米代表とは一致しない場合が多い点であり具体的に指摘するには例へば第九回對日理事會に於ける労働立法の問題にしても戦争調査會廃止の問題にしても貴代表はアチソン氏と意見を異にした、然るにパリの對衛星五箇國講和會議に於て、又ニューヨークのUNOの會議に於て英帝國代表の發言は概ね米代表のそれとアイデンティファイして居たやうであり、ソ聯代表のそれとは同じでない、この点は傍聴者として奇異に感ずる次第であるが、果してこの印象は正確なものであらうか又然りとせばその理由を貴代表は如何に説明せられるか」

彼「(1)唯今貴官は對日理事會に於ける自分の態度と極東委員會に於ける英帝國代表の態度との相違を指摘したが先づその相違の事実ありや否やを述べ度い、極東委員會に於ては議事は總て非公開で行はれて居るのに反し對日理事會は公開である、自分はこの点に両會議の本質的な相違があり貴官の指摘の如き疑問も出て來るものと思ふ、日本側は非公開なる極東委員會の討議の模様を知り得べくもないが故に極東、對日両會議の様子が違つて居るかの如き印象を得て居るのかも知れないが、その調子は

全く同一である、自分の對日理事會に於ける發言は英本國政府の訓令に基いて居るからその調子が極東委員會に於ける英帝國代表の調子と相違することはない譯である、又最初はデレヴィアンコ代表とも會見する機會があつたが、最近は連絡を取つて居らない、従て自分の發言がソ聯代表の發言と一致する場合にもそれは全く偶然の符合であると言ひ得る、例へば御指摘の労働立法の問題にしても実はソ聯代表が提示した二十二項目の勧告案を自分は晝の理事會の休憩時間を利用して検討した結果、一友人とこの案は餘りに基礎的であり平凡であつて進歩的な点に於ては英国のベバリッジ案にさへも及ばないと批評した位である、然るに休憩後再開するや米代表から本提案には共産党の宣伝のサインマークがあると指摘されたので、自分は然く思考せざる旨の見解を表明したのである、自分の觀方からすればソ聯の提案が共産党からオリヂネートして居るか居らぬかは別としても（恐らくオリヂネートして居るであらうが）その出て來た案自体をその額面に於て討議すべきものであり、根源にまで遡り共産党のサインマークがあると言ふことには賛成し得ない、又戦争調査會の問題にしても、この會の目的が日本の敗因を尋ねるといふことであり、占領下の日本に於ては不穩当である点を指摘した次第である、これを要するに極東委員會に於ける濠洲ニュージーランド代表等の見解と對日理事會に於ける自分の態度とは全く調子を一にして居る、但しパリ一に於ける英本國代表の態度はより米國代表とアイデンチファイするものであつたかも知れない。

(2)元來對日理事會に於ける各国の動向を觀るに際しては問題を二つに分けて觀測する必要がある、一は手續の問題であつて、一は実体の問題である、手續問題に関しては米國の意見に対しソ聯代表と自分の意見とは殆んど合致し、中國代表も百中九十パーセント迄は自分等と同調して來るのである、英ソ華三國の目標が理事會の運営を円滑且つ満足に行はしめんとする点に於て一致して居るからかゝる歩調の合一を見るのであるが、第二の討議さるべき問題の実体の点に關しては必ずしも意見の一

致を見ないことは理事会の討議を分析すればお分りになる通りである、濠洲がソ聯と見解を常に同じくする理由もないし、又自分の個人的傾向から云ふも、自分が対日理事会代表として離濠する際濠洲の共産党は自分を代表として不適当なりとしてデモンストレーションを行った程である。

(3) 率直に言ふに最初の対日理事会が四月に開かれてより二ヶ月間位はマークワット少將及び自分等に於て理事会開會前に打合せを遂げ大体議事方法等を定めて居たのであるが最近打合せを行はない、従て議場に於ては各國代表ともお互に他の代表が何を言ひ出すか判らぬのみならず自分が何を言ひ出すかさへも判らぬ、又議題も理事会開會の五日前に上程すればよいのであるが、問題の性質に依ては五日では到底研究も出来ぬものもあることは勿論である」

我「対日理事会の勧告を採択するとせざるとは總司令官の裁量にあり、事実採用せられぬ場合が多い様である、このため理事会の存在價值に付き聯合國の一部に疑問を生じて居るやうであるが如何に思考せられるか」
彼「自分も対日理事会の最初の二、三回の會合に出席して意義が乏しいやうな印象を持った、自分が日本に駐在して居ることが意味があるとすれば寧ろそれは自分の日本に関する報告が本國に於て吟味せられ、それが極東委員會に於てマックアーサー元帥に与ふべき指令を各國が審議する際濠洲代表の執るべき態度に基礎付けを与ふる資料となるといふ点にあると思ふ、現に次回第二十四回の対日理事会の議題が只今廻つて来たが何も議題に上程せられて居らず、この儘では次回會合も流會になるの外ないと思はれる」

我「対日理事会の聯合國に対する意義は或は左様であるかも知れないが、日本側に対する價值如何といふ観点からは別に考慮する必要があると思ふ、蓋しこの會合で或る國が或る問題を論議する結果は、それが政治的に微妙な影響を及ぼして来る事例もある、又或る國が或る問題につき一つの意見を表示することが日本の或る分子に対する反響を及ぼすことも

ある、例へば貴代表は只今ソ聯の提案がベバリッヂ案程にも進歩的でない」と指摘したが、あの提案中に或る場合に労働者が生産管理を行ふことを合法化して居る一條項がある、生産管理の合法不合法が当時日本に於て論議せられて居た事を想起すればこの提案の意味は乏しと云ふわけには行くまい」

彼「自分は生産管理は日本裁判所に於て合法化せられたと思つてゐた、只今指摘の点は自分も大急ぎでソ聯案を見た時には気が付かなかった点である、又自分の対日理事会の有する意義は聯合國に対する意義であり、日本に対する意義は別であり貴官指摘の通りであらう」

三、英國と極東

我「極東に於ける英國の地位と濠洲の地位は將來どうなるであらうか、英國は日本管理の問題に付ても余り発言して居らぬやうであるし、中國問題に付ても揚子江域は英國商船旗の翻った所であり、十年、十五年前ならば國共の調停に乗り出すべきものは駐華英國大使であつたらうと思はれる、英本國は極東を米國若は濠洲に任せて居る觀がある、例へば最近二千名の日本占領英本國軍がビルマ及びパレスタインに移動しその後濠洲軍が入つて来るとの報道も新聞にあった、英本國の傾向と反対に濠洲の極東問題に於ける發言が將來はいよいよ強くなつて来て居ると思考するが如何」

彼「英本國が極東問題に付て比較的靜かであることは無關心であるからではない、併し英國は戦前及び戦争中余りに全世界に亘つて廣くコミットし過ぎて居り到底かゝる大なる責任を有効にディスチャージし得ざることとは明かであると云はなければならない、英國のプライオリチーは何と云つても英海峡をクリアーにすることが第一、次で第二は地中海、第三は中東、極東は第四であるから極東に於ける責任は逐次これを濠洲、ニュージーランド等に移すものと思はれる、率直に云へば濠洲、ニュージーランドはかゝる重大なる責任を負ひ得るだけの信頼を昔は兎も角も現在は英本國より得て来て居ることも見逃し得ない点であらう、事実これ

等の國と英本國との最近の關係は從來に例を見ざる程友好的であると言ひ得る、又自分は英帝國の代表として行動して居るが、自分の訓令は總てキャンベラを経由して居り、英本國から直接に接到することはない、この事は貴官指摘の如く將來日本の外交再開の場合の新情勢であり得よう、戦後の日本の外交態勢は戦前のそれに比し貴説の如く相当に違つて来ると思ふ、但し引例のフランスの場合は自分は如何かと思ふ蓋しフランスの勢力を受けて居るドイツをも合せた意味のフランスといふものは將來ウェストと共產主義の衝突する場所であり、かゝる意味のフランスは実にデモクラシーの歐洲大陸に於ける橋頭堡と見なければならない、従てこゝに於ける外交關係の如何は欲すると欲せざるとに拘らず極東に於ける米ソ關係に直接間接に重大なる影響を及ぼして来るであらうから、日本としてもその勢力の動きに付ては重大なる關心を持たざるを得まいと思はれる、但し日本の外交的立場といふものが日本自身の變化と世界の変化と云ふ兩變化に伴ひ大きく變つて来ることは素より豫想せられる」

四、賠償問題

我「日本産業の現在に於ける不安定状況は賠償問題の未決定に依ることが尠くない、この事実は米國その他の聯合國も十分に認識して居るやうである、ソ聯の「戦利品」主張もあり、外交的に困難を生じて居る様であるが本問題急速解決の見透しはどうであらうか、又賠償問題に關する英帝國の根本方針は米國と同じく日本から戦争遂行能力を除去することにあり、コンペンセーションとピユニチヴなアスペクトは強調せられないであらうか」

彼「賠償問題が決まらなければ日本の産業は何処からスタートしてよいから見当がつかないことは明かである、自分もこの事実は認識して居り、英帝國もこれが解決を急いで居ると思はれる、日本は到底その聯合國に與へた損害をコンペンセートする程の資力はない、又賠償のピユニチヴ・アスペクトに付て近著のニューヨーク・タイムスに依れば、賠償には現

在二つの考へ方があり、一は日本から戦争遂行能力を除去することを目的とする派であり、一は日本に^(懲り)懲罰を課することを主眼とする派である、而して後者の派の牛耳を執る者がマクマホン・ボールであるといふ意味のことが報道せられてゐたが、これは誤りである

第二次世界大戦は終了した、併し勝つた負けたと云ふことに依て問題は解決されて居ない、我々は依然多くの解決を要すべき問題に当面して居る一方戦争は困難なる問題を新に提起せしめて来て居り此等の解決に力を傾けて行かねばならないのであつて、賠償問題も聯合國の当面する困難な問題の一つである、賠償を論議するに當つてはその当然の反面として日本に將來どの程度の生活水準を許すべきかの問題をも併せて検討しなければならない

元来この問題に關する濠洲の立場は二つの点に要約し得ると思ふ、濠洲は日本の侵略に依て國の生存を脅かされ、ビター極まる戦争を行つた、かゝるが故に(1)賠償問題をプロテクチヴなサイドから取上げ日本の將來に於ける戦争遂行能力を剝脱し、日本をして濠洲の脅威たることを除去せんとするものである、(2)併し乍らその一面若し七千万に達する大人口をこの狭少なる島に跼蹐せしめその人口が常に經濟的脅威に曝され不平と不満を持つてゐるとしたならばこれもまた濠洲が枕を高くして眠り得る事態ではない、そこでこの人口をして世界の貿易に關與して或る程度の生活水準を営ましめ、又將來その生活水準を向上せしめ得るといふ希望を持たしむることが必要である、従て濠洲が賠償のピユニチヴアスペクトを強調するチャンピオンであるかの如き觀測は當つて居らない

五、貿易問題

我「唯今貴代表が日本の貿易に付て言及したので日濠間の貿易問題に付て述べたい、元来日濠の貿易關係は今次戦争勃発前までは極めて順調なる足取りを示して居た、即ち第一次世界大戦の終熄した際の濠洲の対日貿易は濠洲總貿易額の〇・五パーセントであつたが、今次戦争前に於ては濠洲總貿易額の九乃至一〇パーセントを占める程度にまで著々として上

昇してゐたのである、依て勿論現在は濠洲に於けるビターな対日感情を考慮しなければならないが、この感情が適当な時期に或る程度収まれば日濠の経済関係は将来、より緊密化すると思ふし、またせしめなければならないと考へるが、そのチャンスを如何に思考せられるか、日本が極東貿易の中心であつたやうな戦前の態勢は破碎して寧ろ日本から生産施設を極東の諸國に移駐して出来得る限りこれ等諸國の日本に対する経済上の依存度を低めんとする考へ方もあるが、この点如何に思考せられるか」

彼「先程自分が賠償問題に關聯して述べた通り日本の貿易に付て自分は抑圧することを考へては居らない、濠洲の対日感情が或る程度収まるならば日濠間の経済関係も発展せしめて行かなければならぬと思ふ、例へば羊毛にしても現在羊毛は世界各地に於て高い需要があり、これを賣捌くことに何等の困難を感じて居らないのであるが、然し濠洲としては将来を考へれば羊毛の價格維持のために日本と言ふビッターが市場に存在して居ることを歓迎する次第である、尤も濠洲としてはその対外貿易の四〇パーセント以上を占める英本國との関係を考慮しなければならないから経済的な理由は或る程度度外視しても英本國からの輸入を考へなければならない、依て日本とバイラテラルな取極めを結び輸出入をバランスするが如きことは困難であらうけれども、日濠貿易を日本のマルチラテラルな貿易の一環として考へれば之が將來の發展に付貴官と同様に希望する次第である

尚日濠貿易再開の可能性を考へる前に障礙となる一つの大きな要素は濠洲人の対日感情の問題であるからこれに付て一言いたしたい

濠洲人の対日感情は極めてビターであるといふ一語に盡きる、最近自分が放送を行い、日本に対する過去の感情は兎も角、極東に於て七千万余の人口を有する國に対して或る程度の生活標準を許容しなければ、それが将来平和の脅威となり得るといふ趣旨を述べたところ、右に対し五名の濠洲人から極めて激越な言辞で抗議があつた、これが濠洲人の気持で

ある、例へば絹製品の日本からの輸出にしても、かゝる製品を濠洲婦人は日本からの賠償といふのならば受取るが日本に対し対價を支拂つて購入せりといふならば直ぐこれを抛棄して顧みないであらうとさへ考へられる、対日感情は対独感情に比較し更に悪いと言へやう、理由は(1)ドイツは第一次歐洲大戰の当時の敵であるから今度敵に廻はつたとしても濠洲人にとっては心の準備があり敢て意外ではないが、日本に付ては必ずしもかゝる準備がなかつたのであるからその感情はそれだけに却つて強く作用するわけである、(2)濠洲に取つて從來戦争といふものは歐洲に於ける敵對國家間の實力の衝突であつた、換言すれば戦争は濠洲から見ればエクスペディションであつた、然るに日本軍は濠洲を爆撃し、人的物的に可成りの損害を与へたジャングル戦の経験も腦裏に鮮やかである、即ち戦争はエクスペディションの觀念より轉じてインベージョンに變つたのである、かゝる変化を持ち込んで來た當の責任者は日本であるから従て濠洲人の対日感情が極めてビターで、これを回復するに相當の時日を要することは敢て怪しむに足らずと言はなければならない」

六、講和條約問題

我「対独條約に關する英米ソ佛の外相會議は三月十日からモスコウに於て開催せられるが、対日講和條約に關しては一昨年二月八日バーンズ長官が日本及びドイツとの條約は今後十八ヶ月にして成立する見込みであると言明し、ニュージーランドのフレーザー首相も一九四六年末若は四七年初頭には太平洋平和會議を開催することが可能であると言明したことがある、日本との講和條約成立が対独條約成立より遅れることは理由に乏しいと思ふ、日本の占領は比較的單一であるから早く講和條約を成立せしめ得ると思ふ、又講和條約の成立と占領の問題であるが、日本の如き中央の統制の行き届いた國に於ては之を實力を以て占領し管理を行ふことは必ずしも必要はない、依て日本の実情が判れば判る程例へば中央に管理委員會を置き、この委員會をして日本の中央政府を監視せしむれば目的を達すると云ふ様な議論が出て來るかも知れない」

彼「独逸は日本より早く戦争を開始したのであるから日本より早く平和状態が招来せしめられたとしても日本としては不思議に思ふ理由もなからう（と述べ笑ふ）、日本は占領が單一化して居り、又これが管理に付ても貴官の指摘した点は考慮せられる、例へば日本を聯合國の管理委員會で監視し、又沖縄等の戦略的要地に航空基地を設けて置けば日本のクルードな統制は出来ることは明かである、即ちかゝる日本の管理はテクニカルには可能であるが、実際の政治としては如何なものか、日本の管理に相当の発言権を有する英國、ソ聯、中國の態度を考へる時、問題は相当複雑なものであると思ふ、又日本の占領は比較的單純であるけれども、日本の講和条約に対してはソ聯の署名を要するといふ重大なる事実は指摘せざるを得ない、日本が將來いろいろな方面に動くに當ってはそれに対するソ聯なり英帝國內の一部分子なり又時には米國內部に於ける分子に対しても如何なる刺戟を及ぼすであらうかといふことを諒くとも日本のロングレンヂの政策としては一應頭に入れて置く必要があるのではないかと思はれる」

七、労働問題

我「現在日本の労働運動は健全なる方向を取つて居ると思はれるか、また十二月十八日極東委員會は日本の労働組合が政治活動を行ふことを承認したやうであるが、この決議は新聞報道だけでは曖昧なため一部に於てはこの決議は労働組合は政党を支持することを許さるべしと云ふ当然なことを云つたのに過ぎないと解するし、又一部に於ては労働組合が經濟目的の貫徹よりは政治目的の貫徹に力を注ぐことを奨励したものとして解釈せられて居る、この点を貴代表は如何に思考せられるか」

彼「日本占領後我等は民主國家が長年月を要して学び得た思想なりを一夜にして日本に移し入れたのであるレーバーの解放もその一つであつて、民主國家に於て労働者がその自由を闘ひ取ったのとは少しく趣を異にする、従てその一部の行動は極端であるかも知れない、併し乍ら極端は何も労働者にのみ存しない様である但し自分は日本の労働運動の現在進ん

で居る方向に付ては判断を下し得る程研究して居らない、又極東委員會に於て日本の労働組合に政治活動を許した決議は自分には極めて明快であつて疑問の余地はないと思ふ、元來罷業を政治目的を有するものと經濟目的を有するものと二つに分けて考へようとする事自体無理である町や村に於ける待遇改善の小罷業ならば措き苟くも罷業といふ名に相應しい程度の罷業であるならば經濟目的を掲げ乍らも不可分にそれは政治的な意味を有たざるを得ないのであつて、政治と經濟を分離して考へることは觀念上は兎も角實際には不可能である、依て政治目的を有する罷業についてこれを阻止するといふ考へ方は恰も罷業そのものを全面的に阻止するに等しく解せられるであらう、極東委員會の決議はこの意味からも讀まるべきものと思ふ」

八、英濠軍關係地域よりの引揚問題

我「南方地域には未だ日本軍人が約十万人残存して居る、その中オランダ地域よりの引揚は本年五月頃までには完了する目途が付いたやうであるが英濠軍地域からの引揚は依然として混迷状態にある、彼等は相當の勞役に服して居るが、給與も悪く、例へば煙草、衣料さへも十分に支給せられて居らず何百万通の家族の手紙さへもその手に到達して居らない状態である、彼等自身に引揚が何時になるか明確な希望を持たせることが必要であるのみならず、これ等兵士の日本に於ける何十万の家族の憂慮に想到したならば本問題の至急解決を要する事情に付十分御諒察下さると思ふ、依て至急帰還の実現し得るやう貴代表の御斡旋を非公式に懇請する次第である」

彼「御尤もな要望である、家族の憂慮に付ては諒察し得るところであつて、出來得る限りのことを致したい、帰還人員、取扱の状況等に関する具体的な情報を非公式に提示せられたい、自分からも本國政府に取上げることをしたい」

（註）マクマホン・ボール氏はメルボルン大學政治科學教授であり、一九二九年～三二年の間ロンドン・スクール・オブ・エコノミックスに

學び、一九三八年には再び英独に赴き又米國にも留學した、一九四五年には桑港に於けるUNOの會議に於ける濠洲代表の顧問であつた、現在は対日理事會に於ける英帝国代表者として重きをなして居ることは周知の通りである 当年四十四歳

本報告送附先

總裁 次長

32 昭和22年1月23日 朝海終戦連絡中央事務局総務部長 会談
アチソン対日理事会米国代表

朝海・アチソン会談（第5回）

アチソン大使との會談覺

第五回會談

（昭和二二、一、二三）

一月二十三日求めに依り歸國前のアチソン大使と會見懇談した。その中參考となるべき點左の通り。アチソン氏から、自分は今回一ヶ月の豫定を以て事務報告のため歸國することゝなつた、と述べたので本官から（1）新國務長官の新任に當り日本占領方策に關し政策のニューオリエンテーションがあると思はれるか（2）不在中對日理事會は如何に運營せらるゝや（3）歸國の上は日本の實狀につき米國朝野に御説明願ひたく、殊に賠償問題の急速解決と日本經濟再建に關する米國よりの支援の問題は日本の本年度の重大課題なりと思考せられるにつき、僭越乍らこれ等に付華府當局にも十分の御説明を願ひたき旨述べた。

これに對しアチソン氏から

- （1） 今回自分の歸米はルーテインに過ぎず、新長官新任に際し日本の狀況説明旁々いろいろ新長官の新政策に付いても承りたいためである。國務長官更迭するも外交政策には變更がないわけであるから、日本に對する

政策に付ても何等實質的な變更はあり得ないと思ふ。但し前國務長官は歐洲問題に迫はれて多忙であつたが、マーシャル元帥は中國に在勤した經驗もあり、極東に重大なる關心を持つと思はれる。米國人の極東問題に對する關心は、何としても對歐洲問題に比し稀薄であり、西海岸の一部の人を除いては歐洲に主たる注意が向いて居る。

尤もこの事態は米國がほとんど唯一の日本占領國であるといふ事實もあり、昔に比すれば多少は變つて來て居る。例へば自分が中國在勤當時米國に歸つても敢て中國問題に付き各方面が非常な熱心と興味とを持つて居つたといふわけにはゆかぬが、今回歸米すれば日本の問題に付き各方面から各種の質問なり意見の開陳があるものと豫想される。貴官は對日問題に關する米國新聞の比較的無關心なる報道狀況を指摘したが、これはまた日本の管理が順調に行はれて居り、獨逸の場合と異り問題を生じて居らない點にも關係があると思はれる。

- （2） 對日理事會は自分の不在中はビショップ氏が米國代表として司會する筈である。
- （3） 對日援助の問題に對しては先づ經濟的には日本の賠償問題の急速解決を圖らなければならず、日本經濟再建の援助はその次に出て來る課題であらう。米國とても日本が經濟的に自立し得ない時は長く自己^{（己カ）}の負擔となるわけであるから、その見地からも日本の經濟的回復の問題に關心を持たざるを得ず、これは歐洲に於ても同様であり、ドイツの經濟的自立につき頭を悩ましいろいろな手を打つて居るわけである。貴官は對伊借款の例を指摘せられたが、日本については既に三億弗以上の額が貿易上のバランスの形に於て日本に貸越しとなつて居り、これにはクレジットといふ名前こそ付けられて居ないが、その實はクレジットである。又對日講和條約成立問題については自分は前回貴官にお話しした通り餘りペシスティックには考へて居らない。

尙客年十二月十七日同大使との會談覺四に關し本官から今次會見の際資料（條約局承知）を華府に持參方申入れた處アチソン氏は了承したので

二十八日アチソン氏は丁度出発前日にして多忙のため右資料をシーボルト氏に手交、ア大使に轉交方依頼して置いた。

編 注 本文書は、昭和22年11月、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長作成「報告書収録（その四）－対日理事会記録その他－」（第4回外交記録公開）より抜粋。

33 昭和22年3月12日 朝海終戦連絡中央事務局総務部長 会談
アチソン対日理事会米国代表

朝海・アチソン会談（第6回）

第六回會談 (昭和二二、三、一二)
約一ヶ月の豫定を以て歸米せるアチソン大使歸任せるに付き三月十二日同大使と會談した。會談要旨左の通り。

一、領土問題

本官から、日本側の作成せる資料に付き國務省方面のリアクションをそれとなく尋ねたところ同氏は、別にお話する程のリアクションはない。これ等の資料は参考になる。UNOに於て米國は日本の舊委任統治諸島が米國に戰略地域として米國に信託せらるべき旨を主張して居るが、その他の地域に付ては未だ具體的な動きはないわけである、と答へた。

二、講和條約問題

本官から、既に三月十日から對獨逸の講和條約に關する話がモスコーに於て開始せられたが、これが妥結には相當の日數を要すべしと一般に觀測せられ、場合に依ては二、三年を要すべしとの見解も表示せられて居る。貴大使は曩に自分と會見の際對獨逸講和條約と對日平和條約とは必ずしも相關關係を有せざることを指摘せられたが、

- (1) 對日講和條約に關し關係國間に準備的な外交交渉が行はれる様な空氣になつて居るか。
- (2) 假りに對獨逸講和條約が二、三年遅れるとしたならば對日講和條約の方もこれとコーディネーションを取りその成立が勢ひ遅れるといふ事情に在らうか。

と尋ねたところ同氏は、先般貴官と會見せる際自分が述べた通り對獨逸條約は急速に四國に話合ひをしなければならないと云ふ要請があるため、その緊急性に基き招集せられたものと心得る。會議開會早々會議の前途を豫測するわけには行かぬが、自分の個人的見解としては本會議に依て對獨條約に付き根本的に關係國の見解の一致點を見出すと云ふことは極めて困難であらうと思はれる。そこで對獨條約と對日條約の關係であるが、これも曩に貴官に指摘せる通り自分は兩者の間には何等關聯性なしといふ見解を持して居るのである。若し關聯性があるとしたならば對獨條約を研究討議して居る間はこれが爲に相當のスタッフを要するから、同時に對日講和條約の問題に付き具體的外交交渉に入ることが困難であるといふ單なる技術的關連があるに過ぎないと觀て居る。

吾々としては對日講和條約の成立を長く遷延せしめることは適當でないといふ見解を有して居る。(極東關係國間の意向は如何との質問に對し) 又關係各國殊にソ連に付ては自分はその見解を知らないが、例へば駐米濠大使ノーマン・メーキン氏も對日條約の遷延に反對して居るやうである。又機微な見解であるが突き込んで言へば果して對日講和條約は極東委員會の討議の對象となり得べきやと云ふ根本的な外交問題がある。自分としては之に關し否定的な見解を有するものである。蓋しかゝる條約の中には成程ポリシー・マターズを包含することは當然であらうが、その事自體果して條約案の討議が極東委員會の權限事項に屬すると云ふことになるか自分等は大きな疑問を持つてゐる次第である。

對獨講和條約の成立が困難であるためこれに同調して對日講和條約も遅れやうといふ見解は悲觀に失すると考へると述べた。

三、賠償問題

本官から、賠償問題に關し貴大使は歸米中數回に亙り本問題が日本經濟復興の一障礙であり、これが解決は急務であることを各般の機會に於て雄辯に指摘して居られたことを新聞により知り感謝して居る次第であるが、本問題は(1)各國間の外交々涉纏り正常的方法を以て解決に着手せられるであらうか。(2)それとも右の成立が依然困難であつて米國としては極東委員會と連絡はしつつも二割乃至三割を中間賠償の形で撤去するといふ獨自の解決方針で手を着けやうとして居るのであらうか、と尋ねた。

同大使は、本件に付ては米・ソ間の意見が纏まらないことが一つの大きな障礙をなして居る。この障礙が除去せられたりや否やは敢て申し上げぬが、日本に残るべき産業が具體的に判明することは遠くないであらうと云ふことは言へる。賠償未決定に依る日本の不安定状態は自分等も承知して居る所である。但し具體的に撤去の始まる時期等に付ては賠償要求國の船繰りその他の關係もあり遽に言明し難いが、兎も角日本としては最近に残るべき産業の見透しを明確につけ得ることゝならう。

かゝる撤去施設に對し米國としては興味を有しないが、その他の連合國にとつてもかゝる撤去施設、しかもそれは相當破損せられ手入も不完全であることを考慮しなければならないが、かゝる施設を費用をかけて運搬し自國に建設すると云ふことが經濟的に得る所ありや、自分の觀るところでは寧ろ利益は殆んどないと思はれる、と答へた。

四、信用許與問題

本官から、貴大使は八日東京に歸任せられるや新聞記者團の質問に答へ米國が「日本の平和經濟の發達を實際的な方法に依り、又相互に利益となる方法に依り助ける用意を持つて居る」と述べられた。(prepared to assist in practicable and mutually beneficial ways...)同時に貴大使は華府に於ても日本の經濟を以て increasingly critical and almost desperate economic situation なりと斷ぜられたと聞いて居る。この二つの言説の關係をお尋ねしたい、と述べた。

右に對し同大使は抽象的な御質問である。自分の言つたことがいろいろに敷衍され想像されるとせばうつかり今後は新聞に發表も出來ぬわけであるとして笑ひつゝ、自分が歸任直後新聞記者に與へた聲明の中に於ては米國とは言はなかつたつもりである。アメリカン・ビジネス・インテレスツといふ言葉を使つたと繰返し述べてから、米國の實業界が日本の經濟の成行きに大なる關心を持つてゐることは過去に兩經濟界間に密接なる連絡があつたゞけに當然と云はなければならない。但し米の經濟界が乗出して來るためには種々の條件があらう。例へばインフレーションの問題がこれである。若し日本の經濟をインフレーションに追ひ込み、結局アメリカをして對日援助を行はしむるが如き状態を作り上げんとするが如き印象が傳へられるとするならば、また占領費が日本豫算の重大なる部分を占めて居り、この結果インフレーションが促進せられて居り、しかも日本政府はかゝる占領費の高騰を防止するための闇價格の取締りに怠慢であると云ふ話が傳へられるとしたならば、これ等が米國の經濟界に對して與ふる影響の面白からざることは言はずして明かである。日本のインフレーションに付ては濠洲代表の如きも嚴重なる見解を持して居る。

これを要するに自分は新聞に對し米國政府なり政府豫算なりを念頭に置いてあの發言をなしたものではない。貴官指摘の如く三月七日のUNOの經濟社會理事會に對する勸告中東洋諸國若は諸地域から日本のみ除外せられて居り、その經濟再建が顧みられないやうな觀がなきにしも非ずであるが、反面日本の問題は占領地の問題であり、經濟社會理事會の取上げる問題とはテクニカルに相違してゐるといふ點も考へ得やうと思ふ、と答へた。

五、臺灣人の地位

本官から、臺灣人の地位に付ては曾て貴外交部と接觸しその際貴使等は本件は國際問題として懸案となつて居る旨を答へられた経緯があるが、今般日本政府は刑事裁判權の關する限り中國代表部の發給する證明書を所持する者はこれを中國人と認めよといふ指令に接した。然るに、豫ねて指摘せる通り(1)國籍問題は單なる國內法の問題に非ずして國際問題でもあり、こ

れが最終的決定は講和條約に俟つべきものと解せられる一方(2)實際問題とするも臺灣人が何等の制限なしに中國々籍を取得する結果は日本の經濟に困難なる問題を生ぜしめること明かである。右指令は從來の日本側見解に終止符を打ち、臺灣人は中國々籍を回復するものとする中國側見解に米國側が全面的に同意せることを表はすものであるか、と尋ねた。

右に對し同大使は、この問題は豫て貴官と論議した通りでその後別に異る所はない。即ち中國政府は臺灣人は當然中國の國籍を回復せりといふ主張をなしたのであるが、これに對して米國政府は中國側に對して必ずしもブランク・チェックを與へぬ代りに中國政府が責任を以て發行した證書の保有者は之を中國人と推定することとしたのである。かゝる證書發給の條件は如何といふやうな點はあるが、これは中國政府の責任の範圍内の事項であり、これ等の點に付て余り論議することは中國側をイリテートし事態をアグラヴェートする嫌ひなしとしない。中國側に於ても日本警察の態度に對しては相當多くの言ひ分を持つて居り、例へば澁谷事件の如きはこれに拍車をかけた次第であるが、總司令部としては日本側の見解を支持し、その結果日本警察官の士氣向上に役立たしめたかと思はれる。又かゝる臺灣人が不法行爲を行ふ場合日本警察官が果してMPに引渡す前にこれを逮捕し得るやといふやうな問題もあるが、自分は一應肯定的に解する。但し日本側が書き物で此の點に付き總司令部の確認を求めんとしたならば或は返事の來ない公算が多からう、と答へた。

六、辭去に際し滯米中の印象を尋ねたところ同大使は、米國人は日本人の勤勉性と又占領政策に對し協調的であることに付ては能く了知して居る。又對日問題に關する米國人の關心の度合は決して低くない。自分は滯米中至る處で日本關係問題に付て熱心な質問を受けた。日本關係の問題が比較的新聞等に取上げられないことは關心の薄いことのみに歸し得ず。矢張り占領が順調に行はれて居り、歐洲に於けると異り比較的問題に乏しいことにも依るものと思はれる。(東京に於ける對日管理政策に付きクリスチャン・サイエンス・モニター紙に掲載せられたア氏書翰を指摘しつつ本官から、

かゝる書翰の裏には貴大使の政策に不同意の分子もあるのではないかと尋ねたところ) この記事はクリスチャン・サイエンス・モニターのゴールドン・ウォーカー等が自分の日本に於けるやり方に反對した記事を報道したのに對し自分の立場を説明せんとしたものである。いろいろな議論はあるにしても米國人の大部がマ元帥の對日管理政策を擧つて支持して居ることは本日新聞報道のギャラップ調査に現はれたマ元帥の人氣に徴するも明かである。大統領も新國務長官も同元帥の背後に在ることは自分が華府に於て親しく承知して來たところである、と述べた。

編 注 本文書は、昭和22年11月、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長作成「報告書集録(その四)一対日理事会記録その他一」(第4回外交記録公開)より抜粋。

34 昭和22年4月15日 朝海終戦連絡中央事務局総務部長 会談
マクマホン=ボール対日理事会英連邦代表

朝海・マクマホン=ボール会談(第2回)

取扱注意

英帝國代表マクマホン・ボール氏と會談覺

(昭和二二・四・一五 終連 朝海記)

四月十四日対日理事会英帝國代表マクマホン・ボール氏と要旨左の通り會談した

一、對日理事会に於ける賃金及び價格問題の討議

我「第二十九回対日理事会の議題は從來のそれに比し問題の性質が複雑であり、スコープが広汎であり、議論も久振りに活気に富んで居ったやうである、殊に貴代表のアグレッシヴな態度に注意された」

彼「この問題は複雑広汎であるが、自分は次のやうに考へて居る。

(1) 賃金と價格の相關關係とは云ふものゝ重要資材割当の問題、主食統制の問題も亦視野に入り來らざるを得ず、即ち賃銀價格の問題は広汎なる經濟問題の一環としてのみインテリジェントに捕捉し得るものである点
(2) 自由主義經濟論者たると統制論者たるとを問はず現在の日本の經濟に於て統制を行はざるべからざることに異論のあるべき道理がなく、この前提に関する論議は殆んどこれを必要としない、依て問題は日本政府に於てかゝる議論の余地なき方針を誠実且能率よく実行するの意思ありや、又意思ありとして能力ありやの点に歸する、これ自分が二日の理事會に於てこの問題は政治問題なりと論じた所以であつて、この意味で本件は近き將來作らるべき日本政府の性格の問題、更に具体的には今次の選挙に關係して來ると云へるのである」

我「仮りに日本政府に意思なしとするも占領軍の方針として一定の政策が採用せられ、これが日本政府に命令される現在の狀況に於て意思の有無の如何は問題とならぬと思ふ、例へば七百円封鎖が意思の如何に拘らず実施せられて居るか如きはこれであるから貴代表指摘の意思の点は實は占領下に於ては十分に了解し兼ねる問題である」

彼「或る程度然らんも必ずしも貴説に同意しない、總司令部としては一定の方針を樹てゝ居るとしても、これが執行は日本政府に委ねなければならぬ、而して日本政府は國民の意思を代表するものに依て組織せらるゝ機関であるとするならば、政府が或る總司令部の方針に必ずしも全面的に賛成でないとした場合、總司令部としては一片の指令に依てかゝる意思を無視し去ることは自己の民主主義の方針を棄て去ることゝとなり困難であらう、依てかゝる場合のオルタネティヴとしては直接軍政を施行する外はないが、これが為には予算と人員に制約がある、これ自分が本問題を選挙の結果にも關係のある政治問題なりとした所以である」

二、借款問題

我「日本經濟の再建は諸般の問題に關聯して來るが、再建のために日本が借款を獲得し得るや否やに懸つて居ることも少くない、日本側としては

慈善に非ずして經濟的基礎に於て借款を獲得する問題を目下官民に於て研究中である」

彼「借款は日本の現在の經濟をサップルメントするものでなければならぬことが要点であると思ふ、例へば食糧の不足を例として見るに、食糧輸入の問題は嘗て自分も対日理事會で論議したことがあるが、日本がその收穫を公正なる方法に依り分配し、猶ほ且不足である場合聯合國はこれに食糧を供給することに付き何等批評を加へるものではなからう、この議論は移して以て例へば石炭の生産に付ても言ひ得る、現在生産せられたる石炭が日本の經濟的再建に必要な方向に正当なるチャンネルを通して流れて行くのでないとしたならば借款を得てこれが増産に必要な資材を獲得せんとする企ては相当批判的に考慮せられることは已むを得まい

右に關聯して最近自分の興味と關心を唆つたものは三月二十九日附のオリエンタル・エコノミストの冒頭の記事である、同誌に、日本の經濟は終戦後急激に左に傾いたが、最近多少取り戻して來て居る、若し占領軍が撤退しその壓力が減ずれば左への傾向は更に是正せられることゝならう、といふ趣旨の記事が載つて居るが、借款は自分が冒頭に言つた如く日本の經濟をサップルメントするのが目的であり、日本の現在の經濟狀態を他の狀態に依りリプレースすることを目的として使用さるべきでなからうし又本件の如き記事は聯合國の中英本國、濠洲、ニュージールランドの政府は反共產的ではあるけれども労働党の内閣であり日本經濟の右傾的傾向には敏感であるといふ考慮を全然欠いて居ることを指摘し得る」

我「かゝる借款を受け得る或る程度の經濟條件が整つたりとして米國民の日本に対して有するビターな対日感情と旧敵國の經濟再建に借款を供給すると云ふ考へ方とは両立するであらうか、又エコノミストの記事は恐らくトルーマン声明の影響を受け筆を滑らしたものと思はれるが、同声明の少くとも日本に及ぼす反響は如何に考へらるゝか」

三、トルーマン聲明

彼「濠洲の對日感情に付ては過日貴官にお話した通り極めてビターであるが、アメリカは餘りに強大であり且人口も多いので恐らく濠洲程に感ずることもあるまいと思ふ、從つてかゝる心理的な理由が經濟的な借款の成否に影響して來るとは自分は思はない、この問題は經濟的レベルに於て考へてよからうと思ふトルーマン聲明のこの方面に於ける反響即ち對日占領政策が更に單一的になるとか從來より一層クリアカットになるとかいふことは自分は特に気が付いて居らない、この聲明は当面は概ね米國民の支持を得て居るやうであるが、米国は共產主義の蔓延防止のため如何なる額の費用を如何なる期間に亘つて支払はんとするものであるかの問題が現在に於て又將來に於て米國民の考慮の対象とならうかと思はれる、米國の歴史を研究する程の者には必ずしも現在の結論が將來も引続きそのまゝ維持せられ且つ展開せられるといふ風に簡單には考へられないのである、從て問題は(1)米國はかゝる政策の高価なること若くは非能率的なことに気付き中途に於てこれを取止むるか若くば(2)かゝる政策を補足するための措置を講じて更に問題を推し進めて行くかの何れかに歸着することにならう」

四、濠洲の對日感情

「次に濠洲の對日感情の問題に付き再言し、日本人の濠洲に対して有する誤解もあらばこれを解きたい、濠洲一般人の對日感情が極めて悪いことは事實であるが、政府としては極力濠日經濟關係の再開を希望して居る次第であつて、最近の狀勢を觀ると極端な悪感情は漸次薄らいで行き、政府の動きが僅かづゝ乍らもやり好くなつて來て居るやうに思はれる、但し何と云つても政府の動きは極めてコーシャスでなければならぬ、濠洲の纖維關係委員會が目下滞邦中であるが、その活動が濠軍新聞のピーコンに報道されたので憂慮して居る次第である、自分等としてはパブリシティーなしで進み、絹と羊毛とをリンクさせたいのである、賠償ならば兎も角、若し日本から買ひ入れたとなれば極端に言へば荷役の人足が海

に商品を投げ込むといふことも考へられるのが氣持である、現に濠洲の纖維工場に於ては絹を材料として操業せんとすることを拒否しストライクに出た例さへある、世界の狀勢は變轉したりと言へ、濠洲の安全を脅威した敵としての日本の觀念を一夜にして濠洲人の頭から拭ひ去ることは云ふべくして却々行はれるものではない、濠政府部門の達識の士は夙にこれを見抜き、例へば戰爭中の首相カーチン氏の如きは戰時中と雖も戰後の事態を考慮して極端なる敵愾心の誘發はこれを採らなかつたのであるが、現在未だ濠洲人の對日感情は相當悪い、而してこの大衆の心理を無視し得ず、これを或る程度酌み込んで考へて行かねばならぬことが又ポリチックであり、濠洲政府の立場でもある、對日理事會で自分はいろいろと日本政府の批判をする四月二日の會合に於ても日本政府の方針に言及したが、日本に現政府以外のものが成立すれば現在よりも總て事態が好轉するとは思つて居らぬが、一方に於て自分は自分の代表する濠洲、ニュージーランドの對日空氣といふことも反映させねばならぬ立場にある、この点は對日理事會を傍聴して居る貴官に於ても充分了解し得るところと思ふ」

五、講和條約問題

我「講和條約成立の時期に付ては案外早いといふ見方もあるが、経験ある一外交官はこれを十八ヶ月乃至二ヶ年以内と觀測して居るといふことも聞いて居る、貴代表はこの点如何に考へられるか」

彼「講和條約は案外早いものと思ふ、自分は本年末か来年初頭ではないかと觀て居る、若し然らずとすれば濠洲は焦慮するであらう、對日講和條約は必ずしも對独塊條約と相關關係に立たねばならぬとは思はない、但し對日講和條約に當つてはソ聯といふ要素を考へなければならぬことは曩に貴官に指摘した通りで、これは相当手間取る方に赴かしめる要素かと思はれる、モスコウ會議に於ける「ドイツ」といふ字句を「日本」といふ字に置き換へれば手間取ることが判るといふ見透しも附け得やう、但しソ聯がブロックするといふことは米國がソ聯にブロックされるとい

ふことを前提とするが、賠償問題の例もあり果して米國がそのまゝブロックされて居るかどうかの問題があらう、何れにしても濠洲は講和条約成立の早きを望んで居るものであり自分としては右のやうに時期を測定して諸般のタイミングを合せて居る、即ち目下の計画としては尚二、三ヶ月対日理事會英帝國代表として行動し、その後帰濠の上対日講和条約の研究に当たりたい所存である、蓋し濠洲は対日講和条約研究のため既に五名の有力者から成る委員会を組織して居り、自分はその一員であるからである、(日本側に於ても対日講和条約の研究準備は当然進めて居るものと思はれると言及したので本官から右を肯定した後、条約局調書をコンフィデンシャルとして手交して置いた)

講和會議開催の場所に付ては降伏國の首都たる東京といふ説もドラマチックに考へられて居るらしいが、自分はこれは問題にならぬと考へる、矢張り華府か桑港辺ではあるまいか、尚条約成立の上は占領軍が引揚げると云ふ考へ方もあるが少くとも象徴的兵力を留めるに過ぎぬといふのが常識であらう」

六、賠償問題

彼「賠償問題に付ては華府の極東委員會に於て米國主唱の中間賠償の取立に関し濠洲代表から抗議をして居るやうである、又濠洲としては賠償の配分に當つては日本軍に占領されて居った、従て損害を生じたといふ事態を標準にするよりは戦争努力の多少といふことに標準を置きたいと主張して居る、これは自分の個人的心組であるが、自分は余り賠償問題を大袈裟に考へて居らない、假りに濠洲人が日本に於て賠償対象となるべき立派な機械類その他を視察しこれを希望したりとするも、これを何ヶ月か後に濠洲に移し得たりとせば、その結果は果して失望することがないであらうか、蓋し現在の日本の機械の保守の不完全、解体の複雑、輸送の困難等に想到したならば満足なる移駐は理想に過ぎぬと思はれるのである」

七、南方よりの邦人引揚問題

彼「南方英濠軍関係地域よりの日本人引揚問題に関し前回会談の際貴官から御申入のあった趣旨は直ちに電報を以て本國政府に申入れて置いたが、本件は軍に関係ある事項であり、自分のみの考へでは直ちに結果が出るかどうか判らぬが要するに御申出の次第は放任しては置かなかつた点を御了知ありたい」(右に対し本官より深謝せる後、日本側は引揚の急速に行はれることを平靜に而も希望をもって待つて居るものである旨を答へた)

八、その他

四月三日國聯の安全保障理事會に於て日本の支配に属した太平洋の三島嶼を米國のみの信託統治に附する問題に關聯して論議が行はれた際ポーランド代表が、日本は國際聯盟の委任統治を蹂躪したのであるから従て委任統治を喪失したものであると述べたのに対し濠洲代表その他これに反対し協定案前文の字句の訂正を見た由か傳へられて居るがその間の事情を尋ねたところマ氏は此の問題に付ては何等聞いて居らないと答へた

尚同氏は日本に今般濠洲使節部が設置せられることとなり自分はその代表者に任命せられたので右資格と対日理事會英帝國代表といふ二重の資格を有することゝなつたと述べた

本報告書送付先
終連次長
外務大臣、次官、条長

平和条約各省連絡幹事会の設置について

平和条約各省連絡幹事会設置に関する件（案）

昭二二、五、一七 外務省

対日平和条約に関する聯合國間の交渉も近く開始される形勢になつて來たが、我が方としてもこれと關聯して各方面の資料を整備しておく必要がある。右資料の整備には各省間の緊密な連絡を要するが現在直ちに官制による正式の委員會を設置するのは諸般の關係上適當でないので、不取敢外務省内に非公式の各省連絡幹事会を設置することとしたい。

この幹事会は差当り左の各官廳において指名せられる夫々一名づつの幹事を以て構成し、幹事長には外務省條約局長を充つることとする。幹事を一名づつとしたのは相互連絡の責任者を明らかにするためであつて、各幹事は必要に應じ關係官を幹事会に帶同することが出来る。

經濟安定本部、外務省、終戦連絡中央事務局、内務省、大藏省、

司法省、農林省、商工省、貿易廳、運輸省

各官廳の幹事の官職、氏名は五月 日迄に外務省條約局長宛通報ありたい。

外務省の連絡幹事には條約局條約課長を充てることとする。

平和条約に対する日本政府の一般的見解（第一稿）

付 記 昭和 22 年 6 月 5 日 上記文書に対する加瀬総務局参事官
の意見

極秘

平和条約に対する日本政府の一般的オブザーベーション

（萩原私案第一稿）

一般的オブザーベーションとして日本は先ず左の五原則の認められんことを希望する。

- （一）平和条約の起草に當つて日本の希望を十分聴取せられたいこと。
- （二）平和条約は大西洋憲章、聯合國共同宣言、カイロ宣言及びポツダム宣言と合致することたるべきこと。
- （三）日本の民主化、デミリタリゼーション、その他一般的に平和条約の履行を日本が自らの責任において履行する機会を與えられたいこと。
- （四）日本の完全なるデミリタリゼーションに伴い、その政治的独立領土保全及び安全を十分に保障するに足る國際機構を直ちに確立せられたいこと。
- （五）日本が經濟的に自立し得るに足るべき措置——平和産業開發の自由、原材取得の自由等——及び自立し得るに至るまでの援助を得たいこと。

右の五点について若干詳細を述ぶることを許されたい。

一、前記の第一の原則は、條約の起草及び締結の手續に関するものである。

法律的には、條約は強制によつて同意せしめたものでも有效であるとの學說が多いとしても、当事國が十分納得したものであることが望ましい。日本としては如何なる平和條約でも、これを今後の日本の地位の基本として遵守して行く決心であるが、しかしそれがためには、日本の公正なる希望を述べる機会を與えられ且つ日本國民の納得し得る條約であることが、條約の恒久性を確保する所以である。

將來の日本國民をしてデイクテートされた條約であると感じしめることは、たとえ條約不履行を防止する嚴重なる保障と制裁とが設けられていたとしても、日本國民の自發的な履行を確保する所以ではない。

もとより日本政府は如何なる平和條約をデイクテートされたとしても、それを受諾する外ない地位にある。しかし若し聯合國が極めて苛酷な日本を漸次消滅せしめるが如きタームをインポーズする意志を有するとしても、一應日本の希望を聴き、又斯かるタームをインポーズする所以を説明した上にすることが日本國民をして納得せしむる所以である。若し聯合國が日本の生存を許すだけの寛容を持つてゐるとするならば、やはり日本の正当なる希望を聴いた上で條約を作ることが、日本國民をして、聯合國の寛容を感謝せしめる所以であると信ずる。

二、第二の原則は、平和條約が^(大西洋カ)太平洋憲章、聯合國共同宣言等のオープンリーにプレツヂせられたる原則に^(格カ)格遵し、且つ日本が戦争終了のタームとして受諾せるポツダム宣言、ならびにそれにリフアーせられたカイロ宣言の諸條項の範囲内において締結せらるべきであるということである。蓋しポツダム宣言は日本國に対し戦争を終結する機会を與えたものであつて（同宣言第一項）戦争は日本がそのポツダム宣言のタームスを受諾したことによつて終了したのである。同宣言の條件は平和の予約で、その基礎たるべきである。

同宣言には「吾等は右條件より離脱することなかるへし」と書いてある。日本は同宣言と合致する條件はいかに苦しくても甘受し遵守する。他面同宣言中において與えられた保証は平和條約においても與えられることを期待する。

殊に日本はポツダム宣言中の左記の保障を重視する（引用部分略）

三、日本國民は平和條件が相当に苛酷なものであることを知つてゐる。過去において一部の軍閥が國民の意志に反し、國民を強制してなした所爲に対しても、日本國民はその責任を負はなければならないことも覺悟している。更に斯る軍閥に支配せらるゝ以前未だ、モデストな國民として、

國際間に名誉ある地位を占めんとして正当な（少くともその当時において正当なりと認められた）努力をなして來た時代に蓄積せるものも失はなければならないことも知つてゐる。

しかし日本國民は、彼等の総意によつて出來た憲法に基き、彼等の選んだ政府が國民の名において受諾せる所は彼等の代表が^(准カ)批准した上は必ずこれを遵守する決意を有する。

日本は過去において軍閥の支配時代條約の違反をした。しかしそれ以前は常に條約を遵守した。

又今次戦争の責任は有するが、ドイツの如く累犯者ではない。日本は平和條約を履行する決意と能力を有するから日本が自らその責任を以てこれを履行する機会を今與えられたい。

換言すれば、不履行に対する制裁は如何に重くてもよいが、日本を引続き占領し、日本の統治権を制限し、あらゆる日本政府の施策を指示することは止めて、日本に自ら條約を履行する機会を與えられたい。占領及び管理を続けなければ日本が民主化しないと考えるのは誤である。日本は民主的になる自然的傾向を有する。軍備が完全に撤廃される以上日本が侵略を企図することはあり得ない。監視は甘受するがそれ以上占領及び管理をつづける必要はない。

斯る事態は平和條約と両立しないのみならず、日本に眞に民主主義的責任政府の確立せらるゝ支障となる。

「ポツダム」宣言には・・・と書いてある（宣言第十二項）又同宣言によれば、日本の占領は当初より **points of Japan** であるべきであつたのではあるまいか。全面占領の^(繼カ)継続は平和條約と両立しない。占領軍費はこれ以上負担し得ない。若し強いて平和條約後も兵力を置く要があるとなれば、それは占領でなく駐屯であり、その費用を日本に負担せしめないことにしたい。

四、日本は平和條約によつて完全に且永久にデミリタライズされることを予想している。日本は寧ろこれを欲している。日本の新憲法は戦争を抛棄

した。

國際間の現状において、一切の軍備を抛棄することは冒險であると考えられないことはないが、日本は必ずしもそう思っていない。それは今後國際間に法の統治が確立しなければならないし又必ず確立すると信ずるからである。日本としては國際連合の成立に參與せず、その後の活動も十分知らないが、國際連合が右の役割を果すことを期待する。日本が完全に軍備を撤廃した以上、その独立、領土保全及び安全を保障する爲に、日本が速やかに國際連合に加盟を許され、且右目的の爲必要ならば國際連合の下に地域的取極が作られることを希望する。

しかして若し、斯の如き國際連合に依る安全保障が直ちに得られない場合には、平和條約において過渡的安全保障が規定せらるべきである。

若し右の過渡的の期間に、聯合國の一國又は數國の軍隊が日本に駐屯することありとするも、右兵力の存在の故を以て日本が第三國間の紛争にまき込まれることなき旨の保障を條約中に明記せられたい。

五、ポツダム宣言第十一項には「日本國は、その經濟を支持し—を可能たらしむるか如き、産業を維持することを許さるべし。右目的のため、原料の入手（その支配とはこれを區別す）を許さるべし、日本國は將來世界貿易關係への参加を許さるべし」と書いてある。

日本が他國の負担となることなしに經濟的に自立し得ることは、日本が國際社会において平和的に生存する前提であり、日本の民主化促進の前提でもある。

然るに現在の日本にとって經濟的自存と言うことは決して容易なことではない、ほとんど不可能事とさえ思われる。

日本は戦争によつて 箇の住宅と 箇の工場とが鳥有に歸した（一九二三年の關東地方の震災において 箇の焼失家屋を復旧するにさえ当時關西その他の工業が全くインタクトであつたに拘わらず

円の輸入と約十年の歳子を要したことを思えばその復旧は容易なことではない）加之人口は海外よりの復員及び帰還者をも含めて

万に増加した、農産物は戦争中よりの土地の荒廢及び肥料の不足等もあつて本年の 屯以上に増加する見込はなく、一人 カロリーとして 人、即ち人口の %を養い得るに過ぎない。

その他在外資産、移民、船舶の喪失等による貿易外收入激減朝鮮台湾よりの従前の移入を貿易によつて補う必要等を考慮する時は、昭和五年程度の生活水準（それは欧米諸國の水準に比し著く低いものである）を維持するためには同年度の 倍程度の貿易をしなければならない。

斯かる水準に達するには賠償のための施設撤去が寛大なものであり、軍需工業以外の工業に制限を設けられることなく、且つ原料の入手が自由であつたとしても、少くとも今後十年以上を要するであろう。果して二十年の年月をかけても自力ではこの水準に達し得るか疑問である。

蓋し現在の日本は疲弊の極に達し、殆ど經濟的破綻の前夜にある。破綻を防止することが出来るか否かすら危ぶまれている。何としても生産を増大しなければならないが、その基本的原料——第一には石炭、その石炭の生産を増加させるため鋼鉄その他——がない。ある種の原料機械を輸入しなければ生産が増加しないが、それを輸入するための輸出品は生産が増加しなければ出来ない。このヴィシヤス、サークルを打解するには何等かの形で「よび水」が與えられる必要がある。賠償として在外資産及び國內施設が取立てられるとすれば、何とかこの「よび水」に必要なだけ在外資産中から残し、これを賣却することを許されるか、さもなくば資金を一時貸與される必要がある。

而してそれによつて經濟的破綻を防止し得、生産が上昇しはじめたとしても、なお前記の最低限度の水準に十年位の年月で達し得るためには平和條約において貿易、移民、漁業の自由、相当の船舶の保有等が保証せられる必要がある。

（付 記）

平和條約に関して

萩原案に対する思ひ付き左の通り

一、大体の構想は結構と存ず、次官加筆の如く簡素とすること然るべし

二、一般的オブザーヴェーションには前文を附しては如何、例へば

日本政府は日本が民主主義に徹したる平和愛好国として速に国際社會に復帰し恒久平和の確立と人類幸運の進歩とに寄與せんとの眞摯なる希望に促され近く締結を予見せられる平和条約に付いて茲に若干の見解を開陳し度い

と云う様な趣旨で宜しからん、右はこれに續く見解例へば五原則が依つて立つ基礎を明にしつつ一種のオプラートの包裝に役立てんとするものなり

三、五原則に付いては

(二) にカイロ宣言を特記することは不必要かと思う、右宣言を掲げることにより千島その他島嶼を我方に確保する方針と察する処本宣言は全体として我方の甘受し難きものなること領土問題に関する萩原論文の指摘する通りになるを以て之を公式に承認するか的印象を與うこと(平和条約の一基準として掲記することは我方の同宣言に承服することを imply すべし)は此際回避するを可とすべくポツダム宣言に言及する程度にて同宣言を Cover すること得策なるべし、カイロ宣言の如き理不盡なるものは將來機会を見て清算せしむべきものと信ず

(四) は全項削除の要は無きが如し、

日本の安全保障に付いて適切なる措置を講ぜられたい

と申し出づることは寧ろ時宜に適すべし、聯合國側に対し難きを求むるの感あるやも知れざるもそれが一面我方の狙ひともなり得べし、我原則全部を受諾するは彼に在りても躊躇を感ずるやも知れず一項目は捨石的に附加するも差支へなかるべく又何等かの副産物的收穫あるやも知れざるべし、但し本項は第五原則と致したく、尚

平和条約成立の上は直に国際連合等の国際機関に加入し得ることと

されたい

との趣旨を併記したし

(ママ)

三、本件取扱に付ては事前工作なく行きなり最高司令官に提示するよりはアチソン氏あたりと非公式に内面連絡を遂げ我方に対し側面より支援を與へしめる様誘導すること然るべし

四、尚平和条約準備の爲め目立たざる非公式の組織を(審議室とは別に)至急省内に設けること便宜多かるべしと存ず、小数省員を以て委員会の如きものを作り必要に応じ部外有識者の協力を得る仕組としては如何

右委員會は

(1) 準備書類の作成 (萩原案の如き資料)

右には広く資料を蒐め (GHQ側のものをも)

有能達識なる人士の協力を必要とすべし

(2) 司令部及フォレンミッションとの内面連絡

(3) 内外新聞特に外人記者の指導

二、三の信頼すべき常駐外人記者を獲得し司令部及本国への働きかけのチャンネルとなすことは準備の進捗に伴ひ必然的に緊要事となるべし

(4) 啓發(宣傳)資料の作成

主として英文を以て日本の case を要領よく書き (又は英米人をして書かしめ) これを米英乃至關係方面に巧に流すこと有益なるべし

等に当るものとするも能率を挙ぐる為には組織に意を用ふる要あること勿論なり、何れにせよ、今日は既に何等かの準備態勢を組織化すべき段階に在りと思う。

平和条約の準備資料について

付 記 日本の現状に関する資料

平和条約の準備資料に関する件 (二二、五、二二 萩原記)

連合國側か平和条約起草に着手しているものと思われる今日至急準備を要するものは左の如きものと思う。

一、平和条約に対する日本の一般的希望

これは一私案を起草したか更に十分検討を要する

二、日本の現状に関する資料

最高司令官の月次及年次報告などもあるか之と著しく矛盾しない範囲で日本側の見方も加えた資料（但客觀的事実に基くを要する）を連合國側に提出したい。

要点は政治經濟の二部とし政治に付ては民主化の進捗せる事実を強調し經濟に付ては經濟的自立の極めて困難なことを強調するを要する。

三、特定問題に対するオブザーベーション

日本の戦争責任

領土問題

條約発効後の管理ない至駐兵の問題

軍備撤廃問題（航空問題を含む）

安全保証問題^(障カ)

國際機関への参加問題（場合に依り更に國際連合、通貨基金、復興開

発銀行等に分けて書く）

賠償問題

連合國在日財産問題

請求権の拋棄の問題

占領軍費問題

日本の經濟水準問題（産業、海運、漁業等の制限の問題を含む）

（付 記）

極秘

日本の現状に関する資料

第一、政治

- (一) 終戦の経緯（ポツダム宣言受諾の経緯特に往復電報の点に言及する）
- (二) 占領の状況（占領軍と民衆との関係が良好なること、SCAPと日本政府の関係、間接軍政、全國的全面的占領、管理）
- (三) デミリタリゼーション
- (四) 外交の停止
- (五) 政治の民主化（政治犯の釈放、言論等の自由、新憲法の成立、殊に憲法が一般に承認されていること）
- (六) 文教の民主化（宗教の自由、國家神道の廃止、教育の改革等）
- (七) 戦犯及追放
- (八) 海外よりの復員及帰還
- (九) 連合國人第三國人の帰還その地位

第二、經濟

- (一) 經濟の民主化（財閥の解体及トラスト農地改革等の措置）
- (二) 戦争に依る産業その他の被害状況
- (三) 戦後の一般經濟状況とその対策

農産物

工 業

漁 業

財政通貨

- (四) 占領軍の爲の支出

- (五) 賠償

在外資産の評価

38 昭和 22 年 6 月 1 日

対日平和条約の時期および起草手続きについて

極秘

対日平和条約の時期、起草手続等について

二二、六、一 萩原條約局長 記

一、対日平和条約の時期

対日平和条約の時期についてはこれまでに關係國の当局者、評論家等が色々の声明や観測を発表しているが、モスコー會議の結果から見て今や問題は対独條約の解決を待つか、対日條約を先きにするかの点に帰着していると思う。そのいずれになるかを予断することは目下の段階では過早であると思う。(最近フーバーの意見及びその反響等からみて対日條約を先にする意見が強まっているように思はれる。対独條約問題は、モスコー會議で九月の國際連合總會の機会に今一應四大國外相間に話合をした上本年十一月に正式外相會議を開くことになっているが米國としてはトルーマン声明の後モスコー會議の不成功のまま「時間が解決する」として十一月まで放つて置くことは、殊に大統領選挙の關係から見ても困難ではあるまいか。筆者の私見としては近いうちに米國側としてはこの点に関し何等かのムーヴを取るのではないかと思う。)

二、平和條約起草手続及び所要期間

独逸との前後の問題は別として対日平和條約を作るのにどの位の時間がかかるかと言う問題は如何なる手続で対日條約を結ぶかと言う問題に帰着する。

そこでポツダム方式と称せられる対伊條約の起草手続を思ひ出してみる

必要があるが、対伊條約は一昨年八月ポツダム會談で外相會議の起草する方針が決定されて

- (一) 一昨年十二月のモスコー會談で條約起草の手続が決定し
 - (二) 昨年春四國外相會議による原案起草
 - (三) 昨年七月末より十月中旬に至るいわゆる二十一カ國平和會議による勸告
 - (四) 昨年十一月四國外相會議による最後の起草を経て
 - (五) 本年二月調印せられたのであつて
- 起草手続決定より一年二カ月を要している。(しかもまた批准寄託効力発生に至っていない。)

対日平和條約が類似の手続によつて起草せらるるものと仮定すれば、相当急いでも矢張り起草手続決定より條約調印まで彼此れ一年はかかるであろう。

対日條約は起草手続がまだ決定していないのである。最近十一カ國(米、英、ソ、華、佛、蘭、加、濠、印、ニュージーランド、比)による起草を主張する向が多い。対日條約について濠洲等の自治領の發言權を尊重しようとする英國の主張する所であり、又ソ連の發言權に対応するために出来るだけ多数國によつて起草することを有利とする米國の賛成する所である。モスコー會談でも米國は対独條約の起草參加國の範圍拡大を主張したがソ連の絶対反対によつて未決定に終つたのである。対日條約についても十一カ國起草方式になるか否かは米英がソ連を同意せしめ得るか否かに係っている。

注意を要するのは、「極東委員會參加國による起草」と言う言葉が用ひられる場合の意味である。それは極東委員會に参加している十一カ國と同じ十一カ國で條約を起草しようと言う意味で、そう言う合意が出来れば、實際は極東委員會に出席する各國代表者が條約起草會議の代表を兼ねることになるかも知れないが、極東委員會自身に條約を起草する権限を與えようとするのではあるまい。極東委員會は一昨年十二月のモスコー會議で設

置された対日管理の機関で、若しこの機会に対日條約起草の権限を與えることにするとともに、それにはまた新たな合意を必要とするものと思われる。

三、日本は意見開陳の機会があるか

今日まで平和條約の成立した伊太利、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリヤ及びフィンランドは何れも意見開陳の機会を與えられた。しかしこれ等のいわゆる衛星諸國は途中から連合國の味方になり、いわゆるコーペリチェラントの地位を認められたものである。

独逸についてはモスコ會談でも色々議論があり、殊に米國側は獨逸に成立すべき民主的な政府をして平和條約を調印せしめることは、ワイマール共和國政府の如く平和條約を調印したことによつて國內的に不評判となり、折角できた民主的政權の地位を危うくするから、對獨平和條約に代り獨逸の調印しない歐洲平和憲章とも言ふべきものを作るべしと主張した経緯もある。(米國はこの主張を撤回した)。

日本についても無條件降伏なるが故、日本の意見を徴することなく、ピース・タームをディクテートすべしとの議論もあり得ることと思うから、必ずしも樂觀を許さない。日本としては日本の希望を表明する方法を余程考へて置かなければなるまい。

イタリアは停戦後米英等に大使を置いていた關係もあつてガスペリ首相から米國大統領、國務長官等に於て度々手紙を出して條約起草開始前に、國境問題等を訴へているし、ロンドンにおける起草會議にも勿論出席は出来なかつたが、色々希望の表明をして來たらしい。

そして、ガスペリ首相が客年六月巴里會議の公開の席上で意見を述べたのは寧ろホームコンサンプションの感があるが、それすら條約起草の全手続(約一カ年二カ月)の略々中頃である。

日本では一般に單一の平和會議で日本も出席して條約を商議する様になっているが、條約は戰勝國によつてすつかり起草されるのであつて、日本が條約に付何等かの意見を述べようとすればその時期は今である。即ち條約起草開始前ないし起草の初期において意見を述べべきで、連合國の意見が

大体まとまつた後になつて公式に意見を述べても恐らく何の役にも立つまい。

四、日本の意見はどの程度まで容れられるか

日本が意見を述べるとすれば、その方法、時期、内容についてよほどタクトを要するが、初期に巧に意見を述べれば、ある程度は効果はあると思う。

然しイタリア等の場合についてみれば、結局は、ソ連の地中海進出を飽迄阻止しようとする英米がイタリア支持たからある程度イタリアの意見が通つたのであり、ソ連がその勢力下のルーマニア、ブルガリア等の意見を支持したからこそ、これら敗戰國の意見がある程度通つたように見えるのである。

敗戰國が主たる連合國中何れかがある程度支持して呉れる見込なしに平和會議に臨むことは自殺行爲に等しい。平和會議でなくて戰犯裁判になつてしまう。

日本が米、英、華、ソ何れとアイデンティファイすべきか、あらゆる情勢を検討し政府の最高首脳部において決定すべきである。その方針の決定をせずに平和條約の事務的準備をすることは不可能であり無意義である。

平和條約は今後数十年数百年の日本の運命を決するものであるから、極端な例をとれば仮に日本の利害が、ソ連と一致するならば日本を先づ完全に共產化した上で平和條約に臨む位の決意を要する。

平和条約に対する日本政府の一般的見解（第二稿）

極秘

平和条約に関する日本政府の一般的オブサーベーション

二二、六、一 起草

六、四 次官室ニテ審議

（萩原私案 第二稿）

今日の日本國民はその過去における軍國主義的な政府の政策により今次世界戦争に至らしめた責任を有することを、十分に自覚している。それ故に彼等は、連合國がポツダム宣言によつて「戦争を終結する機会」を與えた寛容に感謝し、同宣言を忠実に履行しもつて眞に民主的な國家として世界の平和愛好國の中に名誉ある地位を占めるに至らんことを衷心希念しそのために眞しなる努力をなしつつある。

民主主義の完成にはなお相当の年月を要するであろう。しかし終戦以來二年間の連合國の指導と援助によつて、民主主義完成の經濟的基盤の欠除にかかわらず、政治的社会的部面においては從來の制度思想を根本的に改革し言論宗教及び思想の完全なる自由を確立し「日本國民の自由に表明せる意志に従い平和的傾向を有し且つ責任ある政府」が樹立せらるるに至つた。

今や連合國において日本と連合國との間の戦争状態を決定的に終結せしむるための條約の締結を考慮していると考えられるので日本の新政府は日本の名において右條約に対する一般的希望を表明することを許されたい。

日本の一般的に希望することは左記の五点である。

一、第一の希望は、條約の起草及び締結の手續に関するものである。

連合國は如何なる條約をも日本にインポーズし得る地位にある。又法律的には、條約は強制によつて同意せしめたものでも有効であるとの學説が多い。しかし將來の日本國民をしてデイクテートされた條約であると感じしめることは、日本國民の自発的な履行を確保する所以ではない。日本と

しては今回締結せらるべき平和條約は一たん適法に締結された以上これを今後の日本の地位の基本として遵守して行く決心であるがしかしそれがためには、日本の公正なる希望を述べる機会を與えられ且つ日本國民の納得し得るが如き手續により締結せられることが、條約の恒久性を確保する所以である。

二、第二の希望は、平和條約が大西洋憲章においてオープンリーにブレッヂせられたる原則に格^(格カ)遵し、且つ日本が戦争終了のタームとして受諾せるポツダム宣言の範囲内において締結せらるべきであるとゆうことである。けだしポツダム宣言は日本國に対し「戦争を終結する機会」を與えたものであつて（同宣言第一項）戦闘は日本がそのポツダム宣言のタームスを受諾したことによつて終了したのである。同宣言の條件は平和の予約で、その基礎たるべきである。

同宣言には「われ等は右條件より離脱することなかるへし」と書いてある。日本は同宣言と合致する條件はいかに苦しくても甘受し遵守する。他面同宣言中において與えられた保証は平和條約においても與えられることを期待する。

三、第三の点は日本政府及び國民は平和條約を履行する決意と能力を有すると信ずるから連合國側において出來得る限り日本が自らその責任をもつて條約を履行する方針をとり日本がその信用を回復する機会を與えられたい。

日本全國を引続き占領し、日本の統治権を制限し、日本政府のあらゆる施策を指示する制度は平和條約を締結して戦争状態を終結しその國に條約上の義務を履行せしむると言うことと両立しないと思われる。軍備が完全に撤廃された今日、日本が再び侵略を企図することはあり得ないし、万一條約の不履行があつたとすれば連合國として如何なる制裁でも直ちに加え得る。占領と管理を続けなくても日本の民主化は既に決定的なインピタスを與えられた。日本に條約を自ら履行する機会を與うることこそ日本に眞に民主的な責任政府を確立せしむる所以であると信ずる。

素より日本は引続き連合國の好意ある助言と援助を希望する。

又聯合國が條約履行監視のため一定期間ある種の措置を必要とするとの意見ならばそれにも敢て異存はない。又條約が不履行の場合の制裁を規定することも覚悟している。

しかし現在の形における占領は日本の政治的及び經濟的自立を促進する所以ではない。この点に関しポツダム宣言の第七項及び第十一項を特に想起せられることを希望する。

四、第四の希望は日本の安全保障に関するものである。

日本は平和條約によつて完全に且つ永久にデミリタリスされることを予想している。日本は寧ろこれを欲している。日本の新憲法は戦争を拋棄した。日本の如き國にとつては、今後の世界において軍備の完全なる撤廃こそ却て最も有効な安全保障であるとの確信を今次戦争の経験によつて体得した。それは又今後國際間に法の統治が確立しなければならないし又必ず確立するとの信念に基くものである。

日本としては國際連合の成立に參與せず、その後の活動も十分知らないが、國際連合が右の役割を果すことを期待する。日本が完全に軍備を撤廃した以上、その独立、領土保全及び安全を保障するために、日本が速やかに國際連合に加盟を許され、且つ右目的のため必要ならば國際連合の下に地域的取極が作られることを希望する。

五、第五の点は日本人に一定の生活水準を認め日本を經濟的に自立せしむるという原則を平和條約の前提とせられたきことである。

(以下第一稿の通りでよいのではないか。やはり例示的な数字を若干掲げる方がよいと思う)

40 昭和(22)年6月3日

対日平和条約締結の時期について

対日平和條約締結の時期について

六月三日
條約局條約課

一、対日平和條約は第二次世界戦争の総決算をして、世界平和に復帰しようという企ての一環をなすものである。従つてその締結の時期を予測するためにはヨーロッパの平和処理がどのように行われ又は行われつつあるかをも参照する必要がある。

第一にイタリア以下の旧枢軸衛星國（ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド）の場合。これらの國の平和條約は、本年二月十日パリにおいて調印を見たものであるがまず一九四五年八月二日のポツダム協定に基づく同年九月のロンドン外相會議を出発点とし、同年十二月のモスコウ三國外相會議（一九四五年二月のクリミア協定に基づく）において同條約の具体的な審議方法が決定され、翌一九四六年初頭より、ロンドン外相代理會議の開催となり、條約の起草に着手したが難関にほう着したため、アメリカ國務長官、バーンズの提案によつてパリーにおける四國外相會議の招集となつた。四國外相會議は同年四月二十五日に始まり五月十六日をもつて一旦休会となり、第二回は六月十五日再開七月十二日まで續いた。かくて條約の草案が出きたので七月二十九日にはパリーにおける平和會議の開催となり、戦争に積極的に参加した二十一箇國が招集され、十月十五日に至る約二箇月半の討議ののち、その外相會議に対する勸告を採擇した。この會議では旧敵國たるイタリア以下の五國も意見陳述の機会を與へられた。最後に十一月にニューヨークにおいて四國外相會議が最終草案を決定し、前記本年二月十日の調印となつた。一九四五年八月二日ポツダム協定より一年七カ月振りである。もつとも批准については、イギリス

が批准の國內手續を終つただけであり、他の三大國たる米、ソ、佛は未だ國內手續を終つていない。右條約のこう力発生は、四大國の批准書寄託によることになっているからこう力発生までにはなお若干の時日を要することにならう。

第二、ドイツ、オーストリアの場合。これらの國の問題も前記イタリー以下の諸國の條約の審議に付随して少しずつ行われてきたのであるが昨年末をもつてイタリー以下の平和條約の審議が完了したので、本年早々から本格的な仕事にとりかかり、一月十四日より外相代理會議を開催して予備的交渉を開始し、三月十日にはモスクワ外相會議の招集となつた。然しながらこのモスクワ外相會議は、米英とソ連との対立のために、何らなすところなく、四月二十四日一旦開會となり（もつともオーストリアの問題は引續き五月十二日よりウイーンにおいて外相代理會議にて審議されている）次回は、九月に國連總會の開かれる際に中間的な非公式外相會議を行う予定になっているが、正式な會合は十一月ロンドンで再開することになつた。

二、從來は対日平和條約の審議は、対独條約の草案を作成した後にこれを行うという考え方が一般的であり（昨年十月三十一日バーンズ記者会見）、当初の予定では今夏までにドイツ・オーストリア平和條約の輪廓を作つた上で、今秋から対日平和條約にとりかかる予定であつたように見受けられたが右に述べるようにドイツ、オーストリアの問題が意外に遅れそうな形勢に立ち至つたので、対日平和條約は、ドイツ・オーストリア條約の完了を待つことなく速かに締結すべきであるという意見が米英を中心としてたい頭し有力化するに至つた。

対日平和條約を速やかに締結すべきであるとする三月十七日のマ元師の言明をきつかけとして、最近五月二十七日の、フーヴァー聲明のごとく対日平和條約即時締結のためには、單獨講和も敢えて辞すべきでないとの硬論に至るまで米國の世論は対日平和條約の速かな締結を要望する方向に向つている。米國官辺においても、もはや昨年バー

ンズ氏が長官であつたころの計畫のように、対ドイツ、オーストリア條約の完了まで待つ意図はないと表明するに至つた。平和會議の時期及態様についてはまだ最後の決定に達していないようであるが米國としては、この際急速に対日平和會議の準備をととのえ十一月のロンドン外相會議後に本格的に日本の問題に乗り出すこととなるのではないかと見られている（INS、ワシントン五月三十一日及びUPワシントン電六月一日）。イギリスの意向もほぼ同様であるように思われる（BBC五月三十一日）。何れにしても世界の速やかな安定を欲する米英の立場からは、対日平和を無期限に延すことはできないから、今秋のロンドン外相會議の成行を見て、あるひは対独條約と平行して、あるひはそれを一時差し置いて対日平和條約の本格的審議が開始される形勢にあり、その時期は、今年末あるひは來年早々と見込まれる。しかして本格的審議に先立つて、ここ二、三カ月以内に対日條約に関する予備交渉が連合國間に行われる可能性がある。

三、審議機關としては、イタリー、ドイツの場合は、外相會議が中心的な役割を持つたのであるが、対日條約については未だ何らの決定を見えず、二つの方式が取さたされていた。一つは、ヨーロッパの先例を踏んで四大國又は五大國の會議によつて主要條項の合意に到達したのち他の戰爭參加國を加えた平和會議を招集するという方式であり、他は始めから対日戰に参加した現在の極東委員會の構成國である十一箇國（米、英、蘇、華、佛、濠、加、新西蘭、印度、和蘭、比島）で審議するという方式である。ソヴィエトの対日條約に対する態度は、全般的に未だ明にせられていないが、前者の方式はソ連がヨーロッパの平和処理方式に関しかねてから唱導してきたところであり、後者は米、英を中心とする最近の意見である。（ワシントンAP五月二十九日米國政府筋見通し、マーギット五月二十九日ロイター、ベヴィン労働黨大会における外交方針演説）前者のいわゆる大國方式は、大國外相會議から平和會議へ再び外相會議へという方式をたどるものであるが積極

的に対日戦に参加した國は、イタリーやドイツの場合と異り、比較的少数であり且大國でなくてしかも対日戦に主要な役割を演じた濠洲のような國もある關係上後者の方式を便利とする考え方が有力であつて、特に最近の米、英の世論では極東委員会を構成する十一カ國で対日條約を審議する方式が採用される可能性が非常に大である。

四、対日條約の場合は、対ドイツの場合のように中央政府問題、經濟統合問題、國境問題等の複雑な問題がなく、賠償問題さえ片付けば後は比較的簡單だと言えるから予測通り本年末か來年早年から審議が開始されるならば、來夏までには調印の運びとなるかも知れない。もつともイタリー條約の例を見ても分る通り、批准にはなお若干の時日を要するから実施は調印後数カ月経つて行われるものと思われる。

五、今次平和條約の特徴は、既成事実を作つて行つてこれを條文化するということである。だから平和會議そのものよりも日々の^(ママ)交渉がすべて平和條約の交渉というわけである。こういう見地から平和條約に対する準備は會議開催時期のいかににかかわらず速やかに進ちよくせしめなければならない。

41 昭和22年6月5日

平和條約に対する日本政府の一般的見解（第三稿）

平和條約に對する日本政府の一般的見解

（昭和二二、六、五 第三稿）

今日の日本國民は、今次戦争に對する責任を十分に自覺してゐる。それ故に、彼等はポツダム宣言を忠實に履行し、眞に民主的な國家として世界の平和愛好國の中に名譽ある地位を占めるに至らんため、眞しなる努力をなしつつある。終戦以來二年その間日本は深刻な經濟的困難にかかわらず、民主化完成のため從來の政治的社会的制度思想を根本的に改革し、言論、宗教及び思想の完全なる自由を確立し、國民の自由に表明した意思に従い責任ある政府を樹立するに至つた。

今や連合國において日本との戦争状態を決定的に終結させるため、平和條約の締結を考慮しておられると考えられるので、新憲法に基き成立せる日本政府が、國民の名において、平和條約に對するその一般的見解を左に開陳することを許されたい。

日本の希望することは左の五点に要約される。

第一に、日本政府に十分に意見を開陳する機会を與えられ日本國民の合理的希望を最大限度に容認されたい。

平和條約の起草ないし締結に當つて聯合國が斯の如くにして日本國民を納得させるための手段を取られることによつて日本國民は自己内心の確信から出ずる積極的態度をもつて平和條約を最も忠実に履行するに至るであらう。これは條約の恒久性を維持しその不履行を防止せんがための凡百の保障條項や制裁條項に勝るものであつて、單に條約當事國全部の利益であるばかりでなく、世界平和の確保の目的にも最もよく合致するところである。

第二に、平和條約は國際法の諸原則に合致し大西洋憲章の精神を基調とし且つポツダム宣言の趣旨に副つて締結さるべきである。

戦争終結に關聯する諸般の問題には國際法の確立した原則があるものがある。これ等の原則は平和條約において尊重されねばならぬ。大西洋憲章は世界平和の確保のために、國際道義を確立せんとして宣言されたものである。その公正な精神は平和條約全体を貫ぬく基本原則でなくてはならぬ。ポツダム宣言は日本に對し戦争を終結する機会を與えたもので、日本がそのタームスを受諾したことによつて戦闘は終了したのである。ポツダム宣言の條件は平和の豫約であり平和條約の基礎たるべきものである。日本國民は終戦後新しい平和的民主主義國家を建設するに當り、これを指標として忠実に守つて來た。日本國民は平和條約が同宣言の様に副い且その範圍内で締結され同宣言の日本に與えた保證は平和條約においても亦與えられんことを期待するものである。

第三に、日本に對し自らの責任において平和條約を履行する機会を與えられたい。

^(ママ)第三に、日本政府及び國民は一たび納得して引受けた平和條約は最大の誠實をもつて履行する確信と能力とを有するものである。だから、聯合國側において日本政府及び國民をして自らの責任において條約を履行せしむる方針をとり日本がその信用を回復する機会を與えられたい。

日本全土を占領し日本の統治權を全面的にこれに優越する權威にサブシエクトせしめる現在の占領と管理とをそのまま繼續することは、平和條約を締結して戦争状態を終結し日本に條約上の義務を履行させるということと兩立しない。従つて現在の占領と管理は平和條約の實施と同時に終末を告げることが必要である。これなくしては、平和條約履行の最大の保障である日本國民の内心の確信から出ずる責任感と自立感との結合は期待し難いであらう。もしかりに、聯合國として完全に日本の責任に委すことが出来ない事情ありとすれば、その場合にはその目的において日本の條約履行監督の程度に限定し軍隊は必要の最少限度に縮少し且つ最短期間内に撤退することを約束せられたい。

第四に、平和條約において日本の國際聯合への加入及安全保障について考慮

して貰いたい。

日本國民は平和條約によつて完全に非軍事化されることを豫想してゐる。のみならず非軍事化こそが日本再建の主要基盤たることについて徹底した認識に到達してゐる。この故に新憲法において軍備を撤廃し戦争を拋棄したのである。これは今後國際間に^{rule of law and justice}法及び正義の統治が確立されることを確信し且つその機運を促進するに寄與しようとの趣意に外ならぬ。

日本は國際連合の成立に參與せず、その後の活動についても十分の情報を有しないけれども、同機構が前述の役割を果して呉れるものと確信する。従つて日本は連合國においてその國際連合加入を当然承認されるものとする。平和條約實施と同時に日本の國際連合加入が實現されない場合には、それに至るまでの日本の過渡的安全保障について平和條約において十分考慮を拂われたい。

第五に、日本人に一定の生活水準を認め且つ日本が經濟的に自立し得る條件を與えると言ふ原則を平和條約の根本とせられたい。

日本が他國の負擔となることなしに經濟的に自立し得ることは日本が國際社会において平和的に生存する前提であり、又、世界平和確立のための不可欠の條件でもある。

日本の軍需工業を破砕しその再軍備を不可能ならしむる措置は日本國民の甘受するところであるが、日本がその經濟を民主化し平和的活動によつてその勞働基準經濟的向上及社会的安全を確保し以て世界の繁榮に^(實)功獻することは許容されるものと確信する。而てそれが為には合理的な國民生活の水準維持・日本の經濟的自立が最少限度の条件である。

日本國民の過去半世紀における經濟生活は與えられた領土、資源、人口、産業、貿易等の諸條件をもつてしては当時の緊迫した世界政治情勢の下に於いて極めて困難なものであつた事實を、こゝに、特に指摘することを許されたい。

今や、人口の圧迫は植民地なきため益々加重され、その農業への吸収は期し難く、大部分の都市は破壊され、工業も設備の破壊と原料の欠乏とに悩む現

状において、更に賠償として資本金と年々の生産物とを併せて取立てられるようなことになるならば、輸入を賄うべき輸出の見込は全く立ち難く、日本経済の置かれる條件は過去半世紀のそれに比し、更に更に悪化し経済的自主の如き永久に実現せられず日本は永く世界経済における奴隷に顛落しおわるであらう。従つて、平和條約においては合理的な生活水準の維持と経済的自主とを可能ならしめるような公正な賠償が認められるべきはもち論、今後における日本の貿易、海運、漁業等について非軍事化以外の何等の制限も設けられないことを切望して已まない。

42 昭和 22 年 6 月 12 日

安全保障問題に関する意見

安全保障問題に関する意見（昭二二、六、十二稿）

一、日本は、千九百四十五年八月「ポツダム」宣言を受諾して以來連合國の管理下に軍國主義の排除、民主主義の確立及び國民生活の安定確保という基本方針を根幹として着々平和的再編成への途に積極的な歩みを踏み出している。日本國民は完全な武装解除と非軍事化が日本再建の主要手段たることにつき徹底した認識に到達した。

この故に新憲法において交戦権を放棄し、陸海空軍を保有しないこととなつたが、これは今後國際間に正義と法の支配する新たな秩序が確立されることを確信し且つその機運を促進しようとの趣意に外ならぬ。しかし、現実の國際情勢から見ると完全に非軍事化された日本の安全について、日本政府は大きな不安を感じざるを得ない。この見地から日本の將來に対する安全保障問題は國家的な最大関心事である。

二、日本が永遠に平和國家として、その独立と安全を維持して行くためには、永世中立國となることも一方法であらう。しかし永世中立國は、國際連合

の一員として負担する義務と相容れない。現に瑞西はこれに加盟してはない。日本は新憲法の理想からいつても積極的に國際連合の機構に参加し、假令武力は持たなくとも、他の手段によつてその義務を果し、國際平和の維持増進に寄與したい願望をもっている。その故に日本政府は「一般意見」において平和條約締結と同時に國際連合に加入を許してもらい、そして國際連合が加盟國に與えている一般的保障によつて日本の独立と領土の保全が有効に保障されることを要望した次第である。

三、しかし日本の特殊事情から見て、國際連合参加のみでは、安全の保障は充分とはいひ難い。更に有効な、更に現実に即した安全保障の機構に信倚する要がある。この見地から憲章第五十二條に規定されている地域的保障機関が設けられることを希望する。即ち日本を含めた西部太平洋の諸國が地域的集團保障の制度を作りこれによつてこの地域の平和と安全を維持せんとするものである。この場合当事國は大体において極東委員會の構成國となるであろうが、その内容は西部太平洋の平和及び安全保持を主眼とし、これに対する脅威、破壊又は侵略行爲を防止するための措置を規定すべきであらう。その際千九百三十三年七月四日「ロンドン」において署名を見た侵略の定義に関する條約の趣旨を採り入れ、侵略行爲の範圍を明瞭に定めて置くことは極めて有効と思われる。國際連合が設立後日猶お浅くて平和に対する脅威、侵略行爲に対する普遍的保障の制度が未だ確立していない現状を充分考慮に容れ、連合國において、この地域的安全保障制度案を支持されるよう希望する。

四、もし前項に述べた措置が直ちに執られない場合には完全非武装化の日本の特殊地位を考慮して、平和條約に日本の独立と領土の保全を保障する趣旨の特別條項が入れられることを、最小限度の要望として提言したい。

朝海・マクマホン=ボール会談（第 3 回）

取扱注意

英帝國代表マクマホン・ボール氏と會談覺（3）

（昭和二二・六・二四 朝海）

六月二十四日対日理事會英帝國代表マクマホン・ボール氏と主として講和条約問題に付き要旨左の通り會談した

我「英國政府は対日講和問題に関する英帝國予備會議をキャンベラで開催するやうにとのオーストラリア政府の提案を受諾した由であるが状況は如何」

彼「英帝國予備會議はキャンベラで開催することゝならうが、但し時日については数日前、七月二十六日開会せらるべしといふ電報に接して実は驚いて居る、自分のタイミングでは八月になってからと予想して居ったので念の爲め本國政府に対し誤りなきや目下電照中である

対日講和會議に英帝國全体が参加出来るかどうかは知らぬが、キャンベラの會議にはカナダ、インド等も参加する、南阿は知らぬ、英本國からは大臣が二人來て討議に参加する予定である、英帝國がそれぞれに非ずして帝國としての代表を講和會議に参加せしむる場合右代表者が英本國であるか濠洲であるかは英本國が濠洲の対日問題に関する要望を聞く限り大した問題ではなく、しかも濠洲の要望を英本國が聞かぬといふ理由はない」

我「貴代表は客年四月から現在まで日本の占領を見守って居られたし、先日お話の通り濠洲の対日講和五人委員会の一員でもあられるやうであるから、貴官の対日講和條約に関する発言は重きをなすであらうしキャンベラ會議にも当然出席せられると思考するが如何」

彼「エヴァット外相は七月十四日頃日本へ來り約一週間滞日の上視察の予定

であり、それが済んだら自分も同外相よりは遅れると思ふが飛行機で歸國の方針である、自分の不在中对日理事会で誰が英帝國を代表するやの問題はまだ決定して居ない、キャンベラ會議に臨んで見て対日講和會議が年内に開かれるやうなら再び日本に帰任したいと思ふ、但し年内開催の見込みが立たねばどうするかまだ決定して居らない」

我「濠洲としては対日講和條約の早急成立を希望して居る次第なりや、先日貴代表は濠洲に於ける日本に対するビター・フィーリングの存在を指摘せられたが、その関係もあり対日講和尚早論が現実的な政治家を牽制することはないか」

彼「濠洲としては対日講和條約成立の速かなることを希望して居る、成程ビター・フィーリングは強く、政治家としてもこれを考慮に入れざるを得ず、現にチーフレー首相も先程まで日本との貿易の正式再開は過早にこれを行ふべからずといふ見解を表示してみたと記憶するが、諸般の情勢で貿易の再開が決定せられ、民間人が日本にも入れるといふことになれば、濠洲としては訪日團員の対濠割当を十六名から二十四名に増加方要求せざるを得ない、これは現実の政治として当然のことであり、貿易再開尚早論とは必ずしも矛盾しない、民間に於ても政府の積極態度に同調し、メルボルン商工會議所秘書長の如き政府が米國務省をプレスして國務省の原案以上の入國割当承認を得んとして居ることを極力支持して居る次第である、濠洲の滞日感情はビターではあるが、必ずしも講和條約の早期成立に影響を及ぼす底のものとは思はない、但し成立の時期により條約案の内容には感情を反映せしめることなしと言へない」

我「(イ)濠洲は既に具体的な対日條約案を有して居るか、(ロ)濠洲は対日條約に於て如何なる点を確保方希望して居るか、(ハ)各國間の対日條約に関する話合は始まって居るか」

彼「(イ)米國辺りは既に草案を作つて居るらしいが、濠洲は別に具体的結論には達して居らぬ、(ロ)濠洲として特異な希望條項があるわけではないが、そのセキュリティーの問題は最も関心を持たざるを得ない点である、

(ハ)各國間の話合は自分の知って居る限りではまだ始まって居らぬと思はれる」

我「対日講和條約と今秋開催の予定なる対独問題に関する四國外相會議との関係は如何であらうか、(イ)四國外相會議が終らぬうちに大國が対日講和問題に主力を注ぐことは技術的に困難であらうといふ見方があるし、(ロ)技術的に可能なりとしても政治的に対日対独講和問題が或る程度コーディネートされる考へ方があると思はれる」

彼「(1)自分は技術的に困難がありとは思はない、米國務省でも濠洲でも先づ講和條約の草案を練るのは事務当局であり、対日條約を研究して居る事務当局は対独條約を主管して居る事務当局と必ずしも同じくない、従て技術的に困難があらうとは思はれぬ、(ロ)又対独條約成立が長引くため対日條約が牽制されるといふ相關関係も自分は予想して居らぬ、但し対日條約の主役の一人であるソ連は自分が嘗て貴官に指摘した通り余り條約の成立を急いで居らないことは一應注意し得る所であらう」

我「対日條約に付ては日本側に於ても研究して居ることは当然のことであるが、たゞ誤解を避けるため何等工作がましいことはして居らぬが、差支なくば日本側の率直な意見を非公式に聞いて頂きたいと思ふ」

彼「勿論喜んで承りたい」

本報告書配布先

終連 次長 總務課長

外務 大臣 次官 (二) 各局長

44 昭和 22 年 6 月 24 日

「平和條約に対する日本政府の一般的見解」に対する 意見聴取について

六月二十四日次官々邸において「平和條約に対する日本政府の一般的意見」案に關し四長老 (A、H、K、M 四氏) の意見を拝聴した折のメモ

六、二五 西村記

一、A 氏から (イ) 吉田外相から平和條約に關し日本側の意見を米側に表示されたようなことがあるか、(ロ) 外務省で平和條約に対する準備をしてゐることに對し、先方はどんな反應を示してゐるか、(ハ) 芦田外相と外人記者との會見はいかなる反響を外國にかもしたかとの質問あり、條約局長から説明した。

二、M 氏から、英帝國會議は近くカンペラに會合する、対日平和も議題であろう、ソ連の脅威を感じずに日本の脅威のみを感じる濠洲の態度が一番日本に悪い、この点注意を要する。英國は、又、濠洲の口をかりて本音を吐くこともある。在京濠洲代表の態度はどうか。日本政府が平和條約に關して絶対に貫徹したいと思う主張は、どれとどれか、との質問あり。

條約局長から、(イ) 日本人が生きて行ける經濟条件を與えて呉れ、という点と (ロ) 占領管理を終了させて主權の自主性を恢復する点のふたつと思う。經濟について、條約は、賠償の面からと、非軍事化の面からの二重の制限が加わる。船舶を例にとれば、現有船舶の或部分は賠償として取上げられ、或數量が日本に残される。これが賠償の面からの制限。他面、非軍事化の面から、保有船舶の種類とか型式とか、速力とか噸数とかに一定の制限がつけられる。日本は、非軍事化の面からの制限は繼續的のものとして甘受しても、總噸数の方は、新に造船してふやしてゆけるようにありたいと思うと述べた。

H、K 両氏も經濟に対する制限のうち非軍事化のためのものはパーマネン

トであろうと考える、賠償からくる制限は一時的のものと考えたい。しかし事実そうだと断言されぬ、是非一時的のものたらしめねばならぬと述べた。

三、K、H両氏から、「一般的意見」のうち國連加入の要望は、平和条約と直接関係がないから、この文書にいれぬがよいと思う。占領管理、殊に駐兵は、平和条約成立後、存続さしてはならぬ。遠慮なく、平和関係が恢復されたら當然駐兵は終止すべきだ、との気持ちで書いていいじゃないか。

——との意見がでて、

条約局長から、あまりこちらの希望をつよくいえば先方の氣を悪くする。あまり遠慮して、ある程度の駐兵を予期してゐるようなこともいえぬ、相手に、とつかまるから。この両方を適當に按配して書いて、先方にだしその反應をみてみようといった風な考で、原案は書いてある、と説明した。

四、A氏から、では、この「一般的意見」について、マ元帥のふところにとびこむ気持で、こっちの案を見せ、その意見をきいて、又、筆もいれる、そんな風にして、まとまったものを元帥にたのんで華府に取次いで貰うようにするのか、それとも(ロ)最初からGHQも相手方にして考え、われわれの側だけで案文をまとめて先方に出すという風にするのか。それをきめてかかったがよかろう。自分は(イ)の方がよかろうと思う。——と發言あり、K氏は、「マ元帥は取次ぐまいよ」といえば、H氏は「そうもいえぬ、常時GHQに接觸してゐる人々の感で判断すべき問題だ」と述べた。

条約局長から、外務省事務當局の考を述べ、K、H両氏は、それを了承し、「一般的意見」と一緒に關係資料も整備して置いて適時に使えるようにしとくようにとの注意があった。

五、K、H、A三氏から、經濟問題に主力をそそぎ、日本が生きてゆけるようにして呉れといふところから、スタートし、駐兵なども、軍費調達、資材提供の重圧から日本經濟自体の自立を不可能にする、だから、よして呉れというように、持ちかけたらよかろう。——との意見がでた。

六、A氏から、平和条約ができれば、駐兵は當然やむといえるか、との質問

がでて、

H、K、M三氏から、それは問題だ、駐兵は繼續する可能性がある。濠洲などからそんな主張が放送されてゐる。日本の監督は國連にやらすとの案もでてゐる。しかし「一般的意見」では、平和条約と同時に占領はやむべしとの立前でゆくべきだ。——との意見がのべられた。

以上、一般的意見交換後、原案について逐条審査にいく。

前文について

一、前文に「日本はわかった」の意味を出してある。これはあつたがいか。

A氏 あつたがよい。

H氏 非公式な文書だから、条約の前文めいた美文はいらん。前非後悔からスタートしなくていい。日本の民主化完成うんぬんもなくしていい。第二項 **As we understand that...** から、初めたがよいと思う。第一項は本文のどっかの内容にしてしまえばよい。

K氏 本文を先づ決定して、あとで前文をきめたらよかろう。前文もひとつにせず、いくつも用意しとくのだ。

第一原則について

一、これを當然のことだとして、前文あたりに書きこんだらよかろうとの意見があるが——との条約局長の問に対し

K、H両氏 第一原則として書いたがよい。

一、H氏 第一原則の後半 **and that a sympathetic consideration will be paid to the legitimate aspirations of our people** と本文の末尾の文章 **Thus it will not only conduce to the benefit...** は削除すべきだ

一、A氏 条約の恒久性といふ表現は使わぬがよい。

第二原則について

一、K、H両氏 国際法の原則と大西洋憲章とは言及せぬがよろしい。

一、M氏 大西洋憲章は言及せぬがいい。

一、H氏 ポツダム宣言は降伏条件だ。これを平和条約にもちこまれてはこまる。the terms that accepted being analogous to preliminaries to peace should be made the foundation of the peace treaty は削除すべきだ。日本の降伏えのエサとなった assurances だけを守って下さいと出るべきだ。

一、K氏 この原則は(イ)早く平和条約を作って呉れ、(ロ)ポ宣言は日本が忠實に守ってきた、(ハ)平和条約は極東及び世界平和の基礎たるべきもので as a member of the family of Nations Japan can accept 的のものであって欲しい、位いのことを書いたら、よかろう。ポ宣言は第四原則で言及したらいいじゃないか。

一、A氏 ポ宣言について、第三頁下方の Since the termination of the hostilities, we have...以下は残置していいと考える。

第三原則について

一、H氏 趣旨に賛成

一、K氏 平和条約成立によって日本は完全に主権を恢復するとの立前をとり、条約成立後も占領の継続を予期してゐるような文言を使つてはならぬ。

一、H氏 平和条約と同時に獨立をとりもどし度いとの主張は極めて legitimate である。文章はリクツボクならぬよう注意ありたい。第三原則の末尾の四字 as far as possible を削除し、第五頁四行 Should, however, the Allied and Associated Powers deem it.....以下の文章は—— 仕方がないから日本は承諾するんで、こちらからこれを言い出す必要はない。削除、削除。(この点、K、M、A三長老も同見)。

第四原則について

一、K、H両氏 國連加入を、ここに、持ち出すのは、out of place だ。言及すべからず。

一、H氏 日本は今、安全保障に関する問題を放棄してかかったがいい。國連加入が日本の安全保障に役立つか疑問だ。日本は無軍備でも安全は保持できる。外國が無軍備の日本をとりにくるには大決心を要する。これは日本が、國連に加入してゐるのとゐないのとで大した差異はない。

一、M氏 マ元帥は占領軍はひいて、あとを國連にたのみたいと声明した。日本は、これをつかんで、國連加入を要請したらいいじゃないかと思う。たゞ、國連にやらせるという、その具体的な内容はどんなものか、國連の名において米國がやるという腹かと考えられもする。この具体的な内容はどんなものかという点、外務省で研究しておくべき問題だ。日本の大衆は、無軍備の日本がどうして安全であり得るか心配してゐる。この点からも國連加入を考える必要がおこってくる。

一、A氏 國連加入は直接、平和条約に關係ないとしても、もし國連加入が、日本の利益であるとの結論ならば、平和會議と關聯して、持ち出してにおいてよろしいと思う。

一、次官から、國連加入要請の理由は、日本が非軍事化、民主化され…國連加入にウェル・コーリファイされてるから…と出るべきか、日本のセキュリティのため…と出るべきか、両方の理由をもちだすか ——との設問にたいし

A氏、M氏、K氏、H氏 ウェル・コーリファイの方がよろしい。表現に注意を要する。(堀田大使から「國防に關し日本は自分で自分の手をしばるよのこのないよう注意が必要だ。だから日本の非軍事化とか戦争拋棄に言及するのは、極力さけたがよろしい」との意見があった。)

一、条約局長から、対伊平和条約の批准討議で、この条約はイタリアにかくだ、將來國連の手によってこれを緩和させるべきだとの意見がでたと

ころからみても、対日平和条約の前文あたりで日本の國連加入要請を支持する位の規定は是非いれさすべしと考えるとの所見にたいし、

K氏 今、この「意見」には書くことはいらぬ、最後に日本が公式に意見発表を許されるとき、いえばよろしい。今は、経済問題を強調し平和条約に直接関係ある問題に限定して言及し、國連加入の如きは、だまっていいていいとの意見開陳があった。

一、地域的取極を持ちだすことの可否について

M、K、H三氏とも、日本からもちだすべきでない。これは、日本の將來の政治の實際問題で、いつ現實の問題となるか解らぬ。今、もちだすべきでない。

一、対日二十五年非武装化条約案の見透について

H、M両氏とも、できると思う。M氏は、だから日本は國連加入のよな一般的方策によって、これをアッテヌエートすることを考える必要があるとの意見を述べた。

第五原則について

H氏から趣旨に賛成あり、他に別段の意見もでなかった。

編 注 「付記」として「Mは松平恒雄先輩、Aは有田八郎先輩、Hは堀田正昭先輩、Kは栗山茂先輩（一九七二・七・三西村記入）」の書き込みあり。

45 昭和 22 年 7 月 1 日

欧州 5 カ国の平和条約調印後における諸問題について

欧洲五箇國平和條約調印後の諸問題

二二、七、一 條條

一、五箇國平和條約の調印

イタリア以下五箇國平和條約の調印式は二月十日、旧枢軸五箇國、連合國二十箇國の代表出席の下に、フランス外務省時計の間で行われ、各國代表は調印を了した。しかしユーゴスラヴィア代表シミッチ外相は、「ユーゴはこの條約に調印したとはいえ、人種的にユーゴの一部である領土につきイタリアに対し、要求を繼續する方針である」と述べた。イタリア代表ルペ・デイ・ザラグ大使は「イタリア政府は、イタリア平和條約の作成に役割を與えられなかつたが、今この條約にやむなく従わねばならない。今日こそは、イタリアにとって悲しみの日である。自分が調印した條約は眞の條約ではなく、イタリアに一方的に課する條項を規定している。イタリアの國際連合加入が認められる場合は經濟諸條項は國連憲章の規定によつて緩和されるものと思う、われわれはイタリアの民主主義が過重なる經濟負担によつて崩壊するのを救うために連合諸國の理解と同情を期待するものである。」と声明した。イタリア外相スフォルツァ伯も、ローマにおけるラジオ放送及び連合諸國に対する覺書において同様な趣旨の主張を行ひ、イタリア民衆は調印時間に十分間の沈黙を守ることによつて條約調印に対する悲しみを表した。

二、平和條約の批じゅん

條約の規定によれば、イタリア條約は英、米、佛、ソの四國、バルカン三國條約は英、米、ソの三國、フィンランド條約は英、ソ二國の批じゅん書寄託により実施されることになっているが、これは当然に当該旧枢軸國の批じゅんをも要するものと解せられる（六月二十三日の発表によれば英國政府は英、米、ソ三國の批じゅんが終り次第平和條約が実施されるため、

ルーマニア政府に対して三國の批じゅん書寄託前に速かな批じゅんを行うよう要求した)。

英国の批じゅん

英國は四月三十日批じゅん手續を完了した。英國においては、批じゅんを要する條約は、批じゅん前二十一日間議會に提出しておく慣例となつてゐるが、この間主として批はんが行われたのは上院で、テンブルウツド卿(サミュエル・ホーア)はイタリア條約の賠償はブルガリアが七千万ドルしか負担していないのに比して苛酷であると攻撃したが、政府側のジョイス卿はもし英國が單獨に責任を負つていたとすれば賠償は存在しなかつたであらうと答えた。批じゅん手續完了後、英國は米國に対して、平和條約の速かな批じゅんを要請したが、米國は、これに対して米國上院の三分の二の同意を得る必要があるので批じゅんが遅れる旨を答えている。

米國の批准

三月四日マーシャルとバーンズ前國務長官は上院外交委員會において証言を行い旧枢軸衛星國を占領の負担から解放し、再建の機会を與えるため平和條約を批准すべきであると述べた。そしてマーシャルは、この條約は一般協定によつて達成し得る最上の條約であり、將來のドイツ、オーストリー條約によつて完成される平和機構の隅石であると述べた。

上院外交委員會の四月三十日のイタリア條約に関する証言において、前ニューヨーク州知事、前イタリア軍政長官ボレッティは、米國及び世界平和の最大の利益に反する協定としてこれを拒否すること、イタリアの賠償に反対すること及びトリエストをイタリアへ與えることを主張した。前國務長官補ペールはイタリア條約の批准を延期すること及びその代りにイタリアとの戦争状態を終了せしめるための中間的行政取極を結ぶことを提議しイタリアはまだ連合軍の保護が必要であると述べた。米、伊労働協會総裁ルイジ・アントニーニはイタリア條約は、不当であり時代遅れであり、再審議を行うべきであると述べた。対イタリア正当平和條約委員會委員長エドワード・コルシイーはこの條約は世界文明の大なる境界を弱めるもの

であると述べた。

これらに対して、外交委員長ヴァンデンバーグは「この條約が批准されれば、新しい自由なイタリアの國民は、上院の議場において、米國が援助と同情とを繼續すること、イタリア國民が最後まで米國に依存し得るという明らかな確信を與えられるであらう。」と答えた。

マーシャル及びバーンズは五月六日外交委員會において再び証言を行うと共にマーシャルはトルーマンの書簡を朗読した。この書簡において、トルーマンはこれらの條約の批准が米國の外交政策によつて絶対必要であることを強調し、モスコウ會議においてオーストリー條約に関する同意が得られなかつたことがこのイタリア條約の現在における批准を不適当ならしめるという見解には反対なることを明にした。マーシャルは、イタリア條約批准の遲滯はトリエストの場合の如く状態を更に困難ならしめ他の條約の協議を遅らせること、モスコウ會議後ますます條約の速かな批准の必要が感ぜられること、條約の批准はギリシャ、トルコ援助をむしろ強めることを強調した。バーンズも、條約の起草は、米國がこれを思う通に書かせるわけにはゆかなかつたことを再び説明して、速やかな批准の必要を強調した。

上院外交委員會は五月十日全会一致で批准を承認し、五月十五日次の如き報告書を上院に提出した。「平和條約は戦争の結果生じた多くの經濟的、政治的及び軍事的問題を解決し、連合國と旧枢軸衛星國との將來における友好關係の基礎となるであろう。この條約を拒否することはオーストリー及びドイツとの満足な平和條約完成の保障を著しく危うくし、それによつて生ずる不安が、既にヨーロッパに存在する未解決の問題に加わるであろう。平和條約の締結は、これらの國家の國際連合への加入の必要な予備手段を繼續することになる。これらの條約はイタリア、ブルガリアからの連合軍の撤退、ルーマニア及びハンガリーにおける占領軍の交通線維持に必要な水準までの縮少をもたらすであろう。占領軍の負担から解放されたならば、これらの國家は將來の再建という緊急な事業に従事し得るであらう。

う。」

上院におけるイタリア條約批准に対する主たる反対理由は條約実施後九十日以内に占領軍が撤退するという規定に関するものであつた如くである。例えば、ウィリアム・フルブラート（民）はイタリア條約の批准を明年一月二十五日まで延期することを主張し「條約の承認はイタリアからの米軍撤退を意味する。これは共産主義者がイタリアの支配を獲得するに到る條件を創り出すであろう。」と述べ、タフト（共）は、「票決に当つては條約の批准を支持するが、占領軍の撤退に関する條項には反対する。何となれば、かかる行動は共産主義者の有利となるからである」と述べていた。票決は、六月五日行われたがヴァンデンバーグ、コナリー両議員が「上院がいま批准を拒否すれば極めて深刻な困難を招來し、この場合こそイタリアに共産主義の大規模な浸透の道を開くことになり米國の威信も失われることになる」と述べて、速かな批准の必要を強調した結果全議員の三分の二以上の七九票対十票により可決された。トルーマン大統領は、六月十四日批准の署名を終えたが、この際の声明の中で次のことを述べた。

「イタリア平和條約の一部の條項は我々の希望に完全に合致しないが、しかし平和の再建は、強固な自由な民主的イタリアを新に建設する基礎となるであろう。將來の經驗に照し國連のわく内で必要な改訂をこれらの條項に対して加えることが必ずや可能と考える。」

フランスの批准

フランス外交委員会は、六月十一日全会一致で國民議會に批准を提出し、國民議會は六月十三日五一〇票対零で批准を可決した。

その他の國の批准

新聞電報で判明したところでは現在まで右以外に批准を完了したのは四月十一日に印度が、七月二日にカナダが行つたのみである。

米、佛兩國の批准が完了した後に、英國政府は批准書の寄託を四大國同時に行うことを米、佛、ソ連に提議したが、これは明らかにソ連の批准を促すものである。米、佛はこれを受諾したがソ連は現在までに何らの動き

を示していない。これら條約はソ連の批准がない限り実施されない訳だから英、米、佛とも批准を完了した今日、ソ連の態度が満目の注意を集めている。一方旧枢軸國側ではイタリア内閣は條約批准に関する法律案を六月二十七日憲法議會に提出した。又ハンガリー議會においてはハンガリー條約の討論が行われたが、各党とも不満を示しつつも條約の拒否には反対している（六月二十四日A F P）と報道されている。ハンガリー國會は七月二日平和條約を批准した。

三、占領軍に関する問題

聯合國管理委員會の廃止

右管理委員會は一九四三年休戰協定直前設立され、休戰協定の規定に従つてイタリア政府に対する指導監督に當つて來たが、二月一日、イタリア條約署名に先立つて、地中海方面聯合國軍最高司令官モーガン將軍は、委員會は、その存在の必要がなくなつたから廃止すると声明した。本委員會の委員長は海軍少將アレリー・ストーンであつたが、彼は今後、連合軍司令部のイタリア軍事部長となり、委員會の残存機能は連合軍司令部によつて行はれることとなつた。

占領軍撤兵に関する英、伊協定

平和條約の規定により、実施後九十日以内に行わるべき英占領軍撤兵に関して、六月十四日、英伊兩國政府間に次の如き協定が調印された。

- (一) 英軍は、目下使用中のイタリア建築物を引続き使用するが九十日以内にできるだけ早く退去する。
 - (二) 英軍は九十日以内はイタリア軍捕虜と投降要員を引続き抑留する。
 - (三) ヴェネツィア、ジュリアの英軍はイタリア領土を通じて移動する。
- なお、米國も同様な協定を行うものと信ぜられている。

四、英伊間の經濟的取締

四月十七日英伊間の通商金融上の協定が、伊外相スフォルツァ伯及び駐伊英國大使、サー・ノエル・チャールスの間の交換公文の形式で成立した。その主要内容は次の如くである。

- (一)従来ロンドンに凍結されていたイタリアのクレジット中三千二百万ポンドを公式の爲替レート（四・〇三弗）で弗に變換することに英國は同意した。イタリア自由市場における非公式のスターリング・ドル爲替レートは二・九〇弗であるから、イタリアは三千六百万ドル以上の利益を得たことになる。これにより、従来スターリング地域に凍結されていた三千二百万ポンドが世界のいかなる地域でも使用できることとなつた。残りの一千万ポンドは引続きこの協定の保障のため英國政府の手許におかれる（英米金融協定は七月十五日までかかる變換を禁止している）。
- (二)イタリアは英國に対し、戦時中の英國によるイタリア軍隊への補給によつて生じた金銭債務並びに鉄道及び他の役務のためイタリアに引渡された余剩物資に対する金銭債務の決済のため総額八百万ポンドを支拂う。
- (三)英國は、イタリアにおいて、ドイツから戦利品として捕獲した物資に対する一切の権利を放棄する。
- (四)英國は、英國内におけるイタリア資産沒收に関するイタリア平和條約に規定された英國の権利を放棄する（在英イタリア資産は一千百万ポンドと計算されている。）又戦前のイタリアの金銭債務の支拂に関しても協定した。
- (五)英國は、又イタリア條約に規定された一切の対伊賠償を放棄する（(四)及び(五)と同様な協定がイタリア政府による平和條約批准と同時に実施されることとなつている。）
- なお、右協定中には占領軍費の支拂に関しては取極を見なかつた。しかし、イタリア当局の言によれば、他の点における英國の比較的寛大な態度によつてこの点は余り重要でなくなつたとされている（平和條約によれば占領軍費はイタリアの負担とされているが、その後判明したところによれば米國は既に五千万弗を、カナダは三千九百万ドルを償還している。）

五、米伊間の經濟交渉

イタリア首相ド・ガスペリは本年初頭十一日間にわたり米國を訪問したが、米國政府との間に次の如き了解に到達した。

- (一)輸出入銀行を通じてイタリアに一億ドルの借款を與える。又更に五千万ドルの借款を考慮する。
- (二)イタリアにおける米軍占領費支拂のため追加の五千万ドルを支拂うことを約する（米國は既に五千万ドルを償還している）
- (三)戦時中米國に捕獲された二隻の客船の返還。
- (四)ドイツ向航海中の六隻の小麦船をイタリアの港へ向ける。
- (五)馬鈴薯七千五百トンを実イタリアへ與える。
- (六)イタリアに駐屯する米軍のリラ貨支出を抑制する。
- (七)一月のイタリア向穀物割当は一九万五千トンであるが、二月の割当を二十二万トンに増加する。
- (八)イタリア商船隊復活のためリバティ型船五十隻の賣却の交渉を開始する。
- (九)在米イタリア資産の凍結解除につき速かに交渉を開始する。
- (十)イタリアとの新通商協定交渉をできるだけ速に開始し、イタリアはこれの際関税障壁の低下に同意する。

右の中輸出入銀行による一億ドルの借款に関してはローマにおいて輸出入銀行代表とイタリア当局との間に交渉が繼續されているが、五月三十日ガスペリは現在ある種の困難が発生したと語り、六月三日バーンズはトルーマンとの会見後、右借款に関してはローマで銀行代表者が交渉中であるが、数週間中に帰米するであろうと語つた。しかし現在までは、成立したとの報道はない。一方米伊間のイタリア資産凍結解除及び通商條約等に関する交渉はワシントンにおいて、五月二十一日よりイタリア代表マテオ・ロンバルドと米國務次官補ソープとの間に開始されたがいまだ意見一致に到達していない。

六、イタリアの國際機關への加入

国際機関との関係

イタリアは、五月七日、国際連合事務総長リーに対して、加入申請を提出した。これに従って安全保障理事会は五月二十二日これを議題にのせた。オーストラリアは平和條約が実施されるまではこの審議を行うべきでないと反対したが、結局加入審査委員会へ附託された。

その他の国際機構中イタリアが加入したものは左の通りである。

食糧農業機構	一九四六年九月三日第二回総会で可決。
ユネスコ	一九四七年三月二四日経済社会理事会が決定、 但しユネスコ総会の承認を要す。
ブレトン・ウツツ機構	一九四七年三月二七日駐米、イタリア大使タル チャーニが加入の協定に署名した。
国際民間航空機構	一九四七年五月十六日総会承認。
世界保健機構	加入日時不明

イタリアの締結した国際條約

上述の外に現在判明しているものは左の通りである。

イタリア・アルゼンチン移民協定	二月二十一日
イタリア・フランス移民協定	日時不明
イタリア・ユーゴスラヴィア間の國交回復に関する了解	三月二三日
イタリア・ギリシア通商條約	四月一九日
イタリア・スペイン通商條約	六月二一日
イタリア・キューバ間戦争状態終結に関する條約	六月三十日ハバナにて署名

七、その他イタリア平和條約に関する事項

イタリア植民地処分問題

イタリア植民地の処分は、平和條約の規定に従って條約実施後一年以内に決定すべきものとされ、外相代理会議は処分に関する案を作成するため審議を継続すべきものとされている。現在右植民地の管治に当たっている英

國は本年二月右代理會議をロンドンで開催する招請を三國に送った。米、佛はこの招請を簡単に受諾したが、ソ連は五月二十八日に至つてやつと受諾した。英國は會議を六月六日に開くことを主張したが、ソ連が會議はイタリア平和條約の実施後とすべきことを主張したので會議は延期された。イタリアは、イタリア植民地のイタリアによる信託統治を要求したと報道されているが、一方イタリア外相スフォレッツァは二月に植民地調査の委員会にイタリア代表を加えることを要求している。

トリエスト総督の選任。

右に関しては安全保障理事会の構成員間で討議中であつたが、ソ連が総督の決定はイタリア條約実施後にすることを要求したため延期されている。ユーゴのイタリア船及びトリエスト内イタリア資産差押に関する問題

ユーゴが休戦協定成立後イタリア船舶レツクス他八隻を奪捕し、ユーゴの捕獲審檢所が奪捕を正当と判決した件に関し、英米は休戦協定違反としてユーゴに抗議し、ユーゴはこれらの船舶は休戦後ドイツの監督下に運航していたと反ばくした。米國はこの回答を拒否し、英國は四月二十六日再び抗議している。又米國は、三月二十七日ユーゴがトリエストから私物及び工業的のイタリア財産を所有者の同意又は法的手続を経ずに移動していることに抗議したがユーゴは、六月二日この財産はフアシストに属していたもので、米軍もその占領地区で同様なことを行つたと述べた。米國はこの回答を不満足として新しい抗議文を作成中であると報ぜられている。

イタリア捕虜の送還

ソ連は、三月二十五日タス通信を通じて、ユーゴは六月三十日イタリア捕虜の送還の完了を発表した。

八、バルカン條約に関する事項

ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアの國內事件

ハンガリーにおけるナキ首相の追放に引継き起つた右三國における共産党による他の諸派に対する彈圧に関して、米國は右三國に対し、英國はル

ーマニアを除く二國に対し抗議を行つたがその中米國はブルガリア及びルーマニアに対する抗議において同國の行爲はブルガリア平和條約又はルーマニア平和條約の人權と基本的自由の尊重の規定に対する違反であると述べ、英國公使はブルガリアに対して同様な申入れを行つた。

その他平和條約調印終了後締結された條約

ソ連、ルーマニア通商條約及び交易支拂協定 二月二〇日

チェコ及びハンガリーはハンガリー條約第五條に基く少数民族の交換に関して五月二八日協定に到達した。

チェコ、ブルガリア通商協定 四月二三日

フランス、ブルガリア通商協定 六月一五日

又國際機構に加入しているのはハンガリーが國際農業機構に昨年九月三日第二回總會で加入したのみである。

46 昭和 22 年 7 月 2 日

平和條約に関する日本側希望申し出の手續について

平和條約に関し希望申出の手續 (二二、七、二 萩原記)

一、少くとも大綱は大臣より「マックアーサー」に直接申出られることにしたい。

(一)「マ」の最近の聲明等から切り出し極めて自然に話が出来ると思うし「平和條約に関し日本の希望を述べる機会を與えらるゝと信ずるが、又それは條約の公正さを國民に信ぜさせる為にも必要であるが、それには如何なる方法が許されるであろうか、貴下にこれを開陳してよいだろうか、アチソン氏あたりに傳うべきか、文書で傳うべきだろうか」との趣旨で切り出して差支えない。

(二)「平和條約が公正であり日本に希望を與えるものであることを要する

が、それは貴下の御助力による外ないから御指導を願う」との趣旨を申添える。

(三)右會見は豫め「ガバメント・セクション」を通ずるとすれば同「セクション」に大要を説明しなくてはならなくなる惧があるからなるべく避けたい。

(四)濠洲側等にも話すことに付て「マ」にことわる必要はあるまいが「マ」の意見を求めてもよい。

二、右に引續き「マ」が反對せざる限りアチソン等とも會見し、我方の見解を述べる。

三、濠洲側に對しては

「マクマホンボール」は日本の事情に通じているから大体同様の趣旨を話してもよいが、「エヴァット」は日本の事情に通じていないから日本の実情及び眞意（日本が將來共濠洲の脅威になることはあり得ないこと、日本は眞に平和國家として立つて行く決心なること）經濟的困難、對ソ關係等に付て、總司令部側ならば當然と思う様なことをも詳細に話す必要がある。對米と對濠とでは重点を異にし、濠洲に對しては平和條約に對する希望としては簡単に但しそのバックラウンドは詳細に説明する必要がある。

朝海・アチソン会談（第 7 回）

第七回會談 (昭和二二、七、三)

七月三日アチソン大使と會談したが、會談中私の質問に對し左の通り答へた點が注意せられた。

一、我「(イ)對日講和條約に對する各國の態度は如何、關係國は條約成立を急いで居るか。急いで居らぬ國がありとせば對獨條約の例もあり、このため對日條約も成立の遅れる心配はないか。(ロ)極東委員會と對日條約の關係を貴使は如何に見るか。(ハ)對日條約に關する連合各國間の話合は始まつてゐるか。(ニ)對獨條約の成立が遅れると對日條約の方も牽制せられるであらうか。」

彼「(イ)米國が現在の狀態を早期に終了せしめんとして居ることは勿論であるし、英、濠、加等の諸國も熱心であることは最近カンベラに於て會議が開催せられんとしてゐることに依りても明かである。特に急いで居らぬ國があるかも知れぬが對日條約は獨逸の場合とは趣を異にすると思ふ。蓋し獨逸の場合は四國が中心となつて審議交渉を進めて居り、四國中の一國に反對があれば反對者のウエイトは相當強からざるを得ない。然るに日本の場合は十一ヶ國が審議に参加すべきものであると考へられ、十一ヶ國中の一國となればその一國の反對のウエイトも自ら違つて來るものと見てゐる。(ロ)然しそれは極東委員會が對日條約を審議することゝなうといふのではない。蓋し極東委員會は活動の枠がタームス・オブ・リファレンスで決つて居り、例へば領土問題の如きは審議し得ないから、對日條約のため別に特別の委員會なり組織なりを構成し此處で討議する必要がある。」

(ハ)各國間の話合に付ては、最近英帝國がキャンベラに於てその態度

を決せんとしてゐることでも判るやうに、未だ少なくとも正式の交渉状態には入つて居らぬと云ひ得やうが、同會議を境として急速に狀況が進んで行かうかと思ふ。

(ニ)對獨條約と對日條約との相關關係は考へて居らない。自分が過日貴官に指摘した通り（客年十二月十七日會談録参照）對獨條約は歐洲の狀態が悪化して居り一日の放置を許さぬため此の緊急需要に基き話合が始まつたまでのことであり、而も早く始めても依然として難關は打開されない。日本の場合はそれと異り、始めを特に急ぐ必要もなければ、終りを對獨と睨み合せて手間取らせる理由もあるまい。相關關係と云へば對獨交渉の盛んに行はれて居る際は、關係國の外相がそちらから手を抜き兼ね日本の方には取りかゝれぬと云ふ事實上の關係があるに過ぎぬと見てゐる」

二、我「對日理事會は最近議題の上程せられぬ會合が二回もあつたし、討議も概ね午前中に片附くやうであるが、米國側は此の會議を今少しく活潑にする意向があるか。例へば貴使は第十九回會議で今後理事會に於て米國が討議したいと思ふ事項を二十項目位擧げてゐたが、此等を會議にかけて討論をインヴァイトせらるゝ意向なきや。あの項目の中には「著作権の保護問題」、「戦後の海上交通に日本を何の程度参加せしむべきやの問題」等日本側として大なる關心を持たざるを得ない事項が含まれて居る」

彼「大いに各國代表の意見を聴く心算で最近までは米國から議題を出してゐたのであるが率直に云ふに、自分等が苦心して下準備し議題に出してもその勞が酬ひられぬといふ感じがして來てゐる。例へば問題を出しても一向に興味を見せて來ぬ場合もあるし、又賃金、物價問題の討論で明かであつたやうにあの機會を利用して問題を政治問題なりとして、日本政府の攻撃をやつてゐるやうに見られたり、又は理事會を利用して自國の意向を宣傳せんとしたりする例もあつたやうである。依て斯る前例にデイスカレヂされて最近米國側からは余り議題を持

ち出さず、主としてソ連代表の出してある一、二の問題を採り上げ論議するに止めて居る次第である。」

三、私から貴使歸米前日本の率直な見解を示した資料第一巻を提示したが、その後日本側で研究を續けた結果、第二巻が整理された、御覽を得ば幸であると述べたのに對し、アチソン氏は、(イ)前回受領した書類は確かに國務省に送付して置いた。(ロ)今回の書類は〇〇を扱ったものらしいが、〇〇に関する最近の日本側見解に對しては單に米國に於てのみならず、その他の各國に於ても強いリアクションがあつたことを指摘せざるを得ぬ。(ハ)此の書類は〇〇に関する事實の記載と了解すると述べ閱覽の意思を表示したので、携行した一部(第二巻101)のみ手交して置いた。余部は七月五日外交局宛送付した第二巻自102至120、第三巻自101至120)アチソン氏との會見はこれが自分にとり最後のものとなつたことは誠に残念である。

編 注 本文書は、昭和22年11月、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長作成「報告書集録(その四)一対日理事會記録その他一」(第4回外交記録公開)より抜粋。

48 昭和22年7月17日

「平和条約に対する日本政府の一般的見解」に関する諸問題について

(二二、七、一七 萩原)

平和條約に対する日本政府の一般的見解において問題となる諸点

一般意見(ジェネラル・オブサーベーション)はこれを提出する方法、形式如何でその内容も再検討しなければならないが、今日までの研究では、左記の如き問題がある。

○全体として

(イ)全体としてどの程度思い切った主張をするかどの程度遠慮して物を言うか、

(あまり強い主張は受取ってもらえないし逆効果になるが、あまり遠慮して卑屈な感を與えても困るし後になつて言うべきことも言わなかつたからこんな條約になつたと言われても困る)

(ロ)各論を出してそのしめくくりとして一般意見を出す方がよいか、一般意見の意見を先に出す方がよいか。

(各論はかなり突込んで物を言わなければならないからむしろやわらかく物の言える総論から先に出した方がいいと思われる。)

(ハ)五原則と言つた形にした方がいいか、ずっと続けて色々な希望を述べた方がいいか、又いくつかの原則に分つとすれば現在の案の五つがいいか、第一点、第二点は前文に入れてしまつた方がいいか。

(ニ)細目の点ではあるが The Japanese Government . . . と言う公文めいた形がいいか We, . . . our Government . . . と言うコロキアルな形がいいか。

○前文について

(イ)日本が悔い改めているという氣持を出す必要があるか(現在の案の

redeem the past という程度でいいか)

(ロ)日本の非軍事化民主化が完成したといい切るか

(ポツダム宣言によれば民主的にして責任ある政府の樹立が占領終止の条件である)

○第一点について

(イ)「條約作成に当り日本の希望を聴取せられたい」ということは当然のことのようであるが、「無条件に降服した日本の希望を聴く必要がない」との意見もあり得るし、又「日本の希望を聴いて呉れ」という点が承認されれば今後色々の具体问题について希望を述べ得るから、この点は矢張り強調する必要があると思われる。

(ロ)「眞の平和を確立する公正な條約を作ることは連合國の当然の意思であり、従つて日本の希望を聴くことも当然のことと期待するから左に意見を述べる」という風にして、この点を希望とせずに前文の中に入れてしまう方法もある。

(ハ)「日本國民の legitimate aspirations に好意的考慮を拂われたい」という所までいふべきか。あるいはただ「少くとも日本の希望を一應聴取せられたい」という程度に止めるべきか。

○第二点について

(イ)「國際法の原則に合致すること」及び「大西洋憲章の精神に即すべきこと」は言はない方が宜いのではないかという意見もあり得る。具体的問題について大西洋憲章等を引用することは適當であるが、抽象的に大西洋憲章の精神によられたいということは將來何を言ひ出すのかという疑問を起させる懸念がありはしないか(実は領土問題その他についてこの第二点を將來引用して行きたいということが我方の肚なのであるが)

(ロ)ポツダム宣言の受諾が平和の予約であるという点をどの程度強調すべきか(法律論としてはポツダム宣言、降服文書共に日本軍隊の無条件降服という言葉はあるが、日本國家の無条件降服という言葉はない、

ポツダム宣言の受諾は停戦協定及び平和條約の予約であると主張し得る根拠があると思うが、先方は降服以後の連合國対日本の関係は Contractual basis がないという建前を今日まで取つて來ている)

(ハ)ポツダム宣言において日本の義務と規定されたところは履行し終つた。

又ポツダム宣言は降服後平和條約成立までの義務を規定して居るものであるという考から、平和條約はポツダム宣言の線に沿ふべしという主張はせずに、「ポツダム宣言において日本の將來について與えられた保障を平和條約においても保障せられたい。」という点のみを強調すべきとする意見もある。

○第三点について

(イ)現在の占領及び管理の形式で日本を改革して行く段階は既に終つたので、平和條約が出來たら、平和條約の実施は完全に日本に委して貰いたい」ということは現在の万事指令による方法を止めて貰いたいということであつて、日本政府は Sick of directives であるという印象を與えはしないか。

(ロ)現在の形における占領を止めて貰いたいということは平和條約による保障占領若くは駐兵をも全然止めて呉れということでは必ずしもないが(それはある程度不可避である)この際「若し完全に撤兵することが不可能であるならば殘存させる兵力は最少限度且つ最短期間にして貰いたい」ということまで言うべきか。

○第四点について、

(イ)「非軍事化せられ、戰爭を拋棄した日本は國際協力によつて立つて行くとするものであつて、この点において既に國際連合に参加する十分の資格がある」というだけにすべきか「國際連合に参加し得れば國際協力をなし得るのみならず國民に対し安全感を與えることが出来る」という趣旨を加ふべきか、又は「日本はその安全を世界の平和愛好國に一任したのであるから國際連合によつて安全を保障せられたい」という意味にすべきか。

(ロ) 平和條約に直接関係ない問題であるかも知れないが、單に國際連合に参加するのみならず「日本を含む西部太平洋の安全保障機構を考慮せられたい」という点を主張すべきではないか（平和條約と同時に日本の非軍事化に関する二十五カ年條約が四大國間に成立することは不可避であろう、日本が除外せられたこの條約を日本の参加した別個の條約の作成によつてアッテニューエートする必要があるのではあるまいか）

○第五点について。

(イ) 現在の案は「一定の生活水準を保持しつつ自立し得る經濟を確保したい」という点が眼目になつて居て、その必要たる理由が説明してある訳であるが、賠償の緩和、貿易、海運、漁業、移民等に関し制限を設けられざること等の具体的な希望及その必要な所以を更に敷えんすべきであるか（現在の案はこれ等の具体的な希望はスペシャルオブザーベーションで別に提出するつもりで居るのであるが、その大要でも此処に示すことも可能である。但しジェネラルオブザーベーションとしては問題が少し細かくなり過ぎて且つ本文書が相当長くなる惧れがある）

49 昭和 22 年 7 月 18 日

対日平和予備會議の招集と同會議をめぐる國際情勢について

対日平和予備會議の招集と同會議を繞る最近の國際情勢について

(二二、七、一八)

一、対日予備講和會議の招集

七月十六日ワシントン電報（國務省発表）によると、米國占領地域行政事務を主管する國務次官補フィルドリング及び極東部長ヴィンセントの両氏は、七月十一日、英國、ソ連、中國、フィリピン、印度、濠洲、ニュージーランド、フランス、オランダ及び加奈陀の在華府大使館代表者の參集を求め、米國政府は日本との平和條約をできるだけ速かに討議するため會議を招集したき希望を有する旨述べたる後

(イ) 右會議は極東委員會のメンバーたる十一カ國の代表により構成せらるべきも、會議は極東委員會の外にあるべきこと、(ロ) 日本に関し主要なる關係を有する十一カ國の総てを含むことは、會議参加の範圍を拡大するものとして推奨せらるべく、日本と戰爭關係にあるその他の國に対しては対日講和條約の原案の作成せらるる間にその意見を提出する機会を與へらるべきであり平和條約草案作成が相当の程度迄進捗したならば日本と戰爭狀態にあつた國家全部よりなる全体會議がこれを審議すべきものと米國政府は考えること、(ハ) 會議の日取は不取敢八月十九日と示唆せられたるも、これら十一カ國の外務大臣は種々なる要務あるべきをもつて、外相會議は実行困難なるべく、今回の會議は外相の代理又は専門家によつてまづ構成せられること然るべきこと、(ニ) 關係國の希望あるにおいてはアメリカが主宰國たるべきこと等を附言し、右に対する關係國の意向を求めた趣である。

右に関連し外電は更に

- (イ)米國側は會議の場所として桑港又はワシントンを考慮しおること
- (ロ)マッカーサー元帥は曩に訪日米國記者團に対し対日平和條約は一年ないし一年半の間に調印せらるべき旨の談話を發表せるが今次の會議招集には右談話の点も考慮に加えられおること
- (ハ)対独平和條約停頓の狀況に鑑み米國側としては日本との平和條約の締結にまづ進まんと希望しおること
- (ニ)マーシャル長官はリオデジャネイロにおける汎米會議に出席の予定であるから本予備會議には代表者を出すこととなるべきこと
- (ホ)対日講和條約は対独講和條約と異なり領土問題、賠償問題等についても多大の困難はないものと予想されること
- (ヘ)今次會議の招集は歐洲經濟復興に関するマーシャル案をソ連及び衛星國が拒絶せること、朝鮮問題に関する南北朝鮮米ソ兩代表間の交渉が再び停頓するに至れること、中國における國共紛争、經濟危機等に鑑み米國がウェデマイヤー中將を中國及朝鮮に派遣することとなれること等の諸問題とも関係あること等を報道している。
- 右招請に対し外電の傳うところによれば、
- (イ)英國外務省スポークスマンは英國側として八月二十六日開催の予定であるキャンベラにおける英帝國會議との関係もあり、八月十九日は便宜ならざる旨語れる趣であり、(従て會議は九月以後になる可能性も多い) 又
- (ロ)ソ連側は、対日平和條約案は対独平和條約と同様まづ四大國において討議すべき問題で、四大國はあくまで拒否権を有し十一カ國による多数決には反対であるから、ソ連は本會議の招請には應ぜざる意向の由で、更に
- (ハ)米國內部には、マーシャル案を拒否せるソ連の態度その他に鑑み、情勢の如何によつてはソ連を除外した対日平和條約の締結を促進すること然るべしとの意見もある趣である。

追つて今回招請せられた國の中、ソ連は別とし、その他の國に就いては賠償問題、平和條約締結後における日本の管理問題、日本の非武装化問題等に関し硬軟の差はあるが、対日平和條約の速かなる締結を希望しおる点においては何れも一致している。(中國及び和蘭は十七日受諾の旨發表した)

なお濠洲は英帝國中対日戦争に関し重要な役割を演じ、平和條約に関しても最も関心を有する國であるが、濠洲電報の傳うところによればエヴァット外相は対日平和條約の問題に関し、マ元帥と打合のため七月十一日濠洲発目下渡日の途にあり、八月初旬には離日の上、キャンベラ會議を主宰することとなつておる由である。

要之米國側今回の提案は最近の米ソ関係を反映し対日問題についてもソ側が同調しないなら西欧民主國家だけでも適當の措置をとるといふ位の強い態度を内包している様に思われる處最近世界各方面における兩國の関係は右の如くで一つの世界を作り上げんとする國際連合及び米國等の努力にも拘わらず漸次世界が二つの國家群に分れて對抗する様な方向に進みつつある様思われる。

二、対日平和予備會議を繞る主なる國際情勢

(一)ギリシャ、トルコ援助

本年三月十二日トルーマン大統領の上下兩院特別合同會議における

(イ)共產黨の反政府運動により政治的經濟的混乱に陥つたギリシャを自主獨立の民主主義國家たらしめるために、アメリカは援助をしなければならぬ

(ロ)アメリカは國際連合が如何にしてギリシャを援助すべきかについて考慮したが、事態は緊急であつて、國際連合は現段階においてギリシャを援助する地位にない

(ハ)トルコの將來はギリシャに劣らず重要である。トルコが國家として完全な地位保持の爲には財政的援助を必要とする

(二) 弾圧ないし政治的浸透によつて國際連合憲章に違反し現状を變更することを認めることはできない

との演説は「トルーマン・ドクトリン」として歴代アメリカ大統領の声明中屈指の重大声明であつて、チャーチル元英國首相は、もしこの声明がルーズヴェルトによりシカゴにおいてなされておつたならば第二次世界大戦は恐らく起らなかつたであろうと批評したくらいである。米國の輿論中には(イ)本声明は米ソの関係を更に悪化するものであること、(ロ)國際連合を弱体化するものであること、(ハ)共產主義排除のためギリシャ、トルコ等に援助をなすときは順次その他の諸國にも同様の援助をなさざるを得ざるべく、その額は百数十億弗にも達し到底永續させざるべきこと等の反対論もあり又ソヴィエト側も右はギリシャ、トルコに対する内政干渉であるとして正面より反対して居るが、米國內多数の輿論は大体これに賛成で米國政府は着々具体的に援助を進めている。

(二) モスコウ會議の経緯に関するマーシャル長官の放送

マーシャル長官はモスコウ會談より帰米早々、四月二十八日ラヂオを通じてドイツ中央政府の権限問題、ドイツの經濟統一問題、賠償問題、國境問題、會議招集の手續問題、対独非武装、非ナチ化に関する四國管理協定の締結問題、オーストリー問題等に関し如何に米ソの意見が対立したかを詳細國民に知らせた後、結論として

(イ) ドイツに対するソ連の主張は結局ドイツをソ連の担保物件とせんとするものであつて、かかる政策を容認するときは米國納税者の負担はますます増加すべきこと

(ロ) スターリン首相はモスコウ會談は斥候部隊の小ゼリ合いの如きであつて、忍耐をもつて本問題の処理に当るときは、やがては解決の途もあるべきことを述べたけれど、世界復興のためには時間的要素が肝要であつて、医者が相談している間に病人は次第に体力を消耗しておること等を述べて急速なる解決の必要あ

ることを強調した。

右放送の外、マーシャルに随行したダレス議員の報告、共和党次期大統領候補者の一人といわれるスタッセン氏のスターリン首相との會談内容等が相續いて発表せられるにつれ、アメリカの新聞等には、対独單獨講和ないしは対日平和條約の先行論等も盛に論議せられるに至り、更に最近辭職したアチソン國務次官のクリーブランドにおける演説、元共和党大統領フーヴァー氏の米國議會における説明等の如く、四大國の間に諒解を遂げること困難なるにおいては、ドイツ及び日本に対し單獨講和條約を締結すべし等の議論も有力に行われて居る。

(三) 歐洲經濟復興に関するマーシャル長官の演説

マーシャル長官は六月五日ハーバード大学同窓会の席上「今後三ヵ年間引続き米國は歐洲を援助しなければならぬが、歐洲諸國も自らの手で歐洲全体の經濟復興に関する包括的計画を作らなければならぬ。米國はその計画の実施に対し支持を與えんとするものである。人類の自由を無視し政治的利益のみを追求する國家勢力或は政党に対しては断乎反対する。この考方は一つの國家或は一つの主義に対して反対するものではなく、飢餓、貧困、絶望及び混亂を救済せんとするものであり、又ピースミールのに行われんとするものでもない」との趣旨の演説をなした。この演説は米國從來の対欧個別の援助から歐洲全般に対する包括的援助政策への轉換を示すものとして非常に注目を引き、米國の一部には本演説は曩のトルーマン大統領の演説を一部修正せんとするものである等の意見も行われたがソ連側の新聞は、本演説もトルーマン主義と何等差異ないものとして、猛烈な反対を加えたのである。

(四) 歐洲復興會議の経緯

モスコウ會議の頃より米英佛間においては三國のドイツ占領地域の經濟的連絡統合問題に関し、種々會談が行われ着々これが具体化

を見て居たのであるが、特に英佛間においては予てより歐洲の經濟復興に関し話が進められて居た模様で右は前記マーシャル長官の演説によつて一層の拍手^(ママ)を加えられた。英佛兩國はマーシャル長官の演説の次第もあり、まづソ連を加えた三國外相間に話を進める爲ソヴェト側に招請狀を發した処モロトフ外相は「ソ連側としては米國側の意向竝に從來における英佛側会談の内容に付詳細承知しないから確たる返答をなすことはできないが、六月二十七日パリーにおいて三國外相會議を開催することには異存なき」旨を回答した。その結果六月二十七日より七月一日までパリーにおいて英佛ソ三國外相會議が開かれ、この間歐洲復興に関する英佛案、英國側の新提案、ソ連側の逆提案、ビドー外相の最終案等の提示があつたが、ソ連はすべてこれを拒否したので、三國會議は七月二日遂に決裂し、英佛兩國は同夜ソ連を除外して歐洲復興計画の具体化に邁進すべき旨の共同声明を發表した。

ソヴェト側反対の論拠は大体

(イ)各國は夫々独自に自己の復興計畫を持つて居る、そこで各國は自國の必要とするアメリカよりの援助額を自ら決定し、これをアメリカ側に通報すれば可なりであつて英佛案にある如く三大國を中心とする指導委員会ないしは協力委員会等を経て各國のアメリカ側援助必要額を査定し、或は各國の生産額ないしは歐洲各國相互間の經濟的援助等の問題に触れることは小國に対する大國の内政干渉であり

(ロ)ドイツ問題はあくまで四國外相會議の決定すべき問題であつて、その他の小國の關係すべき問題ではない

というにあるのであるが、結局第四次五カ年計画或は十五カ年國防國家建設計画等の關係もあり、此の際米國側の主張する世界經濟機構の仲間入をなすことはソ連に取り不得策であり、その間に出来る^(開カ)得りの時をかせぎたいというのがソ連

の肚であると想像される。

依つて英佛兩國政府は七月三日スペインを除く歐洲二十二カ國に対し七月十二日パリーにおいて歐洲復興會議を開催すべき旨の招請狀を發したが、七月十日の回答期限までに、結局ソ連の衛星國家であるところのポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリア、アルバニア、チェコスロヴァキア、フィンランドの八カ國が不参加の回答をなしたので、會議には合計十六カ國（英、佛、オーストリア、オランダ、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、ノールウエイ、アイスランド、アイル、リュクスンブルグ、ポルトガル、瑞西、イタリア、ギリシア、トルコ）が参加することになったわけである。復興會議は七月十二日より開催せられ、運営委員会の設置、歐洲復興計画原案の策定、協力委員会における諸決定を遂行すべき執行委員会の設置並に食糧及農業、燃料及び電力、鉄鋼、輸送の四小委員会の設置等を決定したる後復興計画を八月末までに樹立することとして七月十五日休会となつた。

本會議は不参加九國にも一應他日参加の余地を残した形とはなつているが他方ソヴェト側においては東欧九カ國の關稅同盟、ソ連よりの十五億弗のクレジット等を考慮しておる趣で、東欧と西欧との關係ひいては米ソの關係は愈々明確となつたわけであるが、歐洲復興會議による復興計画の樹立後果してアメリカ側が幾何の財政的援助をなし得るか米國の具體的援助が果していつ頃より實現せられるか等については共和党が多数を占むる米國議會の關係もあり今俄かに予断を許さない情勢である。一方歐洲復興計画の推移と関連し別にアジア復興計画案等も提唱せられている模様である。

(五) 中國の國共相剋

三月十九日延安の陥落以來退勢にあつた中共軍は五月初旬から滿洲北支に亘り総反攻を開始し、全滿の大部分をその勢力下に收め、國府軍は目下長春、瀋陽、四平街等の防衛に躍起となつてゐる情勢で、一部には國府軍の全滿拋棄説等も流布されたが蔣主席は六月二十日「政府は戦線を短縮する必要上國府軍を長春、瀋陽に集結し、全力を挙げて中國本部における中共軍の粉碎に当る」旨を語り、又國民黨内で最も親ソ的といわれる孫科さえ同日UP記者に対し、ソ連が滿洲の中共軍を露骨に援助していることを痛烈に非難し、今や滿洲に対しては日本に代るにソ連が征服を開始したこと、このコースは更に朝鮮、中國、日本に及ぶ必然性があるとし、激越な反ソ談話を発表する等のことがあつたが、國府委員会は七月四日蔣主席提案に係る対中共討滅全國總動員宣言を可決し、「中國内戦の責任は中共に在り、和平建國の最大障礙を除くには中共を討滅する外に途なく、これが爲經濟建設の強化、中央政治の刷新、食糧政策の改善、農工生産の増進、人力物力の總動員等を各政府機關によつて具体的に立案遂行せんとする」旨を述べ、対中共武力討滅の方針を明かにしたが、本宣言の発出は國民政府が正式に中共を反逆者と断じて討滅を宣言したもので、政治的解決を原則とする從來の態度を拋棄したことを意味する。これは滿洲華北における対中共作戦が國民政府にとって極めて不利な立場にあるので、これを打開する必要に迫られ、國民の反共への結果をねらつて打つた手であると想像されるが、一方対外的にはトルーマン・ドクトリンを考慮に入れたもので、米國の對國府武器賣却許可（一億三千万発の小銃彈）及び米國輸出入銀行による對華新經濟措置等の米國の新しい動きと歐洲新情勢が多分に反映したものと思量せられる。

なお、蔣主席は七月七日の日支事變十周年記念日に全國民に対し、今日の中共掃蕩戦こそ國家最高の利益と人民の基本生存と民衆の權利を擁護するものであるとの趣旨を放送し、これに対し中國共產党

も亦同日全解放地区の軍隊と民衆に対し侵入する全國府軍を断乎剿滅せよ、民主連合政府を樹立せよ等のスローガンを発表した。

他方最近米國側の発表によればトルーマン大統領は曩に大東亞戦争中スチルウェルに代つて在華米軍司令官となつたウェデマイヤー中將を大使の資格で実情調査のために六週間の予定をもつて政治、經濟、技術、財政、渉外等に関する専門家と共に中國及朝鮮に派遣することになつた趣であるが中國側においてはウェデマイヤー中將がスチルウェル將軍と更迭せる際の経緯及び國民政府に対する同中將の理解ある態度等に鑑み、同中將の來華は中國にとり有利なる結果を齎すものとしてこれを歓迎し居り中國新聞中には歐洲經濟復興案と併行し、中國經濟復興に対する米國の援助等の論説等も掲げられているが他方又朝鮮側においても同中將の朝鮮訪問は、中國、滿洲及び朝鮮を一体として觀察する意味において更に又朝鮮の信託統治を繞る最近の米ソ会談の停頓狀況に鑑み、必ずや好結果を齎すべしとしてこれを歓迎しておる由で同中將の派遣は各方面より注意を引いておる。
